V 資料編

■　川崎市基本構想

平成２７年１２月１５日　議決

Ⅰ　趣旨・目的

川崎市は、多摩川や多摩丘陵などの自然、地域に根付いた文化やスポーツ、京浜臨海部の一翼を担ってきた産業の集積、交通・物流の利便性などの特色を持つ、首都圏の大都市として存在感を増しています。

歴史を振り返ると、先人たちは、さまざまな苦難を乗り越えてきました。戦災や、急激な経済成長の過程で直面した深刻な公害問題、右肩上がりの経済成長の終焉など、これまで直面してきたさまざまな困難な局面において、知恵と工夫をもって挑み、乗り越え、ピンチをチャンスに転換して発展を成し遂げてきました。

この挑み続ける精神こそが川崎の強みであり、この強固な基盤のもとに、音楽や文化、スポーツなどに彩られた、利便性の高い生活都市として、また、脈々と受け継がれてきたものづくり産業の伝統や、人口減少及び超高齢化という状況下においても成長が見込まれる、生命科学・医療技術、環境、福祉などの新たな産業が息づく都市として、生き生きと発展を続けています。

その結果、市民が抱く川崎のイメージは、かつての「公害のまち」といったマイナスのイメージから、「住みやすく、活力にあふれたまち」といったプラスのイメージへと大きく変わってきています。

一方で、我が国は、長く続く低成長や超高齢社会の到来により、国・地方を通じた財政状況の悪化と生産年齢人口の減少というかつてない困難に直面しており、これは、政令指定都市の中では比較的市民の平均年齢が若い都市である川崎市においても、今後の 30 年程度を展望したときに避けて通れない課題となっています。

こうした局面において、これまで幾多の困難を乗り越えてきた川崎市の役割と責任は、ますます重要性を増しており、その伝統と精神を継承しながら、世界に冠たる技術や人材など、これまで蓄えた市民や企業・研究機関・行政等が持つかけがえのない財産を活かして、更なる持続的な発展に向けて、社会全体で挑戦し続けなければなりません。

このような思いのもと、ここに、川崎市がめざす都市像及びまちづくりの基本目標を掲げるとともに、地域の力を結集し、将来に向けてまちづくりに取り組みます。

Ⅱ　めざす都市像とまちづくりの基本目標

めざす都市像

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち　かわさき」

まちづくりの基本目標

「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」

市民が幸せに暮らし続けるためには、心のよりどころとなる「安心のふるさとづくり」を進めていく必要があります。安心のふるさととは、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者をはじめとした誰もが多様な生き方や考え方を寛容に認め合いながら、寄り添い、支え合い、社会に貢献することで生きがいを持ち、日常生活の質的な充足や郷土への愛着と誇りを強く感じることができる成熟したまちです。

こうしたまちづくりを進めるには、市民が主体となったさまざまな取組に加えて、必要な市民サービスを将来にわたって安定的に提供していく必要があります。そのためには、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域運営を進めるとともに、川崎市が持続的に成長していくことが不可欠です。

これまで築いてきた産業の集積や、首都圏の中心に位置する恵まれた立地条件などのポテンシャルを活かして、今後成長が見込まれる分野の産業振興をさらに進めます。また、暮らしの質を向上させるような新たな価値を、企業・団体などの多様な主体と共に創造するなど、地域経済の活性化を図りながら、環境問題をはじめとする国際的な課題解決へ貢献し、我が国の持続的な成長を牽引する「力強い産業都市づくり」を進めます。

このように、成長と成熟が調和した持続的な発展を通じて、我が国、アジア、世界の平和と繁栄に貢献し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざしたまちづくりを進めるとともに、この素晴らしいまちを、未来を担う子どもたちに引き継いでいきます。

Ⅲ 基本政策

まちづくりの基本目標を達成するために、５つの基本政策に取り組みます。

1　生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

市民が安心して暮らすためには、市民の生命や財産などが確実に守られることが必要です。しかし、従来の防災の取組だけでは対応が困難な大規模な災害や、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加していることから、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。

また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

2　子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

子どもや若者が、夢や希望を抱いて、安心して生きていける社会の実現のために、出産・子育てから、子どもの成長・発達の段階に応じた「切れ目のない」支援を進めるとともに、子どもや、子育て家庭に寄り添い、共に、幸せに暮らすことができる地域づくりを進めます。

また、未来を担う子どもたちが、乳幼児期には、情緒の安定とともに、他者への愛着や信頼感を醸成し、学齢期には、社会の中で自立して主体的な人生を送る基礎を築くとともに、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え、高め合いながら成長し、若者として社会に力強く羽ばたいていく姿を市民が実感できるような社会をめざします。

さらに、生涯を通じた、市民の学びや活動を支援することで、それぞれの市民が持つ経験や能力が地域の中でつながり、さまざまな世代が交流しながら、社会的な役割として活かされるような環境づくりを進めます。

3　市民生活を豊かにする環境づくり

大気、緑、水、土壌、資源など、さまざまな自然の恵みは循環や再生を繰り返しながら、私たちの生命を支え続けており、生き生きとすこやかに暮らしていくためには、環境を守ることが不可欠です。

地球温暖化や資源・エネルギー問題など地球規模での環境問題がより深刻化する中で、環境変化に対して柔軟に適応するとともに、市民、事業者などと協働しながら、地球や地域の環境保全を進め、健康で快適に暮らし続けることができる持続可能なまちづくりを進めます。

また、川崎がこれまで培ってきた優れた環境技術や、公害を克服する過程で得られた経験を活かして、新たな環境技術を創り出すとともに、多くの市民にとって母なる川とも言える多摩川や、多摩丘陵など、生活にうるおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する社会を、さまざまな主体と力を合わせてつくりだしていきます。

4　活力と魅力あふれる力強い都市づくり

我が国が直面している少子高齢化やエネルギー政策の転換、地球温暖化などの課題を新産業の創出に結びつけるとともに、成長を続けるアジアをはじめ、世界と競いながら、付加価値の高い、活力ある産業の集積等を促進することなどで、国際的な課題解決に貢献する、環境と調和した持続可能な産業都市づくりを進めます。加えて、意欲ある人が自らの能力や個性を活かして働くことができるよう、人材育成や多様な就業が可能な社会の実現をめざします。

首都圏における、近隣都市の拠点との適切な連携のもとで、それぞれの地域特性を活かし、魅力にあふれ多くの人が市内外から集まる広域的な拠点整備を推進するとともに、まちの成熟化に的確に対応し、誰もが安全で安心して暮らせる身近なまちづくりを進めます。

また、これらの拠点を結び・支える基幹的な道路や鉄道と、自転車や徒歩も含めて、少子高齢化の急速な進展などの社会状況の変化を見極めながら、誰もが快適に利用できる身近な交通環境の強化をバランスよく進めるまちづくりを基本として、民間活力を活かした、総合的な整備を進めます。

さらに、それぞれの地域の歴史や文化に根ざした川崎らしさを大切にするとともに、スポーツや音楽などの地域

資源を磨き上げ、それらが融合しながら変貌を遂げる国際都市川崎の多彩な魅力を発信します。こうしたことにより、都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、一層多くの人々が集い賑わう好循環のまちづくりを進めます。

5　誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

「まち」は、生まれ、育ち、学び、働き、楽しみ、支え合うといった先人たちの営みの上に形づくられてきたものであり、さらに将来にわたって発展させていくものです。

地方への分権が進む中、まちづくりの主役は、そこで暮らし、活動するすべての市民、団体、企業などであることから、市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進するとともに、多様な人々が生涯にわたって生きがいを感じ、共に認め合い、支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域社会をめざします。

■　川崎市基本計画

平成２７年１２月１５日　議決

Ⅰ　趣旨・目的

基本計画は、基本構想に定める５つの基本政策を体系的に推進するために、基本政策ごとに政策の方向性を明らかにするものです。

Ⅱ　目標年次及び計画の位置づけ

平成 28（2016）年度からの概ね 10 年間を対象として、市政運営の方向性を定めるものです。

Ⅲ 「政策」の基本方向

基本政策１　生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策 1-1　災害から生命を守る

高い確率で発生が見込まれる首都直下地震や、毎年発生する台風、突然の大雨など、いつ、どこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていかなければなりません。

かけがえのない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図りながら、建築物などの耐震対策や浸水対策、消防力の強化に取り組むとともに、いざという時に助け合えるよう、市民の防災意識を高め、日頃から地域などで顔の見える関係性を構築し、地域のリーダーや若者も含めた幅広い世代の市民や企業と力を合わせながら、行政と市民等が一体となった災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。

政策 1-2　安全に暮らせるまちをつくる

自転車や高齢者・通学児童などに関わる交通事故、地域における犯罪など、身近な安全を脅かす問題への対策が求められています。ルール遵守の徹底、防犯意識やマナーの向上等を図ることで、これらを未然に防止し、安全・安心な社会を実現するため、市民や地域で活動する団体、警察等との連携による安心して暮らせるまちづくりの取組を推進します。

また、超高齢社会を見据えて、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に暮らすことのできるユニバーサルデザインに配慮しながら、地域の生活基盤となる道路の維持・管理を図るなど、身近な生活環境の整備を進めます。

政策 1-3　水の安定した供給・循環を支える

水道と下水道は、市民生活に欠くことのできない生活基盤となっています。今後想定される大規模地震や、近年の気候変動による集中豪雨などに備えつつ、水道と下水道が将来にわたりしっかりと機能するよう、施設の耐震化や老朽化した施設の更新などを計画的に進める必要があります。

今後も、市民生活をしっかりと支えるため、安全でおいしい水道水を安定的に供給し、使った水はきれいにして川や海に戻すという水循環や、まちを大雨から守るという大切な役割を果たす、上下水道機能の形成に取り組みます。

政策 1-4　誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

ひとり暮らしや認知症の高齢者、障害のある高齢者が増加するなど、地域生活を取り巻く状況は急速に変化しています。このような中で、市民の健康寿命の延伸をめざすとともに、保健・医療・福祉・住まい等の関係機関の連携を強化することや、地域のさまざまな主体が、世代を越えて、支え合い、助け合うことで、高齢者や障害者をはじめとした誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めます。

政策 1-5　確かな暮らしを支える

高齢化の進展に伴い、医療や福祉における社会保障費は増加傾向にあり、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、持続可能な社会保障制度の運営が求められています。

市民生活を送る上での確かな安心を支える給付制度の運営を維持するとともに、失業や病気などにより、生活の維持が困難になった人に対し、生活保護などの社会保障制度をはじめとしたセーフティネットをしっかりと維持し、市民の暮らしの安心を保障します。

政策 1-6　市民の健康を守る

高齢者の増加、慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療の高度化等により、市民の医療ニーズが増加するとともに多様化しています。

地域における医療機関相互の機能分担と連携を図り、良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制づくりや、救急医療体制の充実により、すべての市民のすこやかな生活を支えます。

基本政策２　子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

政策 2-1　安心して子育てできる環境をつくる

本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化する中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められています。

そのため、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安感や負担感を軽減するとともに、すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます。

政策 2-2　未来を担う人材を育成する

若者の不安定な雇用状況をはじめとして、今、子どもたちは、自分の将来を描きにくい状況にあります。

こうした中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に必要な能力・態度を養います。

また、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざして、共生・協働の精神を育みます。

政策 2-3　生涯を通じて学び成長する

家族やコミュニティのつながりの希薄化が指摘される現代においては、これまでのつながりの強化に加えて、新たな絆づくりが必要とされています。

市民同士や、団体同士をつなげ、「地縁」に加えて、学びを通じた「知縁」による新たな絆を創造していくとともに、多世代が交流しながら、子どもたちは多くの大人との関わりの中で、自尊心や他者への信頼感、働くことの意義などを学び、シニア世代は子どもと積極的に関わり合う中で、生きがいを得る場づくり等を進めます。

基本政策３　市民生活を豊かにする環境づくり

政策 3-1　環境に配慮したしくみをつくる

本市はこれまで、低炭素社会の構築に向け、優れた環境技術の集積を活かしながら、市民や事業者など多様な主体との協働により、地球温暖化対策に取り組んできました。

一方で、地球温暖化により、異常気象や生態系への影響が生じていることから、これまで取り組んできた温室効果ガスの排出抑制などの緩和策とあわせ、地球温暖化による影響に対応した適応策に取り組むとともに、市民や事業者の環境意識を醸成するなど、環境に配慮したしくみづくりを推進していきます。

政策 3-2　地域環境を守る

本市における大気や水質などは、汚染物質の排出抑制の取組により、大きく改善が図られていますが、一部で環境基準を達成していない状況もあることから、引き続き環境改善に向けた取組を推進します。

また、廃棄物については、分別収集などの取組により大きく減量化・資源化が図られていることから、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による廃棄物の発生抑制、再使用について重点的に取り組みます。

政策 3-3　緑と水の豊かな環境をつくりだす

本市には、多摩川、多摩丘陵などの自然をはじめ、これまで保全・整備を進めてきた都市公園や緑地、農地、河川など、多様な生物が息づく環境が残されています。

豊かな自然環境は人々に安らぎをもたらすとともに、まちの品格を高めるなど、存在していることの効用が大きいことから、行政と企業、市民などさまざまな主体が協働、連携し、保全、創出、育成の取組を持続的に進め、市民の貴重な財産として次世代に継承していきます。

基本政策４　活力と魅力あふれる力強い都市づくり

政策 4-1　川崎の発展を支える産業の振興

新興国の急成長により国際競争が激化し、少子高齢化・人口減少による国内市場の縮小が懸念されるなど、産業を取り巻く環境は大きく変化しています。このような変化に的確に対応し、市内産業を持続的に発展させるため、成長著しいアジアの中での国際競争力の強化に向けた取組を推進します。

また、産学官の交流・企業間連携の更なる深化による市内企業の競争力強化をはじめとして、本市のものづくりを支える中小企業の振興や、地域全体の賑わいを創出する商業地域の活性化、地産地消による都市農業の振興などにより、市内経済の好循環に支えられた産業の振興を図ります。

政策 4-2　新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

高齢化の進行やＩＣＴ（情報通信技術）の進展、国内外のエネルギー政策の大きな転換など、社会環境の変化を的確に捉えながら、生活の質を向上させ、新たなライフスタイルを実現することをめざして取組を進めていくことが、これからは重要です。

医療・福祉、エネルギーなどの新たな成長分野における川崎発のイノベーションを創出するとともに、コンベンション機能の創出等によって多様で創造性のある人材の交流を促進し、市内企業の競争力の向上を図ります。

また、いつでもＩＣＴを使える環境や、誰でも公的機関のデータが活用できる環境を整備するなど、市民生活の更なる利便性の向上や、地域経済の活性化を図ります。

政策 4-3　生き生きと働き続けられる環境をつくる

10 年後の平成 37（2025）年には、本市も生産年齢人口が減少に転じることが見込まれており、活力ある地域経済を維持するためには、市内雇用の維持・拡大と多様な人材の活用・育成が求められています。

若者や女性への就業支援・再チャレンジできるしくみづくりに力を入れて取り組むほか、子どもの頃から働くよろこびや価値観をリアルに実感できる学びの機会づくりなど、人材の活用・育成に取り組みます。

政策 4-4　臨海部を活性化する

本市の臨海部は、石油化学・鉄鋼等の製造業やエネルギー産業に加え、ライフサイエンスなど成長分野の技術を活用した産業の高付加価値化、環境技術の集積やグローバルな人材の集積等が進んでいます。

そのような状況の中で、羽田空港との近接性を活かしながら、国際競争力を有し、日本経済の発展を牽引する高度な産業集積と新産業を創出するオープンイノベーションの拠点形成をめざし、創造性のある人材を育成しつつ、立地企業の持続的な運営支援や、新技術の創出につながる拠点マネジメントを行います。

また、環境と調和したスマートコンビナートの形成や、基盤整備の推進、グローバル化の進展に対応した港湾物流機能の強化等を進めます。

政策 4-5　魅力ある都市拠点を整備する

本市では首都圏に位置する地理的優位性を活かした商業、業務、都市型住宅等の都市機能の強化と、隣接する東京都・横浜市の都市拠点と連携した魅力と活力にあふれた都市拠点づくりに取り組んできました。

都市基盤の整備は地域の活力や賑わい、さらには大きな経済効果を生み出すことから、今後も引き続き、臨空・臨海都市拠点、川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点の整備を中心とした広域調和型まちづくりの更なる推進を図ります。

また、超高齢社会を見据えた誰もが暮らしやすいまちづくりをめざし、複数の鉄道路線が結節する駅等を中心とした利便性の高い地域生活拠点の形成を推進し、魅力あるまちづくりを進めます。

政策 4-6　良好な都市環境の形成を推進する

近年、生活スタイルや居住ニーズの多様化などにより市民の居住環境は大きく変化しており、ライフステージに合わせた、より快適な暮らしを求めて「住まい方」に対する関心が高まっています。

このため、誰もが暮らしやすく、うるおいのある住環境の整備に向けて、景観施策や計画的なまちづくりの推進により良好な市街地の形成を促進するとともに、地域が主体的にまちの課題解決に取り組む市民主体のまちづくりを推進します。

政策 4-7　総合的な交通体系を構築する

本市は、地理的に交通至便な優位性を持った地域であり、首都圏の交通ネットワークの円滑化を図る上で大変重要な役割を担っています。一方で超高齢社会の進展は、今後の交通機関の利用形態に大きな影響を与えることが見込まれます。

このようなことから、空港や新幹線などの広域交通機関の動向を踏まえながら、首都圏の経済活動の活性化や市民生活の利便性の向上に大きく寄与する広域交通の円滑化及び地域交通環境の整備など、民間活力や既存施設を最大限に活用し、鉄道・バス・自動車・自転車・歩行者等の総合的な交通体系を構築します。

政策 4-8　スポーツ・文化芸術を振興する

経済的な豊かさだけではなく、健康的でうるおいのある質の高い暮らしを求めて、スポーツや文化に親しみたいというニーズが高まっています。本市では、「音楽のまち・かわさき」など、これまで培われてきたスポーツ・文化芸術活動が定着するとともに、世界的に評価の高い施設や市民に親しまれる多くの施設があり、これらを地域資源として活かすことは、市民同士の交流や心豊かで温かなコミュニティの形成、さらには都市としての魅力向上にもつながります。

こうしたことから、東京オリンピック・パラリンピックや市制 100 周年を契機として、スポーツ・文化芸術活動を通じて市民が感動を分かち合うとともに、こうした活動をさらに促進することで、自ら暮らすまちに抱く愛着と誇りを次世代に継承していきます。

政策 4-9　戦略的なシティプロモーション

本市は、地域ごとに特色ある歴史や文化が育まれ、さまざまな文化・スポーツや、多摩川をはじめとした自然環境など、魅力あるさまざまな地域資源を有しています。近年では、交通利便性を活かしたまちづくりによって活気が生み出され、住みやすいまちとして認知されるとともに、産業技術や研究開発機能の集積が、川崎の魅力のひとつとして認識されるようになり、川崎のイメージは着実に向上しています。

今後、海外にも通用する抜群の都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、誰もが訪れたくなる川崎をめざすため、地域資源を磨き上げるだけでなく、新たな地域資源の発掘・創出に取り組むとともに、市民や企業などと効果的なコラボレーションを図り、川崎の魅力が広く伝わる戦略的なシティプロモーションを推進します。

基本政策５　誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

政策 5-1　参加と協働により市民自治を推進する

急速な少子高齢化の進展などにより、地域の課題が複雑化・多様化しているため、きめ細やかで的確な対応が求められている一方で、多彩な経験を持った元気な高齢者や、未来を担う若い世代の社会貢献に対する関心が高まっており、地域で積極的に活動する団体や社会貢献活動に意欲的な企業などが増えてきています。

このような社会経済状況の変化を的確に捉え、幅広い世代の参加や、行政と市民・地域で活動する団体・企業・大学・他の自治体などの多様な主体との協働・連携による地域課題の解決に向けた取組を進めます。

また、市民が支え合えるコミュニティづくりに向けて、身近な総合行政機関である区役所を中心として、市民生活に身近な行政サービスを提供するとともに、地域の課題解決や地域への愛着の醸成につながるよう、課題に応じて適切なコミュニティを捉え、地域の人材や活動をコーディネートするなど、市民が主体的に進める活動を支えます。

さらに、市民に身近な課題を、身近な所で解決する基礎自治体の役割をしっかりと果たすために、地方分権改革を一層進めます。

政策 5-2　人権を尊重し共に生きる社会をつくる

社会全体のグローバル化が進み、人と人とのつながりの希薄化などが進む中で、人権と平和に関わる課題も多様化しています。

一人ひとりの人権が尊重され、共に平和に生きる社会を実現するために、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるよう、平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重に向けた取組を進めます。

■　計画の策定経過

1　市民等への説明経過

（１）出前説明会

第３期実施計画の素案について、次のような各種団体への出前説明会を実施しました。

・ 川崎商工会議所
・ 川崎市医師会
・ 川崎市社会福祉協議会
・ 川崎市 PTA 連絡協議会
・ 川崎市子ども・子育て会議
・ 全町内会連合会
・ 区（地区）町内会連合会　　など

●「出前説明会」の実施状況

実 施 期 間	開 催 数	参 加 者 数
令和３（2021）年 11 月 29 日～ 令和３（2021）年 12 月 20 日まで	32 回	914 人

（２）市民説明会

「市民説明会」では、「第３期実施計画　素案」とともに「行財政改革第３期プログラム　素案」についても説明し、御意見を伺いました。

●「市民説明会」の実施状況

開催日	会場	参加者 （人）	意見数 （件）	発言者数 （人）
令和３（2021）年 12 月 18 日(土)	14：00～ 中原区役所	会場　55 オンライン　4 （オンライン配信最大 視聴者数　112）	会場 21 オンライン７	会場 14 オンライン４

（３）その他の取組

パブリックコメントやホームページ上での意見募集などの取組もあわせて進めました。

●「総合計画第３期実施計画　素案」に関するパブリックコメント実施結果

意見提出方法	意見提出数	意 見 数
メール・マルチフォーム	82 通	194 件
ファックス	129 通	365 件
郵　便	34 通	91 件
持　参	110 通	159 件
市民説明会当日に提出されたもの	6 通	35 件
合　計	361 通	844 件

●ホームページ上での意見募集結果

意見提出方法	意見提出数	意 見 数
ホームページ（マルチフォーム）	２通	２件
合 計	２通	２件

2 有識者への意見聴取

急速に変化する社会経済状況を的確に捉え、中長期的な視点を持って第３期実施計画を策定するため、主なテーマごとに各分野の有識者への意見聴取を実施しました。

実施期間 令和３（2021）年６月 25 日～７月 29 日まで

実施順	有識者（敬称略）	所属等	テーマ
1	飯村 次郎 木田 幹久 藤本 敦也	三菱総合研究所 イノベーションサービス開発本部 研究員	福祉・健康（超高齢社会のコミュニティ）
2	中島 隆信	慶応義塾大学 商学部 教授	福祉・健康（障害者の社会参加・雇用）
3	山本 匡毅	高崎経済大学 地域政策学部 教授	産業政策（新産業、成長分野等の動向、企業に選ばれるまちづくり）
4	泉山 塁威	日本大学 理工学部建築学科 助教	資産活用（公共空間の一層の活用）
5	河野 英子	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 国際社会科学部門 教授	産業政策（新産業、成長分野等の動向、企業に選ばれるまちづくり）
6	中井 検裕	東京工業大学 環境・社会理工学院建築学系 教授	まちづくり（人口減少や社会変容、災害対策等を踏まえた都市構造と交通体系のあり方）

3 職員参加による計画策定

第３期実施計画の策定に際しては、中長期的な視点を持った戦略である「かわさき 10 年戦略」において、計画期間の先を見据えた視点から「2030 ビジョン」等を新たに設定するにあたり、より実態に即した内容とするため、各政策分野や地域の状況に精通した職員による庁内ワークショップを実施しました。

また、職員個人や組織としての政策形成能力の更なる向上が求められている中、計画策定への職員参加も重要な視点であることから、策定作業方針に基づき各局区の本部を立ち上げ、すべての職員が課題意識を持ち計画の策定に取り組みました。

4 行財政改革に関する計画等との連携

中長期的な財政状況の見通しや「今後の財政運営の基本的な考え方」の改定等を踏まえて、行財政改革に関する計画の策定作業と連携しながら第３期実施計画の策定作業を進めることにより、将来に向けて真に必要な政策・施策の推進と、持続可能な行財政基盤の構築の両立を図りました。

5 策定推進体制（川崎市総合計画策定推進本部）

新たな総合計画の企画及び立案については、市長を本部長、副市長を副本部長とする総合計画策定推進本部において推進しました。

本部長が本部員（各局区の局長等）を召集して開催する本部会議のほかに、必要に応じて総務企画局長が総括企画主管（各局区の企画担当部長等）又は企画主管（企画担当課長等）を召集して推進幹事会を開催するとともに、テーマ別の推進幹事会を開催するなど機動的に検討を進めました。

各局区においては、策定作業方針に基づき設置した、局本部、区本部において、それぞれの政策分野や地域ごとの課題等について検討を進めました。

6　策定推進体制（川崎市総合計画策定推進本部）

年	月日	内容
令和３（2021）年	２月９日	「第３期実施計画策定作業方針」の庁内通知
	４月 22 日	「第３期実施計画策定方針」及び「第３期実施計画の策定に向けた将来人口推計」の公表
	４月～５月	各局区本部設置
	８月 31 日	「第３期実施計画　基本的な考え方」の公表
	11 月 26 日	「第３期実施計画　素案」の公表
	11 月 27 日	パブリックコメント手続の開始（12 月 27 日まで）
	12 月 18 日	市民説明会の開催
令和４（2022）年	２月７日	「第３期実施計画　案」の公表
	３月	「第３期実施計画」策定予定

■ 令和元年度 川崎市総合計画に関する市民アンケート結果概要

（1）調査の目的・概要

● 平成 28（2016）年３月に策定した「川崎市総合計画」におけるさまざまな分野の市の取組について、市民生活の向上にどのようにつながったかを分かりやすく示すために設定した「市民の実感指標」が、掲げた目標にどれだけ近づくことができたのか進捗状況を確認するため、アンケート調査を実施しました（令和 2（2020）年２月 14 日～3 月６日）。

調査対象	**川崎市在住**の満 **18** 歳以上の男女個人
調査数	**3,000** 人
調査方法	郵送によるアンケート調査
有効回収数	**1,545** 標本
有効回収率	**51.5**%
調査内容	市民生活やまちづくりに関するいくつかのテーマについて、**川崎市民**の生活意識や市政に対する意識等を調査（設問項目：29 項目）
回答肢	**●5 段階評価方式** ①そう思う ②やや思う ③どちらでもない ④やや思わない ⑤思わない **●2 項目選択方式（有無）** ※アンケート項目 No.8 及び No.27 のみ ①ある ②ない
調査結果の用途	川崎市総合計画において設定した「市民の実感指標」を確認し、第 3 期実施計画の策定や市の取組改善等に活用します。

（2）調査項目

No	設問	略称
1	災害に強いまちづくりは進んでいると思うか	災害
2	安全・安心な日常生活を送っていると思うか	安全・安心
3	上下水道サービスについて満足しているか	上下水道
4	高齢者や障害者がいきいきと生活できる環境が整っていると思うか	福祉環境
5	社会保障制度に基づく市の取組が市民の経済的な不安の解消に役立っていると思うか	社会保障
6	安心して医療を受けることができると感じているか	医療
7	子育て環境の整ったまちだと思うか	子育て
8	この１年間に生涯学習をしたことがあるか **（有無）**	生涯学習
9	自分の知識や技術を地域や社会に活かしたいと思うか	地域貢献
10	環境に配慮した生活を送っているか	環境
11	市内の空気や川などの水がきれいになったと思うか	空気・川
12	ごみを減らす取組を行っているか	ごみ減量
13	市内にある自然や公園に満足しているか	自然・公園
14	住環境（住みやすさ）に満足しているか	住環境
15	市が働きやすいまちだと思うか	労働環境
16	市内産業に活力があり、事業者が元気なまちであると思うか	産業活力
17	新しいビジネスが生まれているまちだと思うか	新ビジネス
18	ICT の活用が進んでいると思うか	ICT 推進
19	臨海部の経済活動が盛んであると思うか	臨海部
20	市内の拠点駅（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）周辺に魅力や活気はあると思うか	拠点駅
21	市内の地域生活拠点駅（新川崎・鹿島田駅、武蔵溝ノ口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の周辺について、にぎわいや魅力があると思うか	地域拠点駅
22	市内に美しいまち並みが保たれていると思うか	まち並み
23	交通利便性の高いまちだと思うか	交通利便性
24	文化・芸術活動の盛んなまちだと思うか	文化・芸術
25	スポーツの盛んなまちだと思うか	スポーツ
26	市に、魅力やよいイメージがあると思うか	市の魅力
27	町内会や市民活動など、地域活動に参加しているか **（有無）**	地域活動
28	市政に対する市民の意見や要望を伝える機会等を市が備えていると思うか	市民参画
29	市民の人権や平和に対する意識が高いと思うか	人権・平和

（3）調査結果

No.	分類	積極的回答（①+②）		策定時比増減	①そう思う（はい）	策定時比増減	②ややそう思う	策定時比増減	中間的回答（③どちらともいえない）		策定時比増減	消極的回答（④+⑤）		策定時比増減	④あまりそう思わない	策定時比増減	⑤そう思わない（いいえ）	策定時比増減
1	災害	18.8%	↗	+3.2pt	3.8%	▲0.3pt	15.0%	+3.5pt	48.1%	↘	▲7.3pt	31.9%	↗	+4.6pt	17.3%	+2.5pt	14.6%	+2.1pt
2	安全・安心	62.4%	↗	+8.3pt	23.4%	+1.5pt	39.0%	+6.9pt	24.1%	↘	▲8.2pt	12.2%	↘	▲0.5pt	7.1%	▲0.2pt	5.1%	▲0.3pt
3	上下水道	62.3%	↗	+1.7pt	29.3%	▲2.1pt	33.0%	+3.8pt	26.3%	↗	+0.2pt	9.9%	↘	▲2.4pt	5.6%	+0.2pt	4.3%	▲2.6pt
4	福祉環境	28.2%	↗	+7.5pt	7.2%	+2.2pt	21.0%	+5.3pt	47.6%	↘	▲2.3pt	22.6%	↘	▲6.1pt	13.3%	▲0.5pt	9.3%	▲5.6pt
5	社会保障	22.9%	↗	+6.3pt	5.7%	+0.4pt	17.2%	+5.9pt	56.8%	↗	+1.1pt	18.1%	↘	▲8.1pt	10.9%	▲2.5pt	7.2%	▲5.7pt
6	医療	62.4%	↗	+8.6pt	25.6%	+3.0pt	36.8%	+5.6pt	23.9%	↘	▲1.7pt	12.4%	↘	▲7.5pt	7.4%	▲3.1pt	5.0%	▲4.5pt
7	子育て	32.2%	↗	+5.3pt	7.7%	+1.2pt	24.5%	+4.1pt	43.6%	↗	+1.7pt	21.3%	↘	▲8.1pt	12.2%	▲1.9pt	9.1%	▲6.2pt
8	生涯学習	23.3%	↘	▲1.9pt	23.3%	▲1.9pt	－	－	－	－	－	75.7%	↗	+2.8pt	－	－	75.7%	+2.8pt
9	地域貢献	53.6%	↗	+2.8pt	27.4%	▲1.6pt	26.2%	+4.4pt	29.3%	↘	▲0.7pt	15.7%	↘	▲1.5pt	8.5%	+0.6pt	7.2%	▲2.1pt
10	環境	49.9%	↘	▲3.3pt	14.9%	▲2.3pt	35.0%	▲1.0pt	36.2%	↗	+3.1pt	12.9%	↗	+0.9pt	7.5%	+1.1pt	5.4%	▲0.2pt
11	空気・川	49.3%	↘	▲6.3pt	18.6%	▲6.2pt	30.7%	▲0.1pt	35.3%	↗	+6.9pt	13.8%	↘	▲0.3pt	7.1%	+0.2pt	6.7%	▲0.5pt
12	ごみ減量	82.2%	↘	▲4.4pt	47.8%	▲9.9pt	34.4%	+5.5pt	12.4%	↗	+4.3pt	4.6%	↗	+0.9pt	3.0%	+0.7pt	1.6%	+0.3pt
13	自然・公園	45.7%	↗	+1.3pt	14.8%	▲1.6pt	30.9%	+2.9pt	29.8%	↘	▲0.3pt	23.2%	↘	▲0.6pt	14.3%	+1.5pt	8.9%	▲2.1pt
14	住環境	65.2%	↗	+5.6pt	26.1%	+2.0pt	39.1%	+3.6pt	20.5%	↘	▲1.8pt	13.4%	↘	▲3.0pt	9.0%	+0.6pt	4.4%	▲3.7pt
15	労働環境	33.0%	↗	+3.3pt	10.8%	+2.0pt	22.2%	+1.4pt	54.6%	↘	▲0.9pt	10.4%	↘	▲3.0pt	5.9%	▲0.1pt	4.5%	▲2.9pt
16	産業活力	33.6%	↗	+5.3pt	9.3%	+2.2pt	24.3%	+3.1pt	52.7%	↘	▲1.9pt	11.9%	↘	▲3.9pt	7.4%	▲2.4pt	4.5%	▲1.5pt
17	新ビジネス	22.5%	↘	▲1.9pt	5.7%	▲1.3pt	16.8%	▲0.6pt	50.1%	↗	+2.3pt	25.6%	↘	▲0.7pt	14.9%	+0.3pt	10.7%	▲1.0pt
18	ICT推進	27.5%	↗	+4.6pt	5.8%	+0.6pt	21.7%	+4.0pt	50.4%	↘	▲5.5pt	20.2%	↗	+1.6pt	12.0%	+1.8pt	8.2%	▲0.2pt
19	臨海部	29.3%	↗	+1.9pt	8.3%	▲1.4pt	21.0%	+3.3pt	55.7%	↘	▲0.1pt	12.1%	↘	▲2.0pt	8.0%	+0.1pt	4.1%	▲2.1pt
20	拠点駅	63.2%	↘	▲6.8pt	27.1%	▲6.5pt	36.1%	▲0.3pt	20.8%	↗	+3.4pt	14.4%	↗	+3.2pt	7.9%	+1.7pt	6.5%	+1.5pt
21	地域拠点駅	39.0%	↘	▲13.6pt	14.1%	+2.6pt	24.9%	▲16.2pt	27.1%	↗	+7.6pt	32.9%	↗	+6.9pt	18.3%	+0.2pt	14.6%	+6.7pt
22	まち並み	31.1%	↗	+1.3pt	7.8%	+0.7pt	23.3%	+0.6pt	38.9%	↘	▲0.1pt	28.7%	↘	▲1.5pt	17.3%	+1.7pt	11.4%	▲3.2pt
23	交通利便性	67.2%	↗	+5.2pt	35.4%	+0.7pt	31.8%	+4.6pt	18.6%	↗	+0.2pt	13.2%	↘	▲5.6pt	6.9%	▲3.1pt	6.3%	▲2.4pt
24	文化・芸術	48.5%	↗	+0.5pt	15.7%	+0.4pt	32.8%	+0.1pt	38.4%	↗	+0.8pt	11.9%	↘	▲1.1pt	7.2%	▲1.1pt	4.7%	+0.0pt
25	スポーツ	58.6%	↗	+11.0pt	22.3%	+7.3pt	36.3%	+3.7pt	31.5%	↘	▲7.9pt	8.7%	↘	▲2.8pt	5.5%	▲1.7pt	3.2%	▲1.1pt
26	市の魅力	39.0%	↘	▲1.7pt	9.6%	+1.6pt	29.4%	▲3.3pt	36.7%	↘	▲4.9pt	22.9%	↗	+5.2pt	14.1%	+2.1pt	8.8%	+3.1pt
27	地域活動	24.7%	↘	▲5.6pt	24.7%	▲5.6pt	－	－	－	－	－	74.5%	↗	+6.0pt	－	－	74.5%	+6.0pt
28	市民参画	20.1%	↗	+2.0pt	4.7%	+0.0pt	15.4%	+1.9pt	54.5%	↗	+3.7pt	23.9%	↘	▲5.8pt	12.4%	▲2.6pt	11.5%	▲3.2pt
29	人権・平和	23.3%	↗	+3.2pt	5.4%	+0.6pt	17.9%	+2.6pt	54.4%	↘	▲4.2pt	20.5%	↗	+0.7pt	11.8%	+1.3pt	8.7%	▲0.5pt
		計画策定時比増減の平均		+1.5pt		▲0.4pt		+2.0pt			▲0.5pt			▲1.1pt		▲0.1pt		▲1.0pt

※策定時比増減：第１期実施計画策定時（平成 27（2015）年度）との増減の比較

■　総合計画と連携する「分野別計画等」

総合計画と連携する「分野別計画等」とは、総合計画と密接に連動し、一体的に施策・事業を推進するために、各局等が策定する計画です。

なお、「計画期間」欄の計画終期がないものについては、終期の設定がない計画です。

●分野横断計画

複数の基本政策（１層）の領域に及ぶ横断的な課題を解決するため、事業目標や取組内容を具体的に定める計画等（複数の基本政策の領域に及ぶもの）

計画名	関連基本政策	計画期間		
かわさき強靱化計画	1.2.3.4.5	R3(2021)年度	～	R7(2025)年度
国際施策推進プラン	1.2.3.4.5	H28(2016)年度	～	R7(2025)年度
地域福祉計画	1.2.3.4.5	R3(2021)年度	～	R5(2023)年度
都市計画マスタープラン	1.2.3.4.5	H28(2016)年度	～	

●分野別計画

総合計画に位置づけられた政策・施策（２・３層）を効率的・効果的に推進するため、事業目標や取組内容を、総合計画よりも詳細に定める計画等（一つの基本政策に収まるもの）

【基本政策　１】　生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

計画名	関連政策・施策	計画期間		
臨海部防災対策計画	1-1-1	R2(2020)年度	～	
防災都市づくり基本計画	1-1-2	H27(2015)年度	～	
耐震改修促進計画	1-1-3	R3(2021)年度	～	R7(2025)年度
消費者行政推進計画	1-2-1	R2(2020)年度	～	R4(2022)年度
上下水道ビジョン	1-3	H29(2017)年度	～	R7(2025)年度
上下水道事業中期計画（策定予定）	4-1-1	R4(2022)年度	～	R7(2025)年度
自殺対策総合推進計画	1-4-1	R3(2021)年度	～	R5(2023)年度
再犯防止推進計画	1-4-1	R2(2020)年度	～	R6(2024)年度
高齢者保健福祉計画･介護保険事業計画	1-4-1 1-4-2 1-4-3	R3(2021)年度	～	R5(2023)年度
高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画	1-4-2 1-4-4	H30(2018)年度	～	R9(2027)年度
障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	1-4-4 1-4-5	R3(2021)年度	～	R8(2026)年度
住宅基本計画	1-4-6	H29(2017)年度	～	R8(2026)年度
健康増進計画	1-4-7	H25(2013)年度	～	R5(2023)年度
食育推進計画	1-4-7	H29(2017)年度	～	R5(2023)年度
かわさき保健医療プラン	1-4 1-6	H30(2018)年度	～	R5(2023)年度
川崎市立病院経営計画（策定予定）	1-6-2	R4(2022)年度	～	R5(2023)年度

【基本政策　２】　子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

計画名	関連政策・施策	計画期間
子ども・若者の未来応援プラン（策定予定）	1-2-1 1-4 2-1 2-2 2-3-1 3-3-2 4-1-2 5-2	R4(2022)年度　～　R7(2025)年度
教育振興基本計画　かわさき教育プラン	2-2 2-3 4-8-2	H27(2015)年度　～　概ね 10 年間
学校施設長期保全計画	2-2-3	H26(2014)年度　～

【基本政策　３】　市民生活を豊かにする環境づくり

計画名	関連政策・施策	計画期間
地球温暖化対策推進基本計画（策定予定）	3-1-1	R4 (2022)年度　～　R12 (2030)年度
大気・水環境計画（策定予定）	3-2-1	R4 (2022)年度　～　R12 (2030)年度
一般廃棄物処理基本計画	3-2-2	H28(2016)年度　～　R7(2025)年度
緑の基本計画	3-3	H30(2018)年度　～　R9(2027)年度
新多摩川プラン	3-3-5	H28(2016)年度　～　R7(2025)年度

【基本政策　４】　活力と魅力あふれる力強い都市づくり

計画名	関連政策・施策	計画期間
産業振興プラン	1-2-1 3-3-4 4-1 4-2-1 4-2-2 4-2-3 4-3 4-9-2	H28(2016)年度　～　R7(2025)年度
農業振興計画	3-3-4 4-1-4	H28(2016)年度　～　R7(2025)年度
デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進プラン（策定予定）	4-2-5	R4(2022)年度　～　R7(2025)年度
川崎港港湾計画	4-4-2 4-4-3	H26(2014)年度　～　R7(2025)年度
総合都市交通計画	4-7	H25(2013)年度　～　R14(2032)年度
道路整備プログラム	4-7-2	H28(2016)年度　～　R11(2029)年度
地域公共交通計画	4-7-3	R3(2021)年度　～　R7(2025)年度
自転車活用推進計画（策定予定）	4-7-3	R4(2022)年度　～　R7(2025)年度
市バス事業経営戦略プログラム	4-7-4	R1(2019)年度　～　R7(2025)年度
スポーツ推進計画（策定予定）	4-8-1	R4(2022)年度　～　R13(2031)年度

計画名	関連政策・施策	計画期間
文化芸術振興計画	4-8-2 4-8-3	H31(2019)年度　～　R5(2023)年度
文化財保護活用計画	4-8-2	H26(2014)年度　～　R5(2023)年度
シティプロモーション戦略プラン	4-9	H27(2015)年度　～　R7(2025)年度
新・かわさき観光振興プラン	4-9-2	H28(2016)年度　～　R7(2025)年度

【基本政策　５】　誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

計画名	関連政策・施策	計画期間
人権施策推進基本計画（改定予定）	5-2	R4(2022)年度　～　R13(2031)年度
男女平等推進行動計画（策定予定）	5-2-2	R4(2022)年度　～　R7(2025)年度

《参考》「分野別計画等」に含めない計画等

●ビジョン、方針等

具体的な取組内容を位置付けていない、市が目指す理念、考え方を示したもの

計画名	関連基本政策	計画期間
資産マネジメント第３期実施方針（策定予定）	1.2.3.4.5	R4(2022)年度　～　R13(2031)年度
地域包括ケアシステム推進ビジョン	1.2.3.4.5	H26(2014)年度　～
環境基本計画	1.3.4	R3(2021)年度　～　R12(2030)年度
脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」	1.2.3.4.5	R2(2020)年度　～
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	1.2.3.4.5	H28(2016)年度　～　R7(2025)年度
臨海部ビジョン	1.2.3.4.5	H30(2018)年度　～
自転車利用基本方針	1.3.4	H30(2018)年度　～
これからのコミュニティ施策の基本的考え方	1.2.3.4.5	H30(2018)年度　～
協働・連携の基本方針	1.2.3.4.5	H28(2016)年度　～
（仮称）かわさきパラムーブメント推進ビジョン（策定予定）	1.2.3.4.5	R4(2022)年度　～

※このほかにも、単独の事務事業（４層）を推進するために具体的な手順や方法等を示した「個別計画」があり、本実施計画中「計画期間の主な取組」などで必要に応じて記載しています。

■　計画事業費

1　政策体系別計画事業費集計表

第３期実施計画の推進に要する計画事業費は、次の集計表のとおりです。ここでは、政策体系に基づく５つの「基本政策」及び「政策の執行を支えるその他の事務事業・経費」について、計画期間（令和４（2022）年度～令和７（2025）年度）の各年度ごとに総事業費及び一般会計分の事業費を集計した上で、一般会計分については、その財源内訳を算出しています。

５つの「基本政策」に基づく計画事業費は、表の「政策体系合計」の欄にあるように、

令和４（2022）年度　856,842 百万円　　令和５（2023）年度　833,653 百万円
令和６（2024）年度　828,504 百万円　　令和７（2025）年度　825,783 百万円

で、これに「政策の執行を支えるその他の事務事業・経費」を加えると、

令和４（2022）年度　1,376,686 百万円　　令和５（2023）年度　1,381,075 百万円
令和６（2024）年度　1,392,745 百万円　　令和７（2025）年度　1,402,257 百万円

となります。

実施計画は、本市が取り組むすべての事務事業等を対象とすることから、令和４（2022）年度の計画事業費は、全会計合計から公債管理会計分を除いた予算総額と一致しています。

さらに、「政策体系別計画事業費」では、５つの基本政策ごとの計画事業費を集計し、その事業費内訳を示しています。

（単位：百万円）

	年度	総事業費		一般会計の財源内訳			
			一般会計	国庫支出金	市債	その他特定財源	一般財源
基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり	令和4（2022）	540,186	232,843	83,904	43,484	25,477	79,977
	令和5（2023）	509,623	192,038	71,770	14,361	24,866	81,041
	令和6（2024）	507,414	185,746	72,072	11,596	23,980	78,098
	令和7（2025）	512,248	186,412	72,611	10,880	23,738	79,182
	4か年総計	**2,069,471**	**797,039**	**300,357**	**80,321**	**98,061**	**318,298**
基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり	令和4（2022）	168,618	168,314	49,864	7,555	31,262	79,633
	令和5（2023）	184,319	184,015	51,862	16,294	32,092	83,767
	令和6（2024）	192,276	191,972	53,853	19,835	32,672	85,612
	令和7（2025）	190,778	190,475	53,888	17,006	33,279	86,302
	4か年総計	**735,991**	**734,776**	**209,467**	**60,690**	**129,305**	**335,314**
基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり	令和4（2022）	39,827	39,400	4,099	19,585	4,039	11,677
	令和5（2023）	31,252	30,793	3,226	9,923	4,310	13,333
	令和6（2024）	24,534	24,186	2,075	5,533	5,095	11,483
	令和7（2025）	19,386	19,045	477	3,123	4,425	11,019
	4か年総計	**114,999**	**113,424**	**9,877**	**38,164**	**17,869**	**47,512**
基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり	令和4（2022）	102,245	69,489	5,566	21,714	26,809	15,400
	令和5（2023）	103,220	69,570	5,209	21,502	27,858	15,001
	令和6（2024）	99,927	67,321	6,912	20,155	25,766	14,488
	令和7（2025）	99,678	63,644	7,048	17,665	24,105	14,826
	4か年総計	**405,070**	**270,024**	**24,735**	**81,036**	**104,538**	**59,715**
基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり	令和4（2022）	5,966	5,966	2,056	190	510	3,210
	令和5（2023）	5,239	5,373	100	745	492	4,036
	令和6（2024）	4,353	4,487	100	522	497	3,369
	令和7（2025）	3,693	3,827	100	110	497	3,120
	4か年総計	**19,251**	**19,653**	**2,356**	**1,567**	**1,996**	**13,735**
政策体系合計	令和4（2022）	856,842	516,012	145,489	92,528	88,097	189,897
	令和5（2023）	833,653	481,789	132,167	62,825	89,618	197,178
	令和6（2024）	828,504	473,712	135,012	57,641	88,010	193,050
	令和7（2025）	825,783	463,403	134,124	48,784	86,044	194,449
	4か年総計	**3,344,782**	**1,934,916**	**546,792**	**261,778**	**351,769**	**774,574**
政策の執行を支えるその他の事務事業・経費	令和4（2022）	519,844	362,501	16,568	605	20,626	324,702
	令和5（2023）	547,422	389,128	16,552	747	20,696	351,133
	令和6（2024）	564,241	405,592	16,557	139	20,572	368,324
	令和7（2025）	576,474	417,114	16,574	139	21,770	378,631
	4か年総計	**2,207,981**	**1,574,335**	**66,251**	**1,630**	**83,664**	**1,422,790**
総　計	令和4（2022）	1,376,686	878,513	162,057	93,133	108,723	514,599
	令和5（2023）	1,381,075	870,917	148,719	63,572	110,314	548,311
	令和6（2024）	1,392,745	879,304	151,569	57,780	108,582	561,374
	令和7（2025）	1,402,257	880,517	150,698	48,923	107,814	573,080
	4か年総計	**5,552,763**	**3,509,251**	**613,043**	**263,408**	**435,433**	**2,197,364**

※　公債管理会計分の事業費は、各会計の市債の発行や償還を管理する会計であり、事業費が重複するため、対象事業費から除いています。
※　収支フレーム上の一般財源とは計上の考え方が異なるため、収支フレーム上の一般会計の一般財源額（歳出）と合わない場合があります。
※　百万円未満を四捨五入しているため、一般会計と財源内訳の合計が合わない場合があります。
※　政策体系の変更に伴い数字が変動する場合があります。

2　政策体系別計画事業費

（百万円）

基本政策	政策	施策	計画事業費 令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）
基本政策 1　生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり			540,186	509,623	507,414	512,248
	政策 1-1 災害から生命を守る		41,632	11,790	8,881	8,042
		施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進	35,085			
		施策 1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進	128			
		施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進	1,171			
		施策 1-1-4 消防力の総合的な強化	3,545			
		施策 1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備	1,703			
	政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる		12,492	14,588	13,004	12,740
		施策 1-2-1 防犯対策の推進	716			
		施策 1-2-2 交通安全対策の推進	1,332			
		施策 1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	718			
		施策 1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理	9,727			
	政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える		41,594	39,804	41,280	42,715
		施策 1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上	20,526			
		施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成	21,068			
	政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる		180,275	187,540	191,047	196,774
		施策 1-4-1 総合的なケアの推進	7,694			
		施策 1-4-2 高齢者福祉サービスの充実	108,940			
		施策 1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり	4,674			
		施策 1-4-4 障害福祉サービスの充実	39,991			
		施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進	3,951			
		施策 1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備	9,243			
		施策 1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり	5,783			
	政策 1-5 確かな暮らしを支える		221,969	223,482	222,722	223,373
		施策 1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営	162,007			
		施策 1-5-2 自立生活に向けた取組の推進	59,962			
	政策 1-6 市民の健康を守る		42,224	32,419	30,478	28,605
		施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化	1,645			
		施策 1-6-2 信頼される市立病院の運営	17,727			
		施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保	22,851			
基本政策 2　子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり			168,618	184,319	192,276	190,778
	政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる		129,385	132,365	134,431	136,344
		施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進	27,370			
		施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進	83,148			
		施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進	7,655			
		施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	11,211			
	政策 2-2 未来を担う人材を育成する		37,017	47,547	53,675	49,973
		施策 2-2-1「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進	16,409			
		施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応	2,801			
		施策 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備	11,987			
		施策 2-2-4 学校の教育力の向上	5,820			
	政策 2-3 生涯を通じて学び成長する		2,215	4,407	4,170	4,461
		施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上	149			
		施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援	2,066			
基本政策 3　市民生活を豊かにする環境づくり			39,827	31,252	24,534	19,386
	政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる		796	884	770	1,071
		施策 3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進	796			
	政策 3-2 地域環境を守る		31,929	20,677	12,758	11,417
		施策 3-2-1 地域環境対策の推進	484			
		施策 3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進	31,445			
	政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす		7,102	9,690	11,006	6,897
		施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成	489			
		施策 3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備	5,606			
		施策 3-3-3 多摩丘陵の保全	700			
		施策 3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進	48			
		施策 3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進	259			

基本政策	政策	施策	計画事業費 令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）
基本政策 4　活力と魅力あふれる力強い都市づくり			102,245	103,220	99,927	99,678
	政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興		24,162	24,013	23,392	22,269
		施策 4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化	127			
		施策 4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成	1,758			
		施策 4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成	22,119			
		施策 4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化	158			
	政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上		4,200	4,082	3,823	3,893
		施策 4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進	101			
		施策 4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援	54			
		施策 4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化	407			
		施策 4-2-4 スマートシティの推進	42			
		施策 4-2-5 ＩＣＴ（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上	3,596			
	政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる		596	1,276	2,243	462
		施策 4-3-1 人材を活かすしくみづくり	166			
		施策 4-3-2 働きやすい環境づくり	429			
	政策 4-4 臨海部を活性化する		15,377	13,997	11,024	12,592
		施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備	984			
		施策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成	12,083			
		施策 4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備	2,310			
	政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する		8,006	7,763	4,716	3,613
		施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成	552			
		施策 4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備	7,454			
	政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する		3,279	3,350	3,638	3,695
		施策 4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進	3,270			
		施策 4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進	9			
	政策 4-7 総合的な交通体系を構築する		16,269	18,833	21,739	23,797
		施策 4-7-1 広域的な交通網の整備	1,951			
		施策 4-7-2 市域の交通網の整備	9,553			
		施策 4-7-3 身近な交通環境の整備	338			
		施策 4-7-4 市バスの輸送サービスの充実	4,428			
	政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する		6,826	6,408	5,806	5,900
		施策 4-8-1 スポーツのまちづくりの推進	2,007			
		施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興	3,430			
		施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進	1,390			
	政策 4-9 戦略的なシティプロモーション		23,530	23,499	23,545	23,457
		施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成	335			
		施策 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興	23,195			
基本政策 5　誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり			5,966	5,239	4,353	3,693
	政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する		5,605	4,957	4,120	3,462
		施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり	652			
		施策 5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進	680			
		施策 5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化	4,274			
	政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる		360	282	234	231
		施策 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進	163			
		施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進	140			
		施策 5-2-3 かわさきパラムーブメントの推進	58			
政策の執行を支えるその他の事務事業・経費			519,844	547,422	564,241	576,474
	市長及び教育委員会の事務		19,272	19,062	16,962	16,329
		内部管理事務	15,062			
		事業執行を支える事務	4,209			
	その他の執行機関の事務		2,154	2,342	1,725	3,098
		公平な行政を支える事務	656			
		議会運営を支える事務	1,498			
	企業会計の事務		72,650	73,320	72,003	72,429
		内部管理事務	72,513			
		事業施行を支える事務	137			
	その他の経費（公債管理会計分を除く）		425,769	452,698	473,552	484,617
		人件費（職員給与費）	182,997			
		公債費	119,704			
		繰出金	121,901			
		予備費	1,166			

3　実施計画の計画事業費と収支フレーム

「今後の財政運営の基本的な考え方」では、持続可能な行財政基盤の構築に向けて、中長期的な収支状況を示した「収支フレーム」に沿った財政運営を行うこととしており、この収支フレームを踏まえて、総合計画を推進します（※）。

歳入については、令和４（2022）年度は 4,321 億円、令和５（2023）年度は 4,382 億円、令和６（2024）年度は4,393 億円、令和７（2025）年度は4,460 億円としていますが、多様化する課題への的確な対応等、必要な施策・事業を着実に推進するために、令和４（2022）年度は 239 億円、令和５（2023）年度は206 億円、令和６（2024）年度は120 億円、令和７（2025）年度は49 億円の一時的な収支不足を想定しています。

この収支不足については、減債基金からの新規借入れによる対応を想定しています。

このような本市の財政状況を踏まえた減債基金の活用は、当面の措置として、将来の市債償還に支障を及ぼすことがない範囲で行っており、早期の収支均衡を目指し、令和８（2026）年度には、減債基金からの新規借入れを行うことなく収支均衡が図られるよう財政運営を行うこと、また、市民サービスの安定的な提供と財政状況のバランスを考慮した上で、施策調整の取組とともに、行財政改革の取組を進め、毎年度の予算編成や決算の中で借入額の圧縮と早期の返済に努めることとしていることから、実施計画は財源的に実行可能な計画となっています。

「今後の財政運営の基本的な考え方」における収支フレームと計画期間

（単位：億円・一般財源ベース）

	収支フレーム 計画期間				
	令和4年度（2022）予算	令和5年度（2023）見込	令和6年度（2024）見込	令和7年度（2025）見込	令和8年度（2026）見込
歳入 A	**4,321**	**4,382**	**4,393**	**4,460**	4,504
市税	3,675	3,735	3,752	3,806	3,836
地方消費税交付金	325	328	321	335	349
地方譲与税・その他交付金	145	143	144	144	145
普通交付税・臨時財政対策債	0	0	0	0	0
その他一般財源	106	106	106	105	104
退職手当債	0	0	0	0	0
行政改革推進債	70	70	70	70	70
歳出 B	**4,560**	**4,588**	**4,513**	**4,509**	4,494
投資的経費	315	295	251	241	240
一部の社会保障関連経費	1,100	1,132	1,149	1,175	1,195
公債費（諸費を除く）	691	698	695	685	666
管理的政策的経費	2,454	2,463	2,418	2,408	2,393
収支（A－B）	**▲239**	**▲206**	**▲120**	**▲49**	**10**
減債基金からの新規借入想定額	**239**	**206**	**120**	**49**	0
減債基金からの借入残高想定額	**1,052**	**1,258**	**1,378**	**1,427**	1,427

※　計画事業費と収支フレームの一般財源の計上の考え方

	計画事業費（歳出）		計上の考え方の調整：歳入歳出が同額の事業費の調整（減債基金既借入金）	計上の考え方の調整：歳入一般財源として扱った財源の調整（行政改革推進債・退職手当債）		収支フレーム（歳出）
令和4年度（2022）	5,146	→	▲656	70	→	4,560
令和5年度（2023）	5,483		▲895	－		4,588
令和6年度（2024）	5,614		▲1,101	－		4,513
令和7年度（2025）	5,730		▲1,221	－		4,509

→　収支フレームでは、歳入歳出の一般財源額が同じ減債基金既借入金分を控除するとともに、行政改革推進債等の一部の歳出の特定財源を、歳入における一般財源として扱っています。

なお、減債基金既借入金分の控除額は、令和４（2022）年３月補正後の現計予算を基としているため、収支フレームにおける借入残高想定額と一致しません。　（※）億円未満を端数処理しているため、差し引きの合計が合わない場合があります。

■政策体系図

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
基本政策 1　生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり			
	政策 1-1 災害から生命を守る		
		施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進	
			○ 防災対策管理運営事業
			○ 地域防災推進事業
			○ 防災施設整備事業
			○ 臨海部・津波防災対策事業
			○ 帰宅困難者対策推進事業
			○ 公園防災機能向上事業
			○ 本庁舎等建替事業
			危機管理対策事業
			放射線安全推進事業
			高層集合住宅の震災対策推進事業
			○ 港湾施設改修（防災・減災）事業
			海岸保全施設維持整備事業
			○ 水防業務
		施策 1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進	
			○ 防災都市づくり基本計画推進事業
			○ 防災市街地整備促進事業
			○ 防災まちづくり支援促進事業
			狭あい道路対策事業
		施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進	
			○ 特定建築物耐震対策事業
			○ 木造建築物耐震対策事業
			○ 民間マンション耐震対策事業
			○ 宅地防災対策事業
			急傾斜地崩壊対策事業
			○ 耐震対策等橋りょう整備事業
		施策 1-1-4 消防力の総合的な強化	
			消防署所の適正配置に係る事業
			○ 消防署所改築事業
			○ 消防指令体制整備事業
			消防艇管理事業
			ヘリコプター整備事業
			○ 消防団関係事業
			○ 警防活動事業
			耐震性貯水槽建設事業
			○ 火災予防事業
			消防広報事業
			火災等の調査事務
			○ 査察活動事業
			○ 危険物施設等規制事業
			消防音楽隊等活動事業

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
			消防車両等管理業務
			救急車両管理業務
			○ 庁舎等整備事業
			警防資器材等管理業務
			○ 救助活動事業
			活動計画・出場計画に関する業務
			特殊災害対策業務
			航空関係業務
			火災予防設備に関する業務
			○ 地域防災支援事業
		施策 1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備	
			○ 河川計画事業
			○ 五反田川放水路整備事業
			○ 河川改修事業
			○ 河川施設更新事業
			雨水流出抑制施設指導業務
	政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる		
		施策 1-2-1 防犯対策の推進	
			○ 防犯対策事業
			○ 犯罪被害者等支援事業
			○ 路上喫煙防止対策事業
			○ 客引き行為等防止対策事業
			○ 消費生活相談事業
			○ 消費者啓発育成事業
			消費者自立支援推進事業
		施策 1-2-2 交通安全対策の推進	
			○ 交通安全推進事業
			○ 安全施設整備事業
			○ 放置自転車対策事業
			○ 踏切道改善推進調査事業
		施策 1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	
			○ ユニバーサルデザイン推進事業
			バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業
			○ ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業
			○ 南武線駅アクセス向上等整備事業
			○ 鉄道駅ホームドア等整備事業
			福祉のまちづくり普及事業
		施策 1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理	
			○ 計画的な道路施設補修事業
			道路・橋りょう等の維持補修事業
			○ 河川・水路維持補修事業
			○ 道水路不法占拠対策事業
			○ 道水路台帳整備事業

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
			道路舗装事業
			屋外広告物管理事業
			私道舗装助成事業
			占用業務管理
			地籍調査事業
			公共工事の適正化推進事業
			河川・水路財産管理業務
	政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える		
		施策 1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上	
			○ 主要施設の更新・耐震化事業
			○ 送・配水管の更新・耐震化事業
			○ 給水管の更新事業
			○ 水道水質の管理業務
			○ 工業用水道施設の整備事業
			水道・工業用水道事業の危機管理対策事業
			水道・工業用水道事業における環境施策の推進事業
			水道・工業用水道事業における経営基盤の充実・強化事業
		施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成	
			○ 下水道の管きょ・施設の地震対策事業
			○ 浸水対策事業
			○ 高度処理事業
			○ 合流式下水道の改善事業
			○ 下水道の管きょ・施設の老朽化対策及び未普及解消事業
			下水道水質管理・事業場指導業務
			下水道事業の危機管理対策事業
			下水道事業における環境施策の推進事業
			下水道事業における経営基盤の充実・強化事業
	政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる		
		施策 1-4-1 総合的なケアの推進	
			○ 地域包括ケアシステム推進事業
			○ 介護予防事業
			○ 認知症高齢者対策事業
			○ 在宅医療連携推進事業
			○ 地域見守りネットワーク事業
			○ 地域リハビリテーション推進事業
			○ 災害救助その他援護事業
			○ 民生委員児童委員活動育成等事業
			○ 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業
			○ 権利擁護事業
			社会福祉法人指導監査等業務
			地域包括支援センターの運営
			○ 障害者相談支援事業
			社会福祉協議会との協働・連携

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
			戦没者遺族等援護
			社会福祉審議会の運営
			更生保護事業
			地域福祉施設の運営
			地域福祉計画推進事業
			日本赤十字社に関する業務
		施策 1-4-2 高齢者福祉サービスの充実	
			○ 福祉人材確保対策事業
			○ 介護サービスの基盤整備事業
			○ 介護保険事業
			○ かわさき健幸福寿プロジェクト
			高齢者住宅対策事業
			○ 高齢者生活支援サービス事業
			高齢者音楽療法推進事業
			高齢者緊急一時入所事業
			高齢者保健福祉計画推進事業
			在宅福祉・医療サービスの推進事業
			川崎市老人福祉施設事業協会の運営
			民間老人福祉施設入所者処遇改善及び施設振興
			養護・軽費老人ホームの運営
			老人保護措置
		施策 1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり	
			○ 高齢者外出支援事業
			○ 高齢者就労支援事業
			○ 生涯現役対策事業
			○ いこいの家・いきいきセンターの運営
		施策 1-4-4 障害福祉サービスの充実	
			○ 障害福祉サービスの基盤整備事業
			○ 障害者日常生活支援事業
			○ 障害児施設事業
			○ 障害者福祉用具等支給・貸与事業
			発達障害児・者支援体制整備事業
			○ 地域療育センター等の運営
			ノーマライゼーションプラン推進事業
			障害者支援制度実施事業
			施設障害福祉サービス事業
			難病患者地域生活支援事業
		施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進	
			○ 障害者就労支援事業
			○ 障害者社会参加促進事業
			○ 障害者の移動手段の確保対策事業
			○ ひきこもり地域支援事業

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
			障害者手当等支給事業
			精神保健事業
			障害者団体等支援事業
			精神保健福祉対策事業
			日常生活用具等給付事業
			精神科医療・退院後支援事業
		施策 1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備	
			○ 住宅政策推進事業
			○ 住宅・マンション良質化支援推進事業
			○ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業
			○ 既存ストック活用推進事業
			○ 市営住宅等ストック活用事業
			○ 市営住宅等管理事業
			○ 空き家利活用推進事業
		施策 1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり	
			○ がん検診等事業
			○ 生活習慣病対策事業
			○ 健康づくり事業
			○ 食育推進事業
			○ 国民健康保険特定健康診査等事業
			保健所管理運営事業
			後期高齢者健診事業
			公害健康被害予防事業
			公害保健福祉事業
			川崎・横浜公害保健センターの運営
			健康調査事業
			○ 成人ぜん息患者医療費助成事業
			原爆被爆者援護事業
			公害健康被害補償事業
	政策 1-5 確かな暮らしを支える		
		施策 1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営	
			○ 国民健康保険事業
			○ 国民健康保険料等収納業務
			○ 後期高齢者医療事業
			○ 障害者等医療費支給事業
			指定難病対策事業
			国民年金の運営業務
		施策 1-5-2 自立生活に向けた取組の推進	
			○ 生活保護自立支援対策事業
			○ 生活保護業務
			○ 生活困窮者自立支援事業
			中国残留邦人生活支援事業
			民間保護施設措置者処遇改善及び施設振興

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
			明るい町づくり対策
			福祉資金貸付事業
			行旅病人・同死亡人取扱及び法外扶助
	政策 1-6 市民の健康を守る		
		施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化	
			○ 地域医療対策事業
			○ 災害時医療救護対策事業
			○ 救急医療体制確保対策事業
			○ 医務・薬務事業
			○ 看護師確保対策事業
			○ 救急活動事業
			○ 救急隊整備事業
			○ 救急救命士養成事業
			市立看護大学の管理運営
			血液対策事業
		施策 1-6-2 信頼される市立病院の運営	
			○ 川崎病院の運営
			○ 井田病院の運営
			○ 多摩病院の運営管理
			○ 良質な医療の提供を担う人材の確保・育成事業
			○ 経営健全化推進事業
		施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保	
			○ 予防接種事業
			○ 感染症対策事業
			○ 食品安全推進事業
			○ 公衆衛生等に関する試験検査等業務
			○ 動物愛護管理事業
			○ 環境衛生事業
			○ 葬祭場管理運営事業
			健康危機管理対策事業
基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり			
	政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる		
		施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進	
			○ 地域子育て支援事業
			○ 小児医療費助成事業
			児童手当支給事業
			○ 児童福祉施設等の指導・監査
			○ 子ども・若者未来応援事業
		施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進	
			○ 待機児童対策事業
			○ 認可保育所等整備事業
			○ 民間保育所運営事業
			○ 公立保育所運営事業

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
			○ 認可外保育施設等支援事業
			○ 幼児教育推進事業
			○ 保育士確保対策事業
			○ 保育料対策事業
		施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進	
			○ 妊婦・乳幼児健康診査事業
			○ 母子保健指導・相談事業
			○ 青少年活動推進事業
			○ こども文化センター運営事業
			○ わくわくプラザ事業
			○ 青少年教育施設の管理運営事業
		施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	
			○ 児童虐待防止対策事業
			○ 児童相談所運営事業
			○ 里親制度推進事業
			○ 児童養護施設等運営事業
			○ ひとり親家庭等の総合的支援事業
			○ 女性保護事業
			○ 子ども・若者支援推進事業
			小児ぜん息患者医療費支給事業
			小児慢性特定疾病医療等給付事業
			災害遺児等援護事業
	政策 2-2 未来を担う人材を育成する		
		施策 2-2-1「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進	
			○ キャリア在り方生き方教育推進事業
			○ 学力調査・授業改善研究事業
			○ きめ細かな指導推進事業
			○ 英語教育推進事業
			○ 理科教育推進事業
			○ 読書のまち・かわさき推進事業
			○ 子どもの音楽活動推進事業
			○ 人権尊重教育推進事業
			○ 多文化共生教育推進事業
			○ 子どもの体力向上推進事業
			○ 健康教育推進事業
			○ 健康給食推進事業
			○ 教育の情報化推進事業
			○ かわさきGIGAスクール構想推進事業
			○ 魅力ある高校教育の推進事業
			○ 道徳教育推進事業
			学校教育活動支援事業

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
		施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応	
			○ 特別支援教育推進事業
			○ 共生・共育推進事業
			○ 児童生徒支援・相談事業
			○ 教育機会確保推進事業
			○ 海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業
			○ 就学等支援事業
		施策 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備	
			○ 学校安全推進事業
			○ 学校施設長期保全計画推進事業
			○ 学校施設環境改善事業
			○ 学校施設維持管理事業
			○ 児童生徒数・学級数増加対策事業
		施策 2-2-4 学校の教育力の向上	
			○ 地域等による学校運営への参加促進事業
			○ 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
			○ 教職員研修事業
			○ 教職員の選考・人事業務
			○ 学校業務マネジメント支援事業
			教育研究団体補助事業
	政策 2-3 生涯を通じて学び成長する		
		施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上	
			○ 家庭教育支援事業
			○ 地域における教育活動の推進事業
			○ 地域の寺子屋事業
		施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援	
			○ 社会教育振興事業
			○ 図書館運営事業
			○ 生涯学習施設の環境整備事業
			社会教育関係団体等への支援・連携事業
基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり			
	政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる		
		施策 3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進	
			○ 地球温暖化対策事業
			○ 環境エネルギー推進事業
			○ 次世代自動車等普及促進事業
			○ グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業
			○ 環境教育推進事業
			環境功労者表彰事業
			エコオフィス推進事業
			環境影響評価・環境調査事業
			環境総合研究所協働推進事業
			国際環境技術連携事業

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
			都市環境研究事業
			産学公民連携事業
			国際連携・研究推進事業
	政策 3-2 地域環境を守る		
		施策 3-2-1 地域環境対策の推進	
			○ 大気・水環境保全事業
			○ 大気・水質発生源対策事業
			○ 環境常時監視事業
			○ 自動車排出ガス対策事業
			○ 地域環境計画・共創推進事業
			大気環境調査研究事業
			土壌汚染対策事業
			地盤沈下・地下水保全事業
			水環境調査研究事業
			化学物質適正管理推進事業
			環境化学物質研究事業
			騒音振動対策事業
			悪臭防止対策事業
			環境情報システム運営事業
		施策 3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進	
			○ 減量リサイクル推進事業
			○ 事業系ごみ減量化推進事業
			○ 資源物・ごみ収集事業
			○ 資源物・ごみ処理事業
			○ 廃棄物処理施設基幹的整備事業
			○ 廃棄物処理施設建設事業
			○ 廃棄物企画調整事業
			○ 余熱利用市民施設等運営事業
			し尿・浄化槽収集事業
			産業廃棄物指導・許可等事業
			廃棄物処理施設等整備事業
			廃棄物中継輸送等事業
			海面埋立事業
			し尿処理事業
			建設リサイクル法業務
			建設リサイクル事業
			建設発生土処理事業
	政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす		
		施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成	
			○ 全国都市緑化フェア事業
			○ 緑の基本計画推進事業
			○ 都市緑化推進事業
			○ 市民150万本植樹運動事業

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
			○ 公園緑地公民連携推進事業
			○ グリーンコミュニティ形成事業
			○ 生物多様性推進事業
			緑化協議による緑のまちづくりの推進事業
		施策 3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備	
			○ 富士見公園整備事業
			○ 等々力緑地再編整備事業
			○ 生田緑地整備事業
			○ 魅力的な公園整備事業
			○ 市営霊園の整備
			○ 公園施設長寿命化事業
			○ 河川環境整備事業
			長期未整備公園緑地の見直し事業
			○ 夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業
			菅生緑地整備事業
			公園緑地維持管理事業
			○ 公園緑地の適正管理運営事業
			街路樹適正管理事業
		施策 3-3-3 多摩丘陵の保全	
			○ 緑地保全管理事業
			○ 協働による里山管理事業
		施策 3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進	
			○ 農環境保全・活用事業
			○ 市民・「農」交流機会推進事業
			都市農業価値発信事業
		施策 3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進	
			○ 多摩川プラン推進事業
			○ 多摩川市民協働推進事業
			多摩川緑地維持管理事業
基本政策 4　活力と魅力あふれる力強い都市づくり			
	政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興		
		施策 4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化	
			○ 海外展開支援事業
			○ グリーンイノベーション推進事業
			○ 上下水道分野における国際展開推進事業
		施策 4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成	
			○ 商店街活性化・まちづくり連動事業
			○ 商業力強化事業
			○ 卸売市場の管理運営事業
			○ 卸売市場施設整備事業
			計量検査・管理指導事業
			卸売市場関係事業者に関する許可・指導監督業務

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
		施策 4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成	
			○ 知的財産戦略推進事業
			○ 中小企業経営支援事業
			○ 川崎市産業振興財団運営支援事業
			○ 中小企業融資制度事業
			○ 対内投資促進事業
			○ 操業環境保全対策事業
			産業振興協議会等推進事業
			建設業振興事業
			産業立地地区活性化推進事業
			金融相談・指導事業
			○ 生産性向上推進事業
		施策 4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化	
			○ 担い手育成・多様な連携推進事業
			○ 農業経営支援・研究事業
			○ 農業生産基盤維持・管理事業
			○ 援農ボランティア育成・活用事業
	政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上		
		施策 4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進	
			○ 起業化総合支援事業
			○ 新産業創造支援事業
		施策 4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援	
			○ ウェルフェアイノベーション推進事業
			○ ソーシャルビジネス振興事業
			○ クリエイティブ産業活用促進事業
			環境調和型産業振興事業
		施策 4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化	
			○ 新川崎・創造のもり推進事業
			○ ナノ医療イノベーション推進事業
			医工連携等推進事業
			科学技術基盤の強化・連携事業
			○ 川崎市コンベンションホール管理運営事業
		施策 4-2-4 スマートシティの推進	
			○ スマートシティ推進事業
			○ 水素戦略・カーボンニュートラル産業推進事業
		施策 4-2-5 ICT（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上	
			○ 地域情報化推進事業
			○ 行政情報化推進事業
			○ デジタル化推進事業
			○ 公共施設利用予約システム事業
			情報統括監理推進事業
			情報環境整備事業

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
	政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる		
		施策 4-3-1 人材を活かすしくみづくり	
			○ 雇用労働対策・就業支援事業
			○ 技能奨励事業
			○ 生活文化会館の管理運営事業
		施策 4-3-2 働きやすい環境づくり	
			○ 勤労者福祉共済事業
			○ 勤労者福祉対策事業
			○ 労働会館の管理運営事業
			住宅相談事業
	政策 4-4 臨海部を活性化する		
		施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備	
			○ 国際戦略拠点活性化推進事業
			○ 戦略拠点形成推進事業
			○ 臨海部大規模土地利用推進事業
			○ サポートエリア整備推進事業
			○ 川崎駅・臨海部公共交通利用環境向上推進事業
			○ 臨海部交通ネットワーク形成推進事業
			○ 臨海部活性化推進事業
			多摩川リバーサイド地区整備推進事業
		施策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成	
			○ 東扇島物流促進事業
			○ 千鳥町再整備事業
			○ ポートセールス事業
			○ 臨港道路東扇島水江町線整備事業
			○ 川崎港海底トンネル改修事業
			○ 東扇島堀込部土地造成事業
			友好港交流推進事業
			港湾統計・情報システム運営事業
			浮島１期地区基盤整備事業
			港湾管理事業
			京浜港広域連携推進事業
			港湾計画策定事業
			○ 港湾施設維持管理事業
			港湾における規制指導事業
			陸上施設等管理運営事業
			海上・係留施設等管理運営事業
			入出港船舶等調整事業
			川崎港海底トンネル維持管理事業
			○ コンテナターミナル維持・整備事業
			○ 小型船溜まり整備事業
			○ 川崎港カーボンニュートラル化推進事業

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
		施策 4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備	
			○ 港湾振興事業
			○ 港湾振興会館管理運営事業
			○ 港湾緑地整備事業
			○ 川崎港保安対策事業
			○ 川崎港環境改善対策事業
			浮島２期地区埋立事業
			港湾緑地維持管理事業
	政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する		
		施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成	
			○ 川崎駅周辺総合整備事業
			○ 京急川崎駅周辺地区整備事業
			○ 小杉駅周辺地区整備事業
			○ 小杉駅交通機能強化等推進事業
			○ 新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業
		施策 4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備	
			○ 新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業
			溝口駅周辺地区まちづくり推進事業
			○ 鷺沼駅周辺まちづくり推進事業
			○ 登戸土地区画整理事業
			○ 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業
			○ 柿生駅周辺地区再開発等事業
			○ 南武線沿線まちづくり推進事業
			○ 南武支線沿線まちづくり推進事業
	政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する		
		施策 4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進	
			○ 都市計画マスタープラン等策定・推進事業
			○ 地域地区等計画策定・推進事業
			都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等改定・推進事業
			都市施設の計画管理等事業
			都市計画地図情報・基礎調査等事業
			マンション建替え支援指導業務
			○ 優良建築物等整備事業
			庁舎等建築物の長寿命化対策事業
			大規模低未利用地等のまちづくり誘導事業
			市街地開発事業の推進業務
			住居表示調査等事業
			まちづくり対策事業
			建築・宅地に関する指導・審査事業
			長期優良建築物支援事業
			○ 建築物環境配慮推進事業
			低炭素建築物支援事業
			○ 木材利用促進事業

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
		施策 4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進	
			○ 都市景観形成推進事業
			○ 景観形成誘導推進事業
			○ 地区まちづくり推進事業
	政策 4-7 総合的な交通体系を構築する		
		施策 4-7-1 広域的な交通網の整備	
			○ 総合交通計画調査事業
			○ 鉄道計画関連事業
			○ 広域幹線道路整備促進事業
			○ 川崎縦貫道路の整備事業
		施策 4-7-2 市域の交通網の整備	
			○ 都市計画道路網調査事業
			○ 道路計画調査事業
			○ 道路改良事業
			○ 渋滞対策事業
			○ 橋りょう整備事業
			○ 京浜急行大師線連続立体交差事業
			○ JR南武線連続立体交差事業
		施策 4-7-3 身近な交通環境の整備	
			○ 地域公共交通推進事業
			○ 地区コミュニティ交通導入推進事業
			○ バス利用等促進事業
			○ 自転車通行環境整備事業
			○ 自転車活用推進事業
			○ 駐車施設整備推進事業
		施策 4-7-4 市バスの輸送サービスの充実	
			○ 市バス運輸安全マネジメント推進事業
			○ 市バス安全教育推進事業
			○ 市バスネットワーク推進事業
			○ 市バスお客様サービス推進事業
			○ 市バス移動空間快適化事業
			○ 市バス事業基盤強化事業
			○ 市バス収益性事業
			○ 市バス営業所の管理委託事業
			○ 市バス地域貢献事業
			○ 市バス経営計画推進事業
	政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する		
		施策 4-8-1 スポーツのまちづくりの推進	
			○ 市民スポーツ推進事業
			○ 地域スポーツ推進事業
			○ ホームタウンスポーツ推進事業
			○ 若者文化の発信事業
			○ スポーツセンター等管理運営事業

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
		施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興	
			○ 市民文化活動支援事業
			○ 文化財保護・活用事業
			○ 東海道かわさき宿交流館管理運営事業
			○ 市民ミュージアム管理運営事業
			○ 大山街道ふるさと館管理運営事業
			○ 市民プラザ管理運営事業
			○ 橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業
			○ 藤子・Ｆ・不二雄ミュージアム事業
			○ 岡本太郎美術館管理運営事業
			○ 日本民家園管理運営事業
			○ 青少年科学館管理運営事業
			○ アートセンター管理運営事業
		施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進	
			○ 音楽のまちづくり推進事業
			○ 川崎シンフォニーホール管理運営事業
			○ 映像のまち・かわさき推進事業
	政策 4-9 戦略的なシティプロモーション		
		施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成	
			○ 市制100周年記念事業
			○ シティプロモーション推進事業
			○ 国際交流推進事業
			国際施策推進事業
			交流推進事業
			○ 国際交流センター管理運営事業
			○ 市民文化大使事業
		施策 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興	
			○ 観光振興事業
			○ 産業観光推進事業
			○ 市制記念花火大会事業
			○ 競輪場整備事業
			○ 競輪等開催・運営事業
基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり			
	政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する		
		施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり	
			○ 地方分権改革推進事業
			○ 多様な主体による協働・連携推進事業
			○ 自治推進事業
			○ 地域振興事業
			○ 市民活動支援事業
			○ ＮＰＯ法人活動促進事業
			都市政策研究事業
			○ SDGs未来都市推進事業

基本政策	政策	施策	事務事業（○は計画本体に掲載している主な事務事業） ※○以外については、「施策を推進する経常的な事務事業一覧」に取組等を掲載
		施策 5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進	
			○ 広聴等事務
			○ コンタクトセンター運営事業
			○ 区相談事業
			○ 広報事業
			○ 放送事業
			報道事務
			○ 情報公開推進事務
			公文書館運営事業
		施策 5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化	
			○ 区役所改革推進事業
			○ 区役所サービス向上事業
			○ 戸籍住民サービス事業
			○ 地域課題対応事業（川崎区）
			○ 地域課題対応事業（幸区）
			○ 地域課題対応事業（中原区）
			○ 地域課題対応事業（高津区）
			○ 地域課題対応事業（宮前区）
			○ 地域課題対応事業（多摩区）
			○ 地域課題対応事業（麻生区）
			○ 区役所等庁舎整備推進事業
	政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる		
		施策 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進	
			○ 人権関連事業
			○ 同和対策事業
			○ 外国人市民施策推進事業
			○ 子どもの権利施策推進事業
			○ 人権オンブズパーソン運営事業
			○ 平和意識普及推進事業
			○ 平和館管理運営事業
		施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進	
			○ 男女共同参画事業
			○ 男女共同参画センター管理運営事業
		施策 5-2-3 かわさきパラムーブメントの推進	
			○ かわさきパラムーブメント推進事業

■施策を推進する経常的な事務事業一覧

基本政策	施策	事務事業名	概要	現状 令和３ （2021） 年度	事業内容・目標 令和４ （2022） 年度	令和５ （2023） 年度	令和６ （2024） 年度	令和７ （2025） 年度	令和８ （2026） 年度以降
基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり									
	政策 1-1 災害から生命を守る								
	施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進（災害発生時の被害や生活への影響を減らす）								
		危機管理対策事業	自然災害に加え、武力攻撃事態等あらゆる危機事象への対応強化の取組を進めます。	●国民保護訓練や研修の実施、国民保護計画及び避難実施マスターマニュアルの継続的な見直し ●感染症対策物資の計画的な購入配備及び組織改編等を踏まえた業務継続計画の見直し					事業推進
		放射線安全推進事業	「東日本大震災に伴う放射性物質に関する安全対策指針」に基づき、モニタリング結果の情報を発信することなどにより、安全・安心な市民生活を確保します。	●環境中の放射性物質モニタリングの実施及び結果の公表 ●放射線測定器の貸出しの実施					事業推進
		高層集合住宅の震災対策推進事業	高層集合住宅の高層階に居住する住民が、震災時にライフラインが復旧するまでの間、自立生活ができるように、防災備蓄スペースや防災対応トイレの設置等を促すことにより災害危機事象に備えます。	●中高層条例・総合調整条例に基づく手続等の機会を捉えた震災対策の啓発活動の実施 ●要綱に基づく高層階への防災備蓄スペースと防災対応トイレの整備促進 R2：７件					事業推進
		海岸保全施設維持整備事業	津波や高潮災害などの頻発する大規模な自然災害から市民の生命と財産を守るため、海岸保全施設の維持・整備を適切に行います。	●海岸保全施設長寿命化計画に基づく老朽化した施設の維持管理の推進 ●津波・高潮対策のための海岸保全施設（陸閘（りっこう））の改良の推進					事業推進
	施策 1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進（地域の特性に応じた地域防災力向上により、延焼等による被害を減らす）								
		狭あい道路対策事業	建築主等の理解と協力のもとに、狭あい道路の拡幅整備を行うことにより、地域の生活環境の改善と安全で住みよいまちづくりを推進します。	●狭あい道路後退用地の舗装工事等の実施 R2：41件	50件	50件	50件	50件	事業推進
				●適切な情報発信による制度の周知					
	施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進（地震発生時の建築物等の倒壊による被害を減らす）								
		急傾斜地崩壊対策事業	地元発意による急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定及び神奈川県による崩壊防止工事を促進することにより、土砂災害から市民の生命を守るための取組を推進します。	●地元発意による急傾斜地崩壊危険区域の新規指定・拡大に向けた調整 ●急傾斜地崩壊危険区域における神奈川県の崩壊防止工事に対する費用の一部負担 R2：3件	５件	５件	５件	５件	事業推進
				●県との連携による急傾斜地崩壊危険区域等のパトロール R3：36件	60件以上	60件以上	60件以上	60件以上	
	施策 1-1-4 消防力の総合的な強化（消防力を強化することで、さまざまな災害から市民を守る）								
		消防署所の適正配置に係る事業	人口動態、都市構造、産業構造の変化に伴い複雑多様化する災害等に対応する消防体制を構築します。	●消防力の整備指針をはじめとした消防力の整備に関する情報の収集 ●社会環境の変化等に関する関係部局との情報交換 ●消防隊・救急隊等の現場到着時間の調査・分析 ●臨海部の整備等を考慮した適正配置の検討					事業推進
		消防艇管理事業	発生が危惧される大規模地震、特殊災害や新たな社会的要因による危機事象等、海上及び沿岸における各種災害に対応できる体制を確保します。	●消防艇（２艇体制）の運用・維持管理					事業推進
		ヘリコプター整備事業	消防ヘリコプターの計画的な更新及び最新の装備品を搭載することにより、災害対応能力を強化します。	●消防ヘリコプターの更新に向けた調査及び検討					事業推進
		耐震性貯水槽建設事業	大規模地震等の災害時に消火栓の使用が不能となった場合、必要不可欠となる耐震性貯水槽を設置するため、公園等の公共用地を中心に設置場所の調査及び確保を行うほか、老朽化した貯水槽の補修及び改修など、計画的に整備・維持を行います。	●未充足区画における整備用地の確保及び耐震性貯水槽の整備並びに老朽化した既設貯水槽の補修・改修					事業推進

基本政策	施策	事務事業名	概要	現状 令和３ （2021） 年度	事業内容・目標 令和４ （2022） 年度	令和５ （2023） 年度	令和６ （2024） 年度	令和７ （2025） 年度	令和８ （2026） 年度以降
		消防広報事業	消防行政の円滑な事業推進のために、住民からの理解は必要不可欠であることから、各所属が実施する事業について、各種広報媒体を活用して広報を行い、住民に消防行政への理解を深めます。また、学校教育及び地域教育において事業を継続的に実施することにより、将来の地域防災力の担い手を育成します。	●消防出初式の実施 ●「消防年報」「かわさきの消防」等の各種広報資料の作成 ●消防副読本の見直しの実施					事業推進
		火災等の調査事務	火災原因等の調査を行い、その結果を分析し、出火防止対策等について市民に対して効果的な広報を実施します。	●適正な火災原因調査の実施及び火災調査員の調査知識・技術の向上 ●火災調査結果に基づく火災原因及び死傷者の発生状況の詳細分析の実施と消防広報事業との連携 ●火災事例及び出火防止策についての広報 ●各消防署で実施する火災調査への支援体制の確立 ●各種調査資器材の更新					事業推進
		消防音楽隊等活動事業	消防や市が主催する行事等において、消防音楽隊とカラーガード隊の演奏・演技を通じ、火災予防の普及啓発をはじめとする市政の広報を幅広く行い、川崎市のイメージアップを推進します。	●関係団体からの依頼に基づく演奏・演技の実施 ●効果的な広報活動の実施 ●少人数及びカラーガード隊演奏を中心とした演奏・演技の実施 ●演奏会開催時の広告収入等による経費確保 ●楽器及び被服の適正な更新					事業推進
		消防車両等管理業務	消防車両等の計画的な更新と維持管理を行うとともに、整備等を行います。	●更新基準に基づく必要な装置等の整備及び計画的な消防車両等の更新 ●消防車両、特殊車両、消防団車両等の法定及び保守点検の実施 ●二酸化炭素探査装置等の高度救助資器材の保守点検の実施					事業推進
		救急車両管理業務	救急車両等の計画的な更新と維持管理を行うとともに、救急資器材等の整備を行います。	●更新基準に基づく必要な装置等の整備及び計画的な救急車両の更新 ●救急車両の法定及び保守点検の実施 ●救急搬送用モニタ等の高度救命処置用資器材の更新					事業推進
		警防資器材等管理業務	消火・救助活動等を迅速かつ確実に行えるよう、警防資器材等の整備及び維持管理を行います。	●各種身体保護具、警防資器材及び泡消火薬剤等の計画的な更新整備 ●高圧ガスボンベ等の維持管理					事業推進
		活動計画・出場計画に関する業務	消防隊の有効適切な活動を行う上で不可欠な、災害現場における活動指針及び事前措置計画の策定、見直しを行います。	●社会情勢の変化等に即した既存の警防計画等の見直し及び必要に応じた改正または新規策定					事業推進
		特殊災害対策業務	放射性物質災害や危険物災害・テロ災害などの特殊災害に対応するため、専門知識及び技術を習得させるとともに、必要な資器材を整備します。	●特殊災害及び震災対策等に必要な資器材の整備					事業推進
		航空関係業務	消防ヘリコプターの安全・確実・迅速な運航のため、航空隊員の能力向上を図るとともに、機体の整備と維持管理を行います。	●操縦訓練、救助訓練、消火訓練など各種航空・消防訓練の実施 ●消防ヘリコプターの自隊による定期点検及び委託業者による点検の実施並びに航空法の指導基準に適合した安全性及び環境保全のための耐空証明取得 ●新規に採用した操縦士・整備士の運航に必要な資格取得 ●「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」に対応した365日24時間運航体制の確立					事業推進
		火災予防設備に関する業務	建築物の複雑化や新たな技術による消防用設備等の開発などの社会状況の変化及び火災事例等により、消防法等の防火に関する規定が頻繁に改正される中、建築物の消防同意事務や消防用設備等に関する事務を適正に実施します。	●防火に関する規定の改正及び関連規則等の整備 ●消防用設備等に関する事務や消防同意事務における適切な指導及び事務処理の実施 ●職員の知識・技術レベルを把握するための研修及び考査の実施 ●消防同意の電子化に向けた検討					事業推進

基本政策	施策	事務事業名	概要	現状 令和３（2021）年度	事業内容・目標 令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
	施策 1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備（水害から市民の生命、財産を守る）								
		雨水流出抑制施設指導業務	一定規模以上の開発行為及び建築行為等について、雨水流出抑制施設の設置の指導を行い、水害を防止する取組を進めます。	●雨水流出抑制施設の設置指導及び完了検査の実施 ●特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可及び完了検査の実施					事業推進
政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる									
	施策 1-2-1 防犯対策の推進（市内で発生する犯罪を未然に防ぐ地域づくりを進める）								
		消費者自立支援推進事業	消費者被害が複雑化・多様化するなか、多岐にわたる消費者問題を迅速に把握し、安全・安心な消費生活を送れるよう被害の未然防止と消費者の自立に向けた支援を図ります。	●消費者行政推進計画に基づく消費者行政の円滑な推進 ●川崎市消費者行政推進委員会、消費生活モニター及び消費者団体と連携の推進 ●消費者行政事業概要の策定					事業推進
	施策 1-2-2 交通安全対策の推進（市内の交通事故を減らす）								
	施策 1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（誰もが訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまち」にする）								
		バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業	バリアフリー基本構想地区及び推進構想地区において、高齢者や障害者等の移動の円滑化を推進します。	●基本構想地区の取組の推進（点字ブロックの設置、維持補修等） ●推進構想地区の取組の推進（点字ブロックの設置、維持補修等）					事業推進
		福祉のまちづくり普及事業	エレベーターやスロープの設置など建物等のバリアフリー化の促進に向けた研修会や「福祉のまちづくり条例」の適切な運用等により、安心して快適な生活を送ることができる福祉のまちづくりを進めます。	●神奈川県・横浜市と共催する建物等のバリアフリー化の促進に向けた研修会の開催 R2申込者数：93人（動画配信）	参加者数：50人以上	参加者数：50人以上	参加者数：50人以上	参加者数：50人以上	事業推進
				●「福祉のまちづくり条例」に基づく事前協議等における指導・助言等の実施 R2：196件	220件以上	220件以上	220件以上	220件以上	
				●高齢者・障害者団体等により構成される「バリアフリーまちづくり連絡調整会議」の開催 ●福祉のまちづくり条例・規則の改正に向けた取組の推進					
	施策 1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理（誰もが安全、快適に道路を利用できる）								
		道路・橋りょう等の維持補修事業	道路施設・駅前広場・橋りょう等について、常に良好な状態を維持するため清掃・警備等の業務を行うとともに、施設に応じた点検等により、施設の補修を行い、適切な維持管理を行います。	●道路施設の清掃・除草等の維持管理 ●駅前広場の清掃・警備等の維持管理 ●橋りょう補修の実施（塗装・伸縮継手・橋面舗装・高欄他） ●緊急補修の実施 ●橋りょう施設清掃					事業推進
		道路舗装事業	交通需要の変化に伴う幹線道路の舗装等の強度不足や道路排水施設の能力不足に伴う道路冠水を解消し、円滑な車両走行環境を確保します。また、生活道路の舗装等の整備により、通過車両や歩行者・自転車等の安全で円滑な通行の確保を行います。	●交通需要の変化に伴う幹線道路の舗装の強度不足の解消 ●道路冠水対策の推進 ●生活道路の整備等					事業推進
		屋外広告物管理事業	屋外広告物の適正な管理及び路上違反広告物の除却により、まちの美観、風致を維持し、公衆に対する危害を防止します。	●適正な屋外広告物許可業務の実施 ●路上違反広告物の除却の推進 ●屋外広告業登録制度の運用 ●景観計画特定地区の規制について景観行政部局との協議調整 ●屋外広告物適正化旬間に合わせた屋外広告物適正管理の啓発 ●屋外広告物未申請物件調査及び未更新物件調査の実施 ●路上違反広告物除却推進協力員の改選					事業推進
		私道舗装助成事業	一般の交通に供しているものの用地に関する権利関係が輻輳しているなど、公道とすることが困難な私道の舗装において、新設及び補修工事、階段補修工事への助成を行い、生活環境の向上を図ります。	●私道舗装助成取組の推進					事業推進

基本政策	施策	事務事業名	概要	現状 令和３ （2021） 年度	事業内容・目標 令和４ （2022） 年度	令和５ （2023） 年度	令和６ （2024） 年度	令和７ （2025） 年度	令和８ （2026） 年度以降
		占用業務管理	道路占用物件や駅自由通路等の適切な管理、適正な特殊車両の通行許可などにより、道路等を適正に管理します。	●適正な道路占用業務の実施 ●地価の変動に合わせた占用料の適正な管理 ●適正な特殊車両通行許可業務の実施 ●道路パトロールの実施 ●放置自動車等の路上放置物件の処理 ●駅自由通路等の適切な管理 ●横断歩道橋ネーミングライツなどの資産活用の取組推進					事業推進
		地籍調査事業	地籍調査事業を推進することにより、土地境界をめぐるトラブルの未然防止、円滑な土地取引、課税の適正化・公平化、大規模災害からの復旧・復興の迅速化等を図ります	●土地所有者や土地境界などの調査及び地籍測量の実施 ●調査測量結果のとりまとめ及び法務局との調整 ●調査成果の電子化及び成果交付システムの運用					事業推進
		公共工事の適正化推進事業	適正な設計積算の実施及び継続的な技術力の確保のため、積算システムの改良等を行うとともに、設計担当者に必要と考える様々な研修を実施して技術職員の人材育成を推進します。 また、工事の品質確保や生産性向上を目的とした情報通信技術を活用する公共工事の電子化（CALS/EC）、建設業界の担い手の育成、確保を目的とした工事における働き方改革の取組を推進します。	●適正な設計書作成や工事の管理・監督などに係る取組の推進 ●公共工事の品質確保に関する取組の推進（公共工事情報の電子化など） ●担い手の育成、確保のための働き方改革の推進及び効果的な取組の検討 ●技術力の向上や計画的な人材育成のための職員研修等の実施					事業推進
		河川・水路財産管理業務	河川、水路、調整池などについて、財産管理及び台帳整備、占用許可等の業務により、適正な管理を行います。	●河川・水路等の適正管理 ●河川現況台帳の整備 ●河川土地境界確定等の実施 ●適正な河川占用業務の実施					事業推進
政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える									
	施策 1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上（安全でおいしい水を安定的に供給する）								
		水道・工業用水道事業の危機管理対策事業	大規模地震や激甚化する風水害などを踏まえ、PDCAサイクルによる訓練の実施、振り返り、改善を継続的に行い、上下水道局防災計画及び業務継続計画の検証・見直しによる実効性の向上、災害対応能力の強化を進めます。また、広域的な応援体制の構築につながる大都市等との訓練や地域住民との訓練の継続的な実施により、災害時の連携強化を進めます。	●PDCAサイクルによる上下水道局防災計画及び業務継続計画の検証・見直し ●職員を対象とした訓練・研修の継続的な実施 ●地域住民の協力による応急給水訓練の継続的な実施 ●他事業体と連携した訓練の継続的な実施					事業推進
		水道・工業用水道事業における環境施策の推進事業	環境に配慮した水道・工業用水道事業を行うため、「川崎市上下水道局環境計画」に基づき地球温暖化対策などの各取組をより一層推進します。	●「上下水道局環境計画」に基づく取組の推進 ●環境計画年次報告書の作成・公表 ●省エネ法、温対法、温対条例に基づく定期報告書等の作成・提出				・次期計画の検討・策定	事業推進
		水道・工業用水道事業における経営基盤の充実・強化事業	上下水道事業の根幹をなす計画である「川崎市上下水道ビジョン」や、その実施計画である「川崎市上下水道事業中期計画」等、諸計画の策定・推進を行います。また、民間部門の活用などによる簡素で効率的な執行体制への見直しや資産の有効活用の推進による新たな収入源の確保に加え、社会変容を踏まえたデジタル化の推進等を図るなど、水道・工業用水道事業経営の効率化やお客さまサービスの更なる向上を進めます。	●「上下水道ビジョン」及び「上下水道事業中期計画」の推進 ●財政収支見通しの検討・調整の推進 ●資産の有効活用の推進（生田浄水場用地等） ●行政手続のオンライン化の推進 ●組織整備計画及び職員配置計画の策定・実施	・生田浄水場用地の有効利用に係る整備等の完了		・次期上下水道ビジョン及び中期計画の策定検討	・次期上下水道ビジョン及び中期計画の策定	事業推進

基本政策	施策	事務事業名	概要	現状 令和３ （2021） 年度	事業内容・目標 令和４ （2022） 年度	令和５ （2023） 年度	令和６ （2024） 年度	令和７ （2025） 年度	令和８ （2026） 年度以降
	施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成（地域の安全と環境を守り、きれいな水を川崎の川と海に返す）								
		下水道水質管理・事業場指導業務	下水道への排水について監視する必要のある事業場に対して立入調査を行い、排水指導を継続して実施します。また、水処理センターで適正な水質管理を実施することで、良好な放流水質を確保します。	**●排水監視の必要な事業場への立入調査の実施** **●水処理センターでの適正な水質管理の実施**					事業推進
		下水道事業の危機管理対策事業	大規模地震や激甚化する風水害などを踏まえ、PDCAサイクルによる訓練の実施、振り返り、改善を継続的に行い、上下水道局防災計画及び業務継続計画の検証・見直しによる実効性の向上、災害対応能力の強化を進めます。また、広域的な応援体制の構築につながる大都市等との訓練の継続的な実施により、災害時の連携強化を進めます。	**●PDCAサイクルによる上下水道局防災計画及び業務継続計画の検証・見直し** **●職員を対象とした訓練・研修の継続的な実施** **●他都市と連携した訓練の継続的な実施** **●浸水対策用排水ポンプ車【運用マニュアル】に基づく排水ポンプ車運用訓練の実施** R3：18回	15回以上	15回以上	15回以上	15回以上	事業推進
		下水道事業における環境施策の推進事業	環境に配慮した下水道事業を行うため、「川崎市上下水道局環境計画」に基づき地球温暖化対策などの各取組をより一層推進します。	**●「上下水道局環境計画」に基づく取組の推進** **●環境計画年次報告書の作成・公表** **●省エネ法、温対法、温対条例に基づく定期報告書等の作成・提出**				・次期計画の検討・策定	事業推進
		下水道事業における経営基盤の充実・強化事業	上下水道事業の根幹をなす計画である「川崎市上下水道ビジョン」や、その実施計画である「川崎市上下水道事業中期計画」等、諸計画の策定・推進を行います。また、民間部門の活用などによる簡素で効率的な執行体制への見直しや資産の有効活用の推進による新たな収入源の確保に加え、社会変容を踏まえたデジタル化の推進等を図るなど、下水道事業経営の効率化やお客さまサービスの更なる向上を進めます。	**●「上下水道ビジョン」及び「上下水道事業中期計画」の推進** **●財政収支見通しの検討・調整の推進** **●資産の有効活用の推進** **●行政手続のオンライン化の推進** **●組織整備計画及び職員配置計画の策定・実施**			・次期上下水道ビジョン及び中期計画の策定検討	・次期上下水道ビジョン及び中期計画の策定	事業推進
政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる									
	施策 1-4-1 総合的なケアの推進（多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる）								
		社会福祉法人指導監査等業務	社会福祉法人等の適正な運営を図るため、指導監査や法人の経営支援を行います。	**●社会福祉法人に対する指導監査の実施（対象法人数43法人）** **●第三者評価の実施** **●社会福祉法人経営改善支援事業の実施**					事業推進
		地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターの運営を通じて、介護予防ケアマネジメント業務など、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定などに必要な援助・支援を包括的に行います。	**●地域包括支援センターの運営** R3：49か所 **●地域ケア会議の推進** R3：300回 ・地域ケア会議の運用方法の改善に向けた検討と検討結果に基づく会議の開催 **●多職種協働によるネットワークの構築**	49か所 350回以上	49か所 400回以上	49か所 400回以上	49か所 400回以上	事業推進
		社会福祉協議会との協働・連携	地域福祉の推進を図るとともに、地域福祉の担い手を育成し、地域で活動する団体等の連携を推進するため、社会福祉協議会の機能や役割の充実を図ります。	**●社会福祉協議会の支援、連携** **●ボランティア活動振興センターの支援**					事業推進
		戦没者遺族等援護	戦没者追悼式の開催や、給付金の申請受付など、戦没者及び戦災死者の遺族に対する援護を行います。	**●遺族会に対する支援・協力** **●戦没者追悼式の開催** R3：1回開催 **●給付金・弔慰金の申請受付、制度広報等の協力**	1回開催	1回開催	1回開催	1回開催	事業推進

基本政策	施策	事務事業名	概要	現状 令和３ （2021） 年度	事業内容・目標 令和４ （2022） 年度	令和５ （2023） 年度	令和６ （2024） 年度	令和７ （2025） 年度	令和８ （2026） 年度以降
		社会福祉審議会の運営	社会福祉法に基づき、社会福祉に関する事項の調査及び審議を行います。	**●社会福祉審議会の開催・運営** **●各分科会の適正な実施** ・地域福祉専門分科会 R3:1回開催	1回開催	4回開催	1回開催	1回開催	事業推進
				●社会福祉審議会改選（３年ごと） 改選（R2）		改選			
		更生保護事業	犯罪者の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。	**●保護司会等、更生保護関係団体への支援** **●社会を明るくする運動の実施** **●再犯防止推進計画に基づく取組の推進**					事業推進
		地域福祉施設の運営	各種団体や地域住民の活動の場として、総合福祉センター等の運営を行います。	**●総合福祉センターの運営** **●福祉パルの運営** R3：7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	事業推進
		地域福祉計画推進事業	地域福祉の推進を図るため、地域福祉計画の周知や進捗状況の管理を行うとともに、３年ごとに計画を見直します。	**●「川崎市地域福祉計画」の進行管理及び計画策定に向けた取組の実施** ・策定（R2）		・計画の策定			事業推進
				●地域福祉実態調査の実施及び分析	・調査の実施	・調査結果の分析			
		日本赤十字社に関する業務	日本赤十字社が実施する人道支援を支えるため、日本赤十字社の会員増強運動や広報活動等に取り組みます。	**●会員・社資の増強に向けた広報活動等の実施** **●小災害見舞金業務や救急法等に基づく講習会の実施** R3：1回開催	1回開催	1回開催	1回開催	1回開催	事業推進
	施策 1-4-2 高齢者福祉サービスの充実（介護が必要になっても高齢者が生活しやすい環境をつくる）								
		高齢者住宅対策事業	低所得のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の緊急的な住宅確保の際の転居支援や、要介護・要支援の高齢者が在宅で安全な生活が続けられるよう住宅改造費の助成などを行います。	**●福祉住宅の運営** **●シルバーハウジング事業の実施** **●住宅改造費助成の実施**					事業推進
		高齢者音楽療法推進事業	音楽を聴いたり、演奏する効果により、認知症、要介護高齢者の症状の進行予防を図ります。	**●特別養護老人ホーム等における音楽療法の実施** R3：19施設	20施設以上	20施設以上	20施設以上	20施設以上	事業推進
				●事業の見直しの検討					
		高齢者緊急一時入所事業	在宅高齢者が一時的に生活が困難な場合に、特別養護老人ホーム等に一時入所できる体制を整えます。	**●緊急受入ニーズに対応するため、緊急一時入所事業や短期入所ベッド確保事業等の支援策の実施**					事業推進
		高齢者保健福祉計画推進事業	「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、計画に基づく事業を推進します。	**●「かわさきいきいき長寿プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」の進行管理及び計画策定に向けた取組の実施** ・策定（R2）		・計画の策定			事業推進
				●高齢者実態調査の実施及び分析	・調査の実施	・調査結果の分析			
		在宅福祉・医療サービスの推進事業	医療依存度の高い高齢者に対し、一時的に医療機関への入院や介護老人保健施設への入所を行うとともに、かかりつけ医のいない高齢者への往診を通じて在宅生活の継続を図ります。	**●あんしん見守り一時入院等事業による在宅療養高齢者等の支援** **●在宅福祉サービス保護措置による緊急時への対応**					事業推進
		川崎市老人福祉施設事業協会の運営	協会に加入している施設の施設長会の開催、各種研修事業の実施等を通じ、関係者相互の情報発信、共有に努めることで、関係施設の整合のとれた施設運営及び施設利用者の処遇向上を図ります。	**●川崎市老人福祉施設事業協会の運営費の一部を補助**					事業推進

基本政策	施策	事務事業名	概要	現状 令和３ （2021） 年度	事業内容・目標 令和４ （2022） 年度	令和５ （2023） 年度	令和６ （2024） 年度	令和７ （2025） 年度	令和８ （2026） 年度以降
		民間老人福祉施設入所者処遇改善及び施設振興	特別養護老人ホーム等の施設入所者への処遇の低下等を防ぎ、施設の安定的な運営が図られるよう、施設の区分（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）に応じて、処遇改善費や施設振興費等を助成します。	**●施設を運営する社会福祉法人に対し、予算の範囲内において、処遇改善費や施設振興費等を助成**					事業推進
		養護・軽費老人ホームの運営	経済的・環境的な理由から居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所措置します。また、無料又は低額な料金で高齢者が入所できる施設において日常生活上必要なサービスを提供します。	**●居宅での生活が困難な高齢者への措置入所の実施** **●養護老人ホーム及び軽費老人ホームへの運営支援の実施**					事業推進
		老人保護措置	認知症や虐待等のやむを得ない理由により、介護保険法を利用することが著しく困難な高齢者を、老人福祉法に基づき、養護老人ホームや特別養護老人ホームに入所措置を行います。	**●在宅生活が困難な高齢者の養護老人ホームや特別養護老人ホームへの措置入所の実施**					事業推進
	施策 1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり（高齢者が生きがいをもって暮らせる環境をつくる）								
	施策 1-4-4 障害福祉サービスの充実（障害者が生活しやすい環境をつくる）								
		発達障害児・者支援体制整備事業	「発達相談支援センター」を運営するとともに、発達障害児・者の支援体制を充実します。	**●「発達相談支援センター」における相談支援の実施** **●発達障害者支援地域連絡調整会議の開催** R3：１回開催 **●発達相談支援コーディネーター養成研修の実施** R3：１回開催	１回開催 2回開催	１回開催 2回開催	１回開催 2回開催	１回開催 2回開催	事業推進
		ノーマライゼーションプラン推進事業	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定と、計画に基づく障害福祉サービスの推進を図ります。	**●「かわさきノーマライゼーションプラン（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）」の進行管理及び計画策定に向けた取組の実施** ・策定（R2） **●障害のある方の生活ニーズ調査の実施及び分析**	・調査の実施	・計画の策定 ・調査結果の分析			事業推進
		障害者支援制度実施事業	障害福祉サービス事業所等が適正なサービスの提供及び事業所を運営していくため、事業所の指定や指導・監査を実施します。	**●障害福祉サービス事業所等の指定** **●障害福祉サービス事業所等の指導・監査**					事業推進
		施設障害福祉サービス事業	障害者の日中活動の場を提供する通所施設及び居住の場である入所施設に対して自立支援給付費等を支給し、施設の活動を支援します。	**●施設入所支援や療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の提供、給付費の支給、運営費（市単独加算）の支援** **●公設施設の指定管理者制度による運営**					事業推進
		難病患者地域生活支援事業	難病患者が地域で生活していくことができるよう、相談支援を実施するとともに、難病に関する普及啓発や、支援人材の育成を図ります。	**●難病に関する総合相談事業及び治療・看護などに関する研修事業の支援** **●骨髄バンクドナー登録会と骨髄ドナー支援助成制度の実施**					事業推進
	施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進（障害者が社会で活躍しやすい環境をつくる）								
		障害者手当等支給事業	障害者の所得保障及び日常生活上の負担軽減を目的に、特別障 害者手当等の各種手当を支給します。	**●障害者手当等の支給** ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当 ・在宅重度重複障害者等手当 ・外国人等心身障害者福祉手当					事業推進
		精神保健事業	地域みまもり支援センターを中心とした相談、講演会の開催等を通じて精神保健福祉に関する普及啓発事業を実施します。	**●地域みまもり支援センターにおける精神保健福祉相談の実施** **●研修会・連絡会を通じた、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進** R2:48回開催	研修会71回開催	研修会71回開催	研修会71回開催	研修会71回開催	事業推進

基本政策	施策	事務事業名	概要	現状 令和３ （2021） 年度	事業内容・目標 令和４ （2022） 年度	令和５ （2023） 年度	令和６ （2024） 年度	令和７ （2025） 年度	令和８ （2026） 年度以降
		障害者団体等支援事業	「地域活動支援センター」の活動や障害者団体の自主活動を支援します。また、市民と行政の共同で積み立てた基金を活用し、市内の社会福祉法人や団体が実施する在宅心身障害者援護活動等を支援します。	**●障害者の日中活動の場・社会参加の場となる地域活動支援センターの運営補助等** ・アルコール・薬物・ギャンブル等依存症ごとの専門相談支援の実施 **●運営費補助等を通じた障害者団体の育成・支援の実施** **●心身障害者福祉事業基金を活用した障害者団体等の活動資金の助成**					事業推進
		精神保健福祉対策事業	障害者の家族への相談、援助などを行うことにより、地域における精神障害者の社会復帰や自立促進を図ります。	**●心の健康相談や交流事業の実施を通じた精神障害者やその家族の自立促進** R2実施日数：82日	心の健康相談実施日数：95日	心の健康相談実施日数：95日	心の健康相談実施日数：95日	心の健康相談実施日数：95日	事業推進
		日常生活用具等給付事業	重度障害者の住環境整備、緊急時の連絡体制の確保等により在宅生活の支援を図ります。	**●既存住宅の改良費用等の助成を行う、やさしい住まい推進事業の実施** **●障害者緊急通報システム設置運営備事業の実施**					事業推進
		精神科医療・退院後支援事業	自傷他害のおそれのある精神障害者に対して診察を行い、措置入院の必要性を判断し、医療と保護を実施します。また、精神症状の悪化等で入院が必要な方に医療機関の紹介を行います。	**●自傷他害のおそれのある精神障害者に対する措置診察等の実施** **●措置入院患者等の退院後の地域支援の実施** **●関係機関等と連携した、他害行為等の再発防止と社会復帰に向けた支援** **●重度障害者の保健の向上及び福祉の増進に向けた取組の実施**					事業推進
	施策 1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備（それぞれのニーズやライフスタイルに合った住宅が選択できる環境を整える）								
	施策 1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり（健康で生き生きとした生活を送る市民を増やす）								
		保健所管理運営事業	公衆衛生の向上及び増進を図るため、保健所を効率的かつ適正に運営します。	**●保健所・保健所支所の管理運営** **●保健所運営協議会の開催** R3：２回開催 **●災害時保健対策の体制整備**	２回開催	２回開催	２回開催	２回開催	事業推進
		後期高齢者健診事業	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療制度加入者に対して健康診査を実施します。	**●後期高齢者健康診査の実施** **●対象者への個別通知や広報による制度周知** **●関係機関との連携による事業推進**					事業推進
		公害健康被害予防事業	子どもを中心としたアレルギー性疾患予防を推進するため、相談・講習会等を実施し、正しい情報の普及啓発を行います。	**●公害健康被害予防事業の実施** ・ぜん息児運動教室の開催 ・ぜん息児キャンプの開催 ・アレルギー相談、健康相談の実施 ・健康回復教室の開催 ・リハビリテーション事業の実施					事業推進
		公害保健福祉事業	公害健康被害被認定者に対して、健康の回復と保持増進を図るため、訪問指導等を実施します。	**●公害保健福祉事業の実施** ・転地療養事業の実施 ・家庭における療養の指導 ・家庭における療養に必要な用具の支給 ・インフルエンザ予防接種費の助成					事業推進
		川崎・横浜公害保健センターの運営	川崎・横浜両市の公害健康被害被認定者の検査・保健福祉事業及び大気汚染に係る健康被害予防事業を実施する、川崎・横浜公害保健センターの運営を支援します。	**●「川崎・横浜公害保健センター」の運営支援** **●「川崎・横浜公害保健センター」による医学的検査や、保健福祉事業、健康被害予防事業の支援**					事業推進
		健康調査事業	国からの委託事業で、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関連を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために実施する調査等です。	**●国からの委託による環境保健サーベイランス調査（健康調査）の実施** **●光化学スモッグ健康被害対応の実施** **●公害防止調査研究の実施**					事業推進
		原爆被爆者対策事業	原子爆弾被爆者（被爆者健康手帳交付受給者等）に神奈川県、横浜市、相模原市と協調した援護対策を実施します。	**●原子爆弾被爆者への栄養補給食品の支給、はり・きゅう・マッサージ療養費支給の実施** **●原子爆弾被爆者の子どもに対する医療費支給の実施**					事業推進
		公害健康被害補償事業	公害健康被害被認定者に対し、大気汚染の影響による健康被害に係る損害を補償し、健康の回復及び保持増進を図ります。	**●公害認定審査会で事業推進の審査、手帳の更新、各種補償費の給付の実施** **●公害健康被害被認定者に対し通院に係るバス乗車券（証）の交付** **●公害健康被害被認定者への空気清浄機購入費の補助**					事業推進

基本政策	施策	事務事業名	概要	現状 令和３ （2021） 年度	事業内容・目標 令和４ （2022） 年度	令和５ （2023） 年度	令和６ （2024） 年度	令和７ （2025） 年度	令和８ （2026） 年度以降
政策 1-5 確かな暮らしを支える									
	施策 1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営（信頼される医療保険及び医療費等の支援制度を安定的に運営する）								
		指定難病対策事業	特定医療費支給認定事務等を適正に実施し、指定難病に係る医療費の一部を助成します。	●特定医療費支給認定事務等の実施					事業推進
		国民年金の運営業務	年金資格取得手続や各種届出、基礎年金の裁定請求受付等の業務を行うとともに、年金の各種相談を行います。	●年金資格取得手続や各種届出、基礎年金の裁定請求受付等業務及び年金の各種相談業務の実施					事業推進
	施策 1-5-2 自立生活に向けた取組の推進（健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送る人を増やす）								
		中国残留邦人生活支援事業	永住帰国した中国残留邦人等の生活を支援します。	●永住帰国した中国残留邦人等を対象とした生活支援の実施					事業推進
		民間保護施設措置者処遇改善及び施設振興	生活保護法が定める保護施設の入所者の処遇改善及び施設経営の健全化を図るための支援を実施します。	●保護施設の入所者の処遇向上及び施設経営の健全化を図るための支援の実施					事業推進
		明るい町づくり対策	ホームレス自立支援施設を運営するとともに、関係機関、市民団体等と連携してホームレスの自立支援を推進します。	●ホームレス自立支援実施計画に基づく取組の推進 ●巡回相談員による生活状態・健康状態の把握及び支援の実施 ●自立支援センター等による自立支援の推進 ●アフターケア事業による再野宿化防止の取組の推進					事業推進
		福祉資金貸付事業	市内の低所得世帯に対して生活の安定寄与を目的とした生活資金の貸付を行います。	●生活資金貸付及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付の実施					事業推進
		行旅病人・同死亡人取扱及び法外扶助	行旅死亡人等の葬祭執行や生活保護の適用外となる外国人の入院医療費等の救済などを行います。	●行旅死亡人に係る葬祭執行等の対応					事業推進
政策 1-6 市民の健康を守る									
	施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化（いつでも安心して適切な医療が受けられる環境を整える）								
		市立看護大学の管理運営	看護実践能力を有する質の高い看護師及び地域社会に貢献できる看護師の育成を進め、医療人材の確保を図ります。	●本学の魅力を高める取組の充実・強化による優秀な学生の確保 ●医療の高度化・専門化、多様化する看護ニーズに対応できる看護人材の育成					事業推進
		血液対策事業	血液の必要量の確保と安全で安定的な供給を図るため、献血に関する啓発・広報活動を行います。	●年4回の献血キャンペーン期間を中心とした啓発・広報活動の実施 ●若年層への献血知識の啓発活動の実施 ●血液対策協議会の運営 R3：１回開催 ●血液対策事業推進功労者の表彰	１回開催	１回開催	１回開催	１回開催	事業推進
	施策 1-6-2 信頼される市立病院の運営（誰もが安心して暮らせる公的医療を提供する）								
	施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保（感染症・食品等による健康被害を防止するとともに、良好な生活環境を整える）								
		健康危機管理対策事業	広域的な感染症や食中毒など、さまざまな健康危機事象の発生に備え、健康危機管理体制の整備を推進します。	●健康危機管理体制の整備 ●事業者等を対象とする健康危機管理対策研修会の開催 ●鳥インフルエンザ対策の実施					事業推進
基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり									
政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる									
	施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進（地域で子育てを支えるしくみをつくる）								
		児童手当支給事業	子どもを養育する家庭に、児童手当を支給することで、生活の安定を図りながら、子どものすこやかな成長と発達を図ります。	●児童手当の支給 R2支給児童数 ：192,048人					事業推進
	施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進（子どもを安心して預けられる環境を整える）								
	施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進（子どもがすこやかに成長できるしくみをつくる）								
	施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり（子どもが安心して育つしくみをつくる）								
		小児ぜん息患者医療費支給事業	小児ぜん息患者に対し、医療費を支給することにより、児童福祉の増進を図ります。	●小児ぜん息患者へ医療費の一部を支給 R2対象者数 ：4,029人					事業推進

基本政策	施策	事務事業名	概要	現状 令和３ （2021） 年度	事業内容・目標 令和４ （2022） 年度	令和５ （2023） 年度	令和６ （2024） 年度	令和７ （2025） 年度	令和８ （2026） 年度以降
		小児慢性特定疾病医療等給付事業	国が定める特定の疾病により、長期治療等を必要とする児童・家庭に対し医療費を給付することにより、患児家族の経済的・精神的負担を軽減し、児童の健康と福祉の向上を図ります。	**●小児慢性特定疾病患者等への医療費等の給付** R2対象者数 ：1,353人					事業推進
		災害遺児等援護事業	災害により、父や母等が死亡又は重度の障害を有することとなった児童を扶養する保護者に対して、福祉手当を支給することにより、災害遺児の福祉の増進を図ります。	**●児童を扶養する保護者への福祉手当の支給** R2手当支給件数：延べ640件 **●小・中学校の入学・卒業祝い金品の贈呈**					事業推進
	政策 2-2 未来を担う人材を育成する								
	施策 2-2-1「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進（すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う）								
		学校教育活動支援事業	教育活動サポーターを配置することにより、学校のきめ細かな指導を支援します。また、自然教室の実施等により、豊かな情操を養います。	**●教育活動サポーターの配置** **●小・中・特別支援学校における自然教室の実施（八ヶ岳少年自然の家等）**					事業推進
	施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応（支援が必要な児童生徒の学習環境を向上させる）								
	施策 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備（安全で快適に過ごせる学習環境を整える）								
	施策 2-2-4 学校の教育力の向上（教職員の資質を高め、保護者や地域と連携して、よりよい学習活動(授業等)を実現する）								
		教育研究団体補助事業	校長会や各教科の研究団体など、主体的に事業を行っている教育研究団体に補助金を交付することにより、学校教育の充実発展に向けた研究活動等を支援します。	**●各団体の活動支援**					事業推進
	政策 2-3 生涯を通じて学び成長する								
	施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上（大人や子どもなど、地域での多世代の交流を増やすとともに、家庭教育の悩みを軽減する）								
	施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援（市民が生き生きと学び、活動するための環境をつくる）								
		社会教育関係団体等への支援・連携事業	生涯学習団体や主体的に活動する社会教育関係団体に対し、活動や市民との協働によるまちづくりに資する事業等について、補助金の交付や協働での事業実施、求めに応じた助言等を行います。	**●生涯学習財団、社会教育関係団体への支援による学習機会の充実**					事業推進
基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり									
	政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる								
	施策 3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進（地球温暖化による市民生活などへの影響を減らす）								
		環境功労者表彰事業	地域環境の向上等に顕著な功績のあった個人・団体を表彰するとともに、その活動等について広く情報発信します。	**●環境功労者の表彰**					事業推進
		エコオフィス推進事業	環境配慮契約、グリーン購入等、「地球温暖化対策推進計画」に掲げる市の率先取組を推進するとともに、エコオフィス管理システムを活用して進行管理を行います。	**●「地球温暖化対策推進基本計画・実施計画」に基づく市の率先取組の推進** **●グリーン購入の推進** **●環境配慮契約の推進** **●公共施設の省エネ診断の実施**					事業推進
		環境影響評価・環境調査事業	大規模な工事や開発事業などの実施に当たり、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、市がその結果を縦覧の上、市民意見も踏まえて市長意見を述べるなどし、環境の保全について適正な配慮を促します。	**●環境影響評価手続の的確な実施** **●環境影響評価審議会の運営** **●地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針の運用** **●地球温暖化対策推進法の改正に係る対応** **●環境調査手続の的確な実施**					事業推進
		環境総合研究所協働推進事業	研究所の研究成果を市民や事業者等に広く情報発信し、環境配慮意識の向上等につなげます。 また、様々な主体との連携による普及啓発や、研究所の立地を活かした企業等との連携に取り組みます。	**●研究所の調査研究事業を活かしたイベント等の開催、情報発信** **●機材の貸出や教材提供等を通じた地域における環境学習の支援** **●市民や学校、研究機関協議会等との連携** **●キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進**					事業推進

基本政策	施策	事務事業名	概要	現状 令和３ （2021） 年度	事業内容・目標 令和４ （2022） 年度	令和５ （2023） 年度	令和６ （2024） 年度	令和７ （2025） 年度	令和８ （2026） 年度以降
		国際環境技術連携事業	国際連合環境計画（UNEP）やその他の国際・研究機関と連携しながら、アジア諸国の環境配慮への取組を促進することにより、地球規模の環境改善へ貢献していきます。	●国際連合環境計画（UNEP)との連携（フォーラム等の開催検討・活用） ●JICA等の国際・研究機関との連携推進 ●友好都市・中国瀋陽市との環境技術交流（技術研修及び行政研修） ●環境技術情報の収集・発信					事業推進
		都市環境研究事業	地球温暖化対策及びヒートアイランド現象に関するデータの収集・解析・研究等を行います。 また、気候変動・適応に関する情報の収集・整理・提供等を行います。	●地球温暖化対策に関する調査研究の推進（温室効果ガス排出量・気候変動） ●ヒートアイランド現象に関する調査研究の推進（市内気温分布・熱中症） ●川崎市気候変動情報センターによる気候変動・影響に関する情報の収集、整理、分析、提供並びに技術的助言の実施					事業推進
		産学公民連携事業	川崎市のフィールド等を活用した産学公民の多様な主体との連携により、地域の環境課題の解決や環境技術の市内集積などによる環境改善を目指した共同研究を実施します。	●環境技術産学公民連携共同研究事業の推進 ●共同研究事業に関する情報発信（セミナー開催・川崎国際環境技術展への出展）					事業推進
		国際連携・研究推進事業	国が推進する二国間クレジット制度（JCM）やJICA等の外部資金などを活用し、アジアの途上国等が抱える課題の解決を目指すとともに、市内企業の海外展開を支援します。	●二国間クレジット制度（JCM）やJICA等の外部資金などを活用したアジアの途上国等が抱える課題の解決支援、及び市内企業の海外展開支援 ●インドネシア共和国バンドン市との都市間連携の実施					事業推進
	政策 3-2 地域環境を守る								
	施策 3-2-1 地域環境対策の推進（空気や水などの地域環境を守る）								
		大気環境調査研究事業	光化学オキシダントやPM2.5、石綿等の大気汚染物質の発生や影響などについて、その実態の解明に向けて、近隣自治体の研究機関等と連携して調査・研究を実施します。	●一般環境、道路沿道及び発生源周辺におけるPM2.5 の実態調査の実施 ●近隣自治体の研究機関等との共同調査・研究の実施（PM2.5、光化学オキシダント等） ●石綿濃度実態調査及び建築物の解体工事に伴う石綿濃度調査の実施 ●酸性雨の実態調査の実施（他自治体との共同調査を含む） ●光化学オキシダントの実態把握のための調査研究の実施 ●有害大気汚染物質を含む揮発性有機化合物（VOC）等の調査の実施					事業推進
		土壌汚染対策事業	土壌汚染対策のため、関係法令等に基づく事業者への指導・助言等を行うとともに、地下水の状況把握及び汚染井戸の継続的な監視を実施します。	●関係法令等に基づく指導・助言の実施 ●関係法令等に基づく地下水の状況把握のための水質調査及び汚染井戸の監視の実施 ●関係法令等に基づく有害物質使用特定事業場等に対する指導の実施					事業推進
		地盤沈下・地下水保全事業	地盤沈下の防止のため、地下水位や地盤沈下量の観測を実施するとともに、条例に基づき、適正な地下水の揚水について、事業者への指導等を実施します。 また、水環境の保全のため、雨水浸透の取組を推進します。	●精密水準測量による水準点での地盤高の観測 ●地盤沈下観測所における地下水位及び地盤沈下量の観測 ●地下水塩水化調査の実施 ●関係法令等に基づく地下水揚水に係る指導等の実施 ●雨水浸透の取組の推進 ●市で整備した湧水地における調査及び維持管理					事業推進
		水環境調査研究事業	工場・事業場からの排出水や地下水の水質分析を行うとともに、公共用水域で異常が発見された場合の原因究明調査等を行います。 また、河川・海域等公共用水域における水質及び水生生物に係る調査研究を実施します。	●工場・事業場排出水の分析調査 ●地下水汚染等に係る調査・研究 ●事故・苦情に伴う異常水質事故調査 ●水環境の保全及び生物多様性に係る調査研究の実施 ●国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究の実施 ●水環境の調査・研究に関する情報収集及び成果発信					事業推進
		化学物質適正管理推進事業	化学物質による環境影響の未然防止・環境リスクの低減に向け、環境リスク評価を活用し、事業者による自主的な適正管理を促進するとともに、化学物質対策に関する普及啓発などを進め、化学物質の適正管理を推進します。	●化学物質の環境実態調査及び環境リスク評価の実施、結果の公表 ●環境リスク評価結果を活用した事業者による自主的な化学物質の適正管理の促進 ●市民や事業者を対象としたセミナーの開催による化学物質対策に関する普及啓発 ●関係法令等に基づく事業者の化学物質排出量等の届出、市内の排出量の集計・公表等による事業者の適正な自主管理の促進					事業推進

基本政策	施策	事務事業名	概要	現状 令和３ （2021） 年度	事業内容・目標 令和４ （2022） 年度	令和５ （2023） 年度	令和６ （2024） 年度	令和７ （2025） 年度	令和８ （2026） 年度以降
		環境化学物質研究事業	国及び地方自治体等と連携して化学物質の分析法開発を行うとともに、市内環境中の未規制化学物質等の環境実態把握に向けた調査研究を実施します。	●大気環境及び水環境中における化学物質に関する実態調査・研究の実施 ●実態調査結果に基づく環境リスク評価の実施 ●未規制化学物質等の分析法開発の実施 ●国及び地方自治体等との環境中の化学物質に関する共同研究の実施 ●化学物質の調査・研究に関する情報収集及び成果発信					事業推進
		騒音振動対策事業	工場・事業場、建設現場、自動車、鉄道及び航空機などから発生する騒音・振動や生活騒音を低減することで、市民の生活環境の保全を図ります。	●関係法令等に基づく届出等の審査・指導並びに立入調査 ●環境基準適合状況調査及び実態調査 ●苦情相談に対する実態把握と適切な対応 ●生活騒音の低減に関する意識啓発の推進					事業推進
		悪臭防止対策事業	悪臭を防止・低減することで市民の生活環境の保全を図ります。	●関係法令等に基づく事業所等の監視・指導及び広域悪臭対策の実施 ●事業者の悪臭防止に関する自主管理体制整備の促進					事業推進
		環境情報システム運営事業	関係法令等に基づき収集した公害関連情報を一元的に管理し、許認可業務や事業者指導等に活用するとともに、法令改正への対応や業務効率の改善に向けた機能強化を図ります。	●環境情報システムの安定的な運用保守 ●法令改正等に伴うシステムの一部改修 ●OSサポート終了、アップデート等に伴うシステムの改修、再構築 ●今後の更新計画の検討					事業推進
	施策 3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進める）								
		し尿・浄化槽収集事業	清潔で快適な市民生活を確保するため、し尿収集・浄化槽清掃作業を実施するとともに、災害時の生活環境の保全、公衆衛生の確保のため、災害用トイレの備蓄を行います。	●一般家庭や仮設トイレからのし尿収集の実施 ●浄化槽清掃作業の実施や浄化槽管理者への維持管理指導の実施 ●公衆トイレの維持管理 ●災害用トイレの備蓄及び災害用トイレの組立訓練の実施					事業推進
		産業廃棄物指導・許可等事業	産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対する許認可・指導等を通じて、産業廃棄物の適正な処理を進めるとともに、産業廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用の3Rを推進します。	●「川崎市産業廃棄物処理指導計画」に基づく施策の推進 ●排出事業者に対する3R及び適正処理の指導の実施 ●廃棄物処理業等に係る許認可、適正処理の促進 ●廃棄物処理施設設置等に係る許認可、適正処理の促進 ●廃棄物不適正処理対策の実施 ●PCB廃棄物の処理の推進					事業推進
		廃棄物処理施設等整備事業	廃棄物処理施設等が安定的に稼動できるように維持補修・整備等を実施します。	●廃棄物関連施設の維持補修 整備工事等の実施 ●公衆トイレの改修工事等の実施					事業推進
		廃棄物中継輸送等事業	廃棄物処理施設の効率的な運営のため、大型コンテナ車への積み替えや鉄道での輸送を実施します。	●ごみの大型コンテナ車による積替中継輸送の実施 ●資源物の鉄道輸送の実施 ●廃棄物の鉄道輸送の実施					事業推進
		海面埋立事業	各処理センター等から搬出される焼却灰等について、適正かつ安定的に埋立処分を実施します。	●廃棄物の適正かつ安定的な埋立処分の実施 ●保有水の無害化処理の適正かつ安定的な実施					事業推進
		し尿処理事業	収集したし尿及び浄化槽汚泥について、適正かつ安定的に処理を実施します。	●適正かつ安定的なし尿及び浄化槽汚泥処理の実施					事業推進
		建設リサイクル法業務	建設工事から発生するコンクリート廃材などの建設副産物のリサイクル率の向上を促進し、環境負荷の低減等に向け、指導・助言を行うことにより、生活環境の保全を図ります。	●届出の受理 R2：1,982件	2,300件以上	2,300件以上	2,300件以上	2,300件以上	事業推進
				●解体現場等のパトロール R2：135件	150件以上	150件以上	150件以上	150件以上	
				●適正な分別解体等の指導・助言					
		建設リサイクル事業	公共工事から発生する建設副産物の再利用促進のため、建設副産物対策に関する指導等を行います。	●建設リサイクルの実態調査、整理及び検証 ●「建設リサイクル推進計画」に基づく建設副産物リサイクルの取組の推進 ●建設リサイクル推進関連ポスターの配布等による、啓発活動の推進					事業推進

基本政策	施策	事務事業名	概要	現状 令和３ （2021） 年度	事業内容・目標 令和４ （2022） 年度	令和５ （2023） 年度	令和６ （2024） 年度	令和７ （2025） 年度	令和８ （2026） 年度以降
		建設発生土処理事業	公共工事から発生する建設発生土を適正に処理し、広域的な活用を含めた事業推進により、有効利用を進めます。	●公共工事から発生する建設発生土の調査、把握及び効率的、計画的な処理の推進 ●公共工事から発生する建設発生土の広域利用による有効活用の推進					事業推進
政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす									
	施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成（多様な主体との協働、連携により緑を育む）								
		緑化協議による緑のまちづくりの推進事業	「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」等に基づく緑化協議及び「都市計画法」や「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」等関係法令に基づく公園・緑地等に関する協議を行い、緑豊かなまちづくりの取組を推進します。	●緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく緑化協議の実施 ●都市計画法に基づく開発行為や建築行為及び開発行為に関する総合調整条例等に基づき設置される公園等に関する協議の実施 ●多摩川風致地区内の建築物等や等々力緑地等の都市計画施設内の建築物の規制に関する許認可の実施 ●緑化基金協力金の還元事業として、対象事業区域周辺の既存公園の整備の実施 ●緑化指針に基づく取組の推進 ・指針の一部改正		・指針の改正			事業推進
	施策 3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備（豊かな市民生活を実現するため、都市に緑と水のオープンスペースを創出する）								
		長期未整備公園緑地の見直し事業	都市計画決定後、長期間未整備の公園緑地について、事業計画の見直しや区域の変更などの検討を進めます。	●都市計画変更等による事業計画の見直し					事業推進
		菅生緑地整備事業	宮前区市民健康の森である菅生緑地の園路や広場等の施設整備を進め、緑地内の自然環境の保全等を図ります。	●整備及び緑地内の自然環境の保全等に向けた取組の推進					事業推進
		公園緑地維持管理事業	市民が安全かつ快適に公園緑地を利用できるよう、除草や清掃、補修等を行い、施設の適切な維持管理を進めます。また、老朽化した公園施設の計画的な改修を公園施設長寿命化計画に基づき進めます。	●公園緑地の樹木及び電気設備等の適正な維持管理 ●公園及び緑地内の樹木の剪定や草刈りなど適切な維持管理の実施 ●公園灯の不点灯補修や時計塔の故障補修など電気設備等の適切な維持管理の実施 ●公園内の公園灯やトイレ照明におけるESCO事業の推進					事業推進
		街路樹適正管理事業	街路樹管理計画に基づき、街路景観の向上など、良好な都市環境を確保するため、街路樹の適正な維持管理を進めます。	●街路樹の適正な維持管理の実施 ●樹木診断及び樹木更新の実施					事業推進
	施策 3-3-3 多摩丘陵の保全（市域に残された緑地、里山を再生、保全し、次世代に継承する）								
	施策 3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進（多面的な役割を果たしている貴重な農地を市民とともに継承する）								
		都市農業価値発信事業	市民の農業理解が向上し、本市農業を応援する市民が増え、農業者の営農環境が改善することを目指します。多様な主体との連携を図る中で、発信対象を明確にした効果的で積極的な情報発信を行うことで、市内農業や市内産農産物、さらには農地の持つ多面的な機能について、PRを図ります。	●ホームページやメールマガジン等による「農」情報の発信 ●情報発信等による市民の農業理解促進に向けた取組の実施					事業推進
	施策 3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進（多くの市民が「憩い」「遊び」「学ぶ」多摩川の魅力を高める）								
		多摩川緑地維持管理事業	多摩川河川敷を快適に利用できるよう、施設の補修や清掃など、良好な維持管理を進めます。	●多摩川緑地の維持管理 ●多摩川緑地の公園施設の整備 ●かわさき多摩川ふれあいロード・マラソンコースの走路周辺の草刈や舗装等の補修					事業推進

基本政策	施策	事務事業名	概要	現状 令和３ （2021） 年度	事業内容・目標 令和４ （2022） 年度	令和５ （2023） 年度	令和６ （2024） 年度	令和７ （2025） 年度	令和８ （2026） 年度以降
基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり									
	政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興								
	施策 4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化（海外展開する市内企業を支援し、海外で活躍する企業を増やす）								
	施策 4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成（魅力と活力のある商業地域の形成や付加価値が高く競争力のある商品の供給により、商業を活性化させる）								
		計量検査・管理指導事業	適正な「計量」を確保するため、特定計量器の定期検査、質量標準管理、各種立入検査を実施します。また、川崎市計量協会の指導・育成を図ります。さらに、正量取引月間及び計量管理強調月間において、市内事業所及び市内適正計量管理事業所等に対し、普及啓発を図ります。	●基準分銅等の質量標準管理や特定計量器の定期検査、小売店舗等への各種立入検査の実施 ●計量団体の指導・育成 ●計量管理強調月間（11月）、正量取引強調月間の開催（７月・12月） ●小学生等を対象とした夏休み親子計量教室の開催（8月・市計量協会と共催）					事業推進
		卸売市場関係事業者に関する許可・指導監督業務	法令等に基づき、市民に安定的かつ効率的に生鮮食料品等を供給するため、市場内事業者に対し、許可及び指導監督業務を実施します。	●法令に基づく各種の許可、検査、指導、監督業務の実施 ●ホームページを通じた情報発信や食育・花育講座の実施 ●本市場の円滑な集荷を維持していくため、効果的な集荷支援策の実施 ●国の卸売市場法改正に合わせた許可・指導監督業務の実施					事業推進
	施策 4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成（市内中小企業の技術を活かして事業展開できる環境を整備することで、経営を改善し、成長を促進させる）								
		産業振興協議会等推進事業	学識経験者等からの意見聴取や市内経済の動向調査により、効果的な産業振興施策の展開を図ります。	●産業振興協議会の開催・運営 ●中小企業活性化条例に基づく施策の検証、施策への反映 ●「かわさき産業振興プラン」実行プログラムの進捗管理 ●「川崎の産業」の作成、経済動向等の調査・分析				・「次期かわさき産業振興プラン」の策定	事業推進
		建設業振興事業	中小建設業者の経営改善を目的とした事業者向けの研修会や、市民と直接出会える場を提供して受注拡大につなげるための住宅相談会等を開催し、建設業の振興を図ります。	●市内中小建設業者等を対象とした経営支援研修会の開催 ●市民を対象とした住宅相談会やセミナーの開催					事業推進
		産業立地地区活性化推進事業	本市が産業立地を促進した地区（マイコンシティ地区、水江町地区、新川崎Ａ地区）において、事業用定期借地方式等による長期間の市有地貸付や地区計画による継続的な立地規制等の手法を各地区の個別的背景に応じて採用し、長期安定的な操業環境の確保及び産業集積を維持するとともに、立地企業からの相談・要望への対応や立地企業間の交流の促進を通して、各地区の産業活性化を推進します。	●民間貸付事業（事業用定期借地）の継続 ●立地企業からの相談・要望への対応及び成長支援 ●マイコンシティ地区におけるマイコンシティセンターの活用等を通じた立地企業間交流の促進 ●水江町地区における貸付公有地内護岸維持管理					事業推進
		金融相談・指導事業	中小企業者等の経営環境改善のため、相談業務や認定業務などを通じて、事業者等の経営や金融に関する課題解決を支援します。	●中小企業信用保険法に基づく認定業務の実施 ●経営や金融に関する相談の実施 ●創業支援資金等の診断の実施 ●倒産企業の情報収集					事業推進
	施策 4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化（市内農家の農業経営を安定化・健全化させる）								
	政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上								
	施策 4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進（次代を支える産業を創出するため、市内での起業を盛んにする）								
	施策 4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援（成長分野や地域課題解決に寄与する市内事業所等の新分野への進出を促進する）								
		環境調和型産業振興事業	環境関連産業の活性化に繋がる情報発信や情報交換を進めることで、市内環境関連産業の振興と事業者間のネットワーク化の促進に向けて取り組みます。 新エネルギー振興協会や新エネルギー関連企業等との連携や取組支援を通じて、新エネルギー産業の活性化に向けて取り組みます。	●市内環境製品・技術等の情報発信 ●川崎ゼロ・エミッション工業団地を中心とするエコタウンの情報発信 ●「新エネルギー振興協会」や関連企業等と連携した市内新エネルギー産業の育成・取組支援					事業推進

基本政策	施策	事務事業名	概要	現状 令和３ （2021） 年度	事業内容・目標 令和４ （2022） 年度	令和５ （2023） 年度	令和６ （2024） 年度	令和７ （2025） 年度	令和８ （2026） 年度以降
	施策 4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化（先端科学技術分野において、高付加価値で競争力の高い製品を創出する）								
		医工連携等推進事業	医療関係機関や医療機器製造販売企業等との交流機会の提供などを通じて、事業者の医療産業分野への参入を支援します。	●医療現場や医療機器製造販売企業等との交流、マッチング機会の提供					事業推進
		科学技術基盤の強化・連携事業	日本の将来を担う子どもたちに科学技術への興味を喚起するための啓発を行うほか、現に活躍する科学者・研究者同士等の交流を促進するため、科学者・研究者交流促進イベントを開催し、科学技術分野におけるオープンイノベーションを推進します。	●市内企業等の科学技術力を活用した子どもたちに対する教育事業の実施 ●科学者・研究者交流促進イベントの実施					事業推進
	施策 4-2-4 スマートシティの推進（スマートシティの推進により、新たな産業やサービスを創出する）								
	施策 4-2-5 ＩＣＴ（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上（ＩＣＴにより、行政サービスを一層手軽に利用できるようにする）								
		情報統括監理推進事業	副市長を情報統括監理者（CIO）とする情報統括監理体制により、情報システムのダウンサイジングや統廃合の推進、全庁統一的なセキュリティ対策を的確かつ迅速に実施するなど、庁内の情報化を全体的に把握し、部局間の調整を円滑に進めます。	●情報システムの適正な評価・調整の実施 ●アクセシビリティへの配慮など、システム導入前の確認の実施 ●情報システムの最適化に向けた取組の推進 ●自治体情報システムの標準化・共通化への取組の推進 ●「ICT部門の業務継続計画（震災対策編）」に基づく業務継続体制の確保 ●情報セキュリティ対策強化に向けた取組の推進					事業推進
		情報環境整備事業	電子行政サービスを円滑かつ的確に提供するために必要なネットワークやパソコンなどの情報環境の整備・運営を行います。	●庁内ネットワーク強靭化に向けた取組の推進 ●本庁地区ネットワークの再構築 ●庁内に配置する計画配置パソコンの整備及び更新					事業推進
政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる									
	施策 4-3-1 人材を活かすしくみづくり（市内での雇用を促進するとともに、市内の優れた技能を次世代に継承する）								
	施策 4-3-2 働きやすい環境づくり（誰もが働きやすい環境を整える）								
		住宅相談事業	市民からの住まいに関する相談に的確に対応し、生活の礎である住環境の改善を推進します。	●住宅相談員による住宅の修繕や耐震補強、バリアフリー化等の各種相談の実施					事業推進
政策 4-4 臨海部を活性化する									
	施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備（臨海部の立地企業を増やし、生産活動を活発にする）								
		多摩川リバーサイド地区整備推進事業	羽田空港近接の立地条件を活かし、大規模な土地利用転換の機会を捉え、高規格堤防事業と連携を図りながら、適切な土地利用を誘導することにより、民間活力を活かした良好な都市機能の形成を図ります。	●多摩川リバーサイド地区の整備・誘導方針に即した土地利用の誘導					事業推進
	施策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成（川崎港での物流を活発にする）								
		友好港交流推進事業	川崎港の利用促進に向けて、ベトナム・ダナン港及び中国・連雲港港との交流事業を推進します。	●ベトナム・ダナン港、中国・連雲港港との貿易促進や定期航路の開設・維持に向けた人材交流等の取組の推進					事業推進
		港湾統計・情報システム運営事業	港湾情報システムの効果的・効率的な構築と運営を行い、更なるデジタル化を推進するとともに、港湾統計データの活用により、港の利用促進を図ります。	●「港湾調査」の円滑かつ適正な実施及び調査・分析 ●港湾情報システムの適正な管理・運営 ●統計年報の作成及びホームページ等による情報発信 ●国のサイバーポート施策との連携に向けた検討・対応					事業推進
		浮島１期地区基盤整備事業	浮島１期地区について、本格利用に向けた基盤整備を推進します。	●本格的土地利用に向けた検討・協議・調整 ●本格利用に向けた基盤整備の推進					事業推進
		港湾管理事業	川崎港の公有財産の貸付・許可、港湾施設使用料等の調査研究及び手続きのオンライン化等を通じて、効率的・効果的な港湾の管理を推進します。	●公有財産の適正な管理 ●港湾環境整備負担金の調査・徴収等 ●公有財産の有効活用の推進					事業推進

基本政策	施策	事務事業名	概要	現状 令和３ （2021） 年度	事業内容・目標 令和４ （2022） 年度	令和５ （2023） 年度	令和６ （2024） 年度	令和７ （2025） 年度	令和８ （2026） 年度以降
		京浜港広域連携推進事業	京浜港（川崎港、東京港、横浜港）の連携強化を推進し、国際競争力強化を図ります。	●京浜港の総合的な計画に基づく取組の推進 ●京浜港の国際競争力強化に向けた連携施策についての検討・実施 ●京浜港の港湾運営会社と連携した集貨の取組の推進					事業推進
		港湾計画策定事業	利用しやすい港湾とするため、民間企業からの要請等に応じて港湾計画の変更手続をするとともに、次期港湾計画改訂に向けた取組を推進します。	●港湾計画、長期構想の改訂等の実施 ●港湾施設の利用状況等に合わせた港湾計画変更に関する調整					事業推進
		港湾における規制指導事業	港湾区域、臨港地区等における適正な規制指導を実施するとともに、臨港地区及び分区の見直しに向けた取組を推進します。	●水域占用・ふ頭用地利用許可等における審査等 ●港湾区域や臨港地区内等における行為の規制 ●港湾法に基づく民間事業者への技術的指導・助言等					事業推進
		陸上施設等管理運営事業	公共ふ頭の陸上施設等の円滑な管理・運営を行うとともに、港湾貨物の円滑な流れを確保するため適切な維持・補修を行います。	●関連する計画・事業を踏まえた陸上施設等の適切な維持・補修の実施 ●陸上施設等の円滑な管理・運営					事業推進
		海上・係留施設等管理運営事業	海上・係留施設の適切な維持・補修及び円滑な管理・運営を行うことで、川崎港の利用促進を図ります。	●老朽化した係留施設等の適切な維持・補修、更新の実施 ●海上・係留施設等の円滑な管理・運営					事業推進
		入出港船舶等調整事業	川崎港の利用促進を図るため、出入港船舶の安全確保及び航路の効率的な運用を行います。	●航行安全を確保した上での効率的な船舶調整業務の実施 ●効果的な水先人・曳船の斡旋と利便性向上の協議					事業推進
		川崎港海底トンネル維持管理事業	適切な維持管理により良好な状態を維持し、交通の円滑化及び利用者への安全性・利便性の確保を図ります。	●川崎港海底トンネルの電気・機械設備の運転・点検管理、維持補修 ●川崎港海底トンネルの円滑な管理・運営					事業推進
	施策 4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備（川崎港の魅力を市民に広めるとともに、港の活力を高める）								
		浮島２期地区埋立事業	市民生活や公共工事を支えるため、浮島２期地区において、護岸の適切な維持管理を行うとともに建設発生土等の適正な受入・処分を進めます。	●建設発生土等の受入に対する適正な埋立管理の実施 ●埋立管理施設等の維持・整備の推進 ●埋立事業計画等を考慮した年間埋立計画の作成					事業推進
		港湾緑地維持管理事業	市民に親しまれる港湾緑地の適切な維持管理を行い、良好な港湾環境の形成を図ります。	●港湾緑地の適切な維持管理 ●港湾緑地でのイベント等の開催の指導・管理					事業推進
政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する									
	施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成（川崎・武蔵小杉・新百合ヶ丘駅周辺の魅力を高める）								
	施策 4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備（新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の魅力を高める）								
		溝口駅周辺地区まちづくり推進事業	溝口駅周辺地区については、地域生活拠点として、歴史的・文化的資源と民間活力を活かしたまちづくりを推進します。	●駅周辺の魅力の増進に向けた民間開発の協議・調整					事業推進
政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する									
	施策 4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進（都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間を創出する）								
		都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等改定・推進事業	長期的な視点から、社会状況の変化に対応したまちづくりを推進するため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等を改定し、適切な都市計画の運用を図ります。	●「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等に基づく計画的なまちづくりの推進 改定の調査・検討		改定素案の作成	改定		事業推進
		都市施設の計画管理等事業	事業未着手の都市計画道路に関する測量を行い、都市計画道路平面図の更新と地図情報システムへの反映を行い、適切な情報提供、都市計画法に基づく許認可業務の推進に取り組みます。	●事業未着手の都市計画道路の路線測量の実施 登戸野川線 R2：約1.2km	登戸野川線 1km以上	世田谷町田線 1km以上	その他路線の継続実施 1km以上	その他路線の継続実施 1km以上	事業推進
				●土地所有者の申請に伴う都市計画道路概略予定線の測量査定業務の実施 R2：１件					
				●都市計画法に基づく都市計画道路内の建築許認可業務の実施 R2：77件					

基本政策	施策	事務事業名	概要	現状 令和３（2021）年度	事業内容・目標 令和４（2022）年度	令和５（2023）年度	令和６（2024）年度	令和７（2025）年度	令和８（2026）年度以降
		都市計画地図情報・基礎調査等事業	空中写真を活用した測量や都市計画の基本となる市域内の図面の作成、都市計画地図情報システムのデータ整備及び更新を行い、適切な都市計画情報を提供します。	**●地図の更新業務の推進** 総括図、都市計画図４区分 **●空中写真測量の実施** **●都市計画法に基づく人口、土地利用など現況を把握する都市計画基礎調査の推進** 第11回基礎調査の実施	総括図 第11回基礎調査結果の解析	総括図	基本図、総括図	総括図、都市計画図３区分 第12回基礎調査の調査区の設定	事業推進
		マンション建替え支援指導業務	老朽化した民間マンションが適切な時期に円滑な建替えが進められるよう、建替組合や民間事業者に対して法律上の指導、及びマンションの立地特性や建築条件に応じた適切な誘導を図ることで、良好な居住環境の形成に向けた取組を促進します。	**●マンションの建替えの円滑化等に関する法律の適用による建替えの促進** **●新規地区の事業調整**					事業推進
		庁舎等建築物の長寿命化対策事業	令和３（2021）年度末に策定予定の「資産マネジメント第３期実施方針」に基づき、資産保有の最適化を踏まえつつ、施設の機能、性能の劣化の有無や兆候・状態を把握し、時間の経過とともに進む劣化の状態を予測した上で、機能停止などを未然に防ぐ計画的な保全を推進します。	**●庁舎等建築物の劣化状況の調査及び取組の優先度判定** **●庁舎等建築物の長寿命化設計・工事の実施**					事業推進
		大規模低未利用地等のまちづくり誘導事業	工場等の民有地の大規模な土地利用転換の動向を捉え、開発事業者と連携しながら、整備方針に基づく的確な指導・誘導を図ります。	**●「大規模工場跡地の整備方針」や地域課題等を踏まえた土地利用の誘導**					事業推進
		市街地開発事業の推進業務	民間活力を活かした市街地再開発事業や土地区画整理事業の支援により、魅力と活力にあふれた都市拠点の形成や安全で快適な市街地の形成を推進します。	**●土地区画整理事業の推進** **●市街地再開発事業の推進** **●市営四方嶺住宅跡地周辺整備事業の推進** 工事着手	工事完了、供用開始				事業推進
		住居表示調査等事業	「住居表示に関する法律」に基づき、建物に順序良く番号を付け住所をわかりやすくする住居表示の実施を推進します。	**●住居表示の実施** **●住居表示の維持管理**					事業推進
		まちづくり対策事業	規模の大きい建築計画においては、総合調整条例と紛争調整条例の相互連携に基づく適切な調整を行うことにより、地域の意見を踏まえたまちづくりを推進します。	**●「総合調整条例」及び「紛争調整条例」の適正な運用** **●「葬祭場等の設置等に関する要綱」の適切な運用** **●建築・開発審査会の公正・適正な運営** **●まちづくり相談事業の実施**					事業推進
		建築・宅地に関する指導・審査事業	安全で良質な宅地や建築物の形成、維持・保全に向け、都市計画法、建築基準法等に基づく許認可・審査業務や監察業務を円滑かつ的確に行います。	**●都市計画法、建築基準法等に基づく許認可・審査等業務、監察業務及び証明書等交付業務の円滑かつ的確な実施** **●法改正や新たに創設される制度等に対応した企画調整や条例・規則等の改正** **●申請者等の利便向上に資する電子申請導入等のデジタル化の検討と効率的な運用の推進** 運用拡大の検討		運用拡大			事業推進
		長期優良建築物支援事業	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅を普及するための長期優良住宅認定制度を適正かつ効率的に活用し、質の高い優良な住宅の普及を促進します。	**●長期優良住宅認定制度の適正かつ効率的な運用** R2：438棟 **●認定住宅の維持保全状況の抽出調査による指導の実施** R2：29件 **●パンフレット、ホームページ等による長期優良住宅認定制度の普及促進**	520棟以上 30件以上	520棟以上 30件以上	520棟以上 30件以上	520棟以上 30件以上	事業推進

基本政策	施策	事務事業名	概要	現状 令和３ （2021） 年度	事業内容・目標 令和４ （2022） 年度	令和５ （2023） 年度	令和６ （2024） 年度	令和７ （2025） 年度	令和８ （2026） 年度以降
		低炭素建築物支援事業	生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための措置が講じられている建築物を普及するための低炭素建築物認定制度を、適正かつ効率的に運用し、脱炭素化に寄与する取組を促進します。	●低炭素建築物認定制度の適正かつ効率的な運用 R2：55件	50件以上	50件以上	50件以上	50件以上	事業推進
				●パンフレット、ホームページ等による低炭素建築物認定制度の普及促進					
	施策 4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進（機能的で美しく、住んでいてここちよい街なみを創出する）								
政策 4-7 総合的な交通体系を構築する									
	施策 4-7-1 広域的な交通網の整備（首都圏における円滑な交通網を整える）								
	施策 4-7-2 市域の交通網の整備（自動車での市内交通を円滑化する）								
	施策 4-7-3 身近な交通環境の整備（地域の人々が生活しやすい交通環境を整える）								
	施策 4-7-4 市バスの輸送サービスの充実（安全で快適な市バス輸送サービスを持続的に提供する）								
政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する									
	施策 4-8-1 スポーツのまちづくりの推進（スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やす）								
	施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興（市内の文化芸術活動を推進し、一層市民に身近なものにする）								
	施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進（音楽や映像を活用して、都市の魅力向上や地域の活性化につなげる）								
政策 4-9 戦略的なシティプロモーション									
	施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成（市内外における市の認知度・好感度を高める）								
		国際施策推進事業	国際施策推進プランの的確な推進を図り、真のグローバル都市川崎をめざします。	●「国際施策推進プラン」に基づく取組の推進 ●「国際施策推進プラン」第３期実行プログラムの策定及び進捗管理 プログラムの策定					事業推進
		交流推進事業	国内の友好自治体等との交流を推進し、本市のイメージアップを図ります。	●友好都市等との文化芸術・人材等の相互交流の推進					事業推進
	施策 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興（市内への集客及び滞在を増加させる）								
基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり									
政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する									
	施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり（多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を進める）								
		都市政策研究事業	都市政策に関する情報収集、調査研究等の取組を推進します。	●学識経験者等による研究会の開催及び学会への参加 ●職員の研究チームによる政策課題の研究 ●本市の政策課題に関連した政策情報誌の発行					事業推進
	施策 5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進（市民の意見を幅広く聴取するとともに、分かりやすい情報発信を行う）								
		報道事務	新聞・テレビ・ラジオ等のメディアを活用して、市政等に関する情報をタイムリーかつ積極的に提供します。	●記者会見、報道機関への情報提供、ホームページなどによる、分かりやすく効果的な市政情報の発信 ●報道機関との円滑な連絡調整					事業推進
		公文書館運営事業	公文書館の効率的な運営と歴史的公文書等の情報提供に関する取組を推進します。	●公文書や歴史的公文書等の適正な管理と情報提供 ●古文書講座や歴史講座の開催、ホームページによる広報と啓発 ●公文書館施設・設備の維持補修など適切な管理					事業推進
	施策 5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化（市民満足度の高い区役所サービスを提供する）								
政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる									
	施策 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進（平等と多様性を尊重する意識を高める）								
	施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進（性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境を整える）								
	施策 5-2-3 かわさきパラムーブメントの推進（それぞれが個性を活かし、すべての人が活躍できるまちを実現する）								

■ 総合計画に設定する成果指標一覧

● 成果指標一覧について

総合計画で設定する数値目標による成果指標は、市民の視点に立脚した指標を設定し、今後、指標の状況を公表するとともにその結果を評価し、施策・事業等に適切に活用していきます。

ここでは、政策体系別の実施計画に示した各成果指標について、指標の考え方や達成すべき目標値の算出の考え方等を掲載しています。

これらの考え方に基づいた成果指標を計画の進行管理や評価に活用することで、総合的かつ計画的な市政の運営に役立てていきます。

● 成果指標一覧の見方

各施策ごとに、現状値の算出方法、指標の考え方、目標値の考え方等を掲載しています。表の見方については、以下のとおりです。

«成果指標一覧の例»

【指標の考え方】
各施策の「直接目標」に掲げた目標の達成度を測るために設定する指標について、その設定の具体的な考え方を記載しています。

【年度の表記】
成果指標一覧に示す年度の表記で、「R●●」と記載しているものについては、「令和●●年度」を表しています。

指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
政策1-1　災害から生命を守る							
施策1-1-1　災害・危機事象に備える対策の推進							
直接目標　災害発生時の被害や生活への影響を減らす							
1　避難所運営会議を開催している避難所の割合（総務企画局調べ） 算出方法：避難所運営会議開催か所数／避難所数×100（%）	大地震など大規模な災害が発生した場合の避難所運営については、各避難所ごとに自主防災組織や施設管理者等で構成する避難所運営会議が主に担うこととなるため、平常時からの避難所の運営体制や避難スペース等の検討に関する避難所運営会議の実施状況を見ることで、避難所運営能力の向上のための取組の成果を測ることができる。	66.9%（H26）〔2014〕	68.2%（R2）〔2020〕	70.5%以上（H29）〔2017〕	75.2%以上（R3）〔2021〕	80%以上（R7）〔2025〕	東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、開催率は上昇傾向であったが、新型コロナウイルス感染症等の影響により会議が開催できず、開催率が落ちている。 引き続き、更なる地域防災力の向上を図るためには、より多くの避難所において開催していくことが求められることから、本市における過去の実績を参考としつつ、感染症対策を行いながら、開催率の増加をめざす。

【算出方法】
「指標の実績値」の現状に記載している数値の算出式や引用する出典等の内容を説明しています。
また、数値の算出式については、カッコで現状値に対応する年度の実績値を記載しています。

【指標の実績値】
「策定時」は、第１期実施計画を策定した時点での値です。なお、第３期実施計画から追加した指標については「第３期実施計画から新たに策定」と記載しています。
「現状」は、現時点での最新の値です。

【目標値の考え方】
指標を設定した時の背景や、施策や事務事業の取組を講じて、指標をよりよい状況に高めていくための方法等を根拠に、各計画期間に達成すべき目標数値の設定の考え方を記載しています。

※第１期実施計画策定時から、第２・３期の目標値が変更になっている場合は、その経過を記載しています。

● 第3期実施計画策定時の成果指標の追加について

第３期実施計画の策定にあたっては、より適切な施策の達成状況の把握・評価に向けて、第２期実施計画に設定している成果指標を改めて点検するとともに、各施策について、**「直接目標や施策の方向性」に一層合致した指標構成**となるよう、成果指標の追加を積極的に行い、施策の効果測定の精度向上に努めました。

«成果指標の追加のポイント»

施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進

3 施策の方向性

- ★ 「かわさき強靭化計画」や「地域防災計画」等の各種防災計画に基づいたハード・ソフトの両面からの防災・減災対策の推進
- ★ 全職員が一丸となり迅速な意思決定や機動的な災害対応を可能とする危機管理体制の充実・強化
- ★ 各区と地域が平時からのつながりを活かして、地域の実情や課題等に対応したリアリティのある訓練の実施と検証等を踏まえた地域完結型の防災をめざす取組の推進
- ★ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営など感染症と自然災害の複合化対策の推進
- ★ あらゆる危機事象に備え、自助・共助・公助がそれぞれの力を高めつつ、強みとともに弱みを共有し、補い合う関係づくり

施策の方向性に対応した成果を客観的に評価できる指標が設定できるか。【包括性】

4 直接目標

- 災害発生時の被害や生活への影響を減らす

直接目標がどの程度達成されているかを客観的に評価できる指標が設定できるか。【目標との適合性】

● 特に意識した事項

第２期実施計画において設定している成果指標は、継続性の観点から原則として削除しないことを前提に、成果の把握が円滑に実施できるかなどの計測可能性の観点等も考慮しながら、上記のポイントをもとに、成果指標の追加等を検討しました。

また、次の３つの事項への対応を特に意識した上で成果指標の追加を検討しました。

«特に意識した事項»

① 新たな時代や社会状況の変化※に対応した指標

② 市が行う施策と関係性がより強い指標

③ 施策の当事者（ターゲット）に焦点を当てた指標

※ 新たな時代や社会状況の変化とは、新型コロナウイルス感染症による社会変容や、大規模自然災害、デジタル化の進展、脱炭素化社会への対応などをいいます。

基本政策1　生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
政策1-1　災害から生命を守る							
施策1-1-1　災害・危機事象に備える対策の推進							
直接目標　災害発生時の被害や生活への影響を減らす							
1　**避難所運営会議を開催している避難所の割合**（総務企画局調べ） 算出方法：避難所運営会議開催か所数／避難所数 × 100（%）	大地震など大規模な災害が発生した場合の避難所運営については、各避難所に自主防災組織や施設管理者等で構成する避難所運営会議が主に担うこととなるため、平常時からの避難所の運営体制や避難スペース等の検討に関する避難所運営会議の実施状況を見ることで、避難所運営能力の向上のための取組の成果を測ることができる。	66.9%（H26）〔2014〕	68.2%（R2）〔2020〕	70.5%以上（H29）〔2017〕	75.2%以上（R3）〔2021〕	90%以上（R7）〔2025〕	東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、開催率は上昇傾向であったが、新型コロナウイルス感染症等の影響により会議が開催できず、開催率が落ちている。引き続き、更なる地域防災力の向上を図るためには、より多くの避難所において開催していくことが求められることから、本市における過去の実績を参考としつつ、感染症対策を行いながら、開催率の増加をめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※第2期の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更（R1（2019）実績：92.0%） ・第3期：80→90%
2　**避難所を知っている人の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）の避難所の確認を行っている人の割合	災害発生直後には、行政の支援が十分に行き届かないことが考えられる。適切な避難行動を行える市民（避難所を知っている市民）や、自宅避難が可能な世帯（家庭内備蓄を行っている市民）の増加が、災害時の市民生活の安定や、避難者への負担の軽減につながることから、その理解に向けた普及啓発の取組の成果を測ることができる。	39.5%（H27）〔2015〕	49.5%（R3）〔2021〕	43.6%以上（H29）〔2017〕	51.8%以上（R3）〔2021〕	60%以上（R7）〔2025〕	市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するものの、以後は下降する傾向があるため、目標値については、本市における過去の実績を参考としつつ、それぞれの割合の増加をめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※「家庭内備蓄を行っている人の割合」の第2期の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期：60→65%
3　**家庭内備蓄を行っている人の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）の家庭内備蓄（食料・飲料水）を行っている人の割合		56.9%（H27）〔2015〕	62.5%（R3）〔2021〕	57.5%以上（H29）〔2017〕	58.8%以上（R3）〔2021〕	65%以上（R7）〔2025〕	
4　**震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）の自分がとるべき避難行動を把握している人の割合	浸水や土砂災害等の自宅周辺のリスクや、多くの人が避難所に避難することによる感染症のリスク等を把握した上で、避難所以外（自宅、遠方の親戚宅等）も含めて避難する場所や経路を検討し、災害に備えている人の割合を見ることで、市民の防災意識に係る啓発等の取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	52.9%（R3）〔2021〕	－	－	60%以上（R7）〔2025〕	市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するものの、以後は下降する傾向があるため、目標値については、R3（2021）の結果を参考としつつ、割合の増加をめざす。
施策1-1-2　地域の主体的な防災まちづくりの推進							
直接目標　地域の特性に応じた地域防災力向上により、延焼等による被害を減らす							
1　**重点的に取り組む密集市街地における大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合**（まちづくり局調べ） 算出方法：地震被害想定上の火災延焼シミュレーションから算出	本市の地震被害想定調査の結果を踏まえ、人命確保の観点などで多くの課題を有する重点地区においては、耐火性能に優れた建築物への建替えを促進するなど、面的な市街地の不燃化対策を進めることとし、その減災成果としての焼失棟数の削減見込割合を火災延焼シミュレーションによって評価・検証することができる。	20%（H27）〔2015〕	31.5%（R2）〔2020〕	25%以上（H29）〔2017〕	30%以上（R2）〔2020〕	35%以上（R7）〔2025〕	重点地区において、新たな不燃化推進条例を制定するなどの対策強化により、地震被害想定調査（H21（2009））で想定された火災延焼による建物被害を、かわさき強靭化計画期間（R7（2025））までに35%以上削減の達成をめざす。

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
2	**火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率**（まちづくり局調べ） 算出方法：火災延焼リスクの高い 18 地区における（4m未満道路延長（113 km）＋4～6m道路延長（171 km）×建物老朽度による閉塞確率）／総延長（458 km）×100（%） ※都市計画基礎調査のデータ（5年ごと）、建物登記データ及び一部推計	大規模な災害時には、老朽建築物の倒壊や火災により、狭あい道路は閉塞し、避難に支障を来たすことで、人的被害を拡大させる恐れがある。そのため、火災延焼リスクの高い地区において、防災まちづくりの取組による狭あい道路の改善や沿道の建築物の耐震化等により、災害時における安全な避難路を確保することは、地域防災力向上につながることから、道路閉塞確率の低減を指標として設定する。	第2期実施計画から新たに設定	39.2% （R2） 〔2020〕	―	40%以下 （R3） 〔2021〕	37%以下 （R7） 〔2025〕	火災延焼リスクの高い地区において、地域の主体的な防災まちづくりの取組を支援することで、災害時の安全な避難路の確保につなげるため、建物倒壊等による道路閉塞確率の過去の減少率以上をめざす。
施策1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進								
直接目標	地震発生時の建築物等の倒壊による被害を減らす							
1	**特定建築物の耐震化率**（まちづくり局調べ） 算出方法：耐震性を満たす特定建築物数（12,862）／全特定建築物総数（13,502）×100（%）	耐震性を満たす特定建築物が全特定建築物数に占める割合を把握することで、耐震改修、建替えなどにより地震での倒壊等の可能性がある、耐震性が不十分な特定建築物を減らしている取組の成果を把握することができる。	92% （H27） 〔2015〕	95.2% （R2） 〔2020〕	93%以上 （H29） 〔2017〕	95%以上 （R2） 〔2020〕	97%以上 （R7） 〔2025〕	「耐震改修促進計画」（H27（2015）改定）に掲げる特定建築物の耐震化率 95%（R2（2020）末時点）を目標とする。 【第3期実施計画策定時】 ※「耐震改修促進計画」（R2（2020）改定）に掲げる目標値に変更 ・第3期：95→97%
2	**住宅の耐震化率**（まちづくり局調べ） 算出方法：耐震性を満たす住宅数（683,500）／住宅総数（714,400）×100（%）	耐震性を満たす住宅が住宅総数に占める割合を把握することで、耐震改修、建替えなどにより地震での倒壊等の可能性がある、耐震性が不十分な住宅を減らしていく取組の成果を把握することができる。	92% （H27） 〔2015〕	95.6% （R2） 〔2020〕	93%以上 （H29） 〔2017〕	95%以上 （R2） 〔2020〕	98%以上 （R7） 〔2025〕	「耐震改修促進計画」（H27（2015）改定）に掲げる住宅の耐震化率 95%（R2（2020）末時点）を目標とする。 【第3期実施計画策定時】 ※「耐震改修促進計画」（R2（2020）改定）に掲げる目標値に変更 ・第3期：95→98%
3	**橋りょうの耐震化率**（建設緑政局調べ） 算出方法：耐震対策済橋りょう数（236 橋）／耐震対策が必要な橋りょう数（384 橋）×100（%）	計画的な耐震補強工事を実施し、耐震済橋りょう数を把握することで、地震により倒壊等の可能性がある橋りょうを減らしていく取組の成果を把握することができる。	47% （H27） 〔2015〕	61% （R2） 〔2020〕	51%以上 （H29） 〔2017〕	61%以上 （R3） 〔2021〕	79%以上 （R7） 〔2025〕	災害に強いまちづくりを進めるため、重要な橋りょうの耐震性能を向上するとともに、生活道路の比較的重要な橋りょうについても対策を進め、79%以上（R7（2025）末時点）を目標とする。
施策1-1-4 消防力の総合的な強化								
直接目標	消防力を強化することで、さまざまな災害から市民を守る							
1	**出火率**（消防局調べ） 算出方法：【H28〔2016〕～R2〔2020〕】火災件数（336.6 件）／人口（1,517,057.6 人）×10,000 ※単年の数値を使用すると、継続した取組を実施しても、なお外的要因等により極端な結果となることから、各期の最終年から直近5年の平均値を使用する。	人口1万人あたりの火災件数である出火率（出火率は、通常、他都市でも取組成果を測る指標として活用している。）を指標とし、出火率を下げることで火災予防の取組の成果を測ることができる。	2.58 件 （H22〔2010〕～H26〔2014〕平均）	2.22 件 （H28〔2016〕～R2〔2020〕平均）	2.49 件以下 （H25〔2013〕～H29〔2017〕平均）	2.48 件以下 （H29〔2017〕～R3〔2021〕平均）	2.2 件以下 （R3〔2021〕～R7〔2025〕平均）	火災を未然に防ぐ予防活動や立入検査などの継続した取組により、人口動態や都市構造、産業構造が変化する中においても、計画策定時の出火率から段階的な減少をめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※第1期、第2期の実績値がいずれも第3期の目標値を上回ったため、出火率への影響が大きく環境的（人的）要因が近い近隣6都市（東京都・さいたま市・千葉市・横浜市・相模原市・川崎市）の R2（2020）の平均値である 2.3 を上回る件数に目標値を変更 ・第3期：2.46→2.2 件

	指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
2	**消防団員数の充足率**（消防局調べ）			地域防災力の充実・強化を図り、住民の安全の確保に資する消防団員は今後も必要となることから、消防団の条例定員数（1,345人）に対する充足率を指標とすることで目標を具体化するものである。なお、充足率を用いることで全国平均や他都市との比較が可能となる。	87.8%（H27.4）〔2015.4〕	81.2%（R3.4）〔2021.4〕	89.7%以上（H30.4）〔2018.4〕	90.8%以上（R4.4）〔2022.4〕	93.0%以上（R8.4）〔2026.4〕	H25（2013）年に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、消防団員の確保対策の取組を強化した実績等を踏まえ、第1期は神奈川県平均を上回る 89.7%（計画策定時点）以上を目標値とする。 第2期は、継続した取組により政令指定都市平均を上回る 90.8%（計画策定時点）以上を目標値とする。 第3期は第2期までの継続した取組に加え、これまでの実績やアンケート結果等を分析し、新たな施策を検討するとともに、消防団長会に諮り、更なる地域との連携・協力の強化により施策を実施することで、全国平均を上回る 93%以上（計画策定時点）を目標値とする。
	算出方法	現員数（1,092 人）／条例定員数（1,345 人）×100（%）								
施策1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備										
直接目標	水害から市民の生命、財産を守る									
1	**時間雨量 50 ㎜対応の河川改修率**（建設緑政局調べ）			治水安全度の向上を測る一つの指標として、時間雨量 50 ㎜の降雨に対する河川の改修率を算出することで、水害リスク軽減の取組の成果を把握することができる。	81%（H27）〔2015〕	81.1%（R2）〔2020〕	81%以上（H29）〔2017〕	91%以上（R3）〔2021〕	91%以上（R7）〔2025〕	時間雨量 50 ㎜の降雨に対する河川改修率を増加させることにより、治水安全度を高め、水害のリスクを減らすことを目標とする。
	算出方法	時間雨量50mmの降雨に対する改修済河川延長（51,707m）／河川全延長（63,735m）×100（%）								
2	**五反田川放水路の供用により洪水による氾濫から守られる面積の割合**（建設緑政局調べ）			時間雨量 90mm の降雨に対する五反田川放水路整備の指標として、氾濫により想定される浸水から守られる区域の面積を算出することで、水害リスクの軽減の取組の成果を把握することができる。	50%（H27）〔2015〕	50%（R2）〔2020〕	50%（H29）〔2017〕	100%（R3）〔2021〕	100%（R7）〔2025〕	五反田川放水路を供用することで、時間雨量 90mm の降雨に対し、氾濫により浸水が想定される区域の面積をゼロにすることを目標とする。
	算出方法	氾濫から守られる区域の面積（339ha）/氾濫により浸水が想定される区域の面積（680ha）×100（%）								
3	**河川施設の機能を保全するための緊急対策工事実施率**（建設緑政局調べ）			護岸等の変状に対応するための緊急対策工事実施率を算出することで、河川施設の機能を保全し、水害リスクを減らす取組の成果を把握することができる。	第3期実施計画から新たに設定	34%（R2）〔2020〕	―	―	87%以上（R7）〔2025〕	老朽化した護岸を改良することで、河川施設の機能を保全し、水害リスクを減らすため、R10（2028）の完成をめざし、87%以上（R7（2025）時点）を目標値とする。
	算出方法	対策工事により護岸が改良される区間延長（116m）/緊急的な対応を要する区間延長（345m）×100（%）								
政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる										
施策1-2-1 防犯対策の推進										
直接目標	市内で発生する犯罪を未然に防ぐ地域づくりを進める									
1	**空き巣等の刑法犯認知件数**（神奈川県警察統計資料）			犯罪を起こさせない環境づくりを進めるため、地域社会全体で、住民の意識啓発の向上等の取組を推進しており、毎年（1～12 月）神奈川県警察から公表される犯罪認知件数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	10,685 件（H26）〔2014〕	6,307 件（R2）〔2020〕	10,400 件以下（H29）〔2017〕	8,500 件以下（R3）〔2021〕	8,500 件以下（R7）〔2025〕	刑法犯認知件数の人口割合が政令指定都市中で最少の数値を下回るように目標値を設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、人口1,000 人あたりの刑法犯認知件数（H28（2016）時点）が政令指定都市トップの横浜市と同水準となる件数に目標値を変更 ・第2期：9,900→8,500 件 ・第3期：9,400→8,500 件
	算出方法	各年の「犯罪統計資料」（神奈川県警察公表）の「刑法犯罪名別市区町村別認知件数」の合計値								

	指標名（指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
2	**路上喫煙防止重点区域通行量調査で確認された喫煙者数**（市民文化局調べ）	算出方法：「路上喫煙防止重点区域（7か所）通行量調査」（年4回実施）における喫煙している人の合計値	安全に暮らせるまちづくりを進めるため、路上喫煙の防止に向けたキャンペーンによる意識啓発や巡回指導等の取組を推進しており、人通りの多い駅周辺等において、歩行者の火傷や衣服の焼け焦げの原因となる路上喫煙者数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	42 人（H26）〔2014〕	13 人（R2）〔2020〕	36 人以下（H29）〔2017〕	29 人以下（R3）〔2021〕	15 人以下（R7）〔2025〕	これまでの路上喫煙率の減少傾向を踏まえ、現状値からの半減をめざすことを目標値に設定する。 【第3期実施計画策定時】 ※R2（2020）実績値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響（第 1 回中止、通行量大幅減）を受けているため、感染拡大前の R1（2019）の実績値に目標値を変更 ・第3期：23→15 人
3	**消費生活相談の年度内完了率**（経済労働局調べ）	算出方法：継続処理案件（年度内（次年度の6月まで）に処理を終えられなかった案件）の件数以外の相談対応件数／対応を行った消費生活相談件数 ※第1期実施計画では、全消費生活相談件数のうち、他機関への紹介のみで終了した案件と継続処理案件を除いた相談件数の割合を年度内完了率として示していたが、第2期実施計画からは、他機関への紹介のみで終了した案件数を母数からも除く算定方法に見直している。	消費者生活相談への対応は、丁寧さが求められることはもとより、迅速性・正確性も必要となる。処理時間の長期化は、消費者にとって不利益となることから、年報に現れる数値をもとに完了率を指標とすることで、その取組の成果を測ることができる。	98.2%（H26）〔2014〕	99.7%（R2）〔2020〕	－	99.0%以上（R3）〔2021〕	99.0%以上（R7）〔2025〕	計画策定時においても高い完了率を示しているが、消費生活相談の更なる充実を図る観点から、計画策定時以上の消費生活相談を処理し、市民生活の安定に資する目標値を設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※成果指標の算出方法の見直しに伴い、目標値を変更 ・第2期：98.0→99.0% ・第3期：98.0→99.0%
施策1-2-2 交通安全対策の推進									
直接目標	市内の交通事故を減らす								
1	**交通事故発生件数**（神奈川県警察交通年鑑）	算出方法：各年の「交通年鑑」（神奈川県警察公表）の「市区町村別の発生状況」における市内の合計値	交通事故のない安全・安心なまちづくりを進めるため、あらゆる世代への交通ルールの遵守と交通マナーの向上のための意識啓発等の取組を推進しており、毎年（1～12月）神奈川県警察から公表される交通事故件数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	3,696 件（H26）〔2014〕	2,878 件（R2）〔2020〕	3,500 件以下（H29）〔2017〕	3,200 件以下（R3）〔2021〕	2,878 件以下（R7）〔2025〕	H1（1989）年以降の年間交通事故件数の平均減少カーブを踏まえ、5 年ごと（5 年後、10 年後）に概ね 10%減となるよう、計画策定時の値から毎年 2%ずつ減少する目標値を設定する。 【第3期実施計画策定時】 ※第2期の実績値が第3期の目標値を上回ったため、第3期目標値策定時（R2（2020））の交通事故件数に目標値を変更 ・第3期：3,000→2,878 件
2	**放置自転車の台数**（建設緑政局調べ）	算出方法：毎年実施している実態調査	駅や商店街周辺等の放置自転車は、歩行者の安全な通行や緊急車両の通行障害、景観を悪化させる要因となっているため、放置自転車台数の動向により、その取組の成果を測ることができる。	3,367 台（H27）〔2015〕	2,011 台（R2）〔2020〕	3,200 台以下（H29）〔2017〕	2,800 台以下（R3）〔2021〕	1,600 台以下（R7）〔2025〕	ルール、マナー等の継続的な啓発活動や禁止区域指定による放置自転車の撤去活動の強化などのソフト施策の実施とともに、公有地の有効活用や民間活力を活かした駐輪場の整備などのハード施策を連携して取組を進めることで、放置自転車台数の段階的な減少をめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※第2期の実績値が第3期の目標値を上回ったため、第2期実施計画の目標値と放置自転車の実績を考慮した減少率を基に第3期の目標値を推計し変更 ・第3期：2,600→1,600 台

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策1-2-3　ユニバーサルデザインのまちづくりの推進								
直接目標	誰もが訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまち」にする							
1	**バリアフリー化すべき重要な特定の道路の整備割合**（まちづくり局調べ） 算出方法：バリアフリー化を行った項目数（135）／バリアフリー化を要する項目数（141）×100（%）	ユニバーサルデザインのまちの実現につなげるため、公共的施設や駅などを結ぶ道路を特定道路としてバリアフリー化を推進しており、この道路の整備割合を指標として設定することで、その取組成果を測ることができる。	35% （H26） 〔2014〕	96% （R2） 〔2020〕	65%以上 （H29） 〔2017〕	100% （R2） 〔2020〕	100% （R7） 〔2025〕	国の基本方針では、R2（2020）までに、バリアフリー化すべき重要な特定の道路のバリアフリー化率を原則 100%としていることから、本市においても、同様に目標値を原則 100%として設定する。
2	**市内法人タクシーに占めるユニバーサルデザインタクシーの割合**（まちづくり局調べ） 算出方法：ユニバーサルデザインタクシー車両数（207 台）／市内法人タクシーの登録台数（1,450 台）×100（%） ※神奈川県タクシー協会川崎支部提供資料から算出	子育て世代から高齢者、障害者をはじめ誰もが安全・安心で快適に利用できるユニバーサルデザインタクシー車両の導入促進により、移動しやすい交通環境の提供につながるため、台数割合を指標として設定する。	2.5% （H26） 〔2014〕	14.3% （R2） 〔2020〕	10%以上 （H29） 〔2017〕	10%以上 （R2） 〔2020〕	25%以上 （R7） 〔2025〕	国はR2（2020）までに約28,000台（福祉タクシー車両を含む）の導入を目標として掲げており、この数値は法人タクシー及び個人タクシーの合計車両数の約10%にあたることから、これを踏まえて、目標値を設定する。 【第3期実施計画策定時】 ※第2期期間の本市における導入状況及び国が示す次期目標を踏まえ、目標値を変更 ・第3期：16.25→25%
3	**誰もが安全・安心に公共的施設を利用できると感じる人の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）で、公共的施設を安全・安心に利用できると感じている人（そう思う＋やや思う）の割合	市民アンケートにより、誰もが安全・安心に公共的施設を利用できると感じているか実態を把握することで、各事業の取組の成果を測ることができる。	49.1% （H27） 〔2015〕	46.8% （R3） 〔2021〕	49.3%以上 （H29） 〔2017〕	49.7%以上 （R3） 〔2021〕	50%以上 （R7） 〔2025〕	H27（2015）のアンケートの数値を基準とし、H29(2017）は H27（2015）値+0.2%、R3（2021）は H29（2017）値+0.4%、R7（2025）は R3（2021）値+0.3%とする。
4	**駅利用者 10 万人以上の駅等におけるホームドア等の累計整備番線数**（まちづくり局調べ） 算出方法：駅利用者 10 万人以上の駅等（番線総数 47）のうち、ホームドアを整備した番線数の累計	ホームドア等は駅利用者の安全・安心を確保するものであり、整備番線数は国におけるホームドアの整備進捗の管理指標となっていることから指標として設定する。	第3期実施計画から新たに設定	累計14番線 （R2） 〔2020〕	－	－	累計36番線以上 （R7） 〔2025〕	本市では、ホームドア等の整備に対する補助制度を設けて、鉄道事業者による整備促進を図っており、第2期までに 20 番線が完了予定である。これまでの整備状況等を勘案し、第3期では 36 番線をめざし、更なる駅利用者の安全・安心の確保に向けた取組を進める。
施策1-2-4　地域の生活基盤となる道路等の維持・管理								
直接目標	誰もが安全、快適に道路を利用できる							
1	**道路施設の健全度**（5 年以内に補修や修繕が不要な道路施設の割合）（建設緑政局調べ） 算出方法：5年以内に補修や修繕が不要な道路施設数（388）／道路施設総数（423）×100（%） ※「橋りょう長寿命化修繕計画」及び「道路維持修繕計画」の道路施設が対象	道路施設の計画的な維持・修繕を実施し、施設の健全度率を把握することにより、修繕の取組の成果を測ることができる。	73% （H26） 〔2014〕	92% （R2） 〔2020〕	81%以上 （H29） 〔2017〕	93%以上 （R3） 〔2021〕	98%以上 （R7） 〔2025〕	各道路施設に対して法令に基づく点検を実施し、補修や修繕が不要と判断される施設を段階的に増加させることで、安全・快適に利用できるまちをめざす。
2	**地籍調査等で得た道路等の座標値を道水路台帳平面図等管理・閲覧システムに搭載した累計点数**（建設緑政局調べ） 算出方法：道水路等の座標値を道水路台帳平面図等管理・閲覧システムに搭載した点数の実績値	復元性の高い測地成果 2011 による道水路等の座標値データのシステム搭載の進捗により、道路の効率的な管理や災害時の復旧に寄与する取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	第3期実施計画から新たに実施	－	－	累計58,000点以上 （R7） 〔2025〕	測地成果 2011 の基準で計測した道水路等の座標値について、年間 14,500 点以上をシステムに搭載することで、道路等の効率的な管理や災害時に早期に復旧できるまちをめざす。

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
3	**不法占拠解消の累計件数**（建設緑政局調べ） 算出方法：不法占拠解消の実績値（R3（2021）年3月末時点の不法占拠件数 1,313件）	本市が管理する道路、河川、水路には、正当な権利がなく家屋や工作物等が占有し、行政財産本来の用途を妨げられている場所があるため、この不法占拠の解消を図ることで、誰もが安全、快適に道路を利用できるための取組の成果を測ることができる。	累計 90 件（H26）〔2014〕	累計 523 件（R2）〔2020〕	累計 330 件以上（H29）〔2017〕	累計 650 件以上（R3）〔2021〕	累計 970 件以上（R7）〔2025〕	不法占拠対策の取組強化としてH23（2011）からの集中的な除去指導の実施により、解消件数が増加している。これまでの水準（年間 80 件程度）の維持をめざす。
4	**不法占拠者への指導の年間実施回数**（建設緑政局調べ） 算出方法：不法占拠解消のための指導実施の実績値（年間）	本市が管理する道路、河川、水路には、正当な権利がなく家屋や工作物等が占有し、行政財産本来の用途を妨げられている場所がある。不法占拠者への除去指導等の働きかけの実施回数により、不法占拠解消へ向けた取組の状況を把握することができる。	第3期実施計画から新たに設定	264 回（R2）〔2020〕	―	―	500 回以上（R7）〔2025〕	年間指導回数を R2（2020）に対し倍程度の 500 回以上を目標とし、より頻度の高い指導を実施することで、当事者に継続的に不法行為を自覚させ、不法占拠の早期解消をめざす。

政策1-3　水の安定した供給・循環を支える

施策1-3-1　安定給水の確保と安全性の向上

直接目標　安全でおいしい水を安定的に供給する

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
1	**重要な管路の耐震化率**（上下水道局調べ） 算出方法：耐震化された重要な管路の延長／重要な管路の総延長×100（%） ※重要な管路の総延長約 800km	水道管の総延長は膨大であり、災害時の市民生活への影響の大きさを考慮し、避難所・重要な医療機関等への供給ルートや震災時に被害が懸念される老朽配水管を重要な管路と位置づけて優先的に更新を進めており、この指標により、取組の成果を測ることができる。	70.6%（H26）〔2014〕	93.1%（R2）〔2020〕	85.1%以上（H29）〔2017〕	97.5%以上（R3）〔2021〕	100%（R4）〔2022〕	これまでも、避難所のうち市立中学校や重要な医療機関等への供給ルートの耐震化と老朽配水管の更新による耐震化を進めてきたが、新たに市立小学校や高校等の避難所へと対象範囲を広げ、R4（2022）末に供給ルートの耐震化をめざす。 【第2期実施計画策定時】 ※上下水道事業中期計画に基づき、目標値を変更 ・第２期：96.2→97.5%
2	**管路の耐震化率**（上下水道局調べ） 算出方法：耐震化された管路の延長／管路の総延長×100（%） ※管路の総延長約 2,500km	水道管の総延長は膨大であり、災害時の市民生活への影響の大きさを考慮し、重要な管路の耐震化を優先的に進めているが、あわせて経年化した非耐震管の更新を進めており、この指標により、取組の成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	36.7%（R2）〔2020〕	―	38.3%以上（R3）〔2021〕	44.9%以上（R7）〔2025〕	重要な管路とは別に、老朽化対策として経年化が進行した管路の更新を進めていく必要があるため、非耐震管を経年に応じて更新による耐震化を進め、水道管路全体の耐震化をめざす。
3	**災害時の確保水量**（上下水道局調べ） 算出方法：災害時の確保済水量 目標確保水量約 16 万㎥	大規模な災害時において、一部の地域で水道が使用できない状況となった場合、配水池や配水塔に確保した水道水を応急給水に活用することになるため、この指標により、取組の成果を測ることができる。	2.8 万m^3（H26）〔2014〕	16.4 万m^3（R2）〔2020〕	11.1 万m^3以上（H29）〔2017〕	16.4 万m^3以上（H30）〔2018〕	16.6 万m^3（R6）〔2024〕	配水池・配水塔の耐震化を進めるとともに、２池以上あるものについては１池に緊急遮断弁を設置して、災害時の水道水として確保し、既に整備が完了した災害対策用貯水槽での確保水と合わせて H30（2018）末に約 16 万㎥を確保する。（この水量は、生命維持に必要な「１人１日３リットル」の飲料水、本市ピーク人口と予測される 158.7 万人（R12（2030））で仮定した場合、約 35 日分となる。） 【第3期実施計画策定時】 ※整備対象となる施設数が増えたため、目標値を変更（変更前の目標値（16.5 万 m^3）は、当初目標のとおり R4 の達成をめざす） ・第3期：16.5 万（R4） →16.6 万m^3（R6）
4	**開設不要型応急給水拠点の整備率**（上下水道局調べ） 算出方法：整備済数／開設不要型応急給水拠点の計画整備数×100（%） ※開設不要型応急給水拠点の計画整備数（配水池・配水塔等 9 か所、市立小・中学校 166 校）	これまでの応急給水拠点は、給水器具の設置等の作業を必要とするが、水飲み場を利用した開設不要型応急給水拠点の整備を推進することにより、災害時における応急給水の利便性及び迅速性を高めることができ、この指標により、取組の成果を測ることができる。	7.6%（H26）〔2014〕	55.2%（R2）〔2020〕	26.2%以上（H29）〔2017〕	66.1%以上（R3）〔2021〕	100%（R5）〔2023〕	市立小・中学校の水飲み場や配水池・配水塔を利用する施設等であり、供給ルートの耐震化等とあわせて、R5（2023）末に整備の完了をめざす。 【第2期実施計画策定時】 ※整備対象となる施設数が増えたため、目標値を変更 ・第2期：65.7→66.1%

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
5	**工業用水道の浄水場等連絡管整備率** （上下水道局調べ） 算出方法：浄水場等連絡管整備完了路線数／浄水場等連絡管整備路線数×100（%）	事故時等における安定供給の継続・断水リスク軽減を目的として、浄水場間や送水管同士を連絡する管路の整備を推進しており、整備が完了した割合を指標とすることで、取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	第3期実施計画から新たに実施	―	―	100% （R7） 〔2025〕	送水管の老朽化に伴う断水リスクや今後の送水管更新への対応として、長沢浄水場と生田浄水場を結ぶ浄水場連絡管及び3本の送水管を結ぶ送水連絡管の整備を実施し、R7（2025）末の完了をめざす。
施策1-3-2　下水道による良好な循環機能の形成								
直接目標	地域の安全と環境を守り、きれいな水を川崎の川と海に返す							
1	**重要な管きょの耐震化率** （上下水道局調べ） 算出方法：重要な管きょの耐震化完了延長／重要な管きょの延長×100（%） ※重要な管きょとは、避難所や重要な医療機関と水処理センターを結ぶ管きょや緊急輸送路及び軌道下などに埋設されている管きょ等をいう。 ※重要な管きょ（川崎駅以北の地域）の延長99.9km（H30（2018）末時点で耐震診断結果により耐震性のない管きょの総延長）	被災時でも確実に下水道機能を確保する必要がある重要な管きょの耐震化を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。 （市内全域、川崎駅以南・以北の地域）	市内全域 第3期実施計画から新たに設定 川崎駅以南の地域 33.5% （H26） 〔2014〕 川崎駅以北の地域 第2期実施計画から新たに設定	市内全域 86.3% （R2） 〔2020〕 川崎駅以南の地域 99.2% （R2） 〔2020〕 川崎駅以北の地域 4.6% （R2） 〔2020〕	― 川崎駅以南の地域 67.2%以上 （H29） 〔2017〕 川崎駅以北の地域 ―	― 川崎駅以南の地域 100% （R1） 〔2019〕 川崎駅以北の地域 9.6%以上 （R3） 〔2021〕	市内全域 89.7%以上 （R7） 〔2025〕 川崎駅以南の地域 100% （R7） 〔2025〕 川崎駅以北の地域 28.4%以上 （R7） 〔2025〕	避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きょの耐震化に向けた取組を踏まえ、R7（2025）末までの目標を定め、取組の推進をめざす。 ※市内全域の目標（第3期から設定）に加え、第2期までの取組実績や目標値を明らかにするため、川崎駅以南・以北の地域別の目標値も掲載した。
2	**避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きょの耐震化率** （上下水道局調べ） 算出方法：避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きょの耐震化完了延長／避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きょの延長×100（%）	市内全域の重要な管きょのうち、避難所や重要な医療機関と水処理センターとを結ぶ重要な管きょについては、大規模地震発生時においても特に下水道機能の確保が必要とされていることから、この指標により、取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	59.7% （R2） 〔2020〕	―	―	89.0%以上 （R7） 〔2025〕	これまでの耐震化工事の整備実績等を踏まえ、R8（2026）までに完了させることを目標とし、第3期期間における整備対象管きょを定め（指標の目標値：89.0%以上）、取組を推進する。
3	**浸水対策実施率（丸子、宮崎、大師河原、馬絹、久末地区）** （上下水道局調べ） 算出方法：重点化地区の浸水対策完了済面積／浸水対策重点化地区対象面積×100（%） ※浸水対策重点化地区対象面積 847ha	近年多発する局地的集中豪雨などにより浸水被害が発生していることから、重点化地区に位置づけている地域の浸水対策を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。	22.6% （H26） 〔2014〕	100% （R2） 〔2020〕	57.8%以上 （H29） 〔2017〕	100% （H30） 〔2018〕	100% （R7） 〔2025〕	H26（2014）段階での重点化地区の浸水対策について、H30（2018）末までに完了させることをめざす。 ※当該地区については、既に対策が完了しているが、第2期までの取組実績を明らかにするため、巻末に掲載した。
4	**浸水対策実施率（三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区）** （上下水道局調べ） 算出方法：重点化地区の浸水対策完了済面積／浸水対策重点化地区対象面積×100（%） ※浸水対策重点化地区対象面積 2,054ha	近年多発する局地的集中豪雨などにより浸水被害が発生していることへの対策として、新たに重点化地区に位置づけた地域において浸水対策を進めるにあたり、この指標により取組の成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	24.3% （R2） 〔2020〕	―	29.3%以上 （R3） 〔2021〕	40.8%以上 （R7） 〔2025〕	浸水対策の内容や工期等を踏まえ、第3期実施期間において対策効果の発現が見込める三沢川地区（菅北浦地区）及び土橋地区を実施する（指標の目標値：40.8%以上）ものとし、R7（2025）末までに完了させることをめざす。

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
5	**排水樋管周辺地域の浸水対策累計実施数（令和元年東日本台風当日の床上浸水面積に対する解消率（想定））**（上下水道局調べ）		排水樋管周辺地域（山王、宮内、諏訪、二子、宇奈根地域）における短期対策、当面の対策、中期対策の実施数（令和元年東日本台風当日の床上浸水面積に対する解消率（想定））を指標とすることで、浸水対策の取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	累計5対策（64.4%）（R2）〔2020〕	―	―	累計7対策（65.2%）（R7）〔2025〕	令和元年東日本台風により水害が発生した排水樋管周辺地域（山王、宮内、諏訪、二子、宇奈根地域）における浸水対策について、短期対策、当面の対策、中期対策（計 11 対策）の内、R7 年度末までの目標を定め、取組の推進をめざす。 なお、中期対策（4対策）が供用された場合（R9（2027）予定）、床上浸水面積は 75.4%解消する見込み。
	算出方法	対策の実施数（床上浸水解消済面積／床上浸水面積×100（%））							
6	**合流式下水道改善率（雨天時に川や海に処理しきれない下水が放流されることへの対策）**（上下水道局調べ）		汚水と雨水を1本の管で集める合流式下水道は、雨天時に川や海に処理しきれない下水が放流されるしくみであることから、雨天時の放流回数を減らしたり、ごみを取り除いたりするなどの合流式下水道改善対策を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。	68.5%（H26）〔2014〕	73.5%（R2）〔2020〕	73.5%以上（H29）〔2017〕	73.5%以上（R3）〔2021〕	100%（R5）〔2023〕	合流式下水道は、雨天時に川や海に処理しきれない下水が放流されるしくみであることから、雨天時の放流回数を減らしたり、ごみを取り除いたりするなどの対策を進め、法令に基づいて R5（2023）末までに完了させることをめざす。 【第2期実施計画策定時】 ※上下水道事業中期計画に基づき、目標値を変更 ・第2期：83.6→73.5%
	算出方法	合流式下水道改善対策完了区域面積／合流式下水道区域面積×100（%） ※合流式下水道区域面積 3,550ha							
7	**高度処理普及率**（上下水道局調べ）		快適な水辺環境を確保するため、通常の下水処理では除去することが難しい、東京湾の赤潮などの原因物質である窒素やりんも大幅に除去することができる下水処理方法（高度処理）の導入を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	34.5%（R2）〔2020〕	―	59.3%以上（R3）〔2021〕	100%（R6）〔2024〕	水処理センターの高度処理化を、「東京湾流域別下水道整備総合計画」で定められた目標年次である R6（2024）末までに完了させることをめざす。 （高度処理として取り扱うことのできる処理方法等を含む）
	算出方法	全高度処理能力／全計画処理能力×100（%）（高度処理として取り扱うことのできる処理方法等を含む）							
8	**管きょ再整備率（管きょ再整備重点地域）**（上下水道局調べ）		下水道の管きょに不具合が発生するリスクが大きく、再整備の優先度が高い「管きょ再整備重点地域」における管きょ再整備率（同地域における管きょの延長に対する管きょ再整備実施延長の割合）を指標とすることで、下水道の管きょの老朽化に対する取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	35.3%（R2）〔2020〕	―	―	39.8%以上（R7）〔2025〕	アセットマネジメント情報システムにより管きょの健全度予測やリスク評価を行うことで「管きょ再整備重点地域」における第3期実施期間の再整備対象管きょを選定（指標の目標値：39.8%以上）し、取組を推進する。 ※R3（2021）の管きょ再整備重点地域を対象とする
	算出方法	再整備実施延長/再整備対象総延長×100（%） ※再整備対象延長：入江崎処理区及び加瀬処理区の一部							
9	**温室効果ガス排出量の削減割合（2013 年度比）**（上下水道局調べ）		下水道事業における地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの削減割合を指標とすることで、温室効果ガス削減の取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	▲21.6%（R2）〔2020〕	―	―	▲27.7%以上（R7）〔2025〕	地球温暖化対策推進基本計画の市内全域排出量の 2030 年度目標を起点に、下水道事業における R7（2025）末までの目標を定め、取組の推進をめざす。
	算出方法	H25（2013）の温室効果ガス排出量に対する削減割合 ※目標値を算定する上で使用する電力排出係数は、地球温暖化対策推進基本計画において市役所の温室効果ガス排出目標量を算定する際に使用した値を用いる。							

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
政策1-4　誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる									
施策1-4-1　総合的なケアの推進									
直接目標	多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる								
1	**高齢者のうち、介護を必要とする人（要介護・要支援認定者）の割合**（健康福祉局調べ）	算出方法：・第２号被保険者を除く、要介護・要支援認定者数／市内高齢者数×100（%） ・前期高齢（65～74 歳）要介護・要支援認定者数/前期高齢者数×100（%） ・後期高齢（75 歳以上）要介護・要支援認定者数/後期高齢者数×100（%） ※10 月１日現在の実績値で算出	セルフケア意識の醸成や、若い頃からの健康づくり、高齢者の生きがい・健康づくり、介護予防の取組等を推進し、介護を必要とする高齢者の増加を抑制することが重要であるため、その指標を設定することで取組の成果を測ることができる。	17.07% 前期高齢者 4.82% 後期高齢者 32.02% （H26）〔2014〕	19.02% 前期高齢者 4.79% 後期高齢者 32.99% （R2）〔2020〕	18.40%以下 前期高齢者 4.81%以下 後期高齢者 32.59%以下 （H29）〔2017〕	19.18%以下 前期高齢者 5.15%以下 後期高齢者 33.04%以下 （R2）〔2020〕	22.09%以下 前期高齢者 4.52%以下 後期高齢者 34.73%以下 （R7）〔2025〕	高齢者人口の増加に伴い上昇する第 7 期介護保険事業計画の要介護・要支援認定者の推計値に対して、取組の実施により下回ることを目標とする。また、介護予防の効果を分かりやすく把握するため、前期高齢者と後期高齢者に分けて目標を設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※第7期介護保険事業計画における推計の見直しにより、目標値を変更 ・第2期：20.50→19.18% ・第3期：22.86→22.99% 【第3期実施計画策定時】 ※「いきいき長寿プラン」の改定に伴い、目標値を変更 ・第3期：22.99→22.09% 前期高齢者 5.14%以下→4.52%以下 後期高齢者 35.50%以下→34.73%以下
2	**地域包括ケアシステムの考え方の理解度**（市民アンケート）	算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）の「地域包括ケアシステムの内容を知っており、具体的にどのように行動したらよいか分かっている」と答えた人の割合	多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくるためには、地域において、将来のあるべき姿についての合意形成がなされるとともに、それを実現するための地域包括ケアシステムの必要性や考え方が地域全体で共有されることが必要であり、「理解度」を問うことで、取組の成果を測ることができる。 ※ここで言う「理解度」とは、地域包括ケアシステムの内容を知っていることに加え、具体的にどのように行動したらよいかが分かっていることとしている。	10.1% （H27）〔2015〕	9.2% （R3）〔2021〕	16.0%以上 （H29）〔2017〕	32.0%以上 （R3）〔2021〕	42.0%以上 （R7）〔2025〕	H24（2012）に実施した第３回地域福祉実態調査において、H15 に設置された「保健福祉センター」の認知度が 70%となっている。「地域包括ケアシステム」についても、今後の取組により、10 年後にこれと同程度の一般化（認知度 70%）をめざしつつ、そのうち半数以上（6割）の市民が理解している（何をすべきかまで知っている）状況が、地域包括ケアシステムを持続可能なしくみとしていくために必要と考え、10 年後の目標値を 42%とする。
3	**地域包括ケアシステムの構築に向けた、地域みまもり支援センターの認知度**（健康福祉局調べ）	算出方法：地域福祉実態調査（無作為抽出 6,300 人）において、地域みまもり支援センターを「知っている」と答えた人の割合	困ったときの相談先の一つである「地域みまもり支援センター」の認知度により、困ったときに適切に相談につながる環境づくりの成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	31.0% （R1）〔2019〕	－	－	50.0%以上 （R7）〔2025〕	半数以上の市民が「地域みまもり支援センター」を知っている状態をめざす。
4	**在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者累計数**（健康福祉局調べ）	算出方法：毎年度、開催する当該研修の受講者数を累計	高齢化が進行する中で、在宅での療養環境の整備に向けては、医療・介護の多職種による連携の推進が必須であり、そのためには、顔の見える関係づくりが重要である。そのため、区ごとに多職種でグループワーク等を行う当該研修の受講により、多職種連携を推進していることから、累計受講者数を指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	累計 308 人 （H26）〔2014〕	累計 1,007 人 （R2）〔2020〕	累計 750 人以上 （H29）〔2017〕	累計 1,350 人以上 （R3）〔2021〕	累計 1,750 人以上 （R7）〔2025〕	川崎市在宅療養推進協議会に参画する医師会をはじめとした多職種関係団体を通じて受講者を募り、区ごとに多職種でグループワーク等を行い、顔の見える関係づくりを進めている。毎年 150 名程度（各区2テーブルずつ、９団体から１～２名程度の参加者を想定）を目標として、研修を実施することで、多職種連携の着実な推進をめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※「いきいき長寿プラン」の改定に伴い、目標値を変更 ・第3期：1,950→1,750 人

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
5	**介護予防の取組として、地域の活動に参加する人の割合**（高齢者実態調査） 算出方法：高齢者を対象とした調査（無作為抽出 23,000 人）の設問項目「介護予防の取組で実践していること」について、「地域の活動に参加」を選択した人の割合	地域の中で生きがいや役割を持って活動に参加することが、結果として介護予防につながり、地域の活動に参加する人が増えることで、自助・互助による介護予防等が促進されることから、これを指標とすることで取組の成果を測ることができる。	10.6% （H25） 〔2013〕	11.0% （R1） 〔2019〕	10.6%以上 （H28） 〔2016〕	15.0%以上 （R1） 〔2019〕	20.0%以上 （R7） 〔2025〕	H28（2016）から新事業「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）」を実施するため、第1期の目標値は計画策定時の水準を維持し、その後は総合事業を推進する中でセルフケア意識の醸成を図り、地域の活動に参加する市民を着実に増やすことをめざす。
6	**民生委員児童委員の充足率**（健康福祉局調べ） 算出方法：民生委員児童委員現員数／民生委員児童委員定員数 × 100（%）	地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進める中で、民生委員児童委員は、地域福祉の重要な担い手であり、その充足率の向上は、地域での支え合いのしくみづくりに大きく貢献することから、これを指標とすることで取組の成果を測ることができる。なお、取組の充実の観点から第3期実施計画における新たな指標の設定に向けた検討を進める。	90.5% （H27.4） 〔2015.4〕	83.1% （R2.4） 〔2020.4〕	96.2%以上 （H30.4） 〔2018.4〕	97.2%以上 （R4.4） 〔2022.4〕	98.2%以上 （R8.4） 〔2026.4〕	全国平均や政令指定都市平均を大きく下回っている現状があるため、段階的に政令指定都市平均（97.2%（H26）（2014））を超える水準まで改善していくことを目標とする。
7	**民生委員児童委員の認知度**（健康福祉局調べ） 算出方法：地域福祉実態調査（無作為抽出6,300人）において、民生委員児童委員の役割や活動を「知っている」と答えた人の割合	民生委員児童委員の認知度により、地域課題の発見や行政へのパイプ役といった重要な役割の理解促進などの成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	53.9% （R1） 〔2019〕	－	－	70.0%以上 （R7） 〔2025〕	民生委員児童委員の役割や活動を知っている人を着実に増加させる目標値を設定する。 ※全国民生委員児童委員連合会のR1（2019）アンケート調査において、民生委員児童委員を「知っている」と回答した全国の割合（69.8%）を超える水準まで改善していくことを目標とする。
8	**認知症サポーター養成者数（累計）**（健康福祉局調べ） 算出方法：市が実施する「認知症サポーター養成講座」の受講者数の累計	認知症サポーター養成講座には、子どもから高齢者まで幅広い年代の地域住民や、企業・商店の従業員などさまざまな主体が参加するため、認知症サポーター養成者数を指標とすることにより、多様な主体による地域での支え合いのしくみづくりの取組の成果を測ることができる。	累計 24,034人 （H26） 〔2014〕	累計 70,024人 （R2） 〔2020〕	累計 35,900人以上 （H29） 〔2017〕	累計 78,480人以上 （R3） 〔2021〕	累計 110,480人以上 （R7） 〔2025〕	過去の実績等を踏まえて作成した「第7期いきいき長寿プラン」における計画値に基づき、年間 8,000 人以上のサポーターを養成していくことを目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※「いきいき長寿プラン」の改定に伴い、目標値を変更 ・第2期：53,900→78,480 人 ・第3期：71,900→110,480 人
施策1-4-2　高齢者福祉サービスの充実								
直接目標	介護が必要になっても高齢者が生活しやすい環境をつくる							
1	**介護サービスを受けながら住み慣れた地域で暮らす高齢者の数（主な「地域密着型サービス」の延べ利用者数）**（健康福祉局調べ） 算出方法：本市における「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「（介護予防）小規模多機能型居宅介護」、及び「看護小規模多機能型居宅介護」の年間延べ利用者数	「地域密着型サービス」の普及状況を見ることにより、介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活しやすい環境がどの程度整っているかについて取組の成果を測ることができる。	10,380人/年 （H27） 〔2015〕	19,912人/年 （R2） 〔2020〕	19,668人/年以上 （H29） 〔2017〕	23,316人/年以上 （R2） 〔2020〕	39,586人/年以上 （R7） 〔2025〕	本市の介護保険事業計画（法定計画）において、要介護・要支援認定者数の推計値と、現在の地域密着型サービスの利用者数をもとに、サービス利用者数の目標数を算出しており、これを実施計画における目標値として設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※介護保険事業計画における推計の見直しにより、目標値を変更 第7期介護保険事業計画 ・第2期：26,340→23,316 人/月 ・第3期：36,554→38,568 人/月 【第3期実施計画策定時】 第8期介護保険事業計画 ・第3期：38,568→39,586 人/月

	指標名 （指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
2	**現在利用している在宅サービスの評価（「不満」のない方の割合）** （高齢者実態調査）	算出方法：要介護・要支援認定者（無作為抽出 9,000 人）を対象とするアンケートにおいて、現在利用している在宅サービスへの評価について、「不満」「やや不満」を除いた回答の割合	介護保険制度を中心とした介護保険サービスやその他の在宅生活を支援するサービスの提供にあたり、その評価を見ることで、在宅サービス提供の取組の成果を測ることができる。	94.3% （H25） 〔2013〕	94.0% （R1） 〔2019〕	94.3% 以上 （H28） 〔2016〕	94.3% 以上 （R1） 〔2019〕	94.3% 以上 （R7） 〔2025〕	高齢化の進展やニーズの多様化など社会状況の変化を踏まえ、これまでの高い水準を維持していくことをめざす。
3	**かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果（プロジェクト参加者の要介護度の改善率・維持率）** （健康福祉局調べ）	算出方法：同プロジェクトに参加する市内の介護サービス提供事業所において、該当年度の7月時点で、要介護状態にあった被保険者の約1年後の状態（改善、維持、または悪化）を把握	プロジェクト対象者の一定期間の要介護度状態区分変化の推移を見ることにより、取組の成果を測ることができる。	改善 16.7% 維持 63.9% （H27） 〔2015〕	改善 6.2% 維持 78.0% （R2） 〔2020〕	改善 17% 以上 維持 65% 以上 （H29） 〔2017〕	改善 17% 以上 維持 65% 以上 （R3） 〔2021〕	改善 17% 以上 維持 65% 以上 （R7） 〔2025〕	要介護度の状態区分変化については、H27（2015）に実施したモデル事業対象者の状態の推移（実績：改善 16.7%、維持 63.9%）を踏まえ、それを上回る「改善 17%、維持 65%」を目標に設定する。
4	**かわさき健幸福寿プロジェクトの参加事業所数※** （健康福祉局調べ）	算出方法：同プロジェクトに参加する介護サービス事業所数（該当年度の事業終了時期である翌年6月末時点） ※「かわさき健幸福寿プロジェクト」は、要介護度等の改善・維持に向けた取組を評価するもので、今後、これらの取組が介護保険制度に反映された場合は、事業を見直す場合がある。	プロジェクトに参加する事業所数を測ることで、自立支援に向けて積極的に取り組む介護サービス事業所の拡大状況が把握できる。	第2期実施計画から新たに設定	256 事業所 （R2） 〔2020〕	―	300 事業所 以上 （R3） 〔2021〕	400 事業所 以上 （R7） 〔2025〕	自立支援に重点を置いたケアに関する講習会や事例発表会などの機会を通じて当プロジェクトの普及啓発を進めることにより、着実に参加事業所数を増加させる目標とする。
5	**介護人材の不足感** （介護人材の確保・定着に関する実態調査）	算出方法：市内の介護保険サービス事業所（無作為抽出（647 事業所回答）へのアンケートの結果、介護職をはじめとする従業員について「大いに不足」「不足」「やや不足」を合計した回答の割合	市内の介護保険サービス事業所において、介護職をはじめ従業員の不足状況を見ることで、介護人材の確保に向けた取組の成果を測ることができる。	75.7% （H25） 〔2013〕	75.8% （R1） 〔2019〕	74% 以下 （H28） 〔2016〕	72% 以下 （R1） 〔2019〕	70% 以下 （R7） 〔2025〕	介護人材の確保・定着は、事業者自らが主体的に取り組むことが重要であるが、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる R7（2025）に向けて、不足が生じないよう、行政として支援する必要がある。全国を対象とした調査においても、半数以上の事業者が不足感を覚えている状況の中、本市としても安定的な福祉サービスを提供するために事業者の支援を行うことで、介護人材の不足が着実に解消されていくことを目標とする。
6	**介護人材マッチング・定着支援事業の求職者のうち就職した人数** （健康福祉局調べ）	算出方法：介護職員初任者研修等の実施や事業所とのマッチングにより、市内事業所に就業した人数（年間）	本市が取り組む介護人材の「人材の呼び込み」「就労支援」「定着支援」「キャリアアップ支援」を一元的に実施しており、一連の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	82 人 （R2） 〔2019〕	―	―	100 人 以上 （R7） 〔2025〕	介護サービス事業所における人材確保のため、介護サービス事業所への求職者等に対し、介護の知識の習得や人材育成を行う研修を実施したのち、無料人材紹介として市内事業所等とのマッチングを行い、就業した人数を着実に増加させることを目標とする。

	指標名 （指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策1-4-3　高齢者が生きがいを持てる地域づくり									
直接目標	高齢者が生きがいをもって暮らせる環境をつくる								
1	**収入を伴う仕事をしている高齢者の割合** （高齢者実態調査）	算出方法：高齢者を対象とする調査（無作為抽出23,000 人）において「収入が伴う仕事をしている」と回答した高齢者の割合	高齢者の就労が、生きがいにつながることから、高齢者の就労状況を把握することにより、高齢者の生きがいづくりに係る取組の成果を測ることができる。	26.7% （H25） 〔2013〕	31.8% （R1） 〔2019〕	27.8% 以上 （H28） 〔2016〕	32.5% 以上 （R1） 〔2019〕	38.3% 以上 （R7） 〔2025〕	働く意欲のある高齢者は増加しているが、高齢化がますます進行する中、就労率は停滞傾向である。そのため、積極的な普及・啓発や環境整備等に努めることなどにより、計画策定時の値から着実に向上させる目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第2期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期：28.9→32.5% ・第3期：30.0→38.3%
2	**ほぼ毎日外出している高齢者の割合** （高齢者実態調査）	算出方法：高齢者を対象とする調査（無作為抽出23,000 人）において、「ほぼ毎日外出している」と回答した高齢者の割合	高齢者がほぼ毎日外出することにより、高齢者の健康づくりや、主体的な社会参加を促進する取組の成果を測ることができる。	48.1% （H25） 〔2013〕	52.5% （R1） 〔2019〕	50.0% 以上 （H28） 〔2016〕	52.5% 以上 （R1） 〔2019〕	55.0% 以上 （R7） 〔2025〕	元気で活力のある高齢者が増え、外出する頻度も増加傾向である中、今後も社会参加の促進や、外出支援等を推進することで、高齢者の外出頻度を着実に増加させることを目標とする。
3	**高齢者向け施設（いきいきセンター）の利用実績** （指定管理事業報告書）	算出方法：いきいきセンターの延べ利用者数（年間）	教養の向上やレクリエーション活動のほか、元気な高齢者のふれあいの場としての機能を担う「いきいきセンター」の利用実績の状況により、高齢者の主体的な社会参加に向けた取組の成果を測ることができる。	289,028 人 （H25） 〔2013〕	111,242 人 （R2） 〔2020〕	29 万 人 以上 （H29） 〔2017〕	29.1 万 人 以上 （R3） 〔2021〕	29.2 万 人 以上 （R7） 〔2025〕	高齢者の多様な価値観が広がる中、高齢者向け施設の利用者数が減少する傾向があるが、比較的若い高齢者を取り込む施策や、多世代交流を進めることなどにより、社会参加を着実に増加させることを目標とする。
4	**生活に「はり」や「楽しみ」を感じている高齢者の割合** （高齢者実態調査）	算出方法：高齢者を対象とする調査（無作為抽出23,000 人）において、生活に「はり」や「楽しみ」を“とても感じる”あるいは“まあ感じる”と回答した高齢者の割合	生活に「はり」や「楽しみ」を感じている割合が増えることにより、高齢者が生きがいを持って生活している環境づくりの取組の成果を測ることができる。	35.1% （H25） 〔2013〕	43.4% （R1） 〔2019〕	36% 以上 （H28） 〔2016〕	50% 以上 （R1） 〔2019〕	55% 以上 （R7） 〔2025〕	高齢化がますます進行し、高齢者を取り巻く環境が変化するとともに、ニーズも多様化している状況の中、高齢者への施策の充実を図ることで、生きがいを持つ方を着実に増加させることを目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、伸び率及び第7期いきいき長寿プラン策定経過における意見を踏まえ目標値を変更 ・第2期：37→50% ・第3期：38→55%
施策1-4-4　障害福祉サービスの充実									
直接目標	障害者が生活しやすい環境をつくる								
1	**日中活動系サービスの利用者数** （健康福祉局調べ）	算出方法：日中活動系サービスの利用実績（各年度の3月実績）	「日中活動系サービス」の利用実績を指標とすることにより、障害者の地域生活を支える環境の充実に向けた取組の成果を測ることができる。	4,324 人／月 （H26） 〔2014〕	6,142 人／月 （R2） 〔2020〕	4,865 人／月 以上 （H29） 〔2017〕	6,928 人／月 以上 （R3） 〔2021〕	7,254 人／月 以上 （R7） 〔2025〕	過去の実績及び見込値等を踏まえて策定した、「第5次ノーマライゼーションプラン」における計画値に基づき、目標値を設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※H30（2018）から対象の事業所に就労定着支援を追加されること、及び国が示す指針や過去の実績を踏まえ必要なサービス量を算出し、目標値を変更 ・第2期：5,094→6,928 人／月 ・第3期：5,333→7,254 人／月

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
2	**グループホームの利用者数** （健康福祉局調べ）		グループホームの利用者数を指標とすることで、障害者が地域で自立した生活を送るための環境の充実に向けた取組の成果を測ることができる。	998 人/月 （H26） 〔2014〕	1,437 人/月 （R2） 〔2020〕	1,331 人/月 以上 （H29） 〔2017〕	1,459 人/月 以上 （R3） 〔2021〕	1,819 人/月 以上 （R7） 〔2025〕	過去の実績及び見込値等を踏まえて策定した、「第5次ノーマライゼーションプラン」における計画値に基づき、目標値を設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※国が示す指針及び過去の実績等に基づき、必要なサービス量を再精査し、目標値を変更 ・第2期：1,669→1,459 人/月 ・第3期：2,093→1,819 人/月
	算出方法	市内グループホームのサービス利用実績（各年度の3月実績）							
3	**長期（1年以上）在院者数（精神障害）** （健康福祉局調べ）		精神障害者の長期在院者の状況を把握することにより、障害のある方の、地域移行の促進に向けた取組の成果を測ることができる。	65 歳未満 306 人 65 歳以上 345 人 （H25） 〔2013〕	65 歳未満 311 人 65 歳以上 449 人 （R2） 〔2020〕	65 歳未満 271 人 以下 65 歳以上 290 人 以下 （H29） 〔2017〕	65 歳未満 234 人 以下 65 歳以上 401 人 以下 （R3） 〔2021〕	65 歳未満 189 人 以下 65 歳以上 368 人 以下 （R7） 〔2025〕	過去の実績及び見込値等を踏まえて策定した、「第5次ノーマライゼーションプラン」における計画値に基づき、目標値を設定する。なお、65 歳以上は認知症などの長期入院による治療が必要な疾患が発生しやすいこと等から、地域移行を促すための政策効果を分かりやすく把握するため 65 歳以上と 65 歳未満に分けて目標を設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※国が示す指針及び過去の実績等に基づき、政策効果による地域移行をめざす人数を再精査し、目標値を変更 ・第2期： 65 歳未満 223→234 人 65 歳以上 239→401 人 ・第3期： 65 歳未満 176→189 人 65 歳以上 188→368 人
	算出方法	1年以上在院した精神障害者の年度合計							
4	**市内の相談支援事業所が、精神障害者の地域移行支援を実施した人数** （健康福祉局調べ）		精神障害者の地域移行支援の実施人数を把握することにより、地域の支援体制の構築状況等、地域移行の促進に向けた取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	53 人 （R1） 〔2019〕	－	－	61 人 以上 （R7） 〔2025〕	精神障害者の地域移行支援を実施する相談支援事業が限られている現状を踏まえ、地域の支援体制を充実させ、地域移行支援を実施した人数を着実に増加させることを目標とする。 ※H28（2016）～H30（2018）までに地域移行支援を実施した人数を基準に平均値を算出し、同様の水準以上を目標とする。
	算出方法	市内の相談支援事業所が精神科病院入院者に対し、地域移行支援を実施した人数を、毎年実施される調査を基に算出							

	指標名 （指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進									
直接目標	障害者が社会で活躍しやすい環境をつくる								
1	**障害福祉施設からの一般就労移行者数** （健康福祉局調べ）		福祉施設から一般就労への移行者数を見ることにより、企業等への一般就労を希望する障害者の自立に向けた取組の成果を測ることができる。	180 人 （H26） 〔2014〕	271 人 （R1） 〔2019〕	228 人以上 （H29） 〔2017〕	272 人以上 （R3） 〔2021〕	345 人以上 （R7） 〔2025〕	障害者雇用率の引上げが見込まれていることにより、当面の間、企業の障害者雇用、企業での一般就労を希望する障害者数は増加していく状況の中、国の指針等を参考に、第1期の目標値を設定する。中長期的には、障害者雇用をめぐる施策状況は不透明ではあるが、引き続き同等の伸び率を確保することを目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※国の指針やハローワークや就労支援機関との連携体制など本市の実情を踏まえ対象者を市民から市内事業所利用者に変更したこと、及び過去の実績に基づき、目標値を変更 ・第2期：250→272 人 ・第3期：300→315 人 【第3期実施計画策定時】 ※第5次ノーマライゼーションプラン策定の際に設定した R1（2019）から R5（2023）への増加数を踏まえ、同様の増加数で R7（2025）目標値を変更 ・第3期：315→345 人
	算出方法	就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型事業等から一般就労への移行者数（年度合計）							
2	**障害者が社会参加しやすいまちだと思う市民の割合** （市民アンケート）		誰もが安心して暮らせる地域をつくるために、障害の有無に関わらず多様性のあるまちをつくることが必要であり、障害者の社会参加状況に対する市民の実感を把握することで、取組の成果を測ることができる。	30% （H27） 〔2015〕	28.6% （R3） 〔2021〕	31%以上 （H29） 〔2017〕	33%以上 （R3） 〔2021〕	35%以上 （R7） 〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市の状況を踏まえるとともに、施策の効果により障害者の社会参加を着実に増加させることを目標とする。
	算出方法	市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）において、本市が、障害のある方が社会参加しやすいまちだと「思う」または「ある程度そう思う」と回答した人の割合							
3	**障害福祉施設から一般就労した方の1年後の就労定着率** （健康福祉局調べ）		既存の指標である「障害福祉施設からの一般就労移行者数」について、就職から1年後の就労定着率を指標とすることで、障害者が企業で活躍する職場環境整備の状況や各就労支援機関の就職後の支援の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	72.9% （R1） 〔2019〕	－	－	75.3%以上 （R7） 〔2025〕	施策の取組等により、障害者雇用が進むことで、企業の環境整備、各就労支援機関の就職後の支援について、より個別性の高い対応が求められ、職場定着の困難な方に対する支援も必要とされている。 今後、定着支援の重要性を踏まえ、支援の困難性が高い状況においても一層の関係機関連携等により、現状を維持するよう、過去の実績に基づく同様の水準を目標値に設定する。
	算出方法	就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型事業等から一般就労した1年後の定着率（年度合計）							
4	**ひきこもり地域支援センターで対応するひきこもりに関する相談の件数** （健康福祉局調べ）		広くひきこもり状態にある本人、家族からの相談に対し、市民にとって分かりやすく相談しやすい一次相談窓口としての機能を測るため、ひきこもり地域支援センターでの相談件数を取組の成果を測る指標とする。	第3期実施計画から新たに設定	1,418 件 （R2） 〔2020〕	－	－	1,800 件以上 （R7） 〔2025〕	全国のひきこもり地域支援センターにおける相談件数の伸び率（H27→R1：124.6％）を基準として、目標値を設定する。
	算出方法	ひきこもり地域支援センターで対応したひきこもりに関する電話、メール、訪問、来所による相談件数（年度合計）							

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備									
直接目標	それぞれのニーズやライフスタイルに合った住宅が選択できる環境を整える								
1	**住宅に関する市民の満足度**（まちづくり局調べ）	算出方法：市民へのアンケート調査における住宅に対する総合的な評価で（満足+まあ満足）とした人の割合 ※国土交通省（住生活総合調査）から独自集計	住宅政策は、住宅の供給から維持や改修まで、住宅に関する施策を幅広く総合的に展開する必要があるため、市民の住宅に関する満足度の変化を見ることで、多岐に渡る住宅政策の取組の成果を測ることができる。	73% （H25） 〔2013〕	70% （H30） 〔2018〕	⇒	77% 以上 （H30） 〔2018〕	80% 以上 （R5） 〔2023〕	計画策定時において、本市は全国、神奈川県、横浜市と同等の値となっている。また、これまで順調に値が上昇していることから、上昇値の近似を取り、目標値を設定する。
2	**既存住宅の流通シェア率**（まちづくり局調べ）	算出方法：持家として取得した既存住宅戸数／持家として取得した既存住宅戸数＋新設住宅着工戸数 ※総務省「住宅・土地統計調査」及び国土交通省「建築着工統計調査」から独自集計	市場に流通した既存住宅比率を把握することで、ミスマッチの解消や高齢期の住み替えなど、既存住宅の質の向上や活用、流通促進に係る取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	18.2% （H30） 〔2018〕	－	－	20.2% 以上 （R5） 〔2023〕	「住宅基本計画」（H29（2017）改定）に掲げる既存住宅の流通シェア率 20.2%（R5（2023）末時点）を目標とする。 なお、目標値については、計画改定時の上昇値の近似を取るとともに、本市の値が全国平均や神奈川県、横浜市と比較して低い状況にあることを踏まえ、目標値を設定している。
3	**生活支援施設等の併設や地域と連携した取組等を行っている市営住宅の団地（100 戸以上）の割合**（まちづくり局調べ）	算出方法：生活支援施設等を併設（5団地）+地域と連携した取組等を実施（15 団地）した 100 戸以上の市営住宅団地／100 戸以上の市営住宅団地（57 団地）の総数	住生活の安心を支えるサービスが地域において提供され、必要に応じてサービスを受けられる環境の整備が必要であり、その取組の一環として市営住宅資産を活用した取組を指標とすることで、取組の成果を測ることができる。なお、生活支援施設の併設等の施設の導入には一定規模が必要となることから、100 戸以上の市営住宅を対象とした。また、国が定めた「住生活基本計画（全国計画）」の成果指標においても、同様に 100 戸以上を対象としていることから、本市と国とを比較することも考慮している。	17% （H26） 〔2014〕	35.1% （R2） 〔2020〕	24% 以上 （H29） 〔2017〕	26% 以上 （R3） 〔2021〕	40% 以上 （R7） 〔2025〕	地域包括ケアシステムに関連した取組として、市営住宅の空き家や空き駐車場を積極的に活用していくとともに、一定規模以上の建替えの際には可能な限り余剰地を創出し、生活支援施設等を誘致することをめざした目標値とする。 【第3期実施計画策定時】 ※第2期期間の取組の進捗状況等を踏まえ、目標値を変更 ・第３期：28→40%

	指標名 （指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策1-4-7　生き生きと暮らすための健康づくり									
直接目標	健康で生き生きとした生活を送る市民を増やす								
1	**主観的健康観（「非常に健康」「ほぼ健康」と回答した市民の割合）** （健康意識実態調査）	算出方法：無作為抽出による市民アンケート（3,500 人）で、「非常に健康である」「ほぼ健康である」と回答した人の割合	健康であると自ら意識できることは生活の質を高める上でも重要な要素であることから、主観的健康観を健康づくりの取組の成果を測る指標とする。	男性 73.7% 女性 76.8% （H23） 〔2011〕	男性 71.7% 女性 79.0% （H28） 〔2016〕	男性 75.5% 以上 女性 78.5% 以上 （H28） 〔2016〕	男性 77.0% 以上 女性 80.0% 以上 （R3） 〔2021〕	男性 77.0% 以上 女性 80.0% 以上 （R7） 〔2025〕	国、他自治体の調査結果等を参考としつつ、およそ8割の市民が「自分は健康」と感じられる状況を、めざす社会像と想定し、またこれまでの国や他都市アンケートや、国の健康寿命等でも表出する男女差を考慮した上で、女性80%、男性 77%を目標値とする。 ※第３期の指標年度は、健康増進計画次期計画の中間評価の前年度を想定している。健康日本 21（国計画）の次期計画年数が示されていないため、今後変更する可能性がある。
2	**特定健康診査実施率** **特定保健指導実施率** **（国民健康保険）** （特定健康診査・特定保健指導実施状況報告）	算出方法：・特定健康診査受診者数／特定健康診査対象者数×100（%） ・特定保健指導終了者数／特定保健指導対象者数×100（%）	国民健康保険の被保険者の生活習慣病を予防するためには、特定健康診査及び特定保健指導を適切に受けることが重要であることから、その取組の成果を測る指標とする。	24.5% 6.0% （H26） 〔2014〕	25.9% 6.4% （R1） 〔2019〕	33% 以上 22% 以上 （H29） 〔2017〕	32.5% 以上 10.5% 以上 （R3） 〔2021〕	35.5% 以上 13.5% 以上 （R7） 〔2025〕	過去の実績や実施率向上に向けた取組の状況を踏まえ、「特定健康診査等実施計画」にあわせて、年次別目標値を設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※「特定健康診査等実施計画」の改定に伴い、目標値を変更 【特定健康診査実施率】 ・第2期：33→32.5% ・第3期：33→35.5% 【特定保健指導実施率】 ・第2期：22→10.5% ・第3期：22→13.5%
3	**がん検診受診率** （国民生活基礎調査（厚生労働省））	算出方法：厚生労働省が実施する無作為抽出による全国調査（概ね 720,000 人）をもとに本市における受診率を算出 過去1年以内（胃がん・子宮がん・乳がんは過去２年以内）に当該がん検診を受診した人の割合	がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期発見・早期治療することが重要であるため、がん検診受診率を指標として設定する。	肺がん 44.5% 大腸がん 40.5% 胃がん 42.2% 子宮がん 46.1% 乳がん 46.1% （H25） 〔2013〕	肺がん 50.5% 大腸がん 47.3% 胃がん 53.5% 子宮がん 48.5% 乳がん 48.5% （R1） 〔2019〕	肺がん 50% 以上 大腸がん 45% 以上 胃がん 45% 以上 子宮がん 50% 以上 乳がん 50% 以上 （H28） 〔2016〕	肺がん 50% 以上 大腸がん 50% 以上 胃がん 50% 以上 子宮がん 50% 以上 乳がん 50% 以上 （R1） 〔2019〕	肺がん 50% 以上 大腸がん 50% 以上 胃がん 50% 以上 子宮がん 50% 以上 乳がん 50% 以上 （R7） 〔2025〕	「がん対策基本法」に基づく「がん対策推進基本計画」の目標値（すべての種別で50%以上）をめざし、段階的に受診率の向上を図る目標値を設定する。 ※がん検診受診率については、国のデータヘルス改革の動向等を踏まえ、引き続き適切な指標を検討する。

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
4	**40 歳代の糖尿病治療者割合（国民健康保険）** （健康福祉局調べ）		生活習慣病治療者の割合は 40 歳以降急増する。この年代の糖尿病治療者割合の抑制により、これ以降の割合の抑制も期待できることから、これを指標とすることにより、市民が主体的に健康づくり・生活習慣病予防に取り組み、重症化の予防を促進する取組の成果を測ることができる。	3.1% （H26） 〔2014〕	2.9% （R2） 〔2020〕	3.0% 以下 （H29） 〔2017〕	3.0% 以下 （R3） 〔2021〕	3.0% 以下 （R7） 〔2025〕	過去の推移を勘案し、神奈川県平均（3.35%（H26）〔2014〕）より低い現状値の維持を基本とし、計画策定時の値を下回ることをめざした目標値とする。
	算出方法	国保データベースシステムにより算出した 40 歳代の糖尿病治療者数／40 歳代の国民健康保険被保険者数）×100（%）							
5	**食に関する地域での活動に参加する人の割合** （①食育に関する地域活動への参加割合：食育の現状と意識に関する調査） （②食生活改善推進員数：健康福祉局調べ）		地域における食育を推進するためには、食生活改善を中心としたボランティアを養成し、ボランティアと連携した取組により市民が食に関心を持ち、食育の取組を広げていくことが大切であることから、「食に関する地域での活動に参加する人の割合」を食育推進の担い手及び地域における食育に関する活動促進に向けた取組の成果を測る指標とする。	①食育に関する地域活動参加 38.3% （H24） 〔2012〕 ②食生活改善推進員数 3,862 人 （H26） 〔2014〕	①食育に関する地域活動参加 31.2% （R2） 〔2020〕 ②食生活改善推進員数 4,264 人 （R2） 〔2020〕	①食育に関する地域活動参加 ⇒ ②食生活改善推進員数 4,100 人以上 （H29） 〔2017〕	①食育に関する地域活動参加 40% 以上 （R2） 〔2020〕 ②食生活改善推進員数 4,300 人以上 （R3） 〔2021〕	①食育に関する地域活動参加 41% 以上 （R7） 〔2025〕 ②食生活改善推進員数 4,500 人以上 （R7） 〔2025〕	①食育に関する地域活動参加者は食生活改善推進員の活動を基軸に地域へ活動を広げていくことを想定し、第３期に向けて段階的な増加をめざす。 ②食生活改善推進員は H29（2017）までに県と同じ伸び率（約 1.07%）を達成し、その後は各期 200 人ずつ養成することをめざす。
	算出方法	①「川崎市の食育の現状と意識に関する調査」（無作為抽出 3,500 人）の「日頃から、健全な食生活を行うために「食育」に関する何らかの活動や行動をしている人」について、「積極的にしている」、「できるだけするようにしている」又は「あまりしていない」と回答した人の割合 ②「食生活改善推進員養成教室」（各区役所地域みまもり支援センター）修了者数の累計						

指標名 （指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第１期	第２期	第３期	
政策1-5　確かな暮らしを支える									
施策1-5-1　確かな安心を支える医療保険制度等の運営									
直接目標	信頼される医療保険及び医療費等の支援制度を安定的に運営する								
1	国民健康保険料収入率等 （健康福祉局調べ）		収入率の向上と滞納額の圧縮は、国民健康保険事業の運営及び保険料負担の公平性の確保にとって重要な指標であり、その変化を見ることで、取組の成果を測ることができる。	【現年度分】 92.96% 【収入未済額】 67 億 5,319 万円 （H26） 〔2014〕	【現年度分】 94.76% 【収入未済額】 30 億 7,700 万円 （R2） 〔2020〕	【現年度分】 93.8% 以上 【収入未済額】 50 億円 以下 （H29） 〔2017〕	【現年度分】 95.0% 以上 【収入未済額】 30 億円 以下 （R3） 〔2021〕	【現年度分】 95.2% 以上 【収入未済額】 25 億円 以下 （R7） 〔2025〕	計画策定時において政令指定都市トップ水準であるため、それを維持し、また、収入未済額はピークの H20（2008）（145.7 億円）からの 100 億円減をめざすことを目標とする。 【第２期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値を踏まえ、目標値を変更 【現年度分収納率】 ・第２期：94→95% ・第３期：94→95% 【収入未済額】 ・第２期：40→30 億円 ・第３期：40→30 億円 【第３期実施計画策定時】 ※川崎市債対策本部で示された指針との整合性を図るとともに、これまでの実績値を踏まえ、目標値を変更 【現年度分収納率】 ・第３期：95.0→95.2% 【収入未済額】 ・第３期：30→25 億円
	算出方法	現年度分収入率 ＝ 収入金額／調定金額×100（%） 収入未済額：前年度までに納期限が到来した調定のうち、収入とならなかった金額の累計							
2	後期高齢者医療保険料収入率等 （健康福祉局調べ）		収入率の向上及び収入未済額の圧縮は、後期高齢者医療制度の運営及び保険料負担の公平性の確保にとって重要な指標であり、その変化を見ることで、取組の成果を測ることができる。	【現年度分】 99.31% 【収入未済額】 9,737 万円 （H26） 〔2014〕	【現年度分】 99.62% 【収入未済額】 8,377 万円 （R2） 〔2020〕	【現年度分】 99.45% 以上 【収入未済額】 8,900 万円 以下 （H29） 〔2017〕	【現年度分】 99.48% 以上 【収入未済額】 8,900 万円 以下 （R3） 〔2021〕	【現年度分】 99.66% 以上 【収入未済額】 8,148 万円 以下 （R7） 〔2025〕	計画策定時において現年度分収入率は政令指定都市平均（99.17%（H26）〔2014〕）を上回っており、目標値は政令指定都市最上位の水準となる値を設定している。第１期までに目標を達成し、第２期以降はその水準を維持することをめざす。 また、調定額に対する収入未済額の比率は１%以下であり、その水準を維持することを目標とする。 【第２期実施計画策定時】 ※現年度分収納率については、取組を強化するため、目標値を変更 ・第２期：94.45→99.48% ・第３期：94.45→99.48% 【第３期実施計画策定時】 ※川崎市債対策本部で示された指針との整合性を図るとともに、これまでの実績値を踏まえ、目標値を変更 【現年度分収納率】 ・第３期：99.48⇒99.66% 【収入未済額】 ・第３期：8,900 万円⇒8,148 万円
	算出方法	現年度分収入率 ＝ 収入金額／調定金額×100（%） 収入未済額：前年度までに納期限が到来した調定のうち、収入とならなかった金額の累計							

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策1-5-2　自立生活に向けた取組の推進									
直接目標	健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送る人を増やす								
1	**生活保護から経済的に自立（収入増による保護廃止）した世帯の数**（健康福祉局調べ）	算出方法：本市で生活保護廃止となった者のうち、その理由が収入増であった世帯の実績値（年度合計）	生活保護法は健康で文化的な最低限度の生活の保障及び自立助長をその目的としており、自立可能な世帯に対して支援を行うことが常に求められている。そこで、稼働能力や他法・他施策の活用により経済的自立を果たした世帯数を取組の成果を測る指標とする。	608世帯（H26）〔2014〕	595世帯（R2）〔2020〕	650世帯以上（H29）〔2017〕	650世帯以上（R3）〔2021〕	650世帯以上（R7）〔2025〕	将来的な経済的に自立した世帯数の動態は流動的であるため、直近で最大値であるH24の数値を維持することを目標として設定する。
2	**学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率**（健康福祉局調べ）	算出方法：本市が実施している、学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生の高校等進学率の実績値 高校等への進学者数（90人）／事業利用者数（90人）	生活保護受給世帯で育った子どもが、大人になって再び生活保護を受給することとなるなど、貧困が世代を超えて、親から子へと受け継がれる「貧困の連鎖」が社会的な問題となっているが、子どもたちの未来の選択肢を広げ、将来の自立の促進を図るため、生活保護受給世帯の中学生を対象に、高校等への進学に向けた学習支援を行っていることから、高校等への進学実績を取組の成果を測る指標とする。	99%（H26）〔2014〕	100%（R2）〔2020〕	100%（H29）〔2017〕	100%（R3）〔2021〕	100%（R7）〔2025〕	学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生について、すべての生徒の高校等進学を目標に取組を実施する。
3	**だい JOB センターの支援を通じて状況が改善した割合**（健康福祉局調べ）	算出方法：だい JOB センターの支援開始時と終了時において評価を行い、「参加・意欲」「経済的困窮」「就労」のいずれかの状況が改善した割合を算出	だいJOBセンターの利用者は、失業の他にもさまざまな要因により生活に困窮している方が多い。だいJOBセンターでは、こうした複合的課題を整理し、解決に向けた支援を行っていることから、「参加・意欲」「経済的困窮」「就労」の複数の項目の改善状況を指標とすることで、取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	73%（R2）〔2020〕	－	－	75%以上（R7）〔2025〕	H29（2017）からR2（2020）の平均（73%）を基準とし、利用者に寄り添った支援を着実に実施することで、更なる向上を目標に取組を実施する。 ※H29（2017）からR2（2020）の実績値は年度により上下し、差があるため、平均値を基準に、毎年0.5ポイントずつ上昇させる。
4	**就労支援事業等に参加可能な人の事業参加率**（健康福祉局調べ）	算出方法：稼働能力を有する被保護者（稼働能力を十分に活用している者、稼働能力を失った者等を除く。）のうち、福祉事務所で実施する就労支援事業に参加している人の割合を算出	生活保護法は健康で文化的な最低限度の生活の保障及び自立助長をその目的としており、被保護者の能力に応じた経済的自立、社会生活自立等に向けた支援を行うことが常に求められている。そこで、稼働能力を有する被保護者のうち、就労支援事業等に参加し自立に向けた取組を行っている被保護者の割合を取組の成果を測る指標とする。	第3期実施計画から新たに設定	53%（R2）〔2020〕	－	－	65%以上（R7）〔2025〕	国の「経済・財政再生計画改革工程表 2018 改定版」において、改革の進捗管理や測定に必要となる指標として定められている割合を達成することを目標に取組を実施する。

指標名 （指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第１期	第２期	第３期	
政策1-6　市民の健康を守る									
施策1-6-1　医療供給体制の充実・強化									
直接目標	いつでも安心して適切な医療が受けられる環境を整える								
1	**かかりつけ医がいる人の割合** （市民アンケート）		市民が医療機関の役割について理解を進め、適切に活用することによって、医療機関はその機能を十分に発揮することができる。かかりつけ医を持つ人の割合が増えることで、救急医療を含む医療の適正な利用が促進されることから、これを指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	57.5% （H26） 〔2014〕	58.6% （R3） 〔2021〕	58% 以上 （H29） 〔2017〕	60% 以上 （R3） 〔2021〕	61% 以上 （R7） 〔2025〕	医療の適正利用の一層の促進を図るため、計画策定時における過去5年間 58%前後で推移している割合を、普及啓発等により段階的に引き上げ、市民の6割がかかりつけ医を持つことを目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第2期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期：59→60% ・第3期：60→61% 【第3期実施計画策定時】 ※休日急患診療所患者統計から市民アンケートに算出方法を変更
	算出方法	市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）における、設問『かかりつけ医はいますか？』に対し『有』と回答した人の割合							
2	**身近な地域の医療機関を受診する市民の割合（平日日中の発熱等への対応）** （市民アンケート）		市民が医療機関の役割について理解を進め、適切に活用することによって、医療機関はその機能を十分に発揮することができる。発熱などによる体調の変化があった場合に、身近な地域の医療機関を適切に受診する人の割合が増えることで、救急医療を含む医療の適正な利用が促進されることから、指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	86.9% （H27） 〔2015〕	90.3% （R3） 〔2021〕	87% 以上 （H29） 〔2017〕	91% 以上 （R3） 〔2021〕	92% 以上 （R7） 〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市の状況を踏まえつつ、施策の効果により受診割合を着実に増加させることを目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期：88→91% ・第3期：90→92%
	算出方法	市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）における、設問「発熱や痛みなど体調の変化があった際に、平日の日中に医療機関を受診するときの対応」について、『地域の診療所・クリニックを受診する』と回答した人の割合							
3	**川崎 DMAT（災害医療派遣チーム）の隊員養成研修修了累計者数（3指定病院合計）** （健康福祉局調べ）		全国各地で多種多様な災害が頻発する中、ひとりでも多くの市民の命を守るため、川崎DMAT事業においては、指定病院に従事する救命救急医療関係者が災害現場で活動するための知識・技能を備えておくなど、平時から出場要請に的確に対応できる体制を整えておかなければならない。そのためには、川崎 DMAT 隊員養成研修による新規養成及び技能維持の取組を一層促進していく必要があることから、累計修了者数を指標として設定する。	累計 130 人 （H26） 〔2014〕	累計 244 人 （R2） 〔2020〕	累計 170 人 以上 （H29） 〔2017〕	累計 250 人 以上 （R3） 〔2021〕	累計 350 人 以上 （R7） 〔2025〕	現在、各指定病院の川崎 DMAT 登録者数は目標（30 人）を概ね満たしているが、異動・退職者の動向や、隊員の技能維持を考慮すると、毎年 20 名程度の規模で継続して研修を実施していくことが必要であり、これを基に算出した数値を目標値とする。
	算出方法	川崎 DMAT 指定病院（市立川崎病院・日本医科大学武蔵小杉病院・聖マリアンナ医科大学病院）における、発隊以降の隊員養成数を累計							
4	**救急搬送者の 119 番通報から医療機関までの平均搬送時間（うち救急車の現場到着時間）** （消防局調べ）		高齢化の進展等に伴う救急件数の急速な増加が予測される中においても、病院到着時間の短縮をめざした取組を着実に進めるとともに、心肺機能停止から救急隊員による救命処置の開始時期については、10 分以内に救命処置が開始されることが1か月社会復帰率の向上に寄与するという統計データがあることから、いち早く救急車が救急現場に到着し、傷病者を病院へ搬送できるよう指標を設定する。	42.6 分 （8.4 分） （H26） 〔2014〕	42.6 分 （9.0 分） （R2） 〔2020〕	42.6 分 （8.4 分） 以下 （H29） 〔2017〕	42.6 分 （8.4 分） 以下 （R3） 〔2021〕	40.0 分 （8.0 分） 以下 （R7） 〔2025〕	今後も高齢化が進行し、救急件数の急速な増加が予測される中でも病院到着時間の短縮をめざした取組を着実に進め、第2期では、計画策定時の実績値の水準以下、第3期では本市と隣接している横浜市の平均の近似値である 40 分を目標とする。
	算出方法	年間の全救急事案のうち、覚知から病院到着までの平均時間 ※覚知：119 番通報が指令センターに入電した時間							

	指標名（指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
5	**救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合** （消防局調べ）	算出方法：バイスタンダーによる心肺蘇生の実施（611 人）／救急現場における心肺停止状態の傷病者（1,342 人）×100（%） ※バイスタンダー：救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）のこと	心肺機能停止から一刻も早い救命処置が開始されることが、1 か月社会復帰率の向上に寄与するという統計データがあることから、心肺蘇生を実施できる市民救命士を養成することが重要である。そこで、実際の救急現場における心肺停止状態の傷病者に対し、バイスタンダーとして心肺蘇生を実施した市民の割合を指標として設定する。	31.4% （H26） 〔2014〕	45.5% （R2） 〔2020〕	32.1%以上 （H29） 〔2017〕	37.2%以上 （R3） 〔2021〕	47.6%以上 （R7） 〔2025〕	救急現場において、バイスタンダーがいるか否か、心肺蘇生を実施できる環境であるかなど、環境的（人的）要因が大きいことから、目標値は計画策定時における過去5年間の心肺停止傷病者数の増加率（15 人／年）及びバイスタンダーによる心肺蘇生実施数の増加率（8人／年）から、今後の増加数を予測し、心肺蘇生実施率を設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期：33.0→37.2% ・第3期：33.9→38.0% 【第3期実施計画策定時】 ※第1期、第2期の実績値がいずれも第3期の目標値を上回ったため、実施率への影響が大きく環境的（人的）要因が近い近隣6都市（東京都・さいたま市・千葉市・横浜市・相模原市・川崎市）の R2（2020）の平均値に目標値を変更 ・第3期：38.0→47.6%
6	**市立看護短期大学及び市立看護大学新卒者の市内就職率** （健康福祉局調べ）	算出方法：新卒者で就職した者のうち、市内の医療施設等に就業した学生の割合	R4（2022）年に開学する市立看護大学では、医療の高度化や多様化へ的確に対応するとともに、地域包括ケアシステムの担い手としての看護人材を育成し、地域に還元することを目的としていることから、新卒者で就職した者のうち、市内の医療施設等に就業した学生の割合を指標として設定する。	第3期実施計画から新たに設定	69.6% （R2） 〔2020〕	－	－	75.0%以上 （R7） 〔2025〕	市立看護短期大学の市内就職状況を参考に、看護大学における新たな奨学金制度や就職支援の取組実施などによって、75%以上の市内就職率をめざすことを目標値として設定する。
施策1-6-2 信頼される市立病院の運営									
直接目標	誰もが安心して暮らせる公的医療を提供する								
1	**入院患者満足度・外来患者満足度** （病院局調べ）	算出方法：市立病院で実施している入院患者及び外来患者の満足度調査（有効回答数概ね 300）において、満足～不満足の5段階のうち、満足（満足＋やや満足）と回答した人の割合 （市立3病院の平均値）	職員の対応や療養の内容など、市立病院が提供している医療サービスに対する患者の満足度は、医療の質を測る上で直接的な評価指標の一つであり、患者満足度を見ることで市立病院が取り組んでいる医療の質及び患者サービスの向上に向けた取組の成果を測ることができる。	入院 87.5% 外来 77.6% （H27） 〔2015〕	入院 89.3% 外来 80.0% （R2） 〔2020〕	入院 88.4%以上 外来 79.3%以上 （H29） 〔2017〕	入院 90.0%以上 外来 82.0%以上 （R3） 〔2021〕	入院 90.2%以上 外来 84.3%以上 （R7） 〔2025〕	一般社団法人日本病院会が実施しているQIプロジェクト（全国 292 病院参加）における H26（2014）患者満足度調査の平均値（入院患者満足度 89.3%、外来患者満足度 81.7%）を超えることを目標として設定しており、市立3病院ともに達成できるよう患者満足度の向上に向けた取組を推進する。 【第3期実施計画策定時】 ※R2（2020）の各病院の実績値を平均すると第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 入院患者満足度 ・第3期：90.0→90.2% 外来患者満足度 ・第3期：82.0→84.3%
2	**病床利用率（一般病棟）** （病院局調べ）	算出方法：病院のベッドの利用状況の割合 入院延患者数／年間の許可病床数（入院延患者数の受入最大値）×100（%） （市立3病院の平均値）	入院延患者数を確保し、病床を安定的に稼動させることは、より多くの入院患者に適切に医療を提供することになるとともに、安定的な病院経営にも資することから、市立病院の経営面での取組の成果を測ることができる。	72.9% （H26） 〔2014〕	65.9% （R2） 〔2020〕	83.0%以上 （H29） 〔2017〕	83.0%以上 （R3） 〔2021〕	83.0%以上 （R7） 〔2025〕	市立病院においては、救急医療機能の強化やがん診療機能強化・充実、さらには地域医療連携の推進を図ることで、入院患者の確保に努め、安定的な病床運営をめざす必要があることから、全国の類似自治体病院の状況等を参考としつつ、病床利用率の向上をめざす。

	指標名（指標の出典）	算出方法	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
3	**救急患者受入数**（病院局調べ）	夜間や休日等の診療時間外に診察等を受けた患者数及び診療時間内に救急車で搬送された患者数の合計（市立3病院の合計値）	川崎病院は救命救急センター及び小児急病センター、井田病院及び多摩病院はそれぞれ救急告示病院の役割を担っている。各病院の役割に応じた救急患者を適切に受け入れることで、市立病院が市内救急医療体制の一翼を担っていることを示す指標とする。	49,873人（H26）〔2014〕	30,383人（R2）〔2020〕	50,800人以上（H29）〔2017〕	52,000人以上（R3）〔2021〕	52,500人以上（R7）〔2025〕	救急車の出動回数は年々増加しており、今後高齢化の進展に伴い、救急医療の更なる需要の増大が見込まれている。市立病院においては、救急専門医の安定的な確保を図るなど、引き続き体制の整備に努め、今後も病院の役割に応じた救急患者を適切に受け入れていく必要があることから、過去の実績を参考としつつ、救急患者受入数の増加をめざす。
施策1-6-3　健康で快適な生活と環境の確保									
直接目標	感染症・食品等による健康被害を防止するとともに、良好な生活環境を整える								
1	**麻しん・風しん予防接種接種率**（健康福祉局調べ）	【第1期：1歳の間】被接種者数／対象者数×100（%） 【第2期：小学校入学前の1年間】被接種者数／対象者数×100（%）	感染症対策において、予防接種は極めて大きな役割を果たすものであり、そのためには、予防接種により国民全体の免疫水準を維持することが必要であり、社会全体として一定の接種率を確保することが重要である。 特に、麻しん及び風しんについては、排除（海外から持ち込まれたウイルス以外での患者の発生がない状態）達成及び排除状態の維持のため、予防接種を推進する必要があることから、接種率を指標とすることで取組の成果を測ることができる。	第1期 98.6% 第2期 91.6%（H26）〔2014〕	第1期 99.2% 第2期 95.1%（R2）〔2020〕	第1期 98.6%以上 第2期 95%以上（H29）〔2017〕	第1期 98.6%以上 第2期 95%以上（R3）〔2021〕	第1期 98.6%以上 第2期 95%以上（R7）〔2025〕	「麻しんに関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」において、第1期・第2期それぞれの接種率が 95%以上とすることを目標と定められていることから、これを基本としつつ、既に高水準に達している第1期については、現状を維持することを目標とする。
2	**感染症予防（手洗い・咳エチケット）の実施率**（市民アンケート）	市民アンケート（無作為抽出3,000人）における設問「インフルエンザの予防等に関して、手洗いや咳エチケットなどを、あなたはどの程度実践していますか。」に対し、「実践している」または「ある程度実践している」と回答した人の割合	感染症の予防及びまん延の防止のためには、市民一人ひとりが手洗い及び咳エチケット等を実施することが大変重要であることから、これを指標とすることにより、感染症予防の普及啓発等の取組の成果を測ることができる。	95%（H27）〔2015〕	98%（R3）〔2021〕	95%以上（H29）〔2017〕	95%以上（R3）〔2021〕	98%以上（R7）〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートの結果を踏まえ、政令指定都市平均（77.6%）を大幅に上回っていることから現状値を維持することを目標とする。 【第3期実施計画策定時】 ※R3（2021）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期：95→98%
3	**食中毒の発生件数**（健康福祉局調べ）	食中毒として処理した事件の件数	飲食に伴う健康被害については、市民等の関心が高く、また、食中毒の予防のためには、監視指導や普及啓発等による、総合的な取組が求められることから、これを指標とすることにより、取組の成果を客観的に測ることができる。	8件（H26）〔2014〕	8件（R2）〔2020〕	8件以下（H29）〔2017〕	8件以下（R3）〔2021〕	8件以下（R7）〔2025〕	政令指定都市平均を下回っていることから、計画策定時の実績値の水準を維持することを目標とする。
4	**「食中毒予防の3原則」の実施率**（市民アンケート）	市民アンケート（無作為抽出3,000人）において、「食中毒予防の3原則」を「実践している」及び「ある程度実践している」と回答した人の割合	市民の自発的な食中毒予防が健康被害を防止するために重要であることから、その実施状況を指標とすることで、普及啓発等の取組の成果を測ることができる。	86.8%（H27）〔2015〕	87.3%（R3）〔2021〕	87%以上（H29）〔2017〕	88%以上（R3）〔2021〕	90%以上（R7）〔2025〕	R27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市の普及啓発の実施状況を踏まえつつ、取組の成果により着実に増加させることを目標とする。
5	**市が実施する衛生的な住環境に関する講習会の実施回数**（健康福祉局調べ）	環境衛生（住環境）等に関する講習会の年間実施回数の合計	シックハウス対策などの、市が市民や施設等を対象に実施する衛生的な住環境に関する講習会等の開催数は、講師派遣依頼数にも比例し、住民の生活環境に対するニーズの表れであると考えられるため、その実施数の変化を見ることで、健康被害防止及び良好な生活環境の向上に向けた普及啓発等の取組の成果を測ることができる。	95回（H26）〔2014〕	104回（R2）〔2020〕	116回以上（H29）〔2017〕	144回以上（R3）〔2021〕	172回以上（R7）〔2025〕	実施形態や周知方法を工夫するとともに、開催した対象団体等からの講師派遣再依頼により、開催数を着実に増やすことをめざし、目標値を設定する。

基本政策２　子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第１期	第２期	第３期	
政策2-1　安心して子育てできる環境をつくる								
施策2-1-1　子育てを社会全体で支える取組の推進								
直接目標	地域で子育てを支えるしくみをつくる							
1	**ふれあい子育てサポートセンターの延べ利用者数** （こども未来局調べ） 算出方法：各年の「ふれあい子育てサポートセンター実績報告書」の実績値	地域で子育てを支えるしくみづくりに向け、育児の援助をしたい人と援助を受けたい人が子育てサポートセンターへ会員として登録し、会員相互により援助活動を行う事業を推進しており、その利用人数の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	15,665人 （H26） 〔2014〕	8,292人 （R2） 〔2020〕	16,300人以上 （H29） 〔2017〕	16,600人以上 （R3） 〔2021〕	12,948人以上 （R7） 〔2025〕	本市における出生数は依然として高い水準にあり、子育てニーズも多様化してきている状況を踏まえ、計画策定時の値を上回る目標値を第１期計画期間の目標値とし、第２期計画期間以降については利用促進に向けた取組を推進することにより、第１期を上回る目標値を設定する。 【第３期実施計画策定時】 ※第２期子ども・若者の未来応援プランの策定に伴い、見直した就学前児童数の推計値に対して、過去の当該事業の利用率を乗じた値を目標値として設定 ・第３期：16,600→12,948 人
2	**地域子育て支援センター利用者の満足度** （こども未来局調べ） 算出方法：「地域子育て支援センター利用者アンケート」（無作為抽出　利用者 1,390 人）における各質問項目（10 段階）の平均値 ※10 点満点	地域で子育てを支えるしくみづくりに向け、地域の中の親子で遊べる場づくりや子育てに関する情報提供、相談支援に取り組んでおり、地域でその役割の一翼を担う地域子育て支援センターの利用者の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	8.9 （H27） 〔2015〕	9.0 （R1） 〔2019〕	8.9 以上 （H29） 〔2017〕	9.0 以上 （R3） 〔2021〕	9.1 以上 （R7） 〔2025〕	在宅で子育てをする家庭を地域で支える取組として、多くの親子に、親子で遊べる場づくりや子育てに関する情報提供・相談支援を推進することにより、現状値以上とすることを目標とする。
3	**地域における子育て支援活動の参加数（延べ数）** （こども未来局調べ） 算出方法：区役所で行う乳幼児健康診査等での子育てボランティア活動の参加者（延べ数）	子育てボランティアは、地域住民による子育て支援の活動であり、その活動の促進に向けた取組の成果を把握することができる。	第３期実施計画から新たに設定	627回 （R2） 〔2020〕	－	－	2,371回 以上 （R7） 〔2025〕	地域で子育てをする家庭を地域住民が支えるための取組として、ボランティア活動の促進に取り組むことにより、過去４年間の実績平均を上回ることを目標とする。
施策2-1-2　質の高い保育・幼児教育の推進								
直接目標	子どもを安心して預けられる環境を整える							
1	**待機児童数** （こども未来局調べ） 算出方法：厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく、翌年４月の集計値 ※計画策定時の値は、旧調査要領に基づき算出	保護者が子どもを安心して預けられる環境づくりに向けて、認可保育所の整備等の待機児童対策を推進しており、保育所等利用申請者のうち待機児童数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	０人 （H27.4） 〔2015.4〕 ※	０人 （R3.4） 〔2021.4〕	０人 （H30.4） 〔2018.4〕	０人 （R4.4） 〔2022.4〕	０人 （R8.4） 〔2026.4〕	本市では H27（2015）年４月、H29（2017）年４月及び R3（2021）年４月に待機児童解消を達成しているが、今後も認可保育所等の整備や多様な手法による保育受入枠の拡充、区役所における利用者へのきめ細やかな相談・支援等を行い、待機児童の解消を継続していくため、引き続き待機児童ゼロを目標値として設定する。
2	**認可保育所等利用者の満足度** （こども未来局調べ） 算出方法：「保育所等利用アンケート」（無作為抽出　利用者 2,000 人）における各質問項目（10 段階）の平均値 ※10 点満点	保護者が子どもを安心して預けられる環境づくりに向けて、認可保育所の整備等の待機児童対策と合わせて、保育の質の向上に向けた取組を推進しており、保育所等における利用者の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	7.9 （H27） 〔2015〕	7.8 （R1） 〔2019〕	8.0 以上 （H29） 〔2017〕	8.2 以上 （R3） 〔2021〕	8.4 以上 （R7） 〔2025〕	子どもを安心して預けられる環境づくりに向けて、さらに保育の質の向上に向けた取組を進めることにより、段階的な上昇をめざす目標値を設定する。

指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策2-1-3　子どものすこやかな成長の促進							
直接目標　子どもがすこやかに成長するしくみをつくる							
1 **乳幼児健診の平均受診率**（こども未来局調べ） 算出方法：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の各年齢（3か月児・1歳6か月児・3歳児）における「（健康診査受診実人数／健康診査対象人数）×100（%）」の平均値 （現状値：12,455 人/12,912 人＝96.5%（3か月児）-① 12,685 人/12,888 人＝98.4%（1歳6か月児）-② 12,751 人/12,935 人＝98.6%（3歳児）-③ ① ＋ ② ＋ ③ ÷ 3 ＝ 97.8%）	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、子どもの成長発達や育児状況を把握し、子育て家庭に適切な支援を実施するため乳幼児健診を実施しており、その受診率の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	97.2% （H26） 〔2014〕	97.8% （R2） 〔2020〕	97.3% 以上 （H29） 〔2017〕	97.3% 以上 （R3） 〔2021〕	97.8% 以上 （R7） 〔2025〕	健診の受診により子育て家庭に適切な支援を行うため、受診勧奨に努め、高い受診率を維持することをめざす目標値を設定する。 【第3期実施計画策定時】 ※R2（2020）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期：97.4%→97.8%
2 **子育てが楽しいと思う人の割合**（こども未来局調べ） 算出方法：1歳6か月健診時における問診票で、「お子さんと一緒の生活はいかがですか」という設問に、「楽しい」と「大変だが育児は楽しい」と答えた人の割合	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、育児不安や育児ストレス、孤立感などを抱えた親子に対して、面接や訪問等の親支援を強化する取組を進めており、子育てが楽しいと思う親の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	97.5% （H27） 〔2015〕	96.9% （R2） 〔2020〕	97.6% 以上 （H29） 〔2017〕	97.7% 以上 （R3） 〔2021〕	97.8% 以上 （R7） 〔2025〕	面接や訪問等を通じて、子育て家庭への支援を強化する取組を推進することにより、前期を上回る目標値を設定する。
3 **わくわくプラザの登録率**（こども未来局調べ） 算出方法：わくわくプラザ登録者数／対象児童数×100（%）	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、すべての小学生を対象として、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりとして市内114校の小学校内でわくわくプラザ事業を推進しており、その登録率の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	46.3% （H26） 〔2014〕	36.2% （R2） 〔2020〕	47% 以上 （H29） 〔2017〕	49% 以上 （R3） 〔2021〕	51% 以上 （R7） 〔2025〕	より広く児童に対し、放課後における居場所と健全な遊びを提供すべく、R7（2025）までに過半数以上の児童の登録をめざすものとして、目標値を設定する。
4 **わくわくプラザ利用者の満足度**（こども未来局調べ） 算出方法：「わくわくプラザ利用者アンケート」（無作為抽出利用者2,000人）における各質問項目（10 段階）の平均値 ※10 点満点	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、すべての小学生を対象として、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりとして市内114校の小学校内でわくわくプラザ事業を推進しており、その利用者の満足度の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	7.3 （H27） 〔2015〕	7.6 （R2） 〔2020〕	7.4 以上 （H29） 〔2017〕	7.7 以上 （R3） 〔2021〕	8.0 以上 （R7） 〔2025〕	子育て家庭のニーズが多様化する中、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めるため前期を上回る目標値を設定する。
5 **こども文化センターの延べ利用者数**（こども未来局調べ） 算出方法：市内58か所のこども文化センターの年間利用者数（延べ数）	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、児童の健全な育成を図るために市内58 か所にこども文化センターを設置しており、その利用者数の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	717,694 人 （R2） 〔2020〕	－	－	1,830,000 人 以上 （R7） 〔2025〕	年少人口が減少する中にあっても、ニーズや地域特性に応じた事業を実施することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前（H30（2018））の利用者数（1,830,474 人）と同水準を目標とする。

指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
施策2-1-4　子どもが安心して暮らせる支援体制づくり							
直接目標　子どもが安心して育つしくみをつくる							
1 **里親の登録数**（こども未来局調べ） 算出方法：厚生労働省「福祉行政報告例」における里親登録数の実績値	子どもが安心して育つしくみづくりに向けて、家庭で養育が困難な児童を家庭的な雰囲気で養育するため里親制度を実施しており、市民の社会的養護に対する意識の高さ、地域ぐるみで子育てを行う意識の高さについて、その登録数の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	116世帯（H26）〔2014〕	173世帯（R2）〔2020〕	118世帯以上（H29）〔2017〕	145世帯以上（R3）〔2021〕	252世帯以上（R7）〔2025〕	家庭で養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、「社会的養護の推進に向けた基本方針」により取組を進めている。里親登録数について過去5年間の実績をもとに新規登録数を推計するとともに、現在の登録者の年齢構成等を踏まえ一定の辞退者数を見込み、R7(2025)の目標値を155世帯に設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※H28(2016)の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期：122→145世帯 ・第3期：126→155世帯 【第3期実施計画策定時】 ※社会的養育推進計画の策定に伴い、目標値を変更 ・第3期：155→252世帯
2 **地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合**（こども未来局調べ） 算出方法：要保護児童対策地域協議会（市代表者会議、区代表者部会、個別支援会議）関係者アンケート調査において、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる（とても進んでいる＋進んでいる）と思う人の割合	子どもが安心して育つしくみづくりに向けて、要保護児童対策地域協議会における地域の関係機関の連携の充実の取組を推進しており、関係者が地域において関係機関の連携が進んでいると思う人の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	30.8%（H27）〔2015〕	39.0%（R1）〔2019〕	36%以上（H29）〔2017〕	45%以上（R3）〔2021〕	54%以上（R7）〔2025〕	地域における子どもを見守る体制づくりに向けて、地域の関係機関の連携強化の取組を推進することにより、段階的な上昇をめざす目標値を設定する。
3 **ひとり親家庭が、各種支援により就労につながった割合**（こども未来局調べ） 算出方法：自立支援プログラム策定者、各種受験対策講座の受講者、就業支援セミナー受講者等のうち、その後就労につながった者の割合	ひとり親家庭の経済的自立のため、安定した収入の確保に向けて、資格取得等のための講座や支援を受けた人のうち、その後、ステップアップや就労につながった割合を見ることで、取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	73%（R2）〔2020〕	－	－	80%以上（R7）〔2025〕	ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、効果的な就労支援を実施することにより、過去の就労決定人数の推移を参考に、R7(2025)に80%とする目標値を設定する。
4 **児童養護施設入所児童や里親委託児童等の大学進学等につながった割合**（こども未来局調べ） 算出方法：児童養護施設等を18歳以降に退所した児童のうち、大学や専門学校等（高等教育機関）に進学した児童数の割合	社会的自立が図られることが支援の目標の一つであり、児童養護施設や里親委託児童等の大学進学等につながった割合という長期にわたる支援の成果を見ることで、取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	32%（R2）〔2020〕	－	－	40%以上（R7）〔2025〕	大学等への進学により、児童が社会的自立に向けた力を高めていくことにつながることから、里親や児童養護施設等と連携した支援により自らの意思で大学等に進学する児童の割合が増加するよう目標値を設定する。

指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
政策2-2　未来を担う人材を育成する							
施策2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進							
直接目標　すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う							
1 **「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合** （全国学力・学習状況調査） 算出方法：市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値	自分の中の肯定的なイメージをもつことは、自分自身を成長させ、向上心につながり、人生を充実させることができる。自尊感情を表す数値として、「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦をしている」児童生徒の割合を見ることで、すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくるための取組の成果を測ることができる。	75.9% （小6） 66.7% （中3） （H26） 〔2014〕	73.0% （小6） 66.0% （中3） （R3） 〔2021〕	77.0%以上 （小6） 68.0%以上 （中3） （H29） 〔2017〕	81.0%以上 （小6） 74.0%以上 （中3） （R3） 〔2021〕	82.0%以上 （小6） 75.0%以上 （中3） （R7） 〔2025〕	すべての子どもが積極的に活動し、主体的に物事に取り組むことができることを目標とする。H29（2017）全国学力・学習状況調査においては小学校、中学校ともに全国平均（77.4%、71.0%）を上回っているが、さらに多くの子どもが積極的に活動できるように、段階的な向上をめざす。
2 **「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合** （川崎市学習状況調査） 算出方法：市立学校の全小中学生の対象学年児童生徒の平均値	自分の中の肯定的なイメージをもつことは、自分自身を成長させ、向上心につながり、人生を充実させることができる。自尊感情を表す数値として、「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦をしている」児童生徒の割合を見ることで、すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくるための取組の成果を測ることができる。 ※全国学力学習状況調査（小6・中3）を補完するために設定	第3期実施計画から新たに設定	78.5% （小5） 66.4% （中2） （R2） 〔2020〕	－	－	82.0%以上 （小5） 75.0%以上 （中2） （R7） 〔2025〕	すべての子どもが積極的に活動し、主体的に物事に取り組むことができることをめざし、段階的に数値を引き上げていくことを目標とする。 ※全国学力・学習状況調査（毎年実施）の指標を補完するものであることから、全国学力・学習状況調査を活用した指標と同じ目標値とする。（指標1を参照）
3 **「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合** （川崎市学習状況調査） 算出方法：市立校の全小中学生の対象学年児童生徒の平均値 （小学校5年生：国語・社会・算数・理科、中学校2年生：国語・社会・数学・理科・英語の各教科の平均値）	子どもたちが「授業が分かる」ことは学習意欲の向上に資するものであり、「生きる力」の育成、ひいては社会的自立につながるため、「授業が分かる」児童生徒の割合を見ることで、すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくるための取組の成果を測ることができる。	88.3% （小5） 73.4% （中2） （H26） 〔2014〕	90.1% （小5） 80.8% （中2） （R2） 〔2020〕	90.0%以上 （小5） 75.0%以上 （中2） （H29） 〔2017〕	93.0%以上 （小5） 80.0%以上 （中2） （R3） 〔2021〕	94.0%以上 （小5） 82.0%以上 （中2） （R7） 〔2025〕	H29（2017）全国学力・学習状況調査において小学校・中学校ともに全国平均（81.4%、72.2%）を上回っている状況にあるが、さらに多くの子どもが「分かる」を実感できるよう、H29（2017）の実績を踏まえ、段階的に数値を引き上げていくことを目標とする。 ※全国平均は、小学校6年生：国語・算数、中学校3年生：国語・数学の平均値
4 **「学習がすきだ、どちらかといえばすきだ」と回答した児童生徒の割合** （川崎市学習状況調査） 算出方法：市立校の全小中学生の対象学年児童生徒の平均値 （小学校5年生：国語・社会・算数・理科・総合的な学習の時間、中学校2年生：国語・社会・数学・理科・英語の各教科等の平均値）	子どもたちが「学習が好きだ」と思うことは、主体的な学習態度につながる。このことで、学びに向かう力・人間性等が涵養され、「生きる力」の育成、ひいては社会的自立につながるものであるため、「学習が好きだ」と思う児童生徒の割合を見ることで、すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくるための取組の成果を図ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	73.9% （小5） 64.5% （中2） （R2） 〔2020〕	－	80.0%以上 （小5） 65.0%以上 （中2） （R3） 〔2021〕	81.0%以上 （小5） 67.0%以上 （中2） （R7） 〔2025〕	H29（2017）全国学力・学習状況調査においては、小学校・中学校ともに全国（全国平均：63.2%、58.0%）とほぼ同程度の結果となっている。これらを踏まえ、小学校・中学校ともに更なる向上をめざし、段階的に数値を引き上げていくことを目標とする。 ※全国平均は、小学校6年生：国語・算数、中学校3年生：国語、数学の平均値

	指標名 （指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
5	**「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ、どちらかといえば役に立つ」と回答した児童生徒の割合** （川崎市学習状況調査）	算出方法：市立校の全小中学生の対象学年児童生徒の平均値 （小学校5年生：国語・社会・算数・理科・総合的な学習の時間、中学校2年生：国語・社会・数学・理科・英語の各教科等の平均値）	子どもたちが「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ」と思うことは、教科等を学ぶ意義を実感することにつながる。このことで、学びに向かう力・人間性等が涵養され、「生きる力」の育成、ひいては社会的自立につながるものため、「授業で学んだことは、将来、社会にでたときに、役に立つ」と思う児童生徒の割合を見ることで、すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくるための取組の成果を図ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	90.9% （小5） 80.5% （中2） （R2） 〔2020〕	―	96.0%以上 （小5） 79.0%以上 （中2） （R3） 〔2021〕	97.0%以上 （小5） 81.0%以上 （中2） （R7） 〔2025〕	H29（2017）全国学力・学習状況調査においては、小学校・中学校ともに全国（全国平均：88.5%、77.9%）とほぼ同程度の結果となっている。これらを踏まえ、小学校・中学校ともに更なる向上をめざし、段階的に数値を引き上げていくことを目標とする。 ※全国平均は、小学校6年生：国語・算数、中学校3年生：国語、数学の平均値
6	**体力テストの結果** （全国体力・運動能力、運動習慣等調査）	算出方法：※神奈川県の平均値（体力合計点）を100とした際の本市の値 ※体力合計点は、種目ごとの測定値を点数化（10点満点）し、その合計点を平均したもの 〔実施種目〕 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、持久走（中学生はシャトルランとの選択実施）、50m走、立幅跳び、ソフトボール投げ（小学生）、ハンドボール投げ（中学生）	体力テストは全国で同じ基準で実施するため、地域性の違いの少ない神奈川県の平均値との比較により、本市における子どもの体力の状況の変化や施策の効果を測ることができる。	99.7 （小5男） 99.4 （小5女） 92.9 （中2男） 94.5 （中2女） （H26） 〔2014〕	100 （小5男） 100 （小5女） 94.6 （中2男） 96.5 （中2女） （R1） 〔2019〕	100以上 （小5男） 100以上 （小5女） 100以上 （中2男） 100以上 （中2女） （H29） 〔2017〕	101以上 （小5男） 101以上 （小5女） 100以上 （中2男） 100以上 （中2女） （R3） 〔2021〕	102以上 （小5男） 102以上 （小5女） 100以上 （中2男） 100以上 （中2女） （R7） 〔2025〕	全国と神奈川県との差は H26（2014）と比べて縮まってきている状況であり、引き続き地域性の違いの少ない神奈川県の平均値と比較することにより体力の状況変化や効果を測ることとする。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の小学校の実績が第3期の目標値を達成したため、小学生の目標値を変更 ・第2期：100→101 ・第3期：100→102
7	**学校給食の残食率（小学校）** （教育委員会調べ）	算出方法：残食率の高さや栄養の観点から重点5項目とする品目（白米、変わり飯、卵類、豆製品、藻類）の残食率	子どもたちの健康を育む栄養バランスの取れた給食の提供をめざして、残食率の高さや栄養の観点から重点的に改善を要する品目の改善度合いを指標にすることで、食育等の施策の効果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	6.1% （白米） 7.0% （変わり飯） 7.3% （卵類） 7.0% （豆製品） 7.6% （藻類） （R2） 〔2020〕	―	―	5.46%以下 （白米） 5.41%以下 （変わり飯） 4.50%以下 （卵類） 4.95%以下 （豆製品） 5.04%以下 （藻類） （R7） 〔2025〕	子どもの食生活については、家庭における食生活の変化など様々な要因が影響する中で、重点項目の改善に向けては更なる食育の推進と献立や味付けの工夫など、創意工夫が求められることを踏まえ、H29（2017）～R2（2020）の4年間の平均値からの3割減をめざす。

	指標名（指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
8	学校給食の残食率（中学校）（教育委員会調べ）	算出方法：残食率の高さや栄養の観点から重点 5 項目とする品目（白米、変わり飯、豆類、野菜類、藻類）の残食率	子どもたちの健康を育む栄養バランスの取れた給食の提供をめざして、残食率の高さや栄養の観点から重点的に改善を要する品目の改善度合いを指標にすることで、食育等の施策の効果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	21.2%（白米） 13.3%（変わり飯） 15.1%（豆類） 15.9%（野菜類） 17.2%（藻類） （R2）〔2020〕	―	―	12.30%以下（白米） 9.24%以下（変わり飯） 11.29%以下（豆類） 10.50%以下（野菜類） 11.08%以下（藻類） （R7）〔2025〕	子どもの食生活については、家庭における食生活の変化など様々な要因が影響する中で、重点項目の改善に向けては更なる食育の推進と献立や味付けの工夫など、創意工夫が求められることを踏まえ、H29（2017）～R2（2020）の4年間の平均値からの3割減をめざす。
施策2-2-2　一人ひとりの教育的ニーズへの対応									
直接目標	支援が必要な児童生徒の学習環境を向上させる								
1	支援の必要な児童の課題改善率（小学校）（教育委員会調べ）	算出方法：課題が解消・改善した児童数／全小学校が把握した支援が必要な児童数 × 100（%）	課題の改善率の向上は、教育的ニーズのある児童の支援が適切に実施されていることを示している。課題の改善率を見ることで、支援が必要な児童の学習環境等の向上のための取組の成果を測ることができる。	81.8%（H26）〔2014〕	90.9%（R2）〔2020〕	88.0%以上（H29）〔2017〕	95.0%以上（R3）〔2021〕	97.0%以上（R7）〔2025〕	H29（2017）から児童支援コーディネーターが全校配置となったことから、H28（2016）の児童支援活動推進校（79 校）で達成した課題改善率95%をめざすこととし、以降も段階的な改善を図る。
2	1,000 人あたりの暴力行為発生件数（中学校）（教育委員会調べ）	算出方法：暴力行為発生件数／全生徒数×1,000	支援が必要な生徒の問題行動の一つとして、暴力行為があげられる。その発生件数の変化を見ることで、暴力行為を起こす生徒への対応や学習環境の向上のための取組の成果を測ることができる。	8.29 件（H26）〔2014〕	5.05 件（R2）〔2020〕	8.22 件以下（H29）〔2017〕	6.88 件以下（R3）〔2021〕	6.70 件以下（R7）〔2025〕	H28（2016）の本市の発生件数は、国の発生件数を下回っている状況であり、過去の調査の中でも最低の H27（2015）の実績（6.88 件）をめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※R2（2020）の実績が第3期の目標値を達成したため、目標値を変更。R2（2020）は近年の発生件数と比べて著しく低い数値であり、新型コロナウイルス感染症の流行による臨時休業などの影響を受けているものと考えられるため、第3期は、コロナ禍以前の最小値（H29（2017）、H30（2018）の実績：6.70 件）以下をめざす。 ・第3期：6.88→6.70 件
3	いじめの解消率（教育委員会調べ）	算出方法：解消した件数／認知件数×100（%）	「いじめ防止対策推進法」が施行され、「いじめ防止基本方針」を策定し、市民全体でいじめ防止への意識を高く持ち、いじめ問題の未然防止、早期発見・早期対応を図る取組を進めている。いじめの解消率の変化を見ることで、学校、家庭、地域においてのいじめ防止対策の成果を測ることができる。	65.8%（小学校） 83.2%（中学校） （H26）〔2014〕	70.2%（小学校） 76.5%（中学校） （R2）〔2020〕	80.0%以上（小学校） 90.0%以上（中学校） （H29）〔2017〕	85.0%以上（小学校） 92.0%以上（中学校） （R3）〔2021〕	85.5%以上（小学校） 92.0%以上（中学校） （R7）〔2025〕	いじめの態様が年々変容し、潜在化、巧妙化が進んで見えにくくなっている中、全ての小学校で児童支援コーディネーターを専任化し、いじめの早期発見・早期対応により認知件数が増加している。H28（2016）から「解消しているもの」の定義が文部科学省から示されたため、現状値を踏まえ、小学校は段階的に改善することを、中学校は、高水準を示しているため、実績を維持することをめざす。

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
4	**支援の必要な生徒の課題改善率（中学校）** （教育委員会調べ） 算出方法：改善率（課題が解消・改善傾向がみられる人数／特別支援・通常級在籍の発達障害、不登校、暴力など課題のある生徒数）	課題の改善率の向上は、教育的ニーズのある生徒への支援が適切に実施されていることを示している。課題の改善率を見ることで、支援が必要な児童の学習環境等の向上のための取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	74.5% （中学校） （R2） 〔2020〕	―	―	80%以上 （中学校） （R7） 〔2025〕	中学校において支援教育コーディネーターを段階的に配置している中で、支援が必要な生徒における課題の認知及びその解消・改善を高めていくことをめざし、段階的に数値を引き上げていくことを目標とする。（毎年 1%以上）
5	**通常の学級に在籍する個別の指導計画の作成が必要な児童生徒に対して計画を作成した割合（小・中・高等学校）** （教育委員会調べ） 算出方法：特別支援、不登校、暴力などあらゆる要支援児童生徒を対象として（日本語指導を除く）計画を作成した割合（個別の指導計画を作成した児童生徒数／各校において個別の指導計画の作成が必要と判断した児童生徒数）	学校で作成する個別の指導計画は、対象児童生徒本人、保護者、主治医などあらゆる関係者との調整を経て計画される重要なものであるため、個別計画を作成した割合を把握することで、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の成果を測る補足的な指標として設定する。	第3期実施計画から新たに設定	―	―	―	100% （R7） 〔2025〕	あらゆる関係者との調整を経る必要があるため、容易に作成できるものではない一方で、確実に作成し、計画に基づいた指導を実施することが求められることから 100%をめざす。 ※現状値は調査中
6	**市立特別支援学校卒業生のうち、就労した生徒の1年後の就労定着率** （教育委員会調べ） 算出方法：市立特別支援学校卒業生のうち、就労した生徒の1年後の定着率（年合計）	市立特別支援学校から就労した卒業生の、1年後の就労定着率を指標とすることで、学校における就職に向けた取組や卒業後の定着支援の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	93.9% （R1） 〔2019〕	―	―	100% （R7） 〔2025〕	市立特別支援学校卒業生については、高校 1 年の段階から、就労に向けた指導や就職先との丁寧なマッチング、卒業後の定着支援が行われており、取組の成果を測ることができるため、取組を充実させることで1年後の定着率 100%をめざす。
施策2-2-3　安全で快適な教育環境の整備								
直接目標	安全で快適に過ごせる学習環境を整える							
1	**児童生徒の登下校中の事故件数** （教育委員会調べ） 算出方法：市立小学校、中学校及び高等学校の登下校時における事故報告の合計（直近5年間の平均値）	児童生徒の事故件数のうち、登下校時における事故件数を指標に設定することにより、通学路における交通状況の変化や、学校で実施する交通安全教室、通学路の安全対策などの施策の効果を測ることができる。	29 件 （H22〔2010〕～H26〔2014〕平均）	35.6 件 （H28〔2016〕～R2〔2020〕平均）	27 件以下 （H25〔2013〕～H29〔2017〕平均）	25 件以下 （H29〔2017〕～R3〔2021〕平均）	23 件以下 （R3〔2021〕～R7〔2025〕平均）	計画策定時における過去5年間の登下校時の事故件数のうち、最も件数が少ない H26（2014）の件数（23 件）以下とすることをめざして、段階的に削減することを目標とする。
2	**老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合** （教育委員会調べ） 算出方法：「築年数 20 年以下（H25〔2013〕時点）の学校施設数（40 施設）＋老朽化対策及び質的改善済の学校施設（2 施設）」／全学校施設（174 施設）	安全で快適な学習環境を実現する上で大きな部分を占める、老朽化対策、普通教室やトイレなど教育環境の質的改善、環境対策をあわせて行う再生整備の進捗状況を把握することで、教育環境の改善の成果を測ることができる。	24.1% （H27） 〔2015〕	37.9% （R2） 〔2020〕	28.7%以上 （H29） 〔2017〕	50%以上 （R3） 〔2021〕	80%以上 （R7） 〔2025〕	「学校施設長期保全計画」に基づく、第1期取組期間（H26（2014 から概ね 10 年間）での再生整備着手によって、教育環境の改善を図ることを目標とする。

	指標名 （指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策2-2-4 学校の教育力の向上									
直接目標	教職員の資質を高め、保護者や地域と連携して、よりよい学習活動（授業等）を実現する								
1	**「家で、自分で計画を立てて勉強をしている、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合** （全国学力・学習状況調査）		「家で、自分で計画を立てて勉強している」かどうかを見ることで、学びが学校内（授業）に留まらず、家庭学習を含む授業外にも波及しているか否かの効果を見ることができ、よりよい学習活動の実現に向けた取組の成果を測ることができる。	58.4% （小６） 45.0% （中３） （H26） 〔2014〕	72.4% （小６） 63.4% （中３） （R3） 〔2021〕	59.0% 以上 （小６） 45.5% 以上 （中３） （H29） 〔2017〕	63.5% 以上 （小６） 51.0% 以上 （中３） （R3） 〔2021〕	73.0% 以上 （小６） 51.5% 以上 （中３） （R7） 〔2025〕	小学校・中学校ともに H29（2017）国平均（小６：62.6％、中３：42.1％）を下回っている現状があることから、段階的に国平均の水準まで改善していくことを目標とする。 【第２期実施計画策定時】 ※H29（2017）の実績値を踏まえ、目標値を変更 ・第２期：60→63.5％（小６） 46→51％（中３） ・第３期：61→64.5％（小６） 46.5→51.5％（中３） 【第３期実施計画策定時】 ※第２期の実績値（R1（2019）小６：69.2％、中３：46.35％）を踏まえ、今後も年 1 ポイントずつの上昇をめざして目標値を変更 ・第３期：63.5→73.0％（小６） ※R3 実績については新型コロナウイルス感染症による臨時休校の影響等を踏まえ、R1 実績を基準として設定
	算出方法	市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値							
2	**「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合** （全国学力・学習状況調査）		教職員が、保護者や地域と連携して教育活動を行うことにより、地域に開かれた、地域と共に歩む学校づくりが推進され、結果として児童生徒の地域への帰属意識、地域の一員としての自覚が高まる。そのため、地域の行事に参加する児童生徒の割合の変化を見ることで、よりよい学習活動を実現するための取組の成果を測ることができる。	53.6% （小６） 31.2% （中３） （H26） 〔2014〕	45.0% （小６） 31.2% （中３） （R3） 〔2021〕	55.0% 以上 （小６） 32.0% 以上 （中３） （H29） 〔2017〕	57.5% 以上 （小６） 33.0% 以上 （中３） （R3） 〔2021〕	60.0% 以上 （小６） 40.0% 以上 （中３） （R7） 〔2025〕	地域差の大きい設問であり、本市に限らず都心部では数値が低い傾向にある。そのため、当面の目標として現状の神奈川県の平均値（小６：60.9％、中３：36.9％）に近づくことをめざす。 【第３期実施計画策定時】 ※第２期の実績値を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症による地域行事の影響を考慮して目標値を変更 ・第３期：34.0→40.0％（中３）
	算出方法	市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値							
3	**「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童生徒の割合** （川崎市学習状況調査）		学校の教育力が向上すれば、児童生徒が学びの価値を自ら理解し、目的を持って楽しく学校に通うことができると考えられる。学校が楽しいと思う児童生徒の割合の変化を見ることで、よりよい学習活動を実現するための取組の成果を測ることができる。	93.3% （小５） 89.9% （中２） （H26） 〔2014〕	93.0% （小５） 91.1% （中２） （R2） 〔2020〕	93.3% 以上 （小５） 90.0% 以上 （中２） （H29） 〔2017〕	94.0% 以上 （小５） 90.0% 以上 （中２） （R3） 〔2021〕	94.0% 以上 （小５） 93.0% 以上 （中２） （R7） 〔2025〕	これまで、小学校・中学校ともに90%前後を推移している。相当な高水準であり、小学校・中学校ともに現状の高水準を維持していくことをめざす。 【第３期実施計画策定時】 ※第２期の実績値を踏まえ、目標値を変更 ・第３期：90.0→93.0％（中２）
	算出方法	市立校の全小中学生の対象学年の児童生徒の平均値							
4	**保護者や地域が運営に「よく参加している」と回答した学校の割合** （全国学力・学習状況調査）		直接目標にある「保護者や地域と連携して」に対応する指標として第３期実施計画から新たに設定する。保護者や地域による学校の運営や活動への参画の状況を確認することで、家庭や地域と連携した学校の教育力を高める取組の成果を測ることができる。	第３期実施計画から新たに設定	44.3% （小） 24.5% （中） （R3） 〔2021〕	－	－	64.6% 以上 （小） 38.2% 以上 （中） （R7） 〔2025〕	施策の直接目標にある「保護者や地域と連携して」に対応する指標であり、学校の教育力を高める重要な指標であることから、今後４年間でで引き上げることを目標とする。 本指標は今後４年間の学校運営協議会拡充などの取組の成果として測ることができるが、学校運営協議会を全校設置している場合でも全国的に都市部の数値が低くなる傾向にあるため、まずは全国平均値をめざす。
	算出方法	全国学力・学習状況調査で、保護者や地域の人が学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの活動に「よく参加している」と回答した学校の割合							

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
5	**学校における総合健康リスクの平均値**（教育委員会調べ） 算出方法：ストレスチェックの集団分析結果における「総合健康リスク」の、市立学校全体の平均値 ※総合健康リスク＝「健康リスクA（仕事の量的負担・コントロール度）」×「健康リスクB（職場の支援）」÷100	「総合健康リスク」は、全国平均を100 として、健康問題が起きる可能性を点数化したものであり、リスクを下げていくことで、教職員の働き方・仕事の進め方改革など施策の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	92.6（R3）〔2021〕	―	―	80.0以下（R7）〔2025〕	健康リスクAと健康リスクBをともに改善することにより、市立学校全体として総合健康リスクの平均を 80 以下に引き下げることを目指す。

政策2-3　生涯を通じて学び成長する

施策2-3-1　家庭・地域の教育力の向上

直接目標：大人と子どもなど、地域での多世代の交流を増やすとともに、家庭教育の悩みを軽減する

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	策定時	現状	第1期	第2期	第3期	目標値の考え方
1	**親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合**（寺子屋事業参加者アンケート） 算出方法：寺子屋において「親や先生以外の大人と話すことができた」と答えた児童の数／寺子屋の学習支援参加者におけるアンケートの回答者数	子ども達が地域の大人と関わる機会をどれだけ作れたかを測ることで、寺子屋で大人と子どもが共に学び、地域で声をかけ合えるような関係づくりのための取組の成果を測ることができる。	87.6%（H26）〔2014〕	94.5%（R2）〔2020〕	90.0%以上（H29）〔2017〕	92.0%以上（R3）〔2021〕	95.0%以上（R7）〔2025〕	H28（2016）までの成果を踏まえ、実施手法を工夫することなどで、段階的な上昇をめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※R2（2020）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期：93.0%→95.0%
2	**家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合**（家庭教育事業参加者アンケート） 算出方法：家庭教育事業において「悩みや不安が解消・軽減した」と答えた参加者の数／事業参加者におけるアンケートの回答者数	家庭教育は、本来、家庭の責任において行われるべきものであるが、社会状況や地域の変化等により、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えている。それらの悩みや不安感が、本事業によって軽減されているかを測るものである。	91.4%（H27）〔2015〕	83.8%（R2）〔2020〕	92.0%以上（H29）〔2017〕	92.5%以上（R3）〔2021〕	93.0%以上（R7）〔2025〕	アンケート結果等を分析しながら、事業実施手法を工夫改善し、段階的な上昇をめざす。

施策2-3-2　自ら学び、活動するための支援

直接目標：市民が生き生きと学び、活動するための環境をつくる

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	策定時	現状	第1期	第2期	第3期	目標値の考え方
1	**教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数**（教育委員会調べ） 算出方法：各年度における事業参加者数	市民が広く社会的な課題等について学び、主体的に活動する場である社会教育振興事業の参加者数の推移を見ることで、学習や活動環境の状況を測ることができる。	8.9 万人（H26）〔2014〕	1.3 万人（R2）〔2020〕	9 万人以上（H29）〔2017〕	9.1 万人以上（R3）〔2021〕	9.2 万人以上（R7）〔2025〕	各施設の事業運営努力や広報、啓発活動等によって、地域社会のニーズを汲み取り、段階的な上昇をめざす。
2	**教育文化会館・市民館・分館施設利用率**（教育委員会調べ） 算出方法：利用実績のある部屋数／利用可能部屋数 ※各施設の貸出部屋は、部屋ごとに1日3区分（午前・午後・夜間）に分けた利用が可能であり、それを3部屋とカウントする。（各年度）	教育文化会館・市民館等の年間利用率の変化を見ることによって、施設が生涯学習の拠点としてどの程度機能しているのか等、成果を客観的に測ることができる。	56.6%（H26）〔2014〕	37.8%（R2）〔2020〕	56.9%以上（H29）〔2017〕	57.3%以上（R3）〔2021〕	57.7%以上（R7）〔2025〕	現状の数値を基準として、各施設の事業運営努力や広報、啓発活動等によって、地域社会のニーズを汲み取り、段階的な上昇をめざす。

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
3	**市立図書館・分館における図書館の入館者数** （教育委員会調べ）		市立図書館の年間入館者数の変化を見ることによって、市民がどの程度、読書や調べ物等をしているか、また施設が生涯学習の拠点としてどの程度機能しているのかなど、成果を客観的に測ることができる。	433.7 万人 （H26） 〔2014〕	226.4 万人 （R2） 〔2020〕	435 万人以上 （H29） 〔2017〕	437 万人以上 （R3） 〔2021〕	439 万人以上 （R7） 〔2025〕	図書館の利用者人数（※1）は、H25（2013）の中原図書館移転での増加を除くと、直近 3 か年において全館で概ね減少傾向にあるものの、既存の体制でサービスの見直しや広報の強化等により利用の増進を図ることで、減少傾向を改善し、入館者数（※2）の段階的な増加をめざす。 ※1「利用者人数」…入館した上で貸出や予約等記録に残るサービスを利用した者の数 ※2「入館者数」…入館した者の数。利用者人数と、例えば館内での読書のみの利用者等を含む。
	算出方法	各施設（菅閲覧所を除く）の入り口に設置しているBDS（無断持出防止装置）による入館者数							
4	**学校施設開放の利用者数** （教育委員会調べ）		学校施設を活用して生涯学習活動を実施した市民の数を測ることで、市民同士のつながりをつくり、自主的に生涯学習活動に取り組む市民を育む本施策の成果を測ることができる。	260.9 万人 （H26） 〔2014〕	144.7 万人 （R2） 〔2020〕	261 万人以上 （H29） 〔2017〕	267.7 万人以上 （R3） 〔2021〕	268.1 万人以上 （R7） 〔2025〕	これまで学校施設の活用促進のため、各学校1施設以上の開放をめざして施設整備等を着実に進め、開放可能な場所の整備がほぼ終了した。また、稼働率も非常に高い状況であることから、引き続き円滑な開放を維持し、緩やかな上昇をめざす。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期：261.5→267.7 万人 ・第3期：262→268.1 万人
	算出方法	市立学校で実施している施設開放事業の利用者数（体育館・校庭・特別教室の利用者数の合計）							
5	**社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合** （事業参加者アンケート）		社会教育振興事業の参加者にアンケートを行うことで、事業目的の一つである、人と人とのつながりの構築に向けた取組の成果を測ることができる。	67.5% （H27） 〔2015〕	46.6% （R2） 〔2020〕	69.0% 以上 （H29） 〔2017〕	70.5% 以上 （R3） 〔2021〕	72.0% 以上 （R7） 〔2025〕	講座の対象や内容等により、つながりの構築の容易さに異なりがあるため、それぞれの事業において手法等を改善することにより、段階的な上昇をめざす。
	算出方法	社会教育振興事業において「新たなつながりが増えた」と答えた参加者の数／事業参加者におけるアンケートの回答者数							
6	**市立図書館における個人利用者への図書資料の貸し出し冊数** （教育委員会調べ）		第2期計画期間中に取組を強化してきた「宅配サービス」や「返却ボックスの新設」などを含む取組の成果を測る指標として設定する。	第3期実施計画から新たに設定	548 万冊 （R2） 〔2020〕	―	―	600 万冊 以上 （R7） 〔2025〕	新型コロナウイルス感染症等の社会状況の変化に影響を受けやすい指標ではあるが、これまでの取組を着実に進めることで毎年 10 万冊の増加をめざすとともに、更なる取組の強化・改善により、4年間で約 50 万冊の増加をめざす。
	算出方法	市立図書館全館における個人利用者への貸出冊数							

基本政策３　市民生活を豊かにする環境づくり

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第１期	指標の目標値 第２期	指標の目標値 第３期	目標値の考え方
政策3-1　環境に配慮したしくみをつくる									
施策3-1-1　地球環境の保全に向けた取組の推進									
直接目標	地球温暖化による市民生活などへの影響を減らす								
1	市域の温室効果ガス排出量の削減割合（環境局調べ）	算出方法：国の温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインに基づき川崎市域の温室効果ガス排出量を算定（H29(2017)年３月のガイドライン改定により、実績値を修正）	温室効果ガス排出量について、削減割合を示すことにより、地球温暖化対策の取組の成果を測ることができる。	1990年度比▲13.8% 2013年度比 第3期実施計画から新たに設定 （H25）〔2013〕	1990年度比▲23.6% 2013年度比▲10.2% （R1）〔2019〕暫定値	1990年度比▲20%以上 2013年度比－ （H27）〔2015〕	1990年度比▲20.3%以上 2013年度比－ （R1）〔2019〕	1990年度比▲26.0%以上 2013年度比▲13.1%以上 （R5）〔2023〕	地球温暖化対策推進基本計画の改定に伴い、2030（R12）までに市域の温室効果ガス排出量の2013(H25)比50%削減をめざすものとし、第３期における目標値を設定する。 温室効果ガス排出量の算定結果は、２年遅れで暫定値が公表されるため、表示されている各期の指標の目標年次は、各期の末時点で把握できる２年前の年次を示している。 【第２期実施計画策定時】 ※2018(H30)の同計画の改定に伴い、目標値を変更 ・第２期：▲25→▲20.3% ・第３期：▲25→▲23.8% ※第１期の目標については、優れた環境技術を活かした地球全体での温室効果ガス排出量の削減に貢献した量を含む。 【第３期実施計画策定時】 ※2021（R3）の同計画の改定に伴い、目標値を変更（1990 年度比と 2013 年度比を併記） ・第３期： 1990 年度比▲23.8→▲26.0% 2013 年度比▲13.1%
2	市役所の温室効果ガス排出量の削減割合（2013 年度比）（環境局調べ）	算出方法：市役所全体のエネルギー関連データについては、環境局が集計・取りまとめをしており、集計データに基づき市役所の温室効果ガス排出量を算定	市役所の削減割合を把握することで、市役所の温室効果ガス削減の取組の成果を測ることができる。さらに、市の率先行動を示す効果も狙う。	第３期実施計画から新たに設定	▲9.6% （R2）〔2020〕	－	－	▲18.5%以上 （R7）〔2025〕	地球温暖化対策推進基本計画の改定に伴い、同計画の個別目標として、2030(R12)までに市役所の温室効果ガス排出量の2013(H25)比 50%以上の削減を位置づける見込であることを踏まえ、第3期における目標値を設定。
3	市域の再生可能エネルギー導入量（環境局調べ）	算出方法：国が公表している固定価格買取制度における導入量などから把握	市域にどれだけの再生可能エネルギー設備が導入されたか把握することで、脱炭素化に向けた再生可能エネルギー導入の取組成果を測ることができる。	第３期実施計画から新たに設定	20.5 万 kW （R2）〔2020〕	－	－	24.3 万 kW 以上 （R6）〔2024〕	地球温暖化対策推進基本計画の改定に伴い、同計画の個別目標として、2030(R12)までに市域の再生可能エネルギー導入量33 万 kW 以上の導入を位置づける見込であることを踏まえ、第３期における目標値を設定。 再生可能エネルギー導入量の算定結果は、１年遅れで公表されるため、各期の指標の目標年次は、各期の末時点で把握できる1年前の年次を示している。

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
4	**市民や市内の事業者による環境に配慮した取組（省エネなど）が進んでいると思う市民の割合** （市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）で市民や市内の事業者のうち環境に配慮した取組（省エネなど）が進んでいると思う人（そう思う＋やや思う）の割合	市民や市内の事業者による環境に配慮した取組（省エネなど）が進んでいると思う市民の割合を指標とすることにより、環境に配慮した取組の成果を測ることができる。	24.9% （H27） 〔2015〕	25.8% （R3） 〔2021〕	26% 以上 （H29） 〔2017〕	28% 以上 （R3） 〔2021〕	30% 以上 （R7） 〔2025〕	計画策定時の実績値が、概ね政令指定都市平均であったことを踏まえ、更なる向上（+5%）をめざし、R7（2025）に 30%以上を目標とする。

政策3-2　地域環境を守る

施策3-2-1　地域環境対策の推進

直接目標　空気や水などの地域環境を守る

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	策定時	現状	第1期	第2期	第3期	目標値の考え方
1	**光化学スモッグ注意報の発令日数** （環境局調べ） 算出方法：年間に発令された日数	人が健康で快適に暮らすためには、良好な大気環境の保全が必要である。健康被害を引き起こす光化学オキシダントが高濃度になった場合に発令される注意報の発令日数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	6 日 （H26） 〔2014〕	2 日 （R2） 〔2020〕	2 日 以下 （H29） 〔2017〕	0 日 （R3） 〔2021〕	0 日 （R7） 〔2025〕	大気・水環境計画において、2030（R12）までに光化学スモッグ注意報発令0日をめざしていることを踏まえ、第3期における目標値を設定。
2	**光化学オキシダント環境改善評価指標値** （環境局調べ） 算出方法：4月から 10 月にかけて、測定局ごとに日中の光化学オキシダント濃度から前日夜間の光化学オキシダント濃度を差し引いた値の平均値 測定局数（9局）で平均し、気象影響を考慮して3年移動平均として算出	市独自の新たな指標として、日中に生成した光化学オキシダントの量を捉えて評価するものであり、光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物及び揮発性有機化合物との関係性が強く、事業者や市民による原因物質削減の取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	0.0106 ppm （R2） 〔2020〕	―	―	0.0105 ppm 以下 （R7） 〔2025〕	本成果指標の低減は、光化学オキシダント生成量の低減を示すため、光化学スモッグ注意報発令日数の低減につながることが期待される。 大気・水環境計画において、2030（R12）までに光化学オキシダント環境改善評価指標値 0.0103 ppm 以下をめざしていることを踏まえ、第3期における目標値を設定。
3	**二酸化窒素の環境基準を達成した測定局の割合** （環境局調べ） 算出方法：環境基準達成局数（18 局）／測定局数（18 局）×100（%） 測定局数（18 局）に対する環境基準の下限値達成局数の割合（%）	人が健康で快適に暮らすためには、良好な大気環境の保全が必要である。代表的な大気汚染物質である二酸化窒素の環境基準の達成状況を見ることで、その取組の成果を測ることができる。 また、大気のきれいさを守るとともに、更なる地域環境の改善をめざすため、環境基準の下限値（0.04 ppm）の達成状況を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	0.06ppm の達成割合 94.4% 0.04ppm の達成割合 第3期実施計画から新たに設定 （H26） 〔2014〕	0.06ppm の達成割合 100% 0.04ppm の達成割合 58.8% （R2） 〔2020〕	0.06ppm の達成割合 100% 0.04ppm の達成割合 ― （H29） 〔2017〕	0.06ppm の達成割合 100% 0.04ppm の達成割合 ― （R3） 〔2021〕	0.06ppm の達成割合 100% 0.04ppm の達成割合 72.2% 以上 （R7） 〔2025〕	二酸化窒素の環境基準は 0.04ppm～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下とされおり、0.06ppm の達成割合 100%維持をめざす。 また、（仮称）大気・水環境計画において、2030（R12）までに 0.04ppm 以下の達成割合 77.8%以上をめざしていることを踏まえ、第3期における目標値を設定する。 【第3期実施計画策定時】 ※環境基準の下限値達成局数の割合を追加
4	**「きれいな水」の指標魚種の生息地点割合** （環境局調べ） 算出方法：全調査地点（4地点）に対する「きれいな水」の指標魚種（アユ、ホトケドジョウ、アブラハヤ等）の生息地点数の割合	人が健康で快適に暮らすためには、良好な水環境の保全が必要である。生物調査により確認した魚種と生息地点数から、水がきれいかどうかの状況を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	75% （R2） 〔2020〕	―	―	100% （R7） 〔2025〕	大気・水環境計画において、2030（R12）までに「きれいな水」の指標魚種の生息地点の割合 100%達成をめざしていることを踏まえ、第3期における目標値を設定する。
5	**河川の BOD、運河部の COD の環境基準値適合割合** （環境局調べ） 算出方法：環境基準値適合地点数（河川 12 地点＋運河部3地点）／測定地点数（（河川 12 地点＋運河部3地点）	人が健康で快適に暮らすためには、良好な水環境の保全が必要である。代表的な水質の指標である河川の BOD、海域の COD の環境基準値の適合状況を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	100% （R2） 〔2020〕	―	―	100% （R7） 〔2025〕	大気・水環境計画において、河川の BOD 及び海域運河部の COD の環境基準値適合割合の 100%維持をめざしていることを踏まえ、第3期における目標値を設定する。

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策3-2-2　持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進								
直接目標	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進める							
1	**1 人 1 日あたりのごみ排出量** （環境局調べ） 算出方法：総処理量（家庭系・事業系（焼却ごみ・資源物）（506,257t）／人口（1,538,262 人）／日数（365 日）	持続可能な循環型のまちを実現するためには、特に発生抑制の観点から、できるだけごみを発生させないライフスタイルへの転換を促していくことが重要である。1人1日あたりのごみ排出量の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	998g （H26） 〔2014〕	902g （R2） 〔2020〕	971g 以下 （H29） 〔2017〕	917g 以下 （R3） 〔2021〕	872g 以下 （R7） 〔2025〕	一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画における「1人1日あたりのごみ排出量」の目標値と同様の値を設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※一般廃棄物処理基本計画第2期行動計画の策定に伴い、目標値を変更 ・第2期：935→917g 【第3期実施計画策定時】 ※一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画の策定に伴い、目標値を変更 ・第3期：898→872g
2	**ごみ焼却量（1年間）** （環境局調べ） 算出方法：焼却処理量（普通ごみ・事業系ごみなど）	持続可能な循環型のまちを実現するためには、発生抑制、再使用、再生利用の取組が重要であり、また、ごみ焼却量の削減により、ごみ焼却処理施設の安定的な稼働や最終処分場の更なる延命化を図ることができる。1年間におけるごみ焼却量の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	37.1 万 t （H26） 〔2014〕	35.8 万 t （R2） 〔2020〕	36.0 万 t 以下 （H29） 〔2017〕	34.4 万 t 以下 （R3） 〔2021〕	33.0 万 t 以下 （R7） 〔2025〕	一般廃棄物処理基本計画第2期行動計画における「ごみ焼却量（1年間）」の目標値と同様の値を設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※一般廃棄物処理基本計画第2期行動計画の策定に伴い、目標値を変更 ・第2期：34.5→34.4 万 t
3	**プラスチック製容器包装の分別率** （環境局調べ） 算出方法：（プラスチック製容器包装の収集量）（14,288t）/（プラスチック製容器包装の収集量と焼却量の合計）（37,810t）×100（%）	廃棄物分野における脱炭素化に向け、プラスチック資源循環の取組を推進することで、温室効果ガスの削減につながる。1年間におけるプラスチック製容器包装の分別率の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	37.8% （R2） 〔2020〕	－	－	45.0% 以上 （R7） 〔2025〕	一般廃棄物処理基本計画第3期行動計画における「プラスチック製容器包装の分別率」の目標値と同様の値を設定する。
政策3-3　緑と水の豊かな環境をつくりだす								
施策3-3-1　協働の取組による緑の創出と育成								
直接目標	多様な主体との協働、連携により緑を育む							
1	**緑のボランティア活動の累計か所数** （建設緑政局調べ） 算出方法：公園、街路樹、緑地などにおけるボランティア団体の活動実績数（R2（2020）管理運営協議会及び公園緑地愛護会 920 か所、街路樹等愛護会 1,115 か所、緑の活動団体 269 か所）	緑のボランティア累計活動か所を把握することで、市民等のボランティア参加促進の取組の成果を測ることができる。	累計 2,355 か所 （H26） 〔2014〕	累計 2,304 か所 （R2） 〔2020〕	累計 2,380 か所以上 （H29） 〔2017〕	累計 2,420 か所以上 （R3） 〔2021〕	累計 2,450 か所以上 （R7） 〔2025〕	ボランティア団体種別ごとに、近年の活動実績から年間の増加数を予測し設定。
2	**市民 150 万本植樹運動による累計植樹本数** （建設緑政局調べ） 算出方法：毎年、緑化指針に基づく植樹や緑化助成制度による思い出記念樹等の植樹、植樹祭などの植樹本数を合計し算出する。	緑化指針に基づく植樹や緑化助成制度による思い出記念樹等の植樹、植樹祭などの植樹本数により、緑化推進の取組の成果を測ることができる。	累計 61 万本 （H26） 〔2014〕	累計 110 万本 （R2） 〔2020〕	累計 75 万本以上 （H29） 〔2017〕	累計 90 万本以上 （R3） 〔2021〕	累計 150 万本以上 （R6） 〔2024〕	市制 100 周年に向けて、R6 までに 100 万本以上の植樹をめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※R1（2019）に第3期の目標値を達成したことから、市制 100 周年に向けて R6（2024）までに 150 万本をめざすことに目標値を変更 ・第3期：100 万→150 万本
3	**緑の活動に取り組んでみたい、または取り組んだことのある人の割合** （市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）において、緑の活動に「取り組んでみたい、または取り組んだことのある」人の割合	暮らしの中で、市民一人ひとりが緑とどのような関わり方をしているか、また緑への関心の変化を把握することで、グリーンコミュニティ形成の取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	67.4% （R3） 〔2021〕	－	－	75% 以上 （R7） 〔2025〕	市民アンケートの結果を踏まえ、緑に関心を持つ人や、緑に触れ合い、緑を楽しむ人の割合を着実に増やすことをめざす。

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策3-3-2　魅力ある公園緑地等の整備								
直接目標	豊かな市民生活を実現するため、都市に緑と水のオープンスペースを創出する							
1	**1人あたりの公園緑地面積** （建設緑政局調べ） 算出方法：建設緑政局が管理している公園・緑地の面積（約 7,582,100 ㎡）/本市の人口（約 1,539,900 人）（R2（2020）年度末）	緑のオープンスペースの創出の結果として現れる指標の一つであるため、1人あたりの公園緑地面積の変化を見ることで、公園緑地整備事業の成果を測ることができる。	5.0 ㎡/人 （H26） 〔2014〕	4.9 ㎡/人 （R2） 〔2020〕	5.0 ㎡/人 以上 （H29） 〔2017〕	5.0 ㎡/人 以上 （R3） 〔2021〕	5.0 ㎡/人 以上 （R7） 〔2025〕	本市の公園緑地の面積は年々増加しており、今後も取得の見込みのある用地を着実に取得し、必要な整備を進めていくことをめざしている。 将来人口推計において本市の人口が増加傾向にあるため、人口の増加にあわせて公園面積を増やし、1人あたりの公園面積を維持することを目標とする。
2	**公園緑地の整備・管理状況についての満足度** （市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）で「満足している」「やや満足している」と回答した人の割合	身近にある公園緑地について、誰もが利用しやすい公園緑地として整備・維持管理されているか等についての満足度を把握することで、市民が求める魅力ある公園緑地等の整備に関する取組の成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	63.4% （R3） 〔2021〕	－	63% 以上 （R3） 〔2021〕	65% 以上 （R7） 〔2025〕	多様なニーズを受け止める公園緑地の整備状況の満足度については、社会状況、世代及び個人等によって大きく変化するものであるが、魅力ある公園緑地の整備と効率的・効果的な維持管理の継続により、現状の満足度を上回る目標値とする。
施策3-3-3　多摩丘陵の保全								
直接目標	市域に残された緑地、里山を再生、保全し、次世代に継承する							
1	**緑地保全面積** （建設緑政局調べ） 算出方法：特別緑地保全地区の指定、緑の保全地域の指定、保安林の保全、緑地保全協定の締結、保存樹林の指定、ふれあいの森の契約を締結した各面積の合計値	緑地保全の推進により、都市の景観向上、地球温暖化対策、生物保全の向上を図るため、さまざまな緑地保全施策を有効活用し、その面積を拡大することにより、効果的な緑地保全を進めることが重要であるため、その指標を設定することで取組の成果を測ることができる。	232ha （H26） 〔2014〕	249ha （R2） 〔2020〕	272ha 以上 （H29） 〔2017〕	285ha 以上 （R3） 〔2021〕	300ha 以上 （R7） 〔2025〕	さまざまな緑地保全施策を有効活用し、その面積を拡大することにより、効果的な緑地保全をめざす。
2	**企業・教育機関等の参加による保全活動累計か所数** （建設緑政局調べ） 算出方法：企業・教育機関等の参加による保全活動か所数	企業・教育機関等との連携による保全活動のか所数により、緑地保全におけるボランティア参加促進の取組の成果を測ることができる。	累計 4 か所 （H26） 〔2014〕	累計 5 か所 （R2） 〔2020〕	累計 5 か所 以上 （H29） 〔2017〕	累計 7 か所 以上 （R3） 〔2021〕	累計 9 か所 以上 （R7） 〔2025〕	企業・教育機関等の参加を積極的に進めることで、保全活動か所数の段階的な増加をめざす。
3	**市民が利用できる緑地の累計か所数** （建設緑政局調べ） 算出方法：散策路や休憩施設等が整備されているなど、市民利用が可能な緑地の数	市民が利用できる緑地の累計か所数を把握することで、市民等による効果的な緑地の活用を推進する取組の成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	累計 27 か所 （R2） 〔2020〕	－	累計 27 か所 以上 （R3） 〔2021〕	累計 28 か所 以上 （R7） 〔2025〕	散策路や休憩施設等を整備することで、市民が利用できる緑地数の増加をめざす。
施策3-3-4　農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進								
直接目標	多面的な役割を果たしている貴重な農地を市民とともに継承する							
1	**生産緑地の年間新規指定面積** （経済労働局調べ） 算出方法：年度における生産緑地地区の新規指定実績 ※H26（2014）生産緑地指定面積 290.7ha	生産緑地制度は、市民生活に対し多面的な機能を果たす都市農地を、都市計画上の地域地区である生産緑地（300 ㎡以上/か所）に指定し、営農継続の支援のため固定資産税の減額等を行うものである。市内農地が減少する中、新規指定により生産緑地面積の維持を図ることが、保全・活用の取組として重要であることから、成果指標として新規指定面積を設定する。	12,000 ㎡ （H26） 〔2014〕	26,980 ㎡ （R2） 〔2020〕	12,000 ㎡以上 （H29） 〔2017〕	12,000 ㎡以上 （R3） 〔2021〕	12,000 ㎡以上 （R7） 〔2025〕	市街化区域内農地面積の7割を既に生産緑地として指定している状況の中、計画策定時の新規指定面積を目標値とし、生産緑地の維持を図ることを目標とする。

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
2	**防災農地の年間新規登録数** （経済労働局調べ） 算出方法：年度における防災農地の新規登録数	市民防災農地は、大地震による災害発生時に一時避難場所や復旧活動に役立てられるなど重要な役割を持ち、農地の持つ多面的な機能の一つであるため、新規登録数の推移を見ることで取組の成果を測ることができる。	7か所 （H26） 〔2014〕	21か所 （R2） 〔2020〕	8か所 以上 （H29） 〔2017〕	8か所 以上 （R3） 〔2021〕	8か所 以上 （R7） 〔2025〕	市内の農地面積の減少傾向が続く中、防災農地の減少を抑えるため新規登録数がH26（2014）実績を上回る水準を維持していくことを目標とする。
3	**市民農園等の累計面積** （経済労働局調べ） 算出方法：開設・運営主体が異なるさまざまなタイプの市民農園等の面積の合計	市民農園は、農地の保全・活用の一つの手段となるとともに、市民に農と触れ合う機会を提供することで都市農業の理解を促進することにもつながっており、市民農園等の累計面積を見ることで取組の成果を測ることができる。	累計 73,790㎡ （H26） 〔2014〕	累計 85,786㎡ （R2） 〔2020〕	累計 78,000㎡以上 （H29） 〔2017〕	累計 105,000㎡以上 （R3） 〔2021〕	累計 111,000㎡以上 （R7） 〔2025〕	市民農園は人気が高く応募が多いことから、利用者ニーズに応えるため、段階的に増加を図る目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期：88,000→105,000㎡ ・第3期：98,000→111,000㎡
4	**利用権設定等の集積面積** （経済労働局調べ） 算出方法：利用権設定等促進事業、農地中間管理事業で担い手に集積した農地面積の合計	農地は認定農業者など農業経営の合理化を図る新たな担い手へ集積することが求められている。集積に向けた農地の貸借を行う際に必要となる利用権設定等の面積を指標とすることで、効率的かつ安定的な農業経営に向けた取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	7.2ha （R2） 〔2020〕	－	－	10.0ha 以上 （R7） 〔2025〕	本市が過去に実施した調査等から、利用権設定等による貸借の対象と想定される農地を約10.0haと把握しているため、その面積を目標とする。
5	**都市農業に対する関心度** （市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）において、「都市農業に関心がある（とても関心がある＋どちらかといえば関心がある）」と回答した人の割合	都市農地における農作物の収穫体験や、地産地消を推進する直売イベントなどの取組により、市民の都市農業に対する関心度が高まり、都市農業への理解につながるため、取組の成果指標として設定する。	第3期実施計画から新たに設定	54.8% （R3） 〔2021〕	－	－	59% 以上 （R7） 〔2025〕	都市農業への理解を促進するためには、市民の関心度を着実に高めていくことが必要であることから、毎年1%以上増加させることを目標とする。
施策3-3-5　多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進								
直接目標	多くの市民が「憩い」「遊び」「学ぶ」多摩川の魅力を高める							
1	**多摩川を利用したことがあり、魅力を感じる人の割合** （市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）において、多摩川を「利用したことがあり、魅力を感じる」と回答した人の割合	河川敷の運動施設や多摩川を訪れる市民の利便施設の再整備、河川敷利用のマナーアップに取り組むなど多摩川が市民の身近な存在になるように、魅力向上の取組を進めている。多摩川の利用状況や魅力の意識を指標とすることで、「多摩川の魅力を活かす総合的な取組」の効果を測ることができる。	37.7% （H27） 〔2015〕	43.5% （R3） 〔2021〕	38% 以上 （H29） 〔2017〕	41% 以上 （R3） 〔2021〕	45% 以上 （R7） 〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートの郵送アンケートの結果を踏まえ、多摩川に魅力を感じ、利用する人の割合を着実に増やすことをめざす。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期：39→41% ・第3期：40→42% 【第3期実施計画策定時】 ※R3（2021）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期：42→45%
2	**渡し場イベントの参加者数** （建設緑政局調べ） 算出方法：年度における渡し場イベントの参加者数の集計	多摩川における賑わいの創出に向けて、多摩川の両岸を結ぶ重要な交通手段として古くから活用されていた「渡しの復活事業」の推進は、流域自治体とも連携して実施する重要な取組であることから、その参加者数の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	500 人 （R2） 〔2020〕	－	4,900 人 以上 （R3） 〔2021〕	6,000 人 以上 （R7） 〔2025〕	「新多摩川プラン」に基づき、目標年次（R7）（2025）までに 6,000 人の参加者をめざし、目標値を設定する。

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
	3	**多摩川におけるイベントの参加者満足度** （建設緑政局調べ） 算出方法：イベント参加者を対象とするアンケートにおいて、イベントの満足度について「満足」「まあまあ満足」と回答した人の割合	多摩川では、河川敷を会場とする様々なイベントが開催されている。市民が親しみ、交流を深める場をつくるとともに、河川敷の利活用による賑わいを創出し、多摩川の魅力を発信していくためには、今後も多摩川の持つ資源・魅力を活かしていく必要がある。多摩川におけるイベントの参加者満足度を調査することで、多摩川の魅力向上に向けた具体的な取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	87.4% （R3） 〔2021〕	―	―	95%以上 （R7） 〔2025〕	R3（2021）に実施した社会実験の参加者アンケートの結果を踏まえ、多摩川におけるイベント参加者の満足の割合を着実に増やすことをめざす。

基本政策4　活力と魅力あふれ力強い都市づくり

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
政策4-1　川崎の発展を支える産業の振興								
施策4-1-1　アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化								
直接目標	海外展開する市内企業を支援し、海外で活躍する企業を増やす							
1	**市が支援したビジネスマッチングの年間成立件数**（経済労働局調べ） 算出方法：市の支援策を活用した企業にヒアリングやアンケートを実施	市内企業の海外での販路開拓をめざし、本市は海外ビジネス支援センターや海外で開催される展示会への参加等を通じた支援を行っている。また、企業等のビジネスマッチングの機会を創出することをめざして、川崎国際環境技術展を開催している。それぞれの商談成立件数の把握により、取組の成果を測ることができる。	581 件（H26）〔2014〕	371 件（R2）〔2020〕	630 件以上（H29）〔2017〕	800 件以上（R3）〔2021〕	800 件以上（R7）〔2025〕	本市の海外展開支援施策（海外への展示会出展、国際環境技術展の開催等）の充実による更なるビジネスマッチング機会の創出により、市内企業等の国内外でのビジネスマッチング件数を 10 年で 100 件以上を増加させることを目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期：660→800 件 ・第3期：700→800 件
2	**グリーンイノベーションクラスターのプロジェクトの年間件数**（経済労働局調べ） 算出方法：各年度における稼働中のプロジェクトの件数	グリーンイノベーションの推進に向けて、クラスター会員企業等とのマッチングによる新規事業の創出をめざしていることから、クラスターを通じて形成されたプロジェクト件数により事業の成果を測ることができる。	2 件（H27）〔2015〕	6 件（R2）〔2020〕	5 件以上（H29）〔2017〕	7 件以上（R3）〔2021〕	10 件以上（R7）〔2025〕	環境ビジネスによる産業活性化に向けて、H27（2015）に立ち上げたグリーンイノベーションクラスターに参画する企業等の連携による新規プロジェクトの創出件数を着実に増加させ、10 年後の R7（2025）に年間 10 件のプロジェクトが稼動していることを目標とする。
3	**上下水道分野の国際展開活動件数**（上下水道局調べ） 算出方法：上下水道分野の「官民連携による国際展開」及び「技術協力による国際貢献」に関連した活動件数を算出	上下水道分野の国際展開は、本施策の直接目標「海外で活躍する企業を増やす」の一助となる活動であることから、活動件数を把握することにより、取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	92 件（R2）〔2020〕	－	－	100 件以上（R7）〔2025〕	かわさき水ビジネスネットワーク会員の海外での水ビジネス実現に向けて、調査事業への協力、セミナーの開催、国際展示会への出展等による情報発信や、技術協力を通じた活動を継続的に年間100件程度実施することを目標とする。
施策4-1-2　魅力と活力のある商業地域の形成								
直接目標	魅力と活力のある商業地域の形成や付加価値が高く競争力のある商品の供給により、商業を活性化させる							
1	**経済構造実態調査による小売業年間商品販売額**（経済構造実態調査をもとに経済労働局調べ） 算出方法：「経済構造実態調査」による小売業年間販売額を把握	小売業年間商品販売額は、市内での消費活動が反映され、市内商業地域の状況を客観的に把握できることから、これを指標として設定することで取組の成果を把握することができる。	第3期実施計画から新たに設定	12,233 億円（R1）〔2019〕	－	－	12,233 億円以上（R7）〔2025〕	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により小売業年間商品販売額の減少が想定される中、以前の水準に回復させることを目標とする。
2	**市内商店街で行われる新たな顧客の創出や商店街の回遊性を高めるイベントの開催数**（経済労働局調べ） 算出方法：市内商店街等が開催するまちゼミ、街バルなどの開催数	市内商店街が活性化に向け、新たな顧客の創出や商店街の回遊性の向上を目的に実施する「まちゼミ」や「街バル」などのイベントの回数を示すことで、取組の成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	3 回（R2）〔2020〕	－	22 回以上（R3）〔2021〕	25 回以上（R7）〔2025〕	商店街の活性化に向けて、専門家派遣事業や先進事例紹介等を通して、新たな顧客の創出や商店街の回遊性を高めるイベントに取り組む商店街数の着実な増加をめざす。
3	**市の支援を受けて市内で開業した商業者累計数**（経済労働局調べ） 算出方法：各年度における、市の開業希望者向け育成支援を受けて市内で開業した商業者数	魅力あふれる個店が開業し、そのような店舗の集積が進むことで活力ある商業地域の形成に繋げることができるため、市の支援を受けて市内で開業した商業者数を指標とすることにより、取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	第3期実施計画から新たに実施	－	－	累計 30 件以上（R7）〔2025〕	市内開業を希望する人材を年 10 名程度発掘・育成し、そのうちの半分・年間5件程度が開業に至ると見込む。あわせて R4（2022）・R5（2023）の 2 年間で開業希望者を地域で支援する枠組みの構築を進め、R6（2024）以降は地域の支援による開業促進も図ることで、年間5件程度を加えた開業者を創出する。

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
4	**市場の年間卸売取扱量**（経済労働局調べ） 算出方法：北部市場と南部市場の青果及び水産物の取扱量	市場取扱量が、その市場の状況や規模を客観的に明確に示す最適な指標であることから、これを成果指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	151,433t（H26）〔2014〕	137,332t（R2）〔2020〕	151,433t以上（H29）〔2017〕	151,433t以上（R3）〔2021〕	151,433t以上（R7）〔2025〕	全国的に市場経由率が低下し、市場を取り巻く環境が厳しい中、本市場においては、現状の市場機能の維持・持続を図り、取扱量の確保を目標とする。
施策4-1-3　中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成								
直接目標	市内中小企業の技術を活かして事業展開できる環境を整備することで、経営を改善し、成長を促進させる							
1	**製造品出荷額等**（工業統計調査） 算出方法：工業統計調査の直近3か年の平均値	製造品出荷額等は、1年間の「製造品出荷額」、「加工賃収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額と「その他の収入額」の合計の数値であるため、その変化を見ることで、企業の経営を改善し、成長を促進するための取組の成果を測ることができる。	4兆2,968億円（H23〔2011〕～H25〔2013〕平均）	3兆9,626億円（H28〔2016〕～H30〔2018〕平均）	4兆2,968億円以上（H27〔2015〕～H29〔2017〕平均）	4兆2,968億円以上（R1〔2019〕～R3〔2021〕平均）	4兆2,968億円以上（R5〔2023〕～R7〔2025〕平均）	本市製造品出荷額等は、素材型の大企業の動向及び原油価格に左右される部分が大きい状況にある。その中で石油業界に対しては、需要の減少に伴う供給過剰を解消するため産業競争力強化法が適用されるとともに、市内に立地するエネルギー系企業の経営統合による製油所の統廃合等により石油化学関連の出荷額が減っていくことが見込まれるほか、他都市の状況を見ると、H25（2013）の製造品出荷額等は過去3年間の平均値に届いていない自治体が多く、市内事業所数の減少も見込まれるなど、複数の減少要因がある中で、計画策定時における過去3年間の平均値（政令指定都市トップ）の水準の維持を目標とする。
2	**知的財産交流会におけるマッチングの年間成立件数**（経済労働局調べ） 算出方法：年度ごとのマッチング成立件数を交流会後のフォローアップにて把握	地域経済を担う中小企業が、将来にわたって持続的に成長発展していくためには、自社製品開発や技術の高付加価値化など、新たな事業展開に挑戦することが求められることから、大企業が保有する開放特許等の知的財産を中小企業が活用した件数を見ることで、中小企業の新事業展開の取組の成果を測ることができる。	4件（H26）〔2014〕	2件（R2）〔2020〕	4件以上（H29）〔2017〕	4件以上（R3）〔2021〕	4件以上（R7）〔2025〕	市の知的財産交流会が「川崎モデル」として国や他の自治体等から注目されていることから、今後も全国モデルの主導として成果を連続的に創出していくことを目標とする。
3	**専門家派遣等の経営支援件数**（経済労働局調べ） 算出方法：川崎市産業振興財団の窓口相談、ワンデイコンサルティング等の中小企業経営支援事業、出張キャラバン隊等の産学連携推進事業による支援件数の合計	市内中小企業は、台風等の自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応など多様な経営課題に直面している。専門家派遣等の支援件数を把握することで、経営課題の解決に向けた着実な取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	842件（R2）〔2020〕	－	－	900件以上（R7）〔2025〕	市内中小企業の多様な経営課題の解決に向けて、着実に取り組んでいくことが重要である。新型コロナウイルス感染症等の影響により支援ニーズは引き続き継続するものと見込まれることから、R2（2020）実績を踏まえ、R7（2025）までに900件以上を目標として実施する。
4	**中小製造業者と工業用物件とのマッチング件数**（経済労働局調べ） 算出方法：市内で物件を探す中小製造業者と、宅地建物取引業者や地権者等の有する工業用物件のマッチングによる契約等の成立件数	中小製造業者と工業用物件とのマッチングによる契約等の成立件数は、市内における製造業者の立地・操業の実現件数であることから、それを指標とすることで、製造業集積の維持・強化に向けた取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	0件（R2）〔2020〕	－	－	15件以上（R7）〔2025〕	事業者の物件等に対する投資意欲は景気動向等の影響により変動するが、これまでの相談実績や調査結果では、概ね年間15件以上の需要が生じている。物件の掘り起こし・把握等には時間を要するため、徐々にマッチング件数を増加させ、R7（2025）には年間15件の実現を目標とする。
5	**事業承継の累計支援企業数**（経済労働局調べ） 算出方法：中小企業者の事業承継に向けて、専門家派遣や補助金交付、後継者育成等により支援した延べ企業数	中小企業経営者の高齢化は、中小企業の事業継続に関する課題となっていることから、専門家派遣や補助金交付件数、後継者育成等の支援企業数を把握することで、事業承継に向けた取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	30社（R2）〔2020〕	－	－	累計180社以上（R7）〔2025〕	事業承継の着実な実施には複数年を要することも多く、支援を長期にわたり行う必要があることから、年30社の支援を行い、R2（2020）から R7（2025）までに累計180社以上を支援することを目標とする。

	指標名 （指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策4-1-4　都市農業の強みを活かした農業経営の強化									
直接目標	市内農家の農業経営を安定化・健全化させる								
1	**認定農業者（経営体）累計数** （経済労働局調べ）	算出方法：国の認定農業者制度に則り、経営の改善計画を市に申請し認定された農業者経営体の数	認定農業者は地域農業を牽引する中心的な経営体であり、国の施策の方向性も認定農業者を重視したものに傾く中、本市においてもその確保・育成は喫緊の課題となっている。認定後の支援も大きな課題であるが、本市の農業振興のため、認定農業者の数を確保することも重要であることから、それを指標とすることで取組の成果を測ることができる。	累計 25 人 （H26） 〔2014〕	累計 54 人 （R2） 〔2020〕	累計 30 人 以上 （H29） 〔2017〕	累計 40 人 以上 （R3） 〔2021〕	累計 62 人 以上 （R7） 〔2025〕	三大都市圏における政令指定都市での全農家数に占める認定農業者数の割合を比較すると、本市の場合、その割合は他都市に比べ大きく下回っている。そのため、平均水準まで改善することを目標とする。 【第3期実施計画策定時】 ※R2（2020）の実績値が第３期の目標値を上回ったため、目標値を変更（年間2人以上増加） ・第3期：50→62 人
2	**援農ボランティアの年間延べ活動日数** （経済労働局調べ）	算出方法：援農ボランティアが農業生産者の作業に関わった日数	農業生産における労働力確保は農業における課題の一つであり、労働力を補完する援農ボランティアとして育成する事業を実施している。育成した援農ボランティアの活動日数の増減で、援農ボランティア育成の取組の成果を測ることができる。	400 日 （H26） 〔2014〕	992 日 （R2） 〔2020〕	440 日以上 （H29） 〔2017〕	520 日以上 （R3） 〔2021〕	1,000 日以上 （R7） 〔2025〕	援農ボランティアを農業者へ周知し、活用を促すとともに、新たなボランティアを育成し、人材確保により、計画策定時の値の 1.5 倍の活動日数を目標とする。 【第3期実施計画策定時】 ※R2（2020）の実績値が第３期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期：600→1,000 人
3	**新規就農者数** （経済労働局調べ）	算出方法：神奈川県の新規就農状況調査実施要領に基づき把握した新規就農者の人数	新規就農者の確保は、農業の安定化・持続化に必要であるため、就農希望者への相談対応や新規就農者向け支援事業を行っている。実際に就農した人数を指標とすることで取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	6 人 （R2） 〔2020〕	－	－	6 人 以上 （R7） 〔2025〕	農業従事者の高齢化と後継者不足が課題となるなか、着実な新規就農者の確保が求められることから、R2（2020）と同水準の維持をめざし、6人以上を目標とする。
4	**都市農業活性化連携フォーラムの参加者数** （経済労働局調べ）	算出方法：都市農業活性化連携フォーラムの参加者数の合計	農業者が他の産業分野と交流することで、施策の方向性の「企業や大学等との連携による新たな農業価値創造に向けた取組の推進」が期待されるため、フォーラムの参加者数を取組の成果を把握するための指標として設定する。	第3期実施計画から新たに設定	33 人 （R2） 〔2020〕	－	－	35 人 以上 （R7） 〔2025〕	R3（2021）から対話を重視した少人数制のセミナー形式を採り、具体的なニーズの掘り起こしによる事業化・マッチング支援に取り組むこととするが、大規模開催方式であった R2（2020）と同程度の参加者数を確保することをめざし、R2（2020）と同水準以上の目標とする。
政策4-2　新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上									
施策4-2-1　ベンチャー支援、起業・創業の促進									
直接目標	次代を支える産業を創出するため、市内での起業を盛んにする								
1	**起業支援による年間市内起業件数** （経済労働局調べ）	算出方法：市の支援を通じて起業に至った件数	起業にあたっては、それぞれの業態や成長段階に応じたさまざまな支援が必要であり、本市では民間創業支援事業者等と連携した支援に取り組んでいることから、こうした支援を通じて起業に至った件数を取組の成果を把握するための指標として設定する。	62 件 （H26） 〔2014〕	201 件 （R2） 〔2020〕	80 件 以上 （H29） 〔2017〕	100 件 以上 （R3） 〔2021〕	150 件 以上 （R7） 〔2025〕	計画策定時は、日本全体として開業率が低迷する中、創業支援施策の強化を図り、支援を通じて起業に至った件数を計画策定時の値から概ね2倍とすることを目標としていたが、第２期の実績値が第3期の目標値を上回ったため、H29（2017）から R2（2020）の実績の平均値を目標とする。 【第3期実施計画策定時】 ※R2(2020)の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期：120→150 人

	指標名（指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
2	**かわさき新産業創造センターの入居率** （経済労働局調べ）	算出方法：入居面積／全入居可能面積×100（%）	かわさき新産業創造センターは、新規分野での創業をめざす個人及び企業に対して事業スペースを提供し、入居者に対して、専門家によるアドバイスの提供や資金調達等の支援を行うなど、さまざまな起業支援を行う施設であることから、当該施設の入居状況により市内の起業希望者の実態を把握することで、入居への取組の成果を測ることができる。	90% （H26） 〔2014〕	91% （R2） 〔2020〕	90%以上 （H29） 〔2017〕	90%以上 （R3） 〔2021〕	90%以上 （R7） 〔2025〕	かわさき新産業創造センターは入居期限が設定され、入居者の入れ替わりが想定されていることに加え、有望ベンチャーの確保に向けて一定程度空室を確保する必要があり、第3期実施計画期間においても入居率 90%を維持していくことを目標値とする。
3	**かわさき新産業創造センター入居中小企業における、雇用増加につながった企業の割合** （経済労働局調べ）	算出方法：かわさき新産業創造センターに入居する中小企業者における、各年度で雇用が増加した企業の割合	かわさき新産業創造センターでは、入居する中小企業者に対して、資金調達や販路開拓等の成長支援業務を行っており、雇用増につながった企業の割合を把握することで、企業の成長を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	27.3% （R2） 〔2020〕	－	－	30%以上 （R7） 〔2025〕	現在の実績と入居期間が（原則）5年間であることを踏まえ、毎年度 30%以上の割合を維持することで、入居事業者を着実に成長に繋げる
施策4-2-2　地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援									
直接目標	成長分野や地域課題解決に寄与する市内事業所等の新分野への進出を促進する								
1	**福祉製品等開発・改良プロジェクト累計件数** （経済労働局調べ）	算出方法：各年度におけるウェルテックにおいて稼働中のプロジェクトの累計件数	ウェルテックは、市内中小企業等を中心に、福祉製品・サービスの開発・改良を支援する施設であることから、稼働中のプロジェクト件数を指標とすることで、市内福祉産業振興の取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	R3（2021）年度から新たに実施	－	－	累計16件以上 （R7） 〔2025〕	ウェルテックにおける製品の安全性・性能等に関する1次評価、高齢者・障害者施設での利用者が実際に製品等を使用する2次評価、科学的知見に基づく技術的助言という流れを、年間を通じて実施することができる最大の件数を目標値とする。 【第3期実施計画策定時】 ※「ウェルフェアイノベーションフォーラムでのプロジェクト稼働件数」から指標を変更
2	**福祉製品・サービスの市場化累計件数** （経済労働局調べ）	算出方法：ウェルテックでの支援や評価を通じて、改良や新規開発により市場化（販売開始）した製品・サービスの累計件数	ウェルテックでの支援を通じて、福祉製品・サービスを開発・改良し、販売開始まで至った件数を指標として設定することで、市内福祉産業振興の取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	R3（2021）年度から新たに実施	－	－	累計8件以上 （R7） 〔2025〕	ウェルテックで支援したプロジェクトのうち、50%以上を販売開始まで繋げることをめざし、その件数を目標値と設定する。
3	**コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの年間起業件数** （経済労働局調べ）	算出方法：市の支援を通じて起業に至った件数	コミュニティビジネス等の起業・創業についての支援を行っており、起業・創業の増が、市内でのコミュニティビジネス等の振興度合いを測定する客観的で適切な指標であることから、これを設定することで取組の成果を測ることができる。	4件 （H26） 〔2014〕	5件 （R2） 〔2020〕	5件以上 （H29） 〔2017〕	6件以上 （R3） 〔2021〕	7件以上 （R7） 〔2025〕	起業に関する相談窓口設置やセミナー開催に加えて、既存事業者の地域での活動やネットワークづくりの支援等により、地域社会でのコミュニティビジネスの浸透を図ることによって、起業・創業希望者を増やし、着実に、段階的に起業者を生み出すことを目標とする。
施策4-2-3　科学技術を活かした研究開発基盤の強化									
直接目標	先端科学技術分野において、高付加価値で競争力の高い製品を創出する								
1	**新川崎・創造のもり地区における特許保有累計件数** （経済労働局調べ）	算出方法：新川崎・創造のもり地区に拠点を有する企業、研究機関が保有する特許の累計件数	先端科学技術分野の製品化を進めるにあたっては、当該技術の特許出願により製品化まで進む可能性のある案件を早期に把握できることから、特許保有件数を指標として設定することで、新産業創出の取組の成果を測ることができる。	累計94件 （H26） 〔2014〕	累計156件 （R2） 〔2020〕	累計96件以上 （H29） 〔2017〕	累計160件以上 （R3） 〔2021〕	累計180件以上 （R7） 〔2025〕	先端技術分野の研究開発については、製品化まで見据えた知財戦略の策定、特許出願、取得というプロセスに数年の時間を要することから、現在進んでいる研究の成果が特許となる時期に一定の間隔が生じる。こうしたことを踏まえ、H30（2018）1月に産学交流・研究開発施設「AIRBIC」が供用開始したことから、R4（2022）以降、年間5件以上の新規特許が生み出されることを目標とする。

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
2	**量子コンピューティング技術関連イベント等への企業の参加数**（経済労働局調べ） 算出方法：市内に設置された量子コンピューティングシステムに関連するイベント等への企業等事業者参加数	市内の量子コンピューティングシステムに関連するイベント等へ参加した企業等の参加数を指標とすることにより、量子コンピューティング技術の産業界への普及の度合いを測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	第3期実施計画から新たに実施	－	－	50事業者以上（R7）〔2025〕	本市は量子コンピューティング技術の高い公益性などに鑑み、東京大学、日本 IBM 社と普及と発展に関する三者協定を締結し、相互に協力して普及促進に取り組むこととしている。こうした量子技術に関係する市内のステークホルダーの知見を活用したセミナーや見学会等のイベントを複数回開催することで、年間で 50 事業者以上の参加を見込む。
3	**ナノ医療イノベーションセンターの入居率**（臨海部国際戦略本部調べ） 算出方法：入居部屋数／全入居部屋数×100（%）	ナノ医療イノベーションセンターは、先端医療を広く普及・浸透させるための「ナノ医療技術」の研究及び研究成果の実用化を進める施設であり、企業入居率は、オープンイノベーションの取組の成果を測ることができる。	44%（H27.12）〔2015.12〕	80%（R2）〔2020〕	60%以上（H29）〔2017〕	90%以上（R3）〔2021〕	90%以上（R7）〔2025〕	H27（2015）年4月に運営を開始し、7年間で入居率 90%をめざしてきた。今後、入居企業による入退室が行われることを想定し、入居率 90%を維持することを目標とする。
4	**川崎市コンベンションホールの稼働率**（経済労働局調べ） 算出方法：ホール稼働日数／開館日数×100（%）	企業・研究者・技術者等の交流機会の創出・拡大を通じてオープンイノベーションを促進する交流拠点・川崎市コンベンションホールの稼働率を指標とすることで、オープンイノベーションの促進に向けた取組の成果を測ることができる。	－	21%（R2）〔2020〕	－	55%以上（R3）〔2021〕	60%以上（R7）〔2025〕	講演会、展示会、交流会等の開催により、コンベンション施設が有効に活用され、施設の安定的な運営が図れるよう、H30（2018）の開館から稼働率の段階的な向上をめざし、最終的には 60%以上の稼働率を目標とする。
施策4-2-4 スマートシティの推進								
直接目標	スマートシティの推進により、新たな産業やサービスを創出する							
1	**スマートシティに関連するリーディングプロジェクト実施累計件数**（環境局調べ） 算出方法：本市と多様な主体との連携等により創出したリーディングプロジェクトや、実証中のリーディングプロジェクトの件数	エネルギーの最適利用やICT・データの利活用により地域課題の解決を図る「スマートシティ」や、次世代のエネルギー源として期待される水素エネルギーの積極的な利活用を進める「水素戦略」の推進及びカーボンニュートラルに寄与する産業育成は、新たな施策領域である。創出したリーディングプロジェクトや実施中のリーディングプロジェクトが、今後新たな産業やサービスの創出につながることから、リーディングプロジェクト実施件数を指標として設定する。	累計7件（H26）〔2014〕	累計38件（R2）〔2020〕	累計16件以上（H29）〔2017〕	累計28件以上（R3）〔2021〕	累計63件以上（R7）〔2025〕	多様な主体との連携により、毎年５件程度のリーディングプロジェクトの創出を目標とする。 【第3期実施計画策定時】 ※R2（2020）年度の実績値が第3期目標値を達成目前のため、目標値を変更 ・第３期：40件→63件
施策4-2-5 ICT（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上								
直接目標	ICTにより、行政サービスを一層手軽に利用できるようにする							
1	**提供しているオープンデータのデータセット数**（総務企画局調べ） 算出方法：本市ホームページ上で提供しているオープンデータのデータセット数	本市ホームページで提供するオープンデータのデータセット数を見ることで、行政の透明性等に向けた取組の成果を測ることができる。	27件（H26）〔2014〕	256件（R2）〔2020〕	100件以上（H29）〔2017〕	300件以上（R3）〔2021〕	500件以上（R7）〔2025〕	H27（2015）年4月時点における政令指定都市平均を上回るデータセット数を目標とし、利用ニーズの高い情報から順次提供することをめざす。
2	**提供しているオープンデータのダウンロード数**（総務企画局調べ） 算出方法：本市ホームページ上で提供しているオープンデータの月平均ダウンロード数	本市ホームページからのダウンロード数を見ることで、企業等によるオープンデータの活用に向けた取組の成果を測ることができる。	2,000件（H26）〔2014〕	5,810件（R2）〔2020〕	4,000件以上（H29）〔2017〕	5,000件以上（R3）〔2021〕	7,000件以上（R7）〔2025〕	利用ニーズの高い情報の提供を順次行うことから、第１期実施計画期間中にダウンロード数を現在の２倍に増加させるとともに、その後も漸次増加させることをめざす。 【第3期実施計画策定時】 ※R2（2020）の実績値を踏まえ、目標値を変更 ・第3期：6,000→7,000件
3	**市 LINE公式アカウントの友だち登録者数**（総務企画局調べ） 算出方法：市 LINE公式アカウントの友だち登録者数	市民が広く利用している LINE を活用した情報発信を行っており、友だち登録者数の推移を確認することでその取組の効果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	22,448件（R2）〔2020〕	－	－	70,000件以上（R7）〔2025〕	市 LINE 公式アカウントの魅力を高め、友だち登録者数を年間約1万件ずつ増やすことをめざす。

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第１期	第２期	第３期	
4	**電子申請可能な手続のオンライン化率** （総務企画局調べ） 算出方法：電子申請可能な手続※のうち、オンラインによる申請等が可能な手続の割合 ※法令等によりオンライン化が困難な手続を除く約 2,400 手続	行政手続の原則オンライン化に向けた取組の効果を測ることができる。	第３期実施計画から新たに設定	11※% （R3） 〔2021〕	－	－	100% （R4） 〔2022〕	R4（2022）年度末までに、電子申請可能な手続のオンライン化率 100%をめざす。 ※R3（2021）年９月時点
5	**電子申請システムの利用件数** （総務企画局調べ） 算出方法：本市ホームページ上の電子申請システムで手続が行われた数を集計	システム利用件数を集計することにより、ニーズにあった電子行政サービスが提供できているかについて、取組の成果を測ることができる。	103,400件 （H26） 〔2014〕	392,768件 （R2） 〔2020〕	108,000件以上 （H29） 〔2017〕	172,000件以上 （R3） 〔2021〕	600,000件以上 （R7） 〔2025〕	R5（2023）年３月の電子申請システムリニューアルに伴い、オンラインにより申請できる手続が増えること等を踏まえ、現状の利用件数の約 1.5 倍に増加させることをめざす。 【第２期実施計画策定時】 ※H28（2016）の実績値が第３期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第２期：113,000→172,000 件 ・第３期：118,000→200,000 件 【第３期実施計画策定時】 ※R2（2020）の実績値が第３期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第３期：200,000→600,000 件
6	**キャッシュレス決済施設・窓口数** （総務企画局調べ） 算出方法：キャッシュレスが可能な施設・窓口等の合計	キャッシュレス決済を導入した施設・窓口数を指標とすることで、市民の利便性向上に向けた取組の成果を測ることができる。	第３期実施計画から新たに設定	33施設・窓口 （R3） 〔2021〕	－	－	60施設・窓口以上 （R7） 〔2025〕	R3（2021）年 10 月に各区役所、市税事務所等の 33 施設・窓口で証明発行等におけるキャッシュレス決済を導入した。今後は導入済み施設の利用状況等を踏まえて年 5～10 程度の施設・窓口を拡大することをめざす。 ※R3（2021）年 10 月時点

政策4-3　生き生きと働き続けられる環境をつくる

施策4-3-1　人材を活かすしくみづくり

直接目標　市内での雇用を促進するとともに、市内の優れた技能を次世代に継承する

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	策定時	現状	第１期	第２期	第３期	目標値の考え方
1	**就業支援事業による就職決定者数** （経済労働局調べ） 算出方法：「キャリアサポートかわさき」における年間就職決定者数 ※第１期実施計画では、「キャリアサポートかわさき」と「コネクションズかわさき」における就職決定者数を成果指標として示していたが、「コネクションズかわさき」は日本全体の経済情勢等の対外的な要因の影響を強く受けることから、第2期・第3期実施計画では指標管理を施策の取組の成果がより反映される「キャリアサポートかわさき」における就職決定者のみに見直している。	雇用のミスマッチの課題に対応するために、総合的な相談窓口として、「キャリアサポートかわさき」を中心に就業支援事業を実施していることから、当事業における就職決定者数の推移を見ることで、市内の雇用状況の向上のための取組の成果を測ることができる。	465 人 （H26） 〔2014〕	412 人 （R2） 〔2020〕	－	490 人以上 （R3） 〔2021〕	495 人以上 （R7） 〔2025〕	将来的な雇用情勢や国事業の方向性が不透明ではあるものの、現状を上回る就職決定者数を維持していくことを目標とする。 【第２期実施計画策定時】 ※成果指標の算出方法の見直しに伴い、目標値を変更 ・第２期：710→490 人 ・第３期：720→495 人
2	**かわさきマイスターのイベント出展等の活動回数** （経済労働局調べ） 算出方法：区民祭等のイベントにおけるかわさきマイスター出展回数、小・中学校等において出前授業を行った回数、ものづくりに関する市民向け講習会の開催回数	市内最高峰の匠として認定された「かわさきマイスター」が、多くの市民に対して「ものづくり」に関わる極めて優れた技術や卓越した技能を披露できるイベントへの出展件数、熟練した技能の活用・継承、後継者育成の機会として小・中学校等における出前授業を行った回数、市民向け講習会等の開催回数を指標に設定することにより、マイスター制度の取組の成果を測ることができる。	第２期実施計画から新たに設定	38 回 （R2） 〔2020〕	－	102 回以上 （R3） 〔2021〕	106 回以上 （R7） 〔2025〕	新型コロナウイルス感染症の影響によるイベント自粛などの変動要素があるが、開催手法の工夫などにより、第２期目標策定時（H30）の 99 件から毎年１回以上増加する水準を目標とする。

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
3	**就業マッチングイベント等参加企業数**（経済労働局調べ） 算出方法：求職者の就業及び市内中小企業の人材確保に向けた就業マッチングイベントの延べ参加企業数	求職者の就業及び市内中小企業の人材確保を推進する就業マッチングイベントへの参加企業数の推移を把握することで、採用・就職等の促進による市内の雇用状況の向上に向けた取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	198 社 （R2） 〔2020〕	－	－	200 社以上 （R7） 〔2025〕	自然災害、新型コロナウイルス感染症等の社会的要因等による雇用情勢の変化を踏まえながら、市内中小企業の人手不足や雇用のミスマッチの解消に向けて、R2（2020）の実績と同程度以上を確保することを目標値とする。
4	**就職氷河期世代の就職決定者数**（経済労働局調べ） 算出方法：「キャリアサポートかわさき」等における就職氷河期世代の年間就職決定者数	雇用環境が厳しい時代に就職活動を余儀なくされた就職氷河期世代の市の支援による就職決定者数の推移を把握することで、採用・就職等の促進による市内の雇用状況の向上に向けた取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	225 人 （R2） 〔2020〕	－	－	235 人以上 （R7） 〔2025〕	直近５年間の就職決定者数の就職氷河期世代の割合を推計・算出し、「就業支援事業による就職決定者数」の目標値 495 人（R7）にその割合を当てはめたものを目標値とする。
施策4-3-2 働きやすい環境づくり								
直接目標	誰もが働きやすい環境を整える							
1	**ワークライフバランスの取組を行っている事業所の割合**（経済労働局調べ） 算出方法：労働状況実態調査のアンケートに対する回答結果（100－「取組はいずれも行っていない」回答数（259 件）／全回答数（800 件）×100（%））	ワークライフバランスを導入することにより幅広い仕事のあり方をそれぞれのライフステージにおいて実践することができ、少子高齢化による労働力不足が懸念される中、性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる機会が確保され、働きやすい職場環境の実現ができることから、それを指標とすることで取組の成果を測ることができる。	67% （H26） 〔2014〕	76.8% （R2） 〔2020〕	70%以上 （H29） 〔2017〕	75%以上 （R3） 〔2021〕	80%以上 （R7） 〔2025〕	計画策定時において横ばい又は微減の傾向にあったことから、労働情報等の周知等による効果的な啓発手法等を検討・実施し、毎年１%程度の増へと転換させることを目標とする。
2	**勤労者福祉共済の新規加入者数**（経済労働局調べ） 算出方法：勤労者福祉共済システムに登録された新規加入者の数	中小企業の従業員の福利厚生の充実を図ることを目的とした、川崎市勤労者福祉共済制度（かわさきハッピーライフ）への新規加入者数を把握することにより、ワーク・ライフ・バランスへの取組の成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	231 人 （R2） 〔2020〕	－	420 人以上 （R3） 〔2021〕	440 人以上 （R7） 〔2025〕	少子高齢化の進展により、全国的に生産年齢人口が減少傾向にある中、本市における中小企業従業者数についても、今後大幅な増加は見込まれないが、加入促進活動を積極的に行うことにより、新規加入者の確保を図り、概ね年５%増加することを目標とする。
3	**勤労者福祉共済の新規加入事業者数**（経済労働局調べ） 算出方法：勤労者福祉共済システムに登録された新規事業者の数	「新規加入事業者数」を把握することで、新たに勤労者福祉の充実を図った取組の実質的な成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	31 者 （R2） 〔2020〕	－	－	42 者以上 （R7） 〔2025〕	新規加入事業者数については年々減少傾向であるが、加入促進活動を積極的に行うことにより、新規加入事業者の確保を図り、過去５年間の平均値を目標とする。
4	**中小企業における常用労働者１人あたり平均の年次有給休暇消化率80%以上の事業者割合**（経済労働局調べ） 算出方法：労働状況実態調査で把握した、中小企業における常用労働者１人あたり平均の年次有給休暇消化率80%以上の事業者割合	年齢や性別、雇用形態、勤務体系に関わらず、働きやすく魅力ある環境づくりの推進を図ることで、年次有給取得率の上昇が見込まれることから、本指標により取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	15.7% （R2） 〔2020〕	－	－	20%以上 （R7） 〔2025〕	R2（2020）労働実態調査では、市内の中小企業における消化率は15.7%である。中小企業の消化率を大企業の水準（R2（2020）は19.7%）に引き上げることを目標値とする。
政策4-4 臨海部を活性化する								
施策4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備								
直接目標	臨海部の立地企業を増やし、生産活動を活発にする							
1	**川崎区の従業者１人あたりの製造品出荷額**（工業統計調査） 算出方法：工業統計調査結果より算出（川崎区の製造品出荷額等（3 兆 5686 億 5300 万円）÷川崎区の従業者数（24,565 人））	臨海部活性化の目的は、立地企業の業績が上がることであり、１人あたりの製造品出荷額等の変化を見ることで、生産人口減少下においても、生産性の向上により臨海部企業が活性化しているかを測ることができる。	１億4,500万円 （H25） 〔2013〕	１億3,318万円 （R1） 〔2019〕	１億5,700万円以上 （H29） 〔2017〕	１億7,000万円以上 （R3） 〔2021〕	１億8,400万円以上 （R7） 〔2025〕	生産人口の減少や石油業界再編を踏まえ、生産性の向上等により現在の水準を維持することが重要と考える。一方で、国がインフレ目標を２%に設定していることから、年２%以上の増加を設定する。

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
2	**キングスカイフロント域内外の企業等マッチング件数**（臨海部国際戦略本部調べ） 算出方法：市の支援を通じてキングスカイフロント立地機関と域内外の企業等とのマッチングに至った件数	キングスカイフロントの立地機関と域内外の企業等との共同研究やビジネスマッチング等の機会を創出することは、市内経済の活性化につながる取組であり、マッチング件数を指標として設定することでその成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	71 件 （R2） 〔2020〕	－	35 件以上 （R3） 〔2021〕	130 件以上 （R7） 〔2025〕	キングスカイフロントの拠点形成を進め、立地機関の研究・事業活動が市内経済の活性化に寄与するためには、立地機関と域内外の企業等とのイノベーション創出が重要となる。そのことから、交流連携事業や国際展示会などの機会を捉え、ビジネスマッチングの創出を増加させることを目標とする。 【第3期実施計画策定時】 ※第2期の取組結果の検証を踏まえ目標値を変更 ・第3期：60→130 件
3	**キングスカイフロントにおける取組を知っていて、評価できると回答した人の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）において、「市の取組を知っており、取組を評価できる」と回答した人の割合	がんや認知症の治療法などライフサイエンスに関する最先端の研究を行う機関等を誘致し、国際戦略拠点の形成を進めているキングスカイフロントにおける市の取組に対する評価を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	10.8% （R3） 〔2021〕	－	14%以上 （R3） 〔2021〕	18%以上 （R7） 〔2025〕	キングスカイフロントにおける拠点形成を進めるにあたっては、キングスカイフロントでの取組が市民に認知され、そこで行われている研究等に理解を得られることが重要である。そのことから、「市の取組を知っていて、その取組を評価できる」人の割合を、毎年1%以上増加させることを目標とする。
施策4-4-2　広域連携による港湾物流拠点の形成								
直接目標	川崎港での物流を活発にする							
1	**川崎港取扱貨物量（公共埠頭）**（港湾局調べ） 算出方法：港湾調査（統計法に基づく基幹統計として実施。川崎港に出入りした船舶及び貨物について関係者の協力を得て、調査・集計したもの）	本市が管理する公共埠頭の取扱貨物量を見ることで、川崎港の物流の活性化に向けた取組の成果を測ることができる。	1,134 万t （H26） 〔2014〕	888 万t （R2） 〔2020〕	1,140 万t以上 （H29） 〔2017〕	1,210 万t以上 （R3） 〔2021〕	1,280 万t以上 （R7） 〔2025〕	公共埠頭貨物については、積極的なポートセールスや施設の整備等により川崎港港湾計画（H26（2014）改定）における将来推計値を上回る取扱量をめざす。
2	**川崎港へ入港する大型外航船（3千総トン数以上）の割合**（港湾局調べ） 算出方法：港湾調査：3千総トン数以上の外航入港船舶数（1,948）／川崎港に入港した外航船舶総数（2,519）×100（%）	コンテナ船をはじめ、世界的に外航船舶が大型化している中で、港湾計画に基づいた計画的な施設整備や、利用しやすい港づくりを進めることによって船舶大型化への対応を行う必要がある。このため、川崎港に入港する外航船舶のうち総トン数3千以上の大型船の割合を指標とすることで、港の活性化への取組の成果を測ることができる。	70% （H26） 〔2014〕	77.3% （R2） 〔2020〕	73%以上 （H29） 〔2017〕	76%以上 （R3） 〔2021〕	79%以上 （R7） 〔2025〕	川崎港の外航入港船舶については、専用貨物の減少が見込まれる中、船舶の大型化に対応し、より効率的な港湾物流に貢献するとともに、世界的な船舶大型化の潮流に対応することにより、「川崎港港湾計画（H26（2014）改定）」における将来推計値を上回る水準の大型化割合をめざす。
施策4-4-3　市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備								
直接目標	川崎港の魅力を市民に広めるとともに、港の活力を高める							
1	**川崎マリエン利用者数（港湾振興イベント及びスポーツ施設等の利用者を含む）**（港湾局調べ） 算出方法：施設利用者の集計（展望室・体育館・テニスコート等の利用者、川崎みなと祭り来場者など）	川崎港の魅力を高めるためには、より多くの市民が港を訪れる機会を増やすことが重要である。このため、川崎港の主要な市民向け施設である川崎マリエンの利用者数を指標とすることで、港の魅力を高める取組の成果を測ることができる。	40 万人 （H26） 〔2014〕	12.4 万人 （R2） 〔2020〕	41 万人以上 （H29） 〔2017〕	42 万人以上 （R3） 〔2021〕	43 万人以上 （R7） 〔2025〕	施設利用者の目標については、本市内の主要観光施設の中で計画策定時点での最多の入込観光客数を目標とする。
2	**市内の海周辺施設を利用したことがあり、魅力を感じる人の割合**（市民アンケート） 算出方法：「市内の海周辺の施設を利用したことがあり、魅力を感じる」と回答した人の割合	川崎港の魅力を高めるためには、気軽に市民が立ち寄れる港とすることが重要である。このため、「市内の海周辺の施設を利用したことがあり、魅力を感じる」割合を指標とすることで、港の魅力を高める取組の成果を測ることができる。	11% （H27） 〔2015〕	15.4% （R3） 〔2021〕	13%以上 （H29） 〔2017〕	17%以上 （R3） 〔2021〕	21%以上 （R7） 〔2025〕	計画策定時において、港を有する政令指定都市の市民アンケートの平均値を下回っているため、その平均値をめざす。

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
政策4-5　魅力ある都市拠点を整備する								
施策4-5-1　魅力にあふれた広域拠点の形成								
直接目標	川崎・武蔵小杉・新百合ヶ丘駅周辺の魅力を高める							
1	**広域拠点（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）の駅周辺人口** （川崎市統計書） 算出方法：広域拠点の駅を中心に半径 500m 圏内の町丁目の川崎市統計書による人口の合計	川崎、武蔵小杉、新百合ヶ丘駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の居住者の増加が見込まれるため、駅を中心に半径 500m 圏内の町丁目の人口を指標として設定する。	12.6 万人 （H26） 〔2014〕	14.0 万人 （R2） 〔2020〕	12.9 万人 以上 （H29） 〔2017〕	13.9 万人 以上 （R3） 〔2021〕	14.5 万人 以上 （R7） 〔2025〕	将来人口推計により算出した人口増減率を使用し、各年度の駅周辺人口の推計値を算出し、目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※将来人口推計の見直しにより、目標値を変更 ・第2期：13.3→13.9 万人 ・第3期：13.4→14.4 万人 【第3期実施計画策定時】 ※将来人口推計の見直しにより、目標値を変更 ・第3期：14.4→14.5 万人
2	**広域拠点（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）の駅平均乗車人員** （川崎市統計書・鉄道会社公表資料） 算出方法：広域拠点の駅の川崎市統計書及び鉄道会社公表資料による乗車人員の合計	川崎、武蔵小杉、新百合ヶ丘駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の来街者や就業者等の増加が見込まれるため、往来するための代表的な交通手段である鉄道駅の利用者数を指標として設定する。	52.4 万人/日 （H25） 〔2013〕	41.9 万人/日 （R2） 〔2020〕	53.8 万人/日 以上 （H28） 〔2016〕	58.8 万人/日 以上 （R2） 〔2020〕	59.8 万人/日 以上 （R6） 〔2024〕	将来人口推計により算出した人口増減率を使用して、各年度の駅平均乗車人員の推計値を算出し、新型コロナウイルス感染症の影響により、R2（2020）以降の乗車人員が大幅に減少していることを考慮した目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※将来人口推計の見直しにより、目標値を変更 ・第2期：55.3→58.8 万人 ・第3期：55.9→59.8 万人
3	**拠点駅周辺をさまざまな施設が充実した回遊性の高いまちと思う人の割合** （市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）で「そう思う」「ある程度そう思う」人の割合	広域拠点の整備を通じて、首都圏に位置する地理的優位性を活かした商業・業務・都市型住宅等の施設の集積とともに、駅前広場や駅周辺の道路・通路を整備するなど、さまざまな施設の間が歩きやすく、移動しやすくなること（回遊性の向上）が期待されるため、市民の満足度を新たな評価指標として設定する。	第3期実施計画から新たに設定	67.7% （R3） 〔2021〕	－	－	70% 以上 （R7） 〔2025〕	新型コロナウイルス感染症の流行を契機として生じた社会変容をはじめとした、働き方やライフスタイルの多様化など、社会環境の変化により、市民の満足度は大きく変化するものであるが、こうした変化を適切に捉えながら、中長期的な視点を持って柔軟かつ機動的にまちづくりを進めることにより、現状の満足度を上回る目標値とする。
施策4-5-2　個性を活かした地域生活拠点等の整備								
直接目標	新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の魅力を高める							
1	**地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の駅周辺人口** （川崎市統計書） 算出方法：地域生活拠点の駅を中心に半径 500m 圏内の町丁目の川崎市統計書による人口の合計	新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の居住者の増加が見込まれるため、駅を中心に半径 500m 圏内の町丁目の人口を指標として設定する。	17.5 万人 （H26） 〔2014〕	19.0 万人 （R2） 〔2020〕	17.6 万人 以上 （H29） 〔2017〕	18.4 万人 以上 （R3） 〔2021〕	19.6 万人 以上 （R7） 〔2025〕	将来人口推計により算出した人口増減率を使用し、各年度の駅周辺人口の推計値を算出し、目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※将来人口推計の見直しにより、目標値を変更 ・第2期：17.8→18.4 万人 ・第3期：17.9→18.7 万人 【第3期実施計画策定時】 ※将来人口推計の見直しにより、目標値を変更 ・第3期：18.7→19.6 万人
2	**地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の駅平均乗車人員** （川崎市統計書・鉄道会社公表資料） 算出方法：地域生活拠点の駅の川崎市統計書及び鉄道会社公表資料による乗車人員の合計	新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の来街者や就業者等の増加が見込まれるため、往来するための代表的な交通手段である鉄道駅の利用者数を指標として設定する。	47.3 万人/日 （H25） 〔2013〕	35.7 万人/日 （R2） 〔2020〕	47.8 万人/日 以上 （H28） 〔2016〕	49.5 万人/日 以上 （R2） 〔2020〕	50.0 万人/日 以上 （R6） 〔2024〕	将来人口推計により算出した人口増減率を使用して、各年度の駅平均乗車人員の推計値を算出し、新型コロナウイルス感染症の影響により、R2（2020）以降の乗車人員が大幅に減少していることを考慮した目標とする。 【第2期実施計画策定時】 ※計画策定時の算出方法に誤りがあったため、将来人口推計の見直しも踏まえ、目標値を変更 ・第2期：52.6→49.5 万人 ・第3期：52.9→50.0 万人

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
3	**拠点駅周辺をさまざまな施設が充実した回遊性の高いまちと思う人の割合**（市民アンケート）	算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）で「そう思う」「ある程度そう思う」人の割合	地域生活拠点の整備を通じて、地域特性に応じた商業・業務・都市型住宅等の施設の集積とともに、駅前広場や駅周辺の道路・通路を整備するなど、さまざまな施設の間が歩きやすく、移動しやすくなること（回遊性の向上）が期待されるため、市民の満足度を新たな評価指標として設定する。	第3期実施計画から新たに設定	48.6%（R3）〔2021〕	―	―	50%以上（R7）〔2025〕	新型コロナウイルス感染症の流行を契機として生じた社会変容をはじめとした、働き方やライフスタイルの多様化など、社会環境の変化により、市民の満足度は大きく変化するものであるが、こうした変化を適切に捉えながら、中長期的な視点を持って柔軟かつ機動的にまちづくりを進めることにより、現状の満足度を上回る目標値とする。
政策4-6　良好な都市環境の形成を推進する									
施策4-6-1　安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進									
直接目標	都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間を創出する								
1	**新築される建築物のうち、環境に配慮した建築物の割合**（まちづくり局調べ）	算出方法：環境に配慮した建築物の棟数※（847 件）／新築される建築物の棟数（4,382 件） ※ CASBEE 届出のうち B+ランク以上の評価件数、低炭素認定件数（棟数）、長期優良住宅認定件数（棟数）、建築物省エネ法届出等のうち基準適合件数の合計	建築物は、都市空間を構成する基本要素であり、環境性能（省エネ性能、緑化、景観、耐震性、バリアフリー等）に優れた建築物が増加することで、地域の暮らしやすく魅力的な都市空間の形成にも寄与するものと考えられることから、新築建築物に対する環境に配慮した建築物の割合の変化を見ることで、都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間創出の取組の成果を測ることができる。	17%（H26）〔2014〕	19.3%（R2）〔2020〕	19%以上（H29）〔2017〕	21%以上（R3）〔2021〕	23%以上（R7）〔2025〕	計画策定時において、CASBEE を導入している政令指定都市の平均値を下回っている状況にあるため、段階的に CASBEE を導入している政令指定都市の平均値と同水準まで向上させていくことをめざす。
2	**市街地開発事業等の制度を活用した取組の累積件数**（まちづくり局調べ）	算出方法：H22（2010）以降の土地区画整理事業（施行認可等）、市街地再開発事業（組合設立認可等）、優良建築物等整備事業（事業採択）、民間都市再生事業計画（国土交通大臣認定）の累積件数	市街地開発に関する各種取組を、地域の実情に応じて的確に誘導することが、魅力的な都市空間の創出に寄与することから、市街地開発事業等の制度を活用した取組の累積件数を指標として設定する。	累計6件（H26）〔2014〕	累計10件（R2）〔2020〕	累計7件以上（H29）〔2017〕	累計9件以上（R3）〔2021〕	累計11件以上（R7）〔2025〕	県下で比較すると、本市は諸制度による事業の取組件数が多く、魅力的な都市空間の創出が着実に進行している。計画策定時における過去５年間の取組件数を踏まえつつ、社会経済状況に大きく左右される民間事業であることも考慮し、1件/2年の件数を目標とする。
施策4-6-2　地域の主体的な街なみ形成の推進									
直接目標	機能的で美しく、住んでここちよい街なみを創出する								
1	**「景観計画」等に位置づけられる景観形成基準が遵守されている割合**（まちづくり局調べ）	算出方法：景観形成基準の累計適合件数（2,153※1）／届出対象の総数（7,523※2） ※1：下記届出の合計 ①景観法に基づく届出の件数（1,309 件） ②景観法に基づく「景観計画特定地区」内の件数（260 件） ③都市景観条例に基づく「都市景観形成地区」内の件数（584 件） ※2：都市計画基礎調査より算出	「景観計画」では、本市の景観をさらに美しく魅力あるものとするとともに、身近な街なみを守り育て次世代へと継承していくため、市内全域を景観計画区域に指定し、地域特性に応じた景観形成方針やその地域にふさわしい色彩等について基準を定めている。 本計画等に基づき、地域の街なみに影響を与える建築物等に対して、計画・設計段階で、適切な景観誘導を行うことで、基準に適合した建築物を着実に増やすことができることから、これを指標とすることで個性と魅力ある良好な景観形成に向けた成果を測ることができる。	15.5%（H26）〔2014〕	28.6%（R2）〔2020〕	22%以上（H29）〔2017〕	31%以上（R3）〔2021〕	41%以上（R7）〔2025〕	「景観計画」策定からこれまでの届出件数（H20（2008）～26（2014）までの累計 1173 件）の平均値（167 件／年）に加え、今後、景観計画特定地区及び都市景観形成地区の指定・拡大に伴う件数増※を加味した目標値を設定する。 ※通常は、景観法に基づく市全域が対象の届出制度が適用されるが、本制度は一定規模以上の建築物等が対象となる。これに対し、景観計画特定地区及び都市景観形成地区の区域内では、こうした規模要件がないことから、当該地区の指定等に伴う件数増を加味する。

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
2	**「地区まちづくり育成条例」に基づく登録・認定団体の累計件数**（まちづくり局調べ） 算出方法：地区まちづくり育成条例制定（H22（2010））以降における、条例に基づくグループ登録、組織認定、構想認定の累計件数	市民にとって、住んでいて心地よい街なみを創出するため、地区の住民が主体となって身近なまちの住環境の向上をめざすことが重要であることから、「地区まちづくり育成条例」に基づくグループ登録並びに団体及び構想の認定累計件数を指標とする。	累計 12 件（H26）〔2014〕	累計 28 件（R2）〔2020〕	累計 16 件以上（H29）〔2017〕	累計 24 件以上（R3）〔2021〕	累計 32 件以上（R7）〔2025〕	政令指定都市の中で、同様の条例を制定しており、先進都市である横浜市は、63 件／10 年の登録・認定を行っていることから、都市の面積を勘案し、20 件／10 年を目標に、2件／年を目標とする。
政策4-7　総合的な交通体系を構築する								
施策4-7-1　広域的な交通網の整備								
直接目標	首都圏における円滑な交通網を整える							
1	**都市拠点から羽田空港までの平均所要時間**（まちづくり局調べ） 算出方法：本市拠点から羽田空港までの「公共交通（鉄道）利用所要時間（H29（2017））」と「国土交通省の調査データ（H27（2015）道路交通センサス）などに基づく自動車利用所要時間の本市推計値」の平均値	都市拠点の形成や首都圏機能の強化に向け、国際化が進む羽田空港へのアクセスの強化を進めることが重要であることから、既存の鉄道・道路網を最大限に活かした広域的な交通機能の強化による本市拠点から羽田空港までの所要時間を指標として設定する。 ※本指標は、H25（2013）年3月策定の「総合都市交通計画」の目標水準であり、「本市拠点」とは、広域拠点及び地域生活拠点を指す。	44 分（H24）〔2012〕・（H17）〔2005〕	45 分（H29）〔2017〕・（H27）〔2015〕	⇒	⇒	約 20% 以上短縮（R14）〔2032〕	「総合都市交通計画」に位置づける施策・事業を展開することで実現をめざす値。ただし、「総合都市交通計画」に位置づける鉄道・道路ネットワーク形成事業の完成は、計画策定から概ね 20 年後とする計画期間を超える場合も想定している。
2	**JR 南武線の最混雑時間帯における混雑率**（国土交通省　鉄道関係統計データ） 算出方法：国土交通省による鉄道関係統計データ	鉄道の激しい混雑は、日々の通勤・通学をはじめとした市民の移動環境を大きく悪化させるだけでなく、列車の遅延を招き移動の確実性を低下させるなど、市民の経済活動に大きく関わる重要な課題であり、混雑率の緩和は重要な取組であることから、指標として設定する。	195%（H26）〔2014〕	120%（R2）〔2020〕	⇒	185% 以下（R3）〔2021〕	180% 以下（R14）〔2032〕	「総合都市交通計画」において、混雑率が 180%を超える区間を解消することを目標としている。
施策4-7-2　市域の交通網の整備								
直接目標	自動車での市内交通を円滑化する							
1	**都市計画道路進捗率**（建設緑政局調べ） 算出方法：都市計画道路の完成延長（208km）／都市計画道路の計画延長（305km）×100（%）	都市計画道路の整備は、経済活動を支える重要な都市基盤であり、その進捗率の変化を見ることで、道路ネットワーク整備の取組の成果を測ることができる。	68%（H26）〔2014〕	68%（R2）〔2020〕	⇒	69% 以上（R3）〔2021〕	71% 以上（R7）〔2025〕	道路整備プログラムに基づき、着実な道路ネットワークの構築が求められる中、都市計画道路の進捗率については、計画策定時における過去7年間の平均的な整備水準を維持していくことを今後もめざす。
2	**市内幹線道路における混雑時（朝夕ピーク時）の平均走行速度**（建設緑政局調べ） 算出方法：H27（2015）道路交通センサス値	平均走行速度の上昇は、市内交通の円滑化の目安になり、その変化を見ることで、道路ネットワーク整備の取組の成果を測ることができる。	16.9 km/h（H26）〔2014〕	15.9 km/h（R2）〔2020〕	⇒	⇒	17.8 km/h 以上（R7）〔2025〕	市内交通の円滑化が求められる中、道路整備プログラムに基づき道路ネットワークの構築等を進めることにより走行速度の上昇を今後もめざす。
3	**JR 南武線連続立体交差事業に係る用地取得の進捗率**（建設緑政局調べ） 算出方法：取得済用地面積/取得予定用地面積（約 35,000㎡）×100（%）	連続立体交差事業に係る用地取得の進捗率の変化を見ることで、連続立体交差事業の取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	0%（R3）〔2021〕	－	－	25% 以上（R7）〔2025〕	高架化工事に必要な用地の内、8割を事業着手から5年で取得することにより早期に工事着手することをめざす.。

指標名 （指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策4-7-3　身近な交通環境の整備									
直接目標	地域の人々が生活しやすい交通環境を整える								
1	**市内全路線バスの乗車人員数（1日平均）** （市統計書・交通局データ）		地域交通の課題は路線バスで対応することを基本としており、路線バスサービスの充実に向けた取組を進めることが利用しやすい交通環境の提供につながることから、乗車人数を指標として設定する。	316,045人 （市バス：H22〔2010〕～26〔2014〕平均） （民間バス：H20〔2008〕～24〔2012〕平均）	32.9 万人 （市バス：H28〔2016〕～R2〔2020〕平均） （民間バス：H26〔2014〕～30〔2018〕平均）	32.0 万人以上 （市バス：H25〔2013〕～29〔2017〕平均） （民間バス：H23〔2011〕～27〔2015〕平均）	33.1 万人以上 （市バス：H29〔2017〕～R3〔2021〕平均） （民間バス：H27〔2015〕～R1〔2019〕平均）	34.0 万人以上 （市バス：R3〔2021〕～7〔2025〕平均） （民間バス：R1〔2019〕～5〔2023〕平均）	今後、高齢化等に伴い、通勤・通学需要の減少傾向が予測されるが、現状のサービスレベルを維持するため、H20（2008）～24（2012）までの5年間の乗車人数平均を現状値としたものに、過去（民間バスは H14（2002）～24（2012）、市バスは H16（2004）～26（2014））の増加人数平均を加算したものを目標値とする。 【第2期実施計画策定時】 ※目標値の算出方法に誤りがあったため、目標値を変更 ・第2期：32.9→33.1 万人 ・第3期：33.8→34.0 万人
	算出方法	年間実利用者数/365 日（川崎市営バス、川崎鶴見臨港バス、東急バス、小田急バス、京急バス）							
2	**コミュニティ交通の利用者総数** （まちづくり局調べ）		コミュニティ交通の充実に向けた取組を進めることが利用しやすい交通環境の提供につながることから、利用者総数を指標として設定する。	第3期実施計画から新たに設定	10.9 万人 （R1）〔2019〕	—	—	12.5 万人以上 （R7）〔2025〕	これまでに進めてきた地域住民等が主体の取組に加え、新技術・新制度を活用した民間事業者等と連携した新たな取組を進める。それにより、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少している状況（約3割減）を踏まえながらも、感染症流行以前の H28（2016）～R1（2019）年度の利用者総数の増加率による利用者総数を上回ることを目標値とする。
	算出方法	コミュニティ交通の利用者の総数※ ※地域住民等が主体となり運営・運行する取組や、新技術・新制度を活用した新たな取組など、地域の足となる誰もが利用可能な交通手段の利用者で、総数には実証実験等の際の利用者を含む							
3	**自転車が関わる交通事故件数** （神奈川県警察交通年鑑）		道路を利用するすべての方々の安全・安心で快適な利用環境の構築をめざし、自転車通行環境整備を実施することから、自転車が関わる交通事故件数の減少により、取組の成果を測ることができる。	1,097 件 （H26）〔2014〕	947 件 （R2）〔2020〕	1,060 件以下 （H29）〔2017〕	980 件以下 （R3）〔2021〕	900 件以下 （R7）〔2025〕	計画策定時における過去 20 年間の自転車に関わる事故件数減少率より算出し、年間 20 件程度の減少をめざし、目標値を設定する。
	算出方法	各年の「交通年鑑」（神奈川県警察公表）の「市区町村別の発生状況」における市内の合計値							

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策4-7-4　市バスの輸送サービスの充実									
直接目標	安全で快適な市バス輸送サービスを持続的に提供する								
1	**有責事故発生件数（走行距離 10 万kmあたりの有責事故発生件数）**（交通局調べ）	算出方法：（有責事故発生件数（50件）／走行距離（12,352千km））×100,000	責任割合１％以上の事故を有責事故発生件数として把握することにより、市バス事業の使命である安全運行について、効果的な事故防止対策や研修等の一定の成果を測ることができる。	0.29 件（H26）〔2014〕	0.40 件（R2）〔2020〕	0.28 件以下（H29）〔2017〕	0.28 件以下（R3）〔2021〕	0.28 件以下（R7）〔2025〕	安全運行のより一層の向上を図るため、東京都や横浜市などの大都市公営事業者の中でトップレベルにある安全水準を向上させる必要がある。 過去の実績値からの削減をめざすとともに、大都市公営事業者平均 0.77（H26）（2014）の水準以下をめざす。
2	**お客様満足度**（市バスお客様アンケート調査）	算出方法：市バスお客様アンケート調査（R2（2020）回答数779）において市バスのサービス全般を「満足、やや満足、普通、やや不満、不満」の５段階で評価し、「満足」と「やや満足」の合計をお客様満足度として算出	市バスサービス全般に対するお客様満足度を把握することにより、サービス向上に向け行った取組や研修等の一定の成果を測ることができる。	55.4%（H26）〔2014〕	50.4%（R2）〔2020〕	62.5%以上（H29）〔2017〕	68.0%以上（R3）〔2021〕	72.0%以上（R7）〔2025〕	お客様の声や満足度などの変化を踏まえ、お客様に満足いただけるサービスの提供を行い、満足度の向上につなげる。 H30（2018）までに 65%以上の達成をめざすとともに、R1（2019）以降は、毎年１％以上の向上をめざす。
3	**市バスの乗車人数（1日平均）**（交通局調べ）	算出方法：社会経済状況等の変化により乗車人数（１日平均）の増減の変動が大きいため、H28（2016）からR2（2020）の実績値の平均値を現状値として算出	乗車人数を把握することにより、サービス向上に向けた取組について、一定の成果を測ることができる。	127,993人（H22〔2010〕～H26〔2014〕平均）	12.9 万人（H28〔2016〕～R2〔2020〕平均）	12.9 万人以上（H25〔2013〕～H29〔2017〕平均）	13.1 万人以上（H29〔2017〕～R3〔2021〕平均）	11.5 万人以上（R3〔2021〕～R7〔2025〕平均）	乗車人数の増減の変動が大きい中、中長期的なトレンドを踏まえながら、乗車人数の増加をめざす。 計画策定時の実績値に過去の増加人数の平均値を加え、各年度の推計値を算出し、それを上回る値を目標値として設定する。 【第3期実施計画策定時】 ※新型コロナウイルス感染症の影響などにより、市バス利用者の利用動向が変化したことから、目標値を変更 ・第3期：13.3→11.5 万人

	指標名 （指標の出典）		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
政策4-8 スポーツ・文化芸術を振興する									
施策4-8-1 スポーツのまちづくりの推進									
直接目標	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やす								
1	**週1回以上のスポーツ実施率** （市民アンケート・市民文化局調べ）	算出方法：市民へのアンケート（無作為抽出 3,000 人）の週1回以上スポーツをする人の割合	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、「スポーツ推進計画」において「する・みる・ささえる」の3つの観点からスポーツ推進に向けた取組を進めており、週1回以上スポーツをする人の割合を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	34.8% （H27） 〔2015〕	50.4% （R2） 〔2020〕	36% 以上 （H29） 〔2017〕	42.5% 以上 （R3） 〔2021〕	54% 以上 （R7） 〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざすために設定した第3期の目標値を第1期に達成したため、第2期の目標値は H28（2016）の全国平均（42.5%）とし、第3期の目標値は第1期実績から第2期目標値（見直し後）への伸び率を継続する値で設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※上記を踏まえ、目標値を変更 ・第2期：38→42.5% ・第3期：40→44.5% 【第3期実施計画策定時】 ※第2期の H29（2017）から R2（2020）までは 9.8 ポイント上昇しており、第3期の計画期間でも 9.8 ポイントの上昇幅を期待する一方で、コロナ禍で実績が 44.2%に低下したことを踏まえて、感染拡大後の数値から第2期の伸び幅を加えた値を算出して目標値を変更 ・第3期：44.5→54%
2	**年1回以上の直接観戦率** （市民アンケート・市民文化局調べ）	算出方法：市民へのアンケート（無作為抽出 3,000 人）の年1回以上スポーツの観戦をする人の割合	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、「スポーツ推進計画」において「する・みる・ささえる」の3つの観点からスポーツ推進に向けた取組を進めており、年1回以上スポーツの観戦をする人の割合を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	30.4% （H27） 〔2015〕	23.4% （R2） 〔2020〕	31% 以上 （H29） 〔2017〕	33% 以上 （R3） 〔2021〕	35% 以上 （R7） 〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均をめざし、目標値を設定する。
3	**スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合** （市民アンケート・市民文化局調べ）	算出方法：市民へのアンケート（無作為抽出 3,000 人）の年1回以上参加した人の割合	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、「スポーツ推進計画」において「する・みる・ささえる」の3つの観点からスポーツ推進に向けた取組を進めており、スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	5.7% （H27） 〔2015〕	6.1% （R2） 〔2020〕	6% 以上 （H29） 〔2017〕	8% 以上 （R3） 〔2021〕	10% 以上 （R7） 〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざし、目標値を設定する。
4	**スポーツセンター等施設利用者数** （市民文化局調べ）	算出方法：スポーツセンター等施設（8か所）における利用者数の実績報告の合計値	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、身近なスポーツを行うことのできる施設であるスポーツセンター等の利用促進に向けた取組を進めており、利用者数の推移を見ることで、市民のスポーツ機会の増加に向けた取組の成果を測ることができる。	2,618,847 人 （H26） 〔2014〕	123.9 万人 （R2） 〔2020〕	263 万人 以上 （H29） 〔2017〕	276 万人 以上 （R3） 〔2021〕	276 万人 以上 （R7） 〔2025〕	第1期計画期間については「スポーツ・文化総合センター」の開館や他施設の近年の利用実績を踏まえて目標値を設定し、第2期計画期間以降については、引き続き利用が促進されることを踏まえて目標値を設定する。
5	**市障害者スポーツ大会競技参加者数** （市民文化局調べ）	算出方法：6競技の市障害者スポーツ大会参加者数の合計	障害者スポーツ大会は、障害のある方がスポーツの楽しさを体験する機会の一つであるため、その参加者数の推移を見ることで、パラスポーツの普及促進の取組の成果を測ることができる。	359 人 （H26） 〔2014〕	422 人 （R1） 〔2019〕	383 人 以上 （H29） 〔2017〕	415 人 以上 （R3） 〔2021〕	447 人 以上 （R7） 〔2025〕	計画策定時における過去5年間の参加者実績の増加率に加え、東京 2020 パラリンピックを契機とした「かわさきパラムーブメント」における各イベント、パラアスリートへの施設貸出、障害者スポーツ普及促進事業等の効果としてさらに1割増を上乗せして目標値を設定する。 ※R2（2020）は大会が中止となったことから、R1（2019）実績値を記載

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
6	**障害者の週1回以上のスポーツ実施率**（市民文化局調べ） 算出方法：障害者を対象とする調査（配布 2,642 人）において、「週１回以上スポーツをする」と回答した障害者の割合	障害のある方が自身の興味や関心に合わせてスポーツを楽しみ、交流し、社会参加・地域参加ができるよう、スポーツ教室等の取組を進めており、スポーツ実施率の推移を見ることで、障害のある方へのパラスポーツの普及促進の取組の成果を図ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	32.0%（R1）〔2019〕	―	―	36%以上（R7）〔2025〕	過去の調査と同様の増加率を今後も維持するものとした上で、コロナ禍により「週１回以上のスポーツ実施率」と同程度の影響があったものと仮定し、R1（2019）実績を基に目標値を設定する。
施策4-8-2　市民の文化芸術活動の振興								
直接目標	市内の文化芸術活動を推進し、一層市民に身近なものにする							
1	**主要文化施設の入場者数**（市民文化局調べ） 算出方法：主要文化施設※（8か所）における入場者数の実績報告の合計値 ※東海道かわさき宿交流館、市民ミュージアム、大山街道ふるさと館、藤子・F・不二雄ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館（かわさき宙と緑の科学館）、アートセンター	市内の文化芸術活動を推進し、一層市民が文化芸術を身近なものとするため、主要文化施設における文化芸術の創造や地域の文化芸術活動の促進に向けた取組を推進しており、主要文化施設の入場者数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	1,269,188人（H26）〔2014〕	57.1万人（R2）〔2020〕	135.6万人以上（H29）〔2017〕	140.5万人以上（R3）〔2021〕	140.5万人以上（R7）〔2025〕	施設ごとに既に設定している目標値や計画策定時における過去の実績値などを踏まえ、目標値を設定する。
2	**年１回以上文化芸術活動をする人の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）の年1回以上文化芸術活動をする人の割合	市内の文化芸術活動を推進し、一層市民が文化芸術を身近なものとするため、市民主体の文化芸術活動を促進していくための環境づくりに取り組んでおり、年１回以上文化芸術活動をする人の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	14.6%（H27）〔2015〕	12.1%（R3）〔2021〕	16%以上（H29）〔2017〕	18%以上（R3）〔2021〕	20%以上（R7）〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均をめざし、目標値を設定する。
3	**文化・芸術の環境に対する満足度**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）の文化・芸術の環境が充実していると感じる人（そう感じる＋やや感じる）の割合	市内の文化芸術活動を推進し、一層市民が文化芸術を身近なものとするため、誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境づくりの推進に取り組んでおり、そうした環境の充実に対する市民意識の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	29.6%（R3）〔2021〕	―	―	40%以上（R7）〔2025〕	R3(2021)に実施した市民アンケートの結果を踏まえ、文化・芸術の環境が充実していると感じる人の割合を着実に増やすことをめざし、目標値を設定する。
施策4-8-3　音楽や映像のまちづくりの推進								
直接目標	音楽や映像を活用して、都市の魅力向上や地域の活性化につなげる							
1	**「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出3,000人）の「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人（そう思う＋やや思う）の割合	音楽を活用して都市の魅力向上や地域の活性化につなげるため、多様な主体と連携しながら、音楽に関するイベントの振興等を図り、音楽を楽しめる環境づくりを進めており、そうした環境の充実に対する市民意識の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	53.3%（H27）〔2015〕	46.3%（R3）〔2021〕	55%以上（H29）〔2017〕	57%以上（R3）〔2021〕	60%以上（R7）〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市上位をめざし、目標値を設定する。
2	**ミューザ川崎シンフォニーホール主催・共催公演の入場者率**（市民文化局調べ） 算出方法：主催・共催公演の入場者数／主催・共催公演の入場者定員数×100（%）	音楽を活用して都市の魅力向上や地域の活性化を図るため、音楽によるまちづくりの中核的施設であるミューザ川崎シンフォニーホールの魅力を発信するための公演内容等の充実等を図っており、その主催・共催公演の入場者率を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	72.0%（H26）〔2014〕	72.6%（R2）〔2020〕	73%以上（H29）〔2017〕	74%以上（R3）〔2021〕	75%以上（R7）〔2025〕	計画策定時における過去 5 年間（東日本大震災による休館期間を除く）のミューザ川崎シンフォニーホールの入場者率は、リニューアルオープン（H25（2013））年度以外は 70%から73%で推移していることから、最高値（73%）を起点として、目標値を設定する。

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
3	**「映像のまち」の取組を知っていて、評価できると回答した人の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）の「映像のまち」の取組を知っていて、その取組を評価できると回答した人の割合	映像に関するイベントの振興等を図ることによって、映像を通じた地域活性化につなげる取組等を推進しており、こうした「映像のまち」の取組を知っていて、評価できると回答した人の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	18.4%（H27）〔2015〕	11.4%（R3）〔2021〕	20%以上（H29）〔2017〕	25%以上（R3）〔2021〕	30%以上（R7）〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざし、目標値を設定する。

政策4-9 戦略的なシティプロモーション

施策4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成

直接目標：市内外における市の認知度・好感度を高める

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
1	**シビックプライド指標 市民の市に対する「愛着」「誇り」に関する平均値**（都市イメージ調査） 算出方法：都市イメージ調査（地域別インターネット調査）において「愛着」、「誇り」に関してそれぞれに3つの質問項目を設け、その評価を1点（最低点）～10 点（最高点）とし、各項目の平均値を「愛着」、「誇り」それぞれの得点として算出	「シティプロモーション戦略プラン」において、プランの目標の一つである「市民の川崎への愛着・誇り」の醸成度を測る指標として、川崎市独自の「シビックプライド指標」を使用している。本市に「愛着を持っているか」、「誇りを持っているか」等の、複数の設問に回答を求めており、それを指標とすることで、取組の成果を測ることができる。	愛着 6.0 点 誇り 5.0 点（H26）〔2014〕	愛着 5.4 点 誇り 4.7 点（R2）〔2020〕	愛着 6.1 点 誇り 5.1 点以上（H29）〔2017〕	愛着 6.5 点 誇り 5.5 点以上（R3）〔2021〕	愛着 7.0 点 誇り 6.0 点以上（R7）〔2025〕	隣接都市（平均:愛着 6.3 点 誇り 5.3 点）と比較し、下回っている現状があるため、概ね 10 年後に、それを上回ることを目標とする。
2	**隣接都市における、川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合**（都市イメージ調査） 算出方法：都市イメージ調査（地域別インターネット調査）において、「川崎市のイメージについて、どのように思いますか」という質問に対して、その評価を1点（最低点）～10 点（最高点）とし、隣接都市居住者のうち6点～10 点を選んだ割合	「シティプロモーション戦略プラン」において、プランの目標の一つである「川崎の対外的な認知度やイメージの向上」を測る指標として、「隣接都市在住者における川崎のイメージを良いと思う人の割合」を使用しており、それを指標とすることで、取組の成果を測ることができる。	50.3%（H26）〔2014〕	36.0%（R2）〔2020〕	51%以上（H29）〔2017〕	53%以上（R3）〔2021〕	55%以上（R7）〔2025〕	市外での認知度やイメージが向上すると、市民が自身のまちに対してより自信を持つことができるため、本市のイメージを安定的に向上させることを目標とする。
3	**市民のうち川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合**（都市イメージ調査） 算出方法：都市イメージ調査（地域別インターネット調査）において、「川崎市のイメージについて、どのように思いますか」という質問に対して、その評価を1点（最低点）～10 点（最高点）とし、市民のうち6点～10 点を選んだ割合	「シティプロモーション戦略プラン」において、プランの目標の一つである「川崎の対外的な認知度やイメージの向上」を図るためには、市民による市外への魅力情報の発信や市外への推奨が重要であり、「市民のうち川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合」を指標とすることで、取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	60.0%（R2）〔2020〕	―	―	67%以上（R7）〔2025〕	市民による市外への魅力情報の発信や市外への推奨により、市外での認知度やイメージが向上すると、市民が自身のまちに対してより自信を持つことができるため、本市のイメージを安定的に向上させることを目標とする。

施策4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興

直接目標：市内への集客及び滞在を増加させる

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
1	**主要観光施設の年間観光客数**（経済労働局調べ） 算出方法：主要観光施設からの報告値等の集計	これまで取り組んできた地域特性を活かした観光振興を今後も推進し、更なる観光客数の増加をめざすため、その取組の成果を客観的に示す数値として主要観光施設の年間観光客数が最適であることから、これを指標として設定する。	1,504 万人（H26）〔2014〕	1,276 万人（R2）〔2020〕	1,646 万人以上（H29）〔2017〕	1,856 万人以上（R3）〔2021〕	2,100 万人以上（R7）〔2025〕	本市の主要観光施設への観光客数については、これまでの観光振興の取組により、計画策定時における過去の実績で3％程度の伸びがあることから、今後もこの水準以上の観光客の増加を目標とする。

指標名（指標の出典）			指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
				策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
2	**宿泊施設の年間宿泊客数**（経済労働局調べ）	算出方法：市内宿泊施設からの報告値等の集計	市内での観光客による消費を増加させるために、日帰り客だけでなく市内の宿泊客を増加させるための取組が必要であり、その成果を客観的に示す数値として市内宿泊施設における宿泊客数が最適であることから、これを指標として設定する。	178 万人 外国人 15 万人 （H26）〔2014〕	140 万人 外国人 6 万人 （R2）〔2020〕	187 万人以上 外国人 17 万人以上 （H29）〔2017〕	198 万人以上 外国人 23 万人以上 （R3）〔2021〕	210 万人以上 外国人 25 万人以上 （R7）〔2025〕	R2（2020）年以前（コロナ禍前）までの外国人観光客の増加傾向や、既存宿泊施設の稼働率増、新規宿泊施設の建設を念頭に、毎年約３万人以上の増加（外国人宿泊客数については全宿泊客数に占める外国人宿泊客の割合について H28（2016）の県内平均割合（11.5%）を超える 12%の達成をめざして増加）を目標とする。 【第２期実施計画策定時】 ※年間宿泊客数（外国人）の H28（2016）の実績値が、第２期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第２期：19→23 万人 ・第３期：21→25 万人
3	**工場夜景・産業観光ツアーの年間参加者数**（経済労働局調べ）	算出方法：工場夜景ツアー及び産業観光ツアーの参加者数の集計	産業観光については、本市の地域特性を活かした貴重な観光資源であり、今後も本市の観光施策の中心であることから、そのツアーの年間参加者数を、観光振興の取組の成果を客観的に示す指標として設定する。	6,600 人 （H26）〔2014〕	900 人 （R2）〔2020〕	7,200 人以上 （H29）〔2017〕	8,100 人以上 （R3）〔2021〕	9,200 人以上 （R7）〔2025〕	これまでの取組によって産業観光に関する認知や需要が高まってきており、今後もこれを継続することにより、観光客数の伸びに合わせて毎年３%程度以上の増加を目標とする。
4	**競輪事業の一般会計繰出金**（経済労働局調べ）	算出方法：競輪事業の一般会計への繰出金を算出	競輪事業の本市財政への貢献、持続可能な運営の効果を測ることができる。	第３期実施計画から新たに設定	1.4 億円 （R2）〔2020〕	－	－	1.4 億円以上 （R7）〔2025〕	R4（2022）からの第２期の包括的な業務委託等における効率的な事業運営により、特別競輪を開催した R2（2020）と同額の一般会計への繰出しを行うことをめざし、1.4 億円を目標として設定する。

基本政策５　誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
政策5-1　参加と協働により市民自治を推進する							
施策5-1-1　市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり							
直接目標　多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を進める							
1　**地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）で「地域貢献活動について知っており、活動にかかわったことがある」と答えた人の割合	市民自治のまちづくりには、地域に関わりを持つさまざまな主体が協力して地域を支えるしくみが必要であるため、市民活動団体、町内会・自治会、企業、大学などが身近な場所で行っている地域貢献活動に関わったことがある市民の割合を指標とする。	19.8%（H27）〔2015〕	16.9%（R3）〔2021〕	21%以上（H29）〔2017〕	23%以上（R3）〔2021〕	25%以上（R7）〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざし、目標値を設定する。
2　**町内会・自治会加入率**（市民文化局調べ） 算出方法：町内会・自治会加入世帯数（440,637 世帯）／総世帯数（746,752 世帯）×100（%）	多様な主体が協働・連携して地域の課題解決を進めるため、市民同士の地域における支え合いの中心としてコミュニティ形成の核となる地縁組織である町内会・自治会の活動を支援しており、その加入率の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	63.8%（H27）〔2015〕	59.0%（R2）〔2020〕	64%以上（H29）〔2017〕	64%以上（R3）〔2021〕	64%以上（R7）〔2025〕	人口の増加が続く中、これまでの町内会・自治会の加入率の中長期的な漸減傾向に歯止めをかけ、現状水準（H27（2015）年４月１日現在の加入率）を維持していくことをめざし、目標値を設定する。
3　**市内認定・条例指定NPO法人数**（市民文化局調べ） 算出方法：本市が認定又は条例指定をしている法人数	多様な主体が協働・連携して地域の課題解決を進めるため、その担い手となる NPO 法人の基盤強化の支援や寄附促進に向けた取組等を実施しており、NPO法人のうち、寄附者等の人数で地域から支持されているかどうかを測る「パブリックサポートテスト（PST基準）」や適正運営要件を満たした認定・条例指定NPO法人の法人数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	8 団体（H26）〔2014〕	14 団体（R2）〔2020〕	14 団体以上（H29）〔2017〕	22 団体以上（R3）〔2021〕	30 団体以上（R7）〔2025〕	神奈川県が県内約 3,500 団体に対して、毎年 20 団体増を目標としていることから、本市においても同様の水準となる、約 350 団体のうち毎年２団体増を認定・指定の目標値として設定する。
4　**「かわさき SDGs パートナー」登録・認証事業者数**（総務企画局調べ） 算出方法：「かわさき SDGsパートナー」制度で、登録又は認証している事業者数	SDGs の達成に向けて、多様な主体による主体的な取組と連携を促すため、SDGs に取り組む事業者を市が登録・認証する制度や、登録・認証事業者のネットワーク化に向けたプラットフォームを運営しており、登録・認証事業者の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	第３期実施計画から新たに設定	607 者※（R3）〔2021〕	―	―	累計 4,037 者以上（R7）〔2025〕	R3（2021）年３月より制度を開始して今年度末の応募実績の見込みが 1,457 件であることを踏まえ、今後、伸び数を 70%程度と想定し、目標値を設定する。 R3（2021）末 1,457 者（見込み）→R4（2022）末 2,476 者→R5（2023）末 3,189 者→R6（2024）末 3,688 者→R7（2025）末 4,037 者 ※R4（2022）年２月１日現在の数値。R4（2022）年３月末の見込みは 1,457 者
5　**SDGs につながる行動に取り組んでいる人の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）で SDGs について「知っていて、SDGs につながる行動に自ら取り組んでいる」と答えた人の割合	SDGs の達成に向けて、多様な主体による主体的な取組と連携を促すことで、地域へ SDGs が浸透し SDGs につながる行動に取り組む人が増えることが期待できることから、施策の成果を測る指標として設定する。	第３期実施計画から新たに設定	17.3%（R3）〔2021〕	―	―	50.0%以上（R7）〔2025〕	民間の調査では、SDGs の社会への広がりに合わせて、この３～４年で SDGs の認知度は３倍以上となっている。知っていることから、行動を起こす段階に進むにはハードルがあるため、各民間調査においても認知度は５割前後であることに比べて、実際に行動している人は１割弱となっている。今後の取組により、現在の認知度の水準まで、実際に行動する人の割合を増やすことをめざし、目標値を 50%以上と設定する。

	指標名 （指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
施策5-1-2　迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進								
直接目標	市民の意見を幅広く聴取するとともに、分かりやすい情報発信を行う							
1	**コンタクトセンター内サンキューコールかわさきの応対満足度** （総務企画局調べ） 算出方法：サンキューコールかわさき利用者に対する電話アンケート（インバウンド型電話アンケート（年3回））を実施し、応対についての評価（5点満点）の平均点を算出	広聴体制の一つである「サンキューコールかわさき」の応対に対する満足度を調査することにより、市に対する意見や相談を受ける体制に満足しているかを測ることができる。	4.9 点 （H27） 〔2015〕	4.9 点 （R3） 〔2020〕	4.9 点 以上 （H29） 〔2017〕	4.9 点 以上 （R3） 〔2021〕	4.9 点 以上 （R7） 〔2025〕	市政に関する問合せ、意見、相談等に応対する「サンキューコールかわさき」利用者の応対満足度について、現状の高い満足度の維持・向上をめざす。
2	**必要な市政情報を得ることができていると思う人の割合** （市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）で「必要な市政情報を得ることができている」と答えた人の割合	市政だよりや市ホームページ等により市政情報を迅速かつ分かりやすく発信する取組を行っており、必要な情報を得ることができているという市民の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	37.5% （H27） 〔2015〕	42.3% （R3） 〔2021〕	39% 以上 （H29） 〔2017〕	42% 以上 （R3） 〔2021〕	45% 以上 （R7） 〔2025〕	H27（2015）に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均以上をめざし、第1期計画期間までに年 1.5%増、第2期計画期間以降は各期3%増を目標値として設定する。
施策5-1-3　共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化								
直接目標	市民満足度の高い区役所サービスを提供する							
1	**区役所利用者のサービス満足度** （市民文化局調べ） 算出方法：各区役所利用者への聞き取り調査（各区 300 人程度）の質問（「本日は気持ちよく利用できましたか」）に対して「はい」、「どちらでもない」と否定的ではない回答をした人の割合	市民満足度の高い区役所サービスを提供するため、「区役所サービス向上指針」に基づき、PDCA サイクルを用いた区役所が主体となった、より一層のサービス向上を図っており、区役所利用者の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	97.1% （H27） 〔2015〕	99% （R1） 〔2019〕	98.0% 以上 （H29） 〔2017〕	98.0% 以上 （R3） 〔2021〕	99.0% 以上 （R7） 〔2025〕	第1期計画策定時より、第1期は低下していたが、これまでの継続した取組により、第2期では、第1期の水準へ回復し、目標値（98.0%以上）を達成できたことから、第3期においては、その水準を維持することを目標とする。 【第3期実施計画策定時】 ※第2期の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第3期：98.0→99.0%
2	**個人番号カード交付率** （市民文化局調べ） 算出方法：市内で交付された個人番号カードの累計枚数／住民基本台帳人口 × 100（%） なお、個人番号カードは、H28（2016）年1月から新たに交付が開始されたため、計画策定時の値（H27）〔2015〕は設定しないものとする。	個人番号カードの普及により、コンビニエンスストアでの証明書発行等による市民サービスの向上や業務の効率化の取組を進めており、マイナンバー制度の個人番号カードの交付率を見ることで、その成果を測ることができる。	H28 （2016） 年1月 から交 付開始	30.9% （R2） 〔2020〕	7% 以上 （H29） 〔2017〕	20% 以上 （R3） 〔2021〕	85% 以上 （R7） 〔2025〕	H28（2016）実績、R2（2021）実績が第1・2期目標値より大きく達成していること、また、国の方針及び市の施策を踏まえ、第3期の目標値を再度設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※H29（2017）の交付率（見込）をもとに年 1.5%増を目標値として設定し、第2期では更なる取組を推進することにより年2%増を目標値として設定する。 ・第2期：14→20% ・第3期：21→26% 【第3期実施計画策定時】 ※第3期では、国の方針及び市の施策を踏まえた上で年 10%増をめざす。 ・第3期：26→85%
政策5-2　人権を尊重し共に生きる社会をつくる								
施策5-2-1　平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進								
直接目標	平等と多様性を尊重する意識を高める							
1	**平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合** （市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出3,000人）の平等と多様性が尊重されていると思う市民（そう思う＋やや思う）の割合	平等と多様性（ダイバーシティ）を尊重する意識を高めるため、人権意識の普及を推進しており、「平等と多様性が尊重されている」と思う市民の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	40.6% （H27） 〔2015〕	36.6% （R3） 〔2021〕	41% 以上 （H29） 〔2017〕	41% 以上 （R3） 〔2021〕	41% 以上 （R7） 〔2025〕	H28（2016）の実績値が第1期計画策定時より低下していることから、第2期では、まず第1期計画策定時の水準への回復、続いて更なる上昇をめざすというステップで目標達成を図ることとし、第3期においても、その水準を維持することを目標とする。

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	指標の実績値 策定時	指標の実績値 現状	指標の目標値 第1期	指標の目標値 第2期	指標の目標値 第3期	目標値の考え方
2	**他人の人権を侵害しないように配慮して日々の生活を送っている市民の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）の人権侵害しないよう配慮して生活している市民（そうしている＋ある程度そうしている）の割合	市の人権施策は、市民の日々の意識や行動に影響を与えるため、他人の人権を侵害しないように配慮して日々の生活を送っている市民の割合の推移をを見ることで、その取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	87.4% （R3） 〔2021〕	－	－	91%以上 （R7） 〔2025〕	R3（2021）に実施した市民アンケートに基づき、啓発等の各人権施策について、手法を検討しつつ効果的に実施していくことにより、引き続き高い水準を維持していくことを目標とする。
3	**子どもの権利に関する条例の認知度**（子どもの権利に関する実態・意識調査） 算出方法：「子どもの権利に関する実態・意識調査」（無作為抽出 子ども 2,100 人、大人 900 人）の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容がわからない」を合わせた回答者数／全回答者数×100（%）	子どもの権利の保障に向け、市民の意識の向上や子どもの参加の促進などの取組を推進しており、条例認知度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	45.0% （子ども） 31.9% （大人） （H26） 〔2014〕	52.5% （子ども） 33.2% （大人） （R2） 〔2020〕	47%以上 （子ども） 33%以上 （大人） （H29） 〔2017〕	52%以上 （子ども） 41%以上 （大人） （R2） 〔2020〕	55%以上 （子ども） 44%以上 （大人） （R7） 〔2025〕	H23（2011）以降の認知度は上昇傾向にあるが、更なる取組を推進することにより年約1%増を目標値として設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※H29（2017）の実績を踏まえ、目標値を変更 【子ども】 ・第2期：50→52% 【大人】 ・第2期：36→41% ・第3期：40→44%

施策5-2-2　男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進

直接目標　性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境を整える

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	策定時	現状	第1期	第2期	第3期	目標値の考え方
1	**性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況であると思う市民の割合**（市民アンケート） 算出方法：市民アンケート（無作為抽出 3,000 人）の性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況であると思う市民（そう思う＋やや思う）の割合	性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境づくりに向け、誰もがお互いの人権を尊重し合い、一人ひとりが個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画することのできる男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させるための意識普及に取り組んでおり、「性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況である」と思う市民の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	31.2% （H27） 〔2015〕	38.9% （R3） 〔2021〕	33%以上 （H29） 〔2017〕	33%以上 （R3） 〔2021〕	40%以上 （R7） 〔2025〕	H28（2016）実績値が第1期計画策定時より低下していることから、第2期では、まず第1期計画策定時の水準への回復、続いて更なる上昇をめざすというステップで目標達成を図ることとし、第3期においても、その水準を維持することを目標とする。 【第3期実施計画策定時】 ※指標名「男女が平等になっていると思う市民の割合」について、より設問内容に沿った指標名に変更 ※R3（2021）の実績を踏まえ、目標値を変更 ・第3期：33→40%
2	**市の審議会等委員に占める女性の割合**（市民文化局調べ） 算出方法：女性の委員数／本市の審議会等の委員総数×100（%）	男女共同参画社会の実現に向けて、市の政策決定過程やさまざまな方針等の決定の場への女性の参画を推進しており、川崎市審議会等委員への女性の参画状況の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	31.5% （H26） 〔2014〕	31.2% （R3） 〔2021〕	37%以上 （H29） 〔2017〕	40%以上 （R3） 〔2021〕	40%以上 （R7） 〔2025〕	「第4期男女平等推進行動計画」及び「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」に基づき、R3（2021）までに委員に占める女性の割合が 40%となることをめざして取組を推進していることから、第3期は 40%以上を目標値とする。

施策5-2-3　かわさきパラムーブメントの推進

直接目標　それぞれが個性を活かし、すべての人が活躍できるまちの実現

	指標名（指標の出典）	指標の考え方	策定時	現状	第1期	第2期	第3期	目標値の考え方
1	**生活をする上で、バリア（障壁）を感じている人の割合**（市民文化局調べ） 算出方法：アンケート調査（障害当事者を含む）で「生活する上で、あなた自身はバリア（障壁）を感じますか。」という質問に「はい」と答えた人の割合	かわさきパラムーブメントでは、「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創り出す」ことを理念としており、共生社会を実現するためには、バリア（障壁）を取り除いていく必要がある。今後、バリアを実感している人の割合の推移をみることで、取組の成果を測ることができる。	第3期実施計画から新たに設定	29.3% （R3） 〔2021〕	－	－	26.6%以下 （R7） 〔2025〕	内閣府が実施している類似アンケートの結果を踏まえ、バリアを感じている人の割合を毎年 0.6～0.7%減少させていくことを目標とする。

■ 総合計画とSDGsとの対応表

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
1-1-1	防災対策管理運営事業 地域防災推進事業 防災施設整備事業 帰宅困難者対策推進事業 危機管理対策事業	総務企画局	1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
	公園防災機能向上事業 水防業務	建設緑政局		
	放射線安全推進事業	環境局		
	防災対策管理運営事業	総務企画局	9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。
	港湾施設改修（防災・減災）事業	港湾局		
	防災施設整備事業	総務企画局	11.1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
	高層集合住宅の震災対策推進事業	まちづくり局		
	地域防災推進事業 臨海部・津波防災対策事業	総務企画局	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	公園防災機能向上事業 水防業務	建設緑政局		
	高層集合住宅の震災対策推進事業	まちづくり局		
	港湾施設改修（防災・減災）事業	港湾局		
	本庁舎等建替事業	総務企画局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	防災対策管理運営事業	総務企画局	11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
	地域防災推進事業 臨海部・津波防災対策事業	総務企画局	13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
	地域防災推進事業	総務企画局	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
			17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
1-1-2	防災都市づくり基本計画推進事業 防災市街地整備促進事業 防災まちづくり支援促進事業 狭あい道路対策事業	まちづくり局	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	防災まちづくり支援促進事業	まちづくり局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
1-1-3	耐震対策等橋りょう整備事業	建設緑政局	1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
	特定建築物耐震対策事業 宅地防災対策事業 急傾斜地崩壊対策事業	まちづくり局	9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。
	耐震対策等橋りょう整備事業	建設緑政局		
	特定建築物耐震対策事業 木造建築物耐震対策事業 民間マンション耐震対策事業 宅地防災対策事業 急傾斜地崩壊対策事業	まちづくり局	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	耐震対策等橋りょう整備事業	建設緑政局		

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
1-1-4	消防広報事業 火災等の調査事務 査察活動事業 火災予防設備に関する業務	消防局	**11**	**包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する**
	消防署所の適正配置に係る事業 消防団関係事業 警防活動事業 火災予防事業 危険物施設等規制事業 特殊災害対策業務 地域防災支援事業	消防局	11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
	消防署所改築事業 消防指令体制整備事業 消防艇管理事業 ヘリコプター整備事業 消防団関係事業 警防活動事業 耐震性貯水槽建設事業 消防車両等管理業務 救急車両管理業務 庁舎等整備事業 警防資器材等管理業務 救助活動事業 活動計画・出場計画に関する業務 特殊災害対策業務 航空関係業務 地域防災支援事業	消防局	13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
	消防団関係事業 消防音楽隊等活動事業 地域防災支援事業	消防局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
1-1-5	河川計画事業 五反田川放水路整備事業 河川改修事業 河川施設更新事業 雨水流出抑制施設指導業務	建設緑政局	1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
	五反田川放水路整備事業 河川改修事業 河川施設更新事業	建設緑政局	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	河川計画事業	建設緑政局	13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
1-2-1	路上喫煙防止対策事業 客引き行為等防止対策事業	市民文化局	**11**	**包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する**
	消費者啓発育成事業	経済労働局	12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
			12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
			14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	犯罪被害者等支援事業	市民文化局	**16**	**持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する**
	防犯対策事業	市民文化局	16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
	防犯対策事業	市民文化局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
	消費生活相談事業 消費者啓発育成事業 消費者自立支援推進事業	経済労働局		
1-2-2	交通安全推進事業	市民文化局	3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
	安全施設整備事業	建設緑政局		
	放置自転車対策事業	建設緑政局	**11**	**包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する**
	安全施設整備事業 踏切道改善推進調査事業	建設緑政局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
1-2-3	ユニバーサルデザイン推進事業 ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業 南武線駅アクセス向上等整備事業 鉄道駅ホームドア等整備事業	まちづくり局	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	ユニバーサルデザイン推進事業 南武線駅アクセス向上等整備事業 福祉のまちづくり普及事業	まちづくり局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業	建設緑政局		

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
1-2-4	計画的な道路施設補修事業	建設緑政局	9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
	道水路不法占拠対策事業 道水路台帳整備事業 屋外広告物管理事業 私道舗装助成事業 占用業務管理 地籍調査事業	建設緑政局	**11**	**包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する**
	河川・水路維持補修事業	建設緑政局	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	計画的な道路施設補修事業 道路・橋りょう等の維持補修事業 道路舗装事業 河川・水路財産管理業務	建設緑政局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	公共工事の適正化推進事業	建設緑政局	12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
1-3-1	主要施設の更新・耐震化事業 送・配水管の更新・耐震化事業 給水管の更新事業 水道水質の管理業務 水道・工業用水道事業の危機管理対策事業 水道・工業用水道事業における経営基盤の充実・強化事業	上下水道局	6.1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
	主要施設の更新・耐震化事業 送・配水管の更新・耐震化事業 給水管の更新事業 水道水質の管理業務 工業用水道施設の整備事業 水道・工業用水道事業の危機管理対策事業	上下水道局	6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
	水道水質の管理業務	上下水道局	6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
	水道・工業用水道事業における環境施策の推進事業	上下水道局	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	主要施設の更新・耐震化事業 送・配水管の更新・耐震化事業 給水管の更新事業 工業用水道施設の整備事業	上下水道局	9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
	主要施設の更新・耐震化事業 送・配水管の更新・耐震化事業 給水管の更新事業 工業用水道施設の整備事業 水道・工業用水道事業の危機管理対策事業	上下水道局	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
1-3-2	浸水対策事業	上下水道局	1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
	下水道水質管理・事業場指導業務	上下水道局	3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	下水道の管きょ・施設の老朽化対策及び未普及解消事業 下水道事業における経営基盤の充実・強化事業	上下水道局	6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
	合流式下水道の改善事業 下水道の管きょ・施設の老朽化対策及び未普及解消事業 下水道水質管理・事業場指導業務	上下水道局	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	下水道事業における環境施策の推進事業	上下水道局	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	下水道の管きょ・施設の地震対策事業	上下水道局	9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。
	下水道の管きょ・施設の地震対策事業 浸水対策事業 下水道の管きょ・施設の老朽化対策及び未普及解消事業 下水道事業の危機管理対策事業	上下水道局	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	浸水対策事業	上下水道局	13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。
	高度処理事業 合流式下水道の改善事業 下水道の管きょ・施設の老朽化対策及び未普及解消事業 下水道水質管理・事業場指導業務	上下水道局	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
1-4-1	地域包括ケアシステム推進事業	健康福祉局	**3**	**あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する**
	全般	健康福祉局	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
	権利擁護事業	健康福祉局	16.b	持続可能な開発のための非差別的法規及び政策を推進し、実施する。
	地域包括ケアシステム推進事業 認知症高齢者対策事業 災害救助その他援護事業	健康福祉局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
1-4-2	全般	健康福祉局	**3**	**あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する**
	全般	健康福祉局	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
	介護サービスの基盤整備事業	健康福祉局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
1-4-3	生涯現役対策事業	健康福祉局	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	全般	健康福祉局	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
	いこいの家・いきいきセンターの運営	健康福祉局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
1-4-4	全般	健康福祉局	**3**	**あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する**
	全般	健康福祉局	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
	障害福祉サービスの基盤整備事業	健康福祉局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
1-4-5	障害者就労支援事業	健康福祉局	4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
			8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
	障害者社会参加促進事業	健康福祉局	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
			10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
	全般	健康福祉局	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
1-4-6	民間賃貸住宅等居住支援推進事業 市営住宅等管理事業	まちづくり局	1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
	市営住宅等管理事業	まちづくり局	**3**	**あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する**
	住宅政策推進事業 住宅・マンション良質化支援推進事業 市営住宅ストック活用事業	まちづくり局	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	全般	まちづくり局	11.1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
	住宅政策推進事業 住宅・マンション良質化支援推進事業 民間賃貸住宅等居住支援推進事業 市営住宅等ストック活用事業 市営住宅等管理事業 空き家利活用推進事業	まちづくり局	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	住宅政策推進事業 既存ストック活用推進事業 市営住宅等ストック活用事業 市営住宅等管理事業	まちづくり局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	住宅政策推進事業	まちづくり局	13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
1-4-7	がん検診等事業 生活習慣病対策事業 健康づくり事業 食育推進事業 国民健康保険特定健康診査等事業	健康福祉局	3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	健康づくり事業	健康福祉局	3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
			3.a	すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
	全般	健康福祉局	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
1-5-1	国民年金の運営業務	健康福祉局	**3**	**あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する**
	国民健康保険事業 国民健康保険料等収納業務 後期高齢者医療事業 障害者等医療費支給事業 指定難病対策事業	健康福祉局	3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
1-5-2	生活保護業務 生活困窮者自立支援事業 中国残留邦人生活支援事業 民間保護施設措置者処遇改善及び施設振興 明るい町づくり対策 福祉資金貸付事業	健康福祉局	1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
	生活保護自立支援対策事業 生活困窮者自立支援事業 中国残留邦人生活支援事業 民間保護施設措置者処遇改善及び施設振興 明るい町づくり対策 福祉資金貸付事業	健康福祉局	1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
	生活保護業務 生活困窮者自立支援事業 中国残留邦人生活支援事業 民間保護施設措置者処遇改善及び施設振興 明るい町づくり対策 福祉資金貸付事業	健康福祉局	1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
	生活保護自立支援対策事業 生活保護業務 生活困窮者自立支援事業 明るい町づくり対策	健康福祉局	2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
	行旅病人・同死亡人取扱及び法外扶助	健康福祉局	**3**	**あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する**
1-6-1	救急医療体制確保対策事業	健康福祉局	3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
	救急医療体制確保対策事業	健康福祉局	3.2	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
	医務・薬務事業	健康福祉局	3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
	地域医療対策事業 医務・薬務事業 看護師確保対策事業 市立看護大学の管理運営 血液対策事業	健康福祉局	3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
	医務・薬務事業 血液対策事業	健康福祉局	3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
	災害時医療救護対策事業	健康福祉局	11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
	救急活動事業 救急隊整備事業 救急救命士養成事業	消防局	13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
1-6-2	全般	病院局	**3**	**あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する**
	全般	病院局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
1-6-3	食品安全推進事業	健康福祉局	2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
	予防接種事業 感染症対策事業 公衆衛生等に関する試験検査等業務 動物愛護管理事業 環境衛生事業	健康福祉局	3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
	予防接種事業 感染症対策事業	健康福祉局	3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
	予防接種事業 感染症対策事業 公衆衛生等に関する試験検査等業務	健康福祉局	3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
	動物愛護管理事業 環境衛生事業 健康危機管理対策事業	健康福祉局	3.d	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。
	環境衛生事業	健康福祉局	6.1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
	動物愛護管理事業 葬祭場管理運営事業	健康福祉局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
2-1-1	児童手当支給事業	こども未来局	1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
	小児医療費助成事業	こども未来局	3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
	地域子育て支援事業 児童福祉施設等の指導・監査	こども未来局	4.2	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
	子ども・若者未来応援事業	こども未来局	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	地域子育て支援事業	こども未来局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
2-1-2	公立保育所運営事業	こども未来局	2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
	全般	こども未来局	4.2	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
	待機児童対策事業	こども未来局	5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
	公立保育所運営事業	こども未来局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
2-1-3	妊婦・乳幼児健康診査事業 母子保健指導・相談事業	こども未来局	2.2	5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
			3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
			3.2	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
			3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。
	妊婦・乳幼児健康診査事業	こども未来局	3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
	こども文化センター運営事業	こども未来局	4.2	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
	青少年教育施設の管理運営事業	こども未来局	4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
	母子健康指導・相談事業	こども未来局	5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
	青少年活動推進事業 こども文化センター運営事業 わくわくプラザ事業 青少年教育施設の管理運営事業	こども未来局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
2-1-4	ひとり親家庭等の総合的支援事業 子ども・若者支援推進事業	こども未来局	1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
	全般	こども未来局	1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
	ひとり親家庭等の総合的支援事業	こども未来局	2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
	里親制度推進事業 児童養護施設等運営事業 ひとり親家庭等の総合的支援事業 小児ぜん息患者医療費支給事業 小児慢性特定疾病医療等給付事業	こども未来局	3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
	里親制度推進事業 児童養護施設等運営事業 ひとり親家庭等の総合的支援事業	こども未来局	4.3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
	女性保護事業	こども未来局	5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
	児童相談所運営事業 ひとり親家庭等の総合的支援事業 子ども・若者支援推進事業	こども未来局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	児童虐待防止対策事業 児童相談所運営事業 女性保護事業	こども未来局	16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
	児童虐待防止対策事業 児童相談所運営事業	こども未来局	16.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
2-2-1	健康教育推進事業	教育委員会	3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
			3.a	すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
	キャリア在り方生き方教育推進事業 学力調査・授業改善研究事業 きめ細かな指導推進事業 英語教育推進事業 理科教育推進事業 読書のまち・かわさき推進事業 子どもの音楽活動推進事業 人権尊重教育推進事業 多文化共生教育推進事業 子どもの体力向上推進事業 健康教育推進事業 教育の情報化推進事業 かわさきGIGAスクール構想推進事業 魅力ある高校教育の推進事業 道徳教育推進事業 学校教育活動支援事業	教育委員会	4.1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
	キャリア在り方生き方教育推進事業	教育委員会	4.3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
	キャリア在り方生き方教育推進事業 魅力ある高校教育の推進事業	教育委員会	4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
	キャリア在り方生き方教育推進事業 人権尊重教育推進事業 多文化共生教育推進事業	教育委員会	4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
	学力調査・授業改善研究事業 きめ細かな指導推進事業 英語教育推進事業 理科教育推進事業 読書のまち・かわさき推進事業 かわさきGIGAスクール構想推進事業 魅力ある高校教育の推進事業	教育委員会	4.6	2030年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
	全般	教育委員会	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	教育の情報化推進事業 かわさきGIGAスクール構想推進事業 魅力ある高校教育の推進事業	教育委員会	4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
	人権尊重教育推進事業	教育委員会	5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
	キャリア在り方生き方教育推進事業 魅力ある高校教育の推進事業	教育委員会	8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
	健康教育推進事業	教育委員会	12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	学校教育活動支援事業	教育委員会	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
2-2-2	就学等支援事業	教育委員会	1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
	全般	教育委員会	4.1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
	特別支援教育推進事業 海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業 就学等支援事業	教育委員会	4.3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
	特別支援教育推進事業	教育委員会	4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
	特別支援教育推進事業 教育機会確保推進事業 海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業	教育委員会	4.6	2030年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
	特別支援教育推進事業 共生・教育推進事業	教育委員会	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	特別支援教育推進事業	教育委員会	4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
	就学等支援事業	教育委員会	8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
	特別支援教育推進事業	教育委員会	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
	児童生徒支援・相談事業	教育委員会	16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
			16.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
	海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業 就学等支援事業	教育委員会	16.9	2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
2-2-3	学校安全推進事業	教育委員会	3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
	学校施設長期保全計画推進事業 学校施設環境改善事業 学校施設維持管理事業 児童生徒数・学級数増加対策事業	教育委員会	4.1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
			4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
			7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	学校施設長期保全計画推進事業 学校施設環境改善事業	教育委員会	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
	学校施設長期保全計画推進事業 学校施設環境改善事業 学校施設維持管理事業 児童生徒数・学級数増加対策事業	教育委員会	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
2-2-4	全般	教育委員会	4.1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
	地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業 教育研究団体補助事業	教育委員会	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	学校業務マネジメント支援事業	教育委員会	5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
	教職員の選考・人事業務 学校業務マネジメント支援事業	教育委員会	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
	学校業務マネジメント支援事業 教育研究団体補助事業	教育委員会	8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
	地域等による学校運営への参加促進事業	教育委員会	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
2-3-1	全般	教育委員会	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	地域の寺子屋事業	教育委員会	4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
	全般	教育委員会	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
2-3-2	社会教育振興事業 図書館運営事業 生涯学習施設の環境整備事業	教育委員会	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	生涯学習施設の環境整備事業	教育委員会	4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
			10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
	図書館運営事業 生涯学習施設の環境整備事業	教育委員会	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	社会教育関係団体等への支援・連携事業	教育委員会	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
3-1-1	環境影響評価・環境調査事業	環境局	**3**	**あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する**
			4	**すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する**
	地球温暖化対策事業 環境教育推進事業	環境局	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	環境影響評価・環境調査事業	環境局	**6**	**すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する**
			7	**すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する**
	環境エネルギー推進事業	環境局	7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
	地球温暖化対策事業 環境エネルギー推進事業 次世代自動車等普及促進事業	環境局	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	地球温暖化対策事業 環境エネルギー推進事業 次世代自動車等普及促進事業	環境局	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業	環境局	7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
			8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
			8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	地球温暖化対策事業 環境エネルギー推進事業 次世代自動車等普及促進事業 グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業	環境局	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	環境影響評価・環境調査事業	環境局	**9**	**強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る**
	地球温暖化対策事業 環境エネルギー推進事業 次世代自動車等普及促進事業 グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業	環境局	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	産学公民連携事業	環境局	9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
	国際環境技術連携事業 国際連携・研究推進事業	環境局	9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
	環境影響評価・環境調査事業	環境局	**11**	**包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する**
	地球温暖化対策事業 環境エネルギー推進事業 次世代自動車等普及促進事業 グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業	環境局	11.6	2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	地球温暖化対策事業	環境局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	環境影響評価・環境調査事業	環境局	**12**	**持続可能な生産消費形態を確保する**
	地球温暖化対策事業	環境局	12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
	エコオフィス推進事業	環境局	12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
	地球温暖化対策事業 環境教育推進事業 環境総合研究所協働推進事業	環境局	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
3-1-1	環境影響評価・環境調査事業	環境局	**13**	**気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる**
	地球温暖化対策事業 環境エネルギー推進事業 都市環境研究事業	環境局	13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
	地球温暖化対策事業	環境局	13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
	地球温暖化対策事業 環境エネルギー推進事業 次世代自動車等普及促進事業 都市環境研究事業	環境局	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	環境影響評価・環境調査事業	環境局	**14**	**持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する**
	地球温暖化対策事業	環境局	14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
	環境影響評価・環境調査事業	環境局	**15**	**陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する**
			17	**持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する**
	国際環境技術連携事業 国際連携・研究推進事業	環境局	17.6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
			17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
			17.9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
			17.16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
	地球温暖化対策事業 環境功労者表彰事業 環境総合研究所協働推進事業 産学公民連携事業	環境局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
3-2-1	全般	環境局	3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	地域環境計画・共創推進事業	環境局	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	大気・水環境保全事業 大気・水質発生源対策事業 土壌汚染対策事業 化学物質適正管理推進事業 地域環境計画・共創推進事業	環境局	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	大気・水環境保全事業	環境局	6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	自動車排出ガス対策事業	環境局	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	全般	環境局	11.6	2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	大気・水環境保全事業 自動車排出ガス対策事業 大気・水質発生源対策事業 土壌汚染対策事業 大気環境調査研究事業 化学物質適正管理推進事業 環境化学物質研究事業 地域環境計画・共創推進事業	環境局	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	地球環境計画・共創推進事業	環境局	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
	大気・水環境保全事業 大気・水質発生源対策事業 土壌汚染対策事業 水環境調査研究事業 地域環境計画・共創推進事業	環境局	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
			14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
	地球環境計画・共創推進事業	環境局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
3-2-2	減量リサイクル推進事業	環境局	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	し尿・浄化槽収集事業 し尿処理事業	環境局	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	減量リサイクル推進事業 事業系ごみ減量化推進事業 資源物・ごみ収集事業 資源物・ごみ処理事業 廃棄物処理施設基幹的整備事業 廃棄物処理施設建設事業 廃棄物企画調整事業 産業廃棄物指導・許可等事業 廃棄物処理施設等整備事業 廃棄物中継輸送等事業 海面埋立事業	環境局	11.6	2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	建設リサイクル法業務	まちづくり局		
	建設リサイクル事業 建設発生土処理事業	建設緑政局		
	余熱利用市民施設等運営事業	環境局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	減量リサイクル推進事業	環境局	12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	減量リサイクル推進事業 事業系ごみ減量化推進事業	環境局	12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	減量リサイクル推進事業 事業系ごみ減量化推進事業 資源物・ごみ収集事業 資源物・ごみ処理事業 廃棄物処理施設基幹的整備事業 廃棄物処理施設建設事業 廃棄物企画調整事業 産業廃棄物指導・許可等事業 廃棄物処理施設等整備事業 廃棄物中継輸送等事業 海面埋立事業	環境局	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	減量リサイクル推進事業 事業系ごみ減量化推進事業 廃棄物企画調整事業 産業廃棄物指導・許可等事業	環境局	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	建設リサイクル法業務	まちづくり局		
	建設リサイクル事業 建設発生土処理事業	建設緑政局		
	減量リサイクル推進事業	環境局	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
	資源物・ごみ処理事業 廃棄物処理施設基幹的整備事業 廃棄物処理施設建設事業	環境局	13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
	減量リサイクル推進事業 廃棄物企画調整事業	環境局	14.1	2024年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	減量リサイクル推進事業	環境局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
3-3-1	緑の基本計画推進事業	建設緑政局	6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	生物多様性推進事業	環境局		
	緑の基本計画推進事業 公園緑地公民連携推進事業 グリーンコミュニティ形成事業	建設緑政局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	全国都市緑化フェア事業 緑の基本計画推進事業	建設緑政局	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
	生物多様性推進事業	環境局		
	全国都市緑化フェア事業 緑の基本計画推進事業 都市緑化推進事業 市民150万本植樹運動事業 緑化協議による緑のまちづくりの推進事業	建設緑政局	**15**	**陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する**
	生物多様性推進事業	環境局		
	全国都市緑化フェア事業 緑の基本計画推進事業 都市緑化推進事業	建設緑政局	15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
	緑の基本計画推進事業 市民150万本植樹運動事業	建設緑政局	15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
	全国都市緑化フェア事業 緑の基本計画推進事業	建設緑政局	15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
	全国都市緑化フェア事業 緑の基本計画推進事業 市民150万本植樹運動事業 グリーンコミュニティ形成事業	建設緑政局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
3-3-2	全般	建設緑政局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	生田緑地整備事業	建設緑政局	15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
3-3-3	全般	建設緑政局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
			15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
			15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
	協働による里山管理事業	建設緑政局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
3-3-4	都市農業価値発信事業	経済労働局	2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
	農環境保全・活用事業	経済労働局	2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭(レジリエント)な農業を実践する。
	市民・「農」交流機会推進事業	経済労働局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	農環境保全・活用事業	経済労働局	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
			15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
3-3-5	多摩川プラン推進事業	建設緑政局	6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	多摩川プラン推進事業 多摩川緑地維持管理事業	建設緑政局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	多摩川プラン推進事業 多摩川市民協働推進事業	建設緑政局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
4-1-1	上下水道分野における国際展開推進事業	上下水道局	6.1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
			6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
			6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
			6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
			6.a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
			6.b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。
	グリーンイノベーション推進事業	経済労働局	7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
			7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。
			8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
			8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
			9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
	海外展開支援事業	経済労働局	9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
	グリーンイノベーション推進事業	経済労働局	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	グリーンイノベーション推進事業	経済労働局	9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
	上下水道分野における国際展開推進事業	上下水道局		
	グリーンイノベーション推進事業	経済労働局	9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
	上下水道分野における国際展開推進事業	上下水道局		
	グリーンイノベーション推進事業	経済労働局	11.6	2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
			12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
			12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
	グリーンイノベーション推進事業	経済労働局	17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
	上下水道分野における国際展開推進事業	上下水道局		
	上下水道分野における国際展開推進事業	上下水道局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
4-1-2	商業力強化事業 卸売市場の管理運営事業 卸売市場施設整備事業 計量検査・管理指導事業 卸売市場関係事業者に関する許可・指導監督業務	経済労働局	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	卸売市場の管理運営事業	経済労働局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	商店街活性化・まちづくり連動事業	経済労働局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
4-1-3	中小企業融資制度事業	経済労働局	5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
	知的財産戦略推進事業 中小企業経営支援事業	経済労働局	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	知的財産戦略推進事業 中小企業経営支援事業 中小企業融資制度事業 対内投資促進事業 産業振興協議会等推進事業 建設業振興事業 産業立地地区活性化推進事業 金融相談・指導事業 生産性向上推進事業	経済労働局	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	中小企業経営支援事業 中小企業融資制度事業 操業環境保全対策事業	経済労働局	9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
	川崎市産業振興財団運営支援事業	経済労働局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
4-1-4	農業経営支援・研究事業 農業生産基盤維持・管理事業 援農ボランティア育成・活用事業	経済労働局	2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
			2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭(レジリエント)な農業を実践する。
	担い手育成・多様な連携推進事業	経済労働局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
4-2-1	新産業創造支援事業	経済労働局	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	起業化総合支援事業	経済労働局	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	全般	経済労働局	9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
4-2-2	環境調和型産業振興事業	経済労働局	7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
	ウェルフェアイノベーション推進事業	経済労働局	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	ソーシャルビジネス振興事業 クリエイティブ産業活用促進事業	経済労働局	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	ウェルフェアイノベーション推進事業	経済労働局	9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
4-2-3	ナノ医療イノベーション推進事業	臨海部 国際戦略本部	3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	新川崎・創造のもり推進事業 医工連携等推進事業 科学技術基盤の強化・連携事業	経済労働局	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	ナノ医療イノベーション推進事業	臨海部 国際戦略本部		
	ナノ医療イノベーション推進事業	臨海部 国際戦略本部	9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
	新川崎・創造のもり推進事業 医工連携等推進事業 科学技術基盤の強化・連携事業	経済労働局		
	新川崎・創造のもり推進事業 川崎市コンベンションホール管理運営事業	経済労働局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
4-2-4	スマートシティ推進事業	環境局	7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
	水素戦略・カーボンニュートラル産業推進事業	臨海部 国際戦略本部		
	スマートシティ推進事業	環境局	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
			7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	スマートシティ推進事業	環境局	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	水素戦略・カーボンニュートラル産業推進事業	臨海部 国際戦略本部		
	スマートシティ推進事業	環境局	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	水素戦略・カーボンニュートラル産業推進事業	臨海部 国際戦略本部		
	水素戦略・カーボンニュートラル産業推進事業	臨海部 国際戦略本部	9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
	水素戦略・カーボンニュートラル産業推進事業	臨海部 国際戦略本部	11.6	2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	スマートシティ推進事業	環境局		
	スマートシティ推進事業	環境局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
4-2-5	行政情報化推進事業	総務企画局	16.9	2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
	地域情報化推進事業 行政情報化推進事業 デジタル化推進事業 情報統括監理推進事業 情報環境整備事業	総務企画局	16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
	公共施設利用予約システム事業	市民文化局		
	地域情報化推進事業 行政情報化推進事業 デジタル化推進事業	総務企画局	17.8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する。
4-3-1	雇用労働対策・就業支援事業	経済労働局	8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
	雇用労働対策・就業支援事業 技能奨励事業	経済労働局	8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
	雇用労働対策・就業支援事業	経済労働局	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
	生活文化会館の管理運営事業	経済労働局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
4-3-2	勤労者福祉対策事業	経済労働局	5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
	住宅相談事業	経済労働局	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	勤労者福祉共済事業 勤労者福祉対策事業	経済労働局	8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
	住宅相談事業	経済労働局	11.1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
	労働会館の管理運営事業	経済労働局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
4-4-1	臨海部活性化推進事業	臨海部 国際戦略本部	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
	戦略拠点形成推進事業 臨海部大規模土地利用推進事業 サポートエリア整備推進事業 臨海部活性化推進事業	臨海部 国際戦略本部	8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
	国際戦略拠点活性化推進事業 戦略拠点形成推進事業 臨海部大規模土地利用推進事業 臨海部活性化推進事業	臨海部 国際戦略本部	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	国際戦略拠点活性化推進事業 臨海部活性化推進事業	臨海部 国際戦略本部	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	サポートエリア整備推進事業	臨海部 国際戦略本部	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
	サポートエリア整備推進事業 臨海部交通ネットワーク形成推進事業	臨海部 国際戦略本部	9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。
	戦略拠点形成推進事業 臨海部大規模土地利用推進事業 臨海部活性化推進事業	臨海部 国際戦略本部	9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
	国際戦略拠点活性化推進事業	臨海部 国際戦略本部	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
			9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
	川崎駅・臨海部公共交通利用環境向上推進事業	まちづくり局	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	多摩川リバーサイド地区整備推進事業	まちづくり局	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	臨海部活性化推進事業	臨海部 国際戦略本部	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
			17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
4-4-2	東扇島物流促進事業 ポートセールス事業 港湾統計・情報システム運営事業 港湾管理事業 京浜港広域連携推進事業 港湾計画策定事業 港湾における規制指導事業 入出港船舶等調整事業	港湾局	**9**	**強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る**
	千鳥町再整備事業 臨港道路東扇島水江町線整備事業 川崎港海底トンネル改修事業 東扇島堀込部土地造成事業 浮島1期地区基盤整備事業 港湾施設維持管理事業 陸上施設等管理運営事業 海上・係留施設等管理運営事業 川崎港海底トンネル維持管理事業 コンテナターミナル維持・整備事業 小型船溜まり整備事業	港湾局	9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。
	川崎港カーボンニュートラル化推進事業	港湾局	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
4-4-3	浮島2期地区埋立事業	港湾局	9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。
	川崎港保安対策事業	港湾局	**11**	**包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する**
	港湾振興事業 港湾振興会館管理運営事業 港湾緑地整備事業 川崎港環境改善対策事業 港湾緑地維持管理事業	港湾局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
4-5-1	小杉駅交通機能強化等推進事業	まちづくり局	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	全般	まちづくり局	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
4-5-2	全般	まちづくり局	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業	まちづくり局	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
4-6-1	建築物環境配慮推進事業 低炭素建築物支援事業	まちづくり局	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	木材利用促進事業	まちづくり局	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	都市計画マスタープラン等策定・推進事業 地域地区等計画策定・推進事業 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等改定・推進事業 都市施設の計画管理等事業 都市計画地図情報・基礎調査等事業 マンション建替え支援指導業務 優良建築物等整備事業 大規模低未利用地等のまちづくり誘導事業 市街地開発事業の推進業務 まちづくり対策事業 建築・宅地に関する指導・審査事業 長期優良建築物支援事業 建築物環境配慮推進事業 低炭素建築物支援事業 木材利用促進事業	まちづくり局	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	庁舎等建築物の長寿命化対策事業	総務企画局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	建築物環境配慮推進事業 低炭素建築物支援事業 木材利用促進事業	まちづくり局	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	木材利用促進事業		15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
4-6-2	都市景観形成推進事業 景観形成誘導推進事業	まちづくり局	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	地区まちづくり推進事業	まちづくり局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
4-7-1	総合交通計画調査事業 鉄道計画関連事業	まちづくり局	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	広域幹線道路整備促進事業 川崎縦貫道路の整備事業	建設緑政局	11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
4-7-2	都市計画道路網調査事業	まちづくり局	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	道路計画調査事業 道路改良事業 渋滞対策事業 橋りょう整備事業 京浜急行大師線連続立体交差事業 JR南武線連続立体交差事業	建設緑政局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
4-7-3	自転車通行環境整備事業	建設緑政局	3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
	地域公共交通推進事業 地域コミュニティ交通導入推進事業 バス利用等促進事業	まちづくり局	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	駐車施設整備推進事業	まちづくり局	11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	自転車通行環境整備事業 自転車活用推進事業	建設緑政局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	地域コミュニティ交通導入推進事業	まちづくり局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
	自転車活用推進事業	建設緑政局		
4-7-4	全般	交通局	11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
4-8-1	市民スポーツ推進事業	市民文化局	3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
			10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
	若者文化の発信事業 スポーツセンター等管理運営事業	市民文化局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	市民スポーツ推進事業 地域スポーツ推進事業 ホームタウンスポーツ推進事業	市民文化局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
4-8-2	市民文化活動支援事業	市民文化局	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 日本民家園管理運営事業 青少年科学館管理運営事業	教育委員会	4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
	文化財保護・活用事業 橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 日本民家園管理運営事業 青少年科学館管理運営事業	教育委員会	11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
	市民文化活動支援事業 東海道かわさき宿交流館管理運営事業 市民ミュージアム管理運営事業 大山街道ふるさと館管理運営事業 市民プラザ管理運営事業 藤子・F・不二雄ミュージアム事業 岡本太郎美術館管理運営事業 アートセンター管理運営事業	市民文化局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 日本民家園管理運営事業 青少年科学館管理運営事業	教育委員会		
	市民文化活動支援事業 大山街道ふるさと館管理運営事業	市民文化局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
	文化財保護・活用事業	教育委員会		
4-8-3	音楽のまちづくり推進事業	市民文化局	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	川崎シンフォニーホール管理運営事業	市民文化局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	音楽のまちづくり推進事業 映像のまち・かわさき推進事業	市民文化局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
4-9-1	国際交流センター管理運営事業	市民文化局	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
			8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
			10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
			10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
			10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
			10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
			11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
			11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
			16.b	持続可能な開発のための非差別的法規及び政策を推進し、実施する。
	国際交流推進事業 国際施策推進事業	総務企画局	17.16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
	川崎市制100周年記念事業 シティプロモーション推進事業	総務企画局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
	交流推進事業 市民文化大使事業	市民文化局		

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
4-9-2	観光振興事業 産業観光推進事業 市制記念花火大会事業	経済労働局	8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
	競輪場整備事業 競輪等開催・運営事業	経済労働局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
5-1-1	地域振興事業	市民文化局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	多様な主体による協働・連携推進事業 自治推進事業	市民文化局	16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
	SDGs未来都市推進事業	総務企画局	17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
	多様な主体による協働・連携推進事業 自治推進事業 地域振興事業 市民活動支援事業 NPO法人活動促進事業	市民文化局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
	SDGs未来都市推進事業	総務企画局		
5-1-2	公文書館運営事業	総務企画局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	区相談事業	市民文化局	16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
	広報事業 放送事業 報道事務 情報公開推進事務 公文書館運営事業	総務企画局		
	広聴等事務 コンタクトセンター運営事業	総務企画局	16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
5-1-3	区役所サービス向上事業 区役所等庁舎整備推進事業	市民文化局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	区役所改革推進事業 区役所サービス向上事業	市民文化局	16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
	戸籍住民サービス事業	市民文化局	16.9	2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
	区役所改革推進事業 地域課題対応事業	市民文化局	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
5-2-1	平和館管理運営事業	市民文化局	**1**	**あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる**
			2	**飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する**
	人権関連事業	市民文化局	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	人権オンブズパーソン運営事業	市民オンブズマン事務局	5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
			5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
			5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
	子どもの権利施策推進事業	こども未来局	8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
	人権オンブズパーソン運営事業	市民オンブズマン事務局		
	外国人市民施策推進事業	市民文化局	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
			8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
	平和館管理運営事業	市民文化局	**10**	**各国内及び各国間の不平等を是正する**
	人権関連事業 同和対策事業 外国人市民施策推進事業	市民文化局	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
	人権オンブズパーソン運営事業	市民オンブズマン事務局		
	人権関連事業 同和対策事業 外国人市民施策推進事業	市民文化局	10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
	子どもの権利施策推進事業	こども未来局		
	外国人市民施策推進事業	市民文化局	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
			10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。

関係施策	事務事業	関係局	ゴール又はターゲット	
5-2-1	平和館管理運営事業	市民文化局	**11**	**包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する**
	外国人市民施策推進事業	市民文化局	11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
	平和意識普及推進事業 平和館管理運営事業	市民文化局	**16**	**持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する**
	外国人市民施策推進事業	市民文化局	16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
	人権関連事業 外国人市民施策推進事業	市民文化局	16.b	持続可能な開発のための非差別的法規及び政策を推進し、実施する。
5-2-2	男女共同参画事業	市民文化局	1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。
	全般	市民文化局	4.3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
	男女共同参画事業	市民文化局	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	全般	市民文化局	5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
	男女共同参画事業	市民文化局	5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
			5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
	全般	市民文化局	5.c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。
	男女共同参画センター管理運営事業	市民文化局	11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	男女共同参画事業	市民文化局	16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
5-2-3	かわさきパラムーブメント推進事業	市民文化局	**4**	**すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する**
			8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
			10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
			10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
			11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
			11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

■ 第２期川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂版 人口ビジョン

1 将来人口のシミュレーション

（１）シミュレーションにあたって

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」では、若い世代の結婚・子育ての希望が実現した場合の合計特殊出生率である「国民希望出生率＝1.8」が令和12（2030）年までに達成され、令和22（2040）年を目途に、人口規模が長期的に維持される水準である「人口置換水準＝2.07」に上昇した場合、令和42（2060）年に総人口１億人程度が確保されるものと見込んでいます。本市の将来人口のシミュレーションにあたっては、国の人口の将来展望の見込みを勘案し、シミュレーションを行います。

図表１　国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」における合計特殊出生率の想定

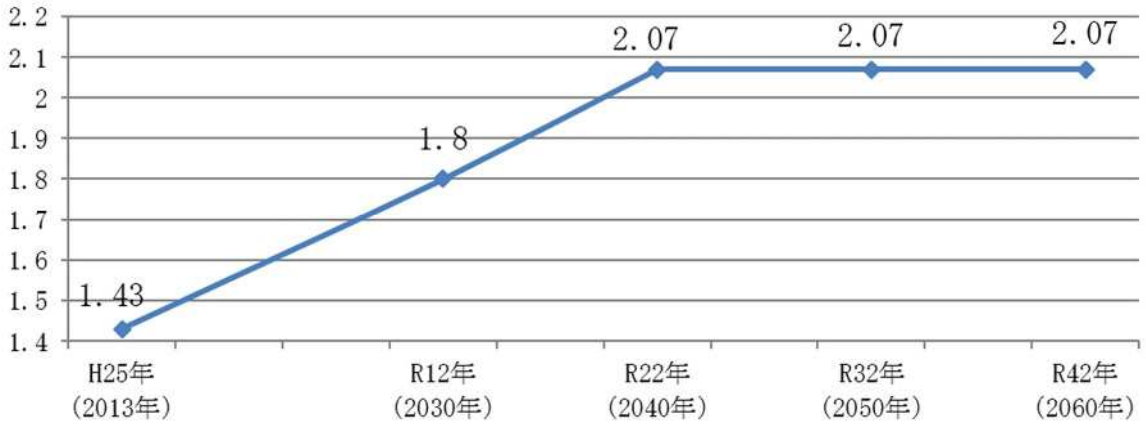

※H25(2013)年の数値は実績値

（２）前提条件

ア 合計特殊出生率の想定

合計特殊出生率は、起点を令和元（2019）年の本市全体の合計特殊出生率（1.31）とし、国の将来展望で想定する値（2.07）まで上昇するよう設定しています。国の将来展望で想定する値に到達後は一定としています。

イ 社会動態の想定

社会動態は、「川崎市総合計画第３期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」における推計で使用した移動率の値と同じ設定にしています。

（３）シミュレーション結果

ア シミュレーションのシナリオ

合計特殊出生率が令和 22(2040)年に 2.07 まで上昇

国の将来展望における合計特殊出生率の想定年次（R12[2030]:1.8 R22[2040]:2.07）でシミュレーションを行うと、次のとおりの結果になります。なお、起点を令和元（2019）年の本市全体の合計特殊出生率（1.31）としています。

図表２　シナリオにおける合計特殊出生率の想定

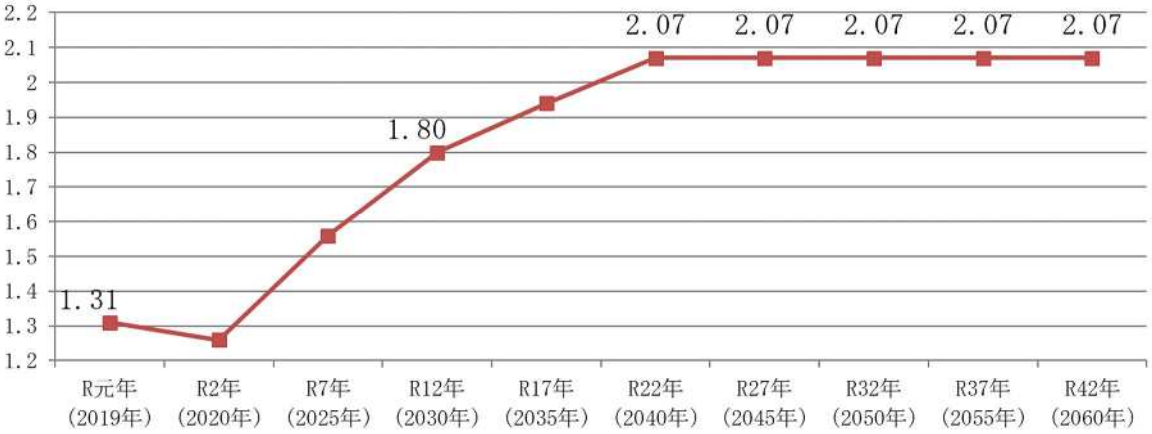

イ　人口動態（自然動態、社会動態）のシミュレーション結果

自然動態は、令和12（2030）年から令和17（2035）年の期間をピークに減少に転じますが、令和37（2055）年から令和42（2060）年の期間まで自然増の状態が続きます。社会動態は、減少傾向をたどり、令和17（2035）年から令和22（2040）年の期間に社会増から社会減に転じますが、令和27（2045）年から令和32（2050）年の期間に再び社会増となります。

自然動態と社会動態を合わせた人口増加の状況は縮小傾向となりますが、令和32（2050）年から令和37（2055）年の間に増加に転じます。

図表３　シナリオによる人口動態シミュレーション結果

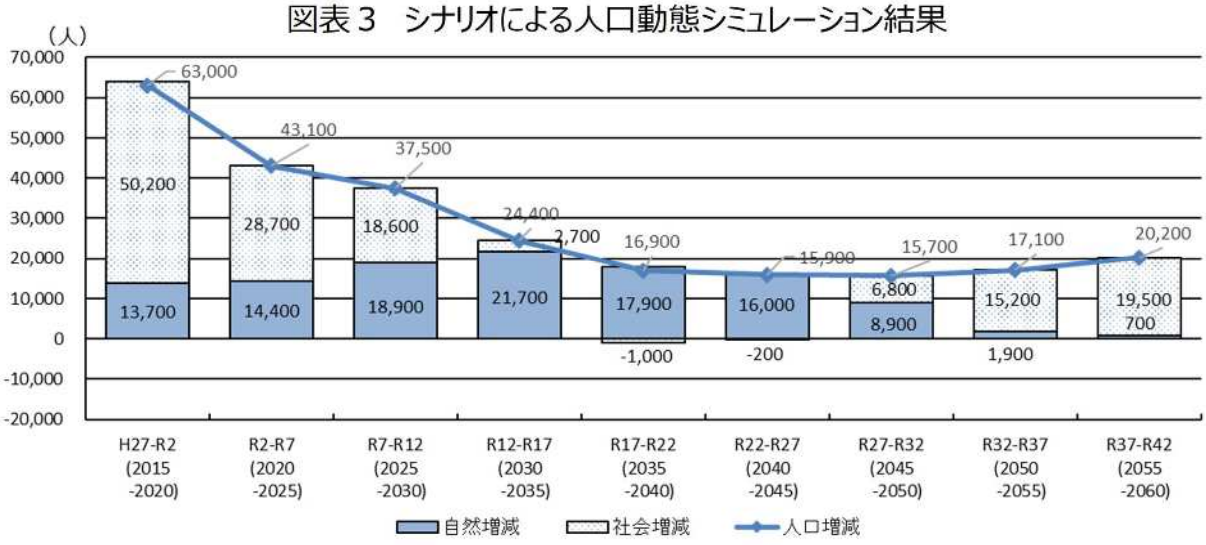

ウ　総人口及び年齢３区分別人口のシミュレーション結果

このシミュレーションによれば、本市における総人口は増加を続け、令和42（2060）年には172.9万人に達します。０-14歳人口は、合計特殊出生率の上昇により出生数が増加傾向を続けた結果、今後増加を続け、令和32（2050）年には26.6万人となります。15-64歳人口は、令和７（2025）年まで増加を続け、105.9万人をピークとして、一度減少に転じますが、令和32（2050）年には再び増加に転じます。65歳以上人口は、今後増加を続け、令和32（2050）年には48.0万人となります。

構成比別でみると０～14歳人口及び65歳以上人口は令和32（2050）年がピークとなります。生産年齢人口の15～64歳人口は平成27（2015）年がピークとなり、以降は減少が続きますが、令和37（2055）年には再び増加に転じます。

図表４　シナリオによるシミュレーション結果

			H27年（2015年）	R2年（2020年）	R7年（2025年）	R12年（2030年）	R17年（2035年）	R22年（2040年）	R27年（2045年）	R32年（2050年）	R37年（2055年）	R42年（2060年）
人口総数			1,475,200	1,538,300	1,581,300	1,618,800	1,643,200	1,660,100	1,676,000	1,691,600	1,708,700	1,728,900
	男性		749,000	775,800	793,700	809,800	819,700	825,800	831,100	836,200	841,800	849,300
	女性		726,200	762,500	787,600	809,000	823,500	834,400	844,900	855,400	866,900	879,600
	0－14歳		187,000	189,600	184,800	193,800	218,100	244,900	262,100	265,700	263,100	261,200
		うち0-4歳	66,100	64,100	64,800	79,800	91,400	95,600	99,000	96,000	93,200	96,500
	15-64歳		1,001,300	1,037,200	1,059,200	1,055,500	1,014,700	962,500	940,100	945,600	971,700	1,000,800
	65歳以上		287,000	311,500	337,400	369,600	410,400	452,600	473,800	480,300	473,900	466,900
		うち75歳以上	131,600	160,300	199,200	215,400	221,800	237,200	264,100	294,900	307,200	305,500
構成比率												
	0-14歳（%）		12.7%	12.3%	11.7%	12.0%	13.3%	14.8%	15.6%	15.7%	15.4%	15.1%
		うち0-4歳	4.5%	4.2%	4.1%	4.9%	5.6%	5.8%	5.9%	5.7%	5.5%	5.6%
	15-64歳（%）		67.9%	67.4%	67.0%	65.2%	61.8%	58.0%	56.1%	55.9%	56.9%	57.9%
	65歳以上（%）		19.5%	20.2%	21.3%	22.8%	25.0%	27.3%	28.3%	28.4%	27.7%	27.0%
		うち75歳以上（%）	8.9%	10.4%	12.6%	13.3%	13.5%	14.3%	15.8%	17.4%	18.0%	17.7%
対2020年人口総数			―	0	43,000	80,500	104,900	121,800	137,700	153,300	170,400	190,600

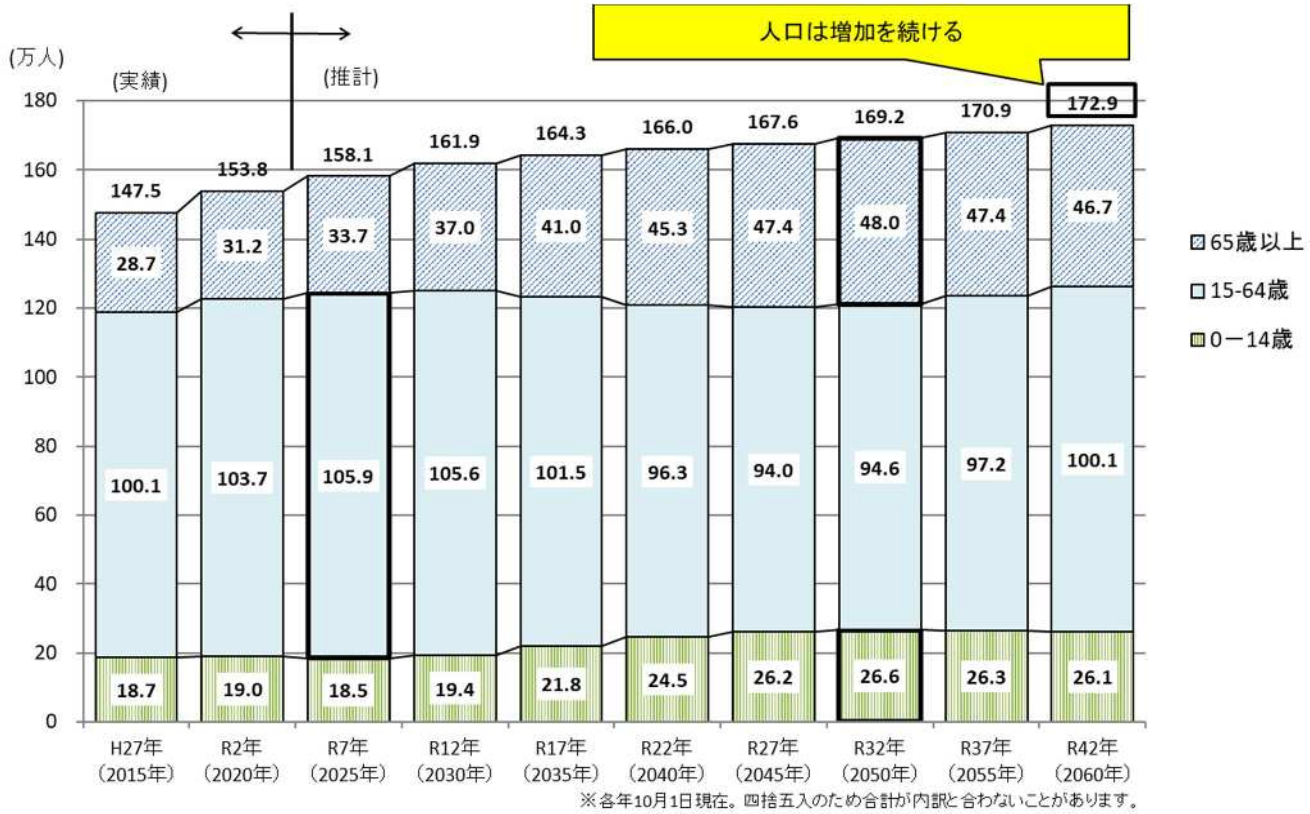

エ　シミュレーション結果

シナリオでは、少なくとも令和42（2060）年まで人口が増加を続け、172.9万人に達するとのシミュレーション結果になります。これは、「川崎市総合計画第３期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」により得られた結果である148.7万人への減少と比較すると、大幅な人口の増加が見込まれることになります。

図表５　シナリオによる総人口のシミュレーション結果比較

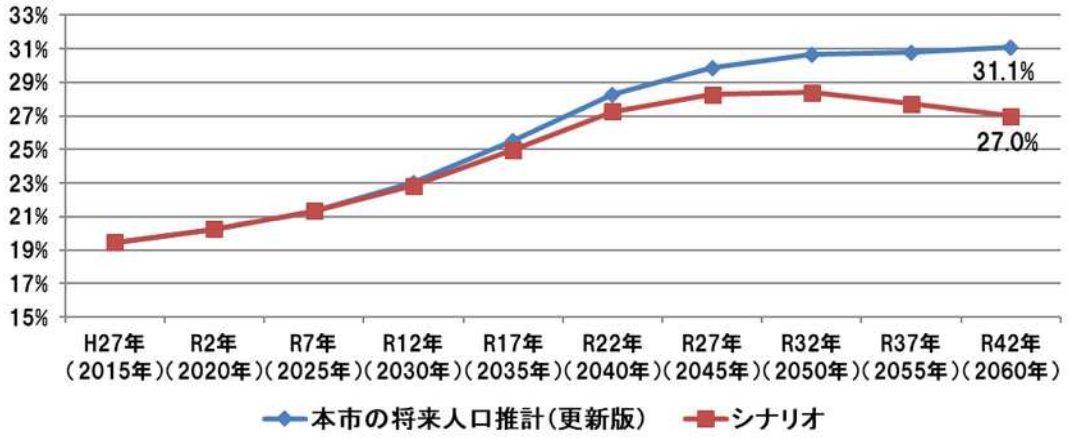

シナリオの実現は、極めて困難と考えられますが、急速な人口減少を緩和する取組が必要となります。

図表６　シナリオによる高齢化率のシミュレーション結果比較

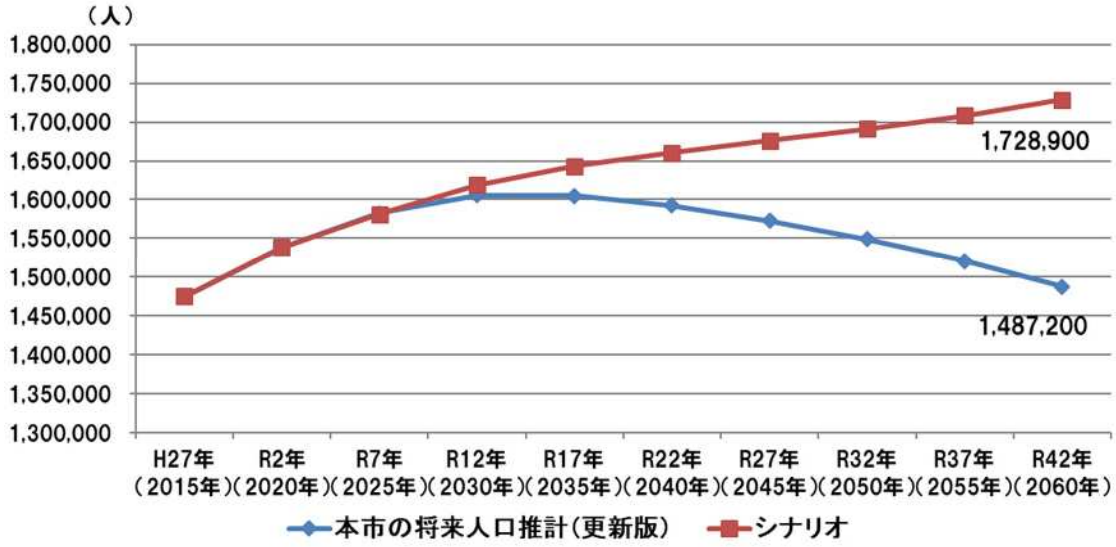

■　みんなで取り組もう 私たちができること～市民から市民へのメッセージ～（市民検討会議より）

● 市民検討会議における議論 ～暮らしを支える「自助」と「共助」が重要！～

日本は、すでに人口減少社会に突入しており、私たちが暮らすこの川崎でも、今後、少子高齢化がさらに進行し、いずれは人口が減少していくことによって、地域の姿が変わり、そこに暮らす人々の生活も変化してくことが見込まれます。

こうした状況にあっても、子ども、若者、子育てをする若い世代、シニア世代など、誰もが安全・安心に暮らすためには、行政によるサービスだけでなく、個人または家庭で自ら行動することや、地域の中でお互いに支え合うことが大切になっています。

そこで、総合計画の策定に関して、市民目線での意見や助言をいただく場として、公募市民等で構成する市民検討会議（平成 26 年 10 月から平成 27 年 7 月）では、「自分・家庭でできること」（自助）、「地域でできること」（共助）、「行政が行うべきこと」（公助）という３つの区分を設定し、主な政策分野ごとに課題と対応策を検討しました。その成果は、総合計画にも活かされています。

● 「市民から市民へのメッセージ」とは？

総合計画は、行政として実施する政策や施策を定める計画ですので、「公助」が中心になり、「自助」や「共助」の内容を十分に反映することは困難です。そこで、市民が自ら取り組むべきこととして、市民検討会議から直接、市民の皆さんに提案し、呼びかけることがふさわしいと考えたものを、メッセージとしてまとめることになりました。

このメッセージは、あくまで提案・呼びかけであり、押しつけるものではありませんが、「私たちの暮らしやまちをよりよいものにしていくために、ともに行動に移していきましょう。」という市民委員の願いがこもったものです。

【共通メッセージ】

■<u>多世代が参加する地域コミュニティをつくろう！</u>

分野別の提案・呼びかけに入る前に、多くの分野に共通するメッセージがあります。それは、多世代の市民が参加し、互いに支え合う地域コミュニティをつくる、ということです。

超高齢社会を生き生きと暮らすためにも、次代を担う子どもを安心して育てるためにも、地域における支え合いや交流が欠かせません。災害から市民の生命や暮らしを守り、そして安全で快適なまちや交通環境をつくるためにも、地域コミュニティが重要です。

この地域コミュニティをよりよいものとするためには、子ども、若者、子育てをする世代、シニア世代などの多世代が参加し、交流し支え合うことが重要です。

町内会・自治会、小・中学校の校区などさまざまな単位で、こうした地域コミュニティをつくっていけるよう、市民一人ひとりができることから始めましょう。

みんなで取り組もう 私たちができること
～ 市民から市民へのメッセージ① ～

「超高齢社会においても生き生きと暮らし続けることができる地域の支え合いのために」

背 景

10年後の平成37(2025)年には団塊の世代が75歳を超え、川崎市民の３人に１人が高齢者となります。超高齢社会を迎えて、成熟化した社会の中で誰もが生きがいを持って幸せに暮らしていくためには、地域でお互い助け合うしくみが必要となります。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

メッセージ

- 地域の高齢世代同士や世代間で支え合うためには、支援が必要になる前から近所の人たちとの顔の見える人間関係をつくることが大切です。挨拶や声掛けから始めて、地域に知り合いや友達をつくりましょう。

- 町内会などの地域活動や社会貢献活動など、地域にはシニア世代の「出番」がたくさんありますので、どんどん参加しましょう。高齢者になっても元気なうちは、これまで培ってきたスキルや経験を活かして、「地域の担い手」になりましょう。

- シニア世代には仕事や子育てで培った知識・経験があります。こども・若者も含めた多世代交流を通じて、地域で次世代を育成し、世代間交流による支え合いを大切にしましょう。

- 一人一人がいつまでも元気で暮らすために、外出する機会を増やして積極的に人と交流しましょう。また、できるだけ徒歩で移動するなど、生活の中に適度な運動を取り入れましょう。

川崎市総合計画市民検討会議より

みんなで取り組もう 私たちができること
～ 市民から市民へのメッセージ② ～

「次代を担う子どもを安心して育てることのできるまちづくり」

背 景

全国的に少子化が進展する中で、川崎市の出生数は近年横ばい傾向にあるものの合計特殊出生率は国の平均より低い水準にとどまっています。また、市外からの転入者が多い特徴を持っています。子どもを産み育てやすいまちをつくるためには、保育サービスの拡充や教育の充実などが求められており、核家族化や地域のつながりの希薄化による子育ての孤立感・負担感の高まりなど、多くの課題があり、行政による直接的なサービスの提供に加えて、地域で子育てや教育を支えていくしくみづくりが必要です。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

メッセージ

- 家庭や地域でさまざまな人材が関わりながら、子どもたちを孤立させないことが大切です。「伴走者」として、子どもたちの成長（学習・自尊心・好奇心・集中力・コミュニケーション力・自立など）を地域でしっかり支える環境をつくりましょう。

- 気軽に相談できる親どうし・子どもどうしのネットワークをつくりましょう。

- 川崎の子育て・教育のサービスについて、良く知り、かしこく活用しましょう。

- 地域でのさまざまな職業の達人と交流し、子どもに働く喜びや価値観をリアルに感じてもらいましょう。

川崎市総合計画市民検討会議より

みんなで取り組もう 私たちができること
～ 市民から市民へのメッセージ③ ～

「災害から生命を守る地域の助け合い」

背 景

今後30年間に震度６弱以上の首都直下型地震が発生する可能性が70％程度と言われているなど、大規模な自然災害に備えることが重要な課題となっています。阪神・淡路大震災において、救助された人の97％が友人・家族・隣人によって命を救われており、市民一人ひとりの災害への備えと地域コミュニティにおける防災の取組など、自助・共助による「地域防災力の向上」が必要不可欠です。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

メッセージ

- 各家庭で防災意識を高めるとともに、阪神・淡路大震災で亡くなった方の７７％が圧死や窒息死で亡くなっていることから、家屋の耐震性・耐火性を高めたり、家具の配置を工夫したり、防災グッズなどの必要な物資の準備をしたり、避難場所やハザードマップの確認をするなど、日頃から家庭内でできる災害に対する備えをしておきましょう。

- 実際に大きな災害が発生した際に、家族で助け合って危機に対処するために、連絡の仕方や集合場所などを決めておきましょう。

- 地域の住民同士で助け合うことで災害による被害を最小限にするため、近所での日頃からのコミュニケーションや訓練を通じて災害時の体制づくりをするとともに、避難する際にどこが危険なのか、支援が必要な人がどこにいるかなど、必要な情報を共有しましょう。

- 災害対策にはすべての世代が参加すべきですが、地域の防災活動への参加者は高齢者の比率が高いため、日中、大人がいない中でも地域にいる中学生、高校生を含む若い世代は、地域の災害弱者を災害時に救うことができるよう積極的に参加するようにしましょう。

川崎市総合計画市民検討会議より

みんなで取り組もう 私たちができること
～ 市民から市民へのメッセージ④ ～

「快適で利便性が高く、暮らしやすいまちづくり」（交通）

背 景

超高齢社会に向け、これまで以上に安全で快適な交通環境の整備が求められ、長期展望を意識した鉄道・バス等の公共交通ネットワークの整備や、歩行者・自転車にとっての安全性・快適性の向上が重要な課題です。特に自転車では、自転車通行帯の整備などの行政の取組に加え、市民一人ひとりがルール・マナーを守り、適正利用に努めることが必要です。また地域交通では、家庭・地域・行政・企業等の連携した取組が大切です。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

メッセージ

□ 自転車はエコで、お金もかからない便利な乗り物ですが、ルールやマナーを無視した乗り方は重大な事故につながります。ルールを正しく理解し、家庭でもしっかり教えましょう。

知ろう！守ろう！自転車の交通ルール

- ✓ 暗くなる前にライトをつけましょう。
- ✓ 自転車は、原則として車道左側通行です。
- ✓ 歩道上は歩行者優先。自転車は徐行するのがルールです。
- ✓ 自転車は縦一列走行です。横に並んで通行することはできません。
- ✓ 二人乗り、飲酒運転、傘さし運転は禁止です。
- ✓ 乗用中の携帯電話（スマホ）・イヤホン等の利用は禁止です。
- ✓ 子どもにはヘルメットを着用させましょう。（*努力義務）
- ✓ 自転車は道路交通法で軽車両に位置付けられており、違反者には罰金等が科せられます。

軽車両である自転車もルールを守ろう

小冊子「自転車もハンドル握ればドライバー」（川崎市交通安全対策協議会・川崎市）より

□ 自転車を路上や駅前などに放置すると、歩行者や車両の通行の障害となったり、救急・消防活動に支障をきたすとともに、盗難の誘発や美観の悪化にもつながります。自転車を放置せず、駐輪場を利用し、まちを美しく豊かにしていくことを市民のプライドにしましょう。また、自転車は必ず防犯登録し、駐輪するときは盗難防止のために二重施錠しましょう。

□ コミュニティ交通の検討では、ショッピングバスの活用等、地域特性に応じた新しいアイディアを皆で考え、一緒に議論していきましょう。

川崎市総合計画市民検討会議より

みんなで取り組もう 私たちができること
～ 市民から市民へのメッセージ⑤～

「快適で利便性が高く、暮らしやすいまちづくり」（暮らし）

背 景

川崎市においても、家族構成人数が多い子育て世帯が狭い住宅に、単身もしくは夫婦世帯の高齢者が広い住宅に住むという、いわゆるミスマッチが生じていると言われています。豊かな暮らしを実現するためには、年齢を重ねるごとに変化していくライフスタイルや、体の状態に合わせて、住まいを選ぶことも重要です。このような住まいの課題は、税制を始めとする制度や安心できる施策などの公助の取組、さらに不動産流通などの事業者の取組などを総合的に進めていく必要があり、自助の取組だけで解決することは困難ですが、少しずつ市民一人ひとりの意識を変えていくことも大切です。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

メッセージ

- いつまでも住み慣れた家で暮らしたいという方も多いと思います。しかし、子どもの独立で夫婦２人だけで広い家を持て余すようになった、階段や段差の昇り降りが辛くなった、家が老朽化してきた、といったことを感じたら、ライフステージに合わせた住み替えを考えてもいいかもしれません。
  よりポジティブにシニアライフを送るためには、持ち家にこだわらずに、バリアフリーで、もう少しコンパクトで、交通利便性の良いところへ住み替えるという意識の改革が必要です。

- 地域で孤立してしまうことがないように、近所に友達をつくったり、地域の集まりに参加してみたり、まちなかのちょっとした空間で地域交流するなど、近くに住む人とのゆるやかなネットワークを大切にしましょう。

- 高齢になったら、親子での「同居」が難しくても、できれば「近居」することで、祖父母は孫の成長を見守り、孫は祖父母の介護を支えるなど、多世代がゆるやかにつながりながら、安心した生活を送りましょう。

川崎市総合計画市民検討会議より

みんなで取り組もう 私たちができること
～ 市民から市民へのメッセージ⑥ ～

「文化・スポーツなど川崎の魅力を活かしたシティプロモーション」

背 景

川崎市は、東京と横浜に接して市域が細長いことや、市民の転出入が多いこと、また市外で働く人が多いことなどから、市民の中に一体感が生まれにくいと言われています。

川崎の都市ブランドを強化し、市民の「川崎への愛着・誇り（シビックプライド）」を高めることが、「住み（続け）たいまち」という都市イメージ、市民の一体感や地域への帰属意識を高めることにつながると考えます。そのためには、多くの市民が地域社会に参画し、地域資源の魅力を向上させ、自ら発信することが重要です。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

メッセージ

□ 川崎の魅力を再発見し、川崎のことをもっと良く知るためには、私たち市民が情報を「受け取る力」を高めることも大切です。
市政だよりやホームページなどで発信される様々な情報に、できるだけ関心を持つようにしてみましょう。

□ 川崎には、ミューザ川崎や音楽大学、川崎フロンターレなどのプロスポーツチーム、生田緑地など、多くの地域資源があります。これらの地域資源を活かし、様々な分野で市民の活動が活発に行われることは、川崎の魅力を高めることにつながっています。
私たち一人ひとりが、「断トツ」な川崎の魅力づくりを目指して、地域のイベントや活動にも、積極的に参加してみましょう。

□ 私たち市民が、川崎の良いところや優れたところを積極的にPRし、一人でも多くの人に川崎の魅力を知ってもらうことが大切です。
ＩＣＴを活用した情報発信のほか、友人や知人との「人と人とのつながり」を通じた口コミなどにより、川崎の魅力を伝えるようにしてみましょう。

川崎市総合計画市民検討会議より

川崎市総合計画第３期実施計画　案

令和４（2022）年２月

（問い合わせ）
川崎市総務企画局都市政策部企画調整課
電　話　０４４－２００－０３７２
ＦＡＸ　０４４－２００－０４０１
Ｅ－ｍａｉｌ　17kityo@city.kawasaki.jp

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。

川崎市

川崎区　幸区　中原区　高津区　宮前区　多摩区　麻生区